

本翻訳はロシアNIS貿易会監修による仮訳である。

本法典は、情報システムParagraph (https://online.zakon.kz/Document/?doc_id=31764592#pos=4;-106)

よりダウンロードした露文資料に基づく。

カザフスタン共和国法典 地下資源および地下資源の利用について

(2020年6月25日時点における変更と追加を含む)

本法典への変更については以下を参照のこと。

2018年2月23日付カザフスタン共和国首相命令、第20-r号「2017年12月27日付カザフスタン共和国法典『地下資源および地下資源の利用について』および2017年12月27日付カザフスタン共和国法『地下資源利用に関するカザフスタン共和国のいくつかの法規文書への変更および追加について』の実行方法について」。

(2018年5月24日付カザフスタン共和国法律第156-VI号(2018年6月29日発効)、2019年12月30日付カザフスタン共和国法第297-VI号、2020年6月25日付カザフスタン共和国法第347-VI号にしたがって、目次には変更が加えられた)

目次

総論	1
第I部 基本規程	1
第1章 総則	1
第1条 地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国法	1
第2条 本法典が規定する諸関係	1
第3条 地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国法の目的および課題	1
第4条 地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国法の原則	2
第5条 地下資源国家基金の合理的な管理	2
第6条 地下資源利用にあたっての環境安全	2
第7条 地下資源の利用に関連する情報のアクセシビリティ	2
第8条 地下資源利用の有料性	2
第9条 地下資源利用者の誠実性	3
第2章 地下および地下資源に関する総則	3
第10条 地下および地下資源	3
第11条 地下の所有権	3
第12条 有用鉱物およびその分類	3
第13条 人為生成鉱物および人為生成鉱物に対する権利	4
第14条 鉱床およびその分類	5
第15条 採掘された有用鉱物の所有権	6
第16条 地下空間	6

第II部 地下の利用	6
第3章 地下資源利用権に関する総則	6
第17条 地下資源利用権の概念および内容	6
第18条 地下資源利用権の主体	6
第19条 地下資源利用権の対象物としての鉱区（地下区画）	7
第20条 地下資源利用権の発生および取得の根拠	8
第21条 地下資源利用権の消滅の根拠	8
第22条 地下資源利用事業の種類	8
第23条 地下資源利用事業実施のためのプロジェクト文書	8
第24条 異なる者たちが1つの領域で行う地下資源利用事業	8
第25条 地下資源利用事業の実施が制限されるエリア	9
第26条 特別自然保護区域ならびにエコロジー、学術、歴史、文化およびレクリエーションの点で特段の価値を有する地下区画における地下資源利用事業の実施	10
第27条 有用鉱物賦存地帯における建築事業の条件	10
第28条 有用鉱物の探鉱事業および（または）採掘事業の実施にあたってのカザフスタンの人材、商品生産者、ならびに役務およびサービス生産者への支援の保証	11
第4章 地下資源利用権の形態	11
第1節 ライセンス方式による地下資源利用制度	11
第29条 地下資源利用ライセンスの概念	11
第30条 地下資源利用ライセンスの種類	12
第31条 地下資源利用ライセンスの内容	12
第32条 地下資源利用ライセンスの変更	13
第33条 地下資源利用ライセンスの効力の消滅	14
第34条 ライセンスの無効化および無効化の効果	14
第2節 契約形態による地下資源利用制度	15
第35条 地下資源利用契約の概念	15
第36条 地下資源利用契約の内容	15
第37条 地下資源利用契約の変更および補遺	17
第38条 地下資源利用契約の効力の消滅	17
第39条 地下資源利用契約の無効化およびその無効化の効果	18
第5章 地下資源利用権および地下資源利用権関連資産の移転	18
第40条 地下資源利用権の移転	18
第41条 地下資源利用権関連資産の概念	20
第42条 地下資源利用権関連資産の移転	21
第43条 国家の優先的権利	21
第44条 地下資源利用権および地下資源利用権関連資産の移転許可証	21
第45条 地下資源利用権および（または）地下資源利用権関連資産移転許可証の交付手順	23
第46条 国家の優先的権利の行使手順	26
第47条 地下資源利用者に対する支配権の変更に關する通知	27
第48条 地下資源利用権を目的物とする担保権の設定	28

第6章 地下資源利用オペレータ	28
第49条 地下資源利用オペレータ	28
第50条 地下資源利用オペレータの任命手順	29
第51条 地下資源利用オペレータの責任	29
第III部 地下資源の安全な利用	29
第7章 地下資源利用事業実施時の安全管理に関する要求事項	29
第52条 地下資源利用事業実施時の環境安全	29
第53条 地下資源利用事業実施時の産業安全管理	29
第8章 地下資源利用後の撤収処置	30
第54条 地下資源利用後の撤収処置に関する総則	30
第55条 地下資源利用後の撤収処置の財源	30
第56条 撤収処置の担保としての保証契約	31
第57条 撤収処置の担保としての銀行預金	31
第58条 撤収処置の担保としての保険契約	32
第IV部 地下資源利用における国家管理	32
第9章 地下資源利用に係る国家機関の体制	32
第59条 カザフスタン共和国政府	32
第60条 統轄機関	32
第61条 固形有用鉱物部門管轄機関	33
第62条 炭化水素部門管轄機関	33
第63条 ウラン採掘部門管轄機関	34
第64条 地下資源調査管轄機関	35
第65条 州、共和国直轄都市および首都の地方執行機関	36
第10章 地下資源利用に関連する監視および通告	36
第66条 地下資源利用に対する契約および（または）ライセンスの条件の地下資源利用者による遵守状況の監視	36
第67条 地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国の法令の要求事項の遵守状況の国家監視	37
第67条の1 被監視事業主体（被監視事業対象物）への立入りをとまなわない予防的監視の実施手順	37
第68条 地下資源利用における通知	38
第11章 地下資源国家基金	39
第69条 地下資源国家基金の管理	39
第70条 地下資源国家基金管理プログラム	39
第71条 地下資源国家基金の状態の管理	40
第72条 地下資源国家基金統一台帳	40
第73条 国家地下モニタリング	41
第74条 国家地質学的地下資源調査	41
第75条 地質学的情報	42
第76条 地下資源利用者の報告書	44
第77条 地下資源利用に対するライセンスおよび契約に関する情報のアクセシビリティの提供	44

第Ⅴ部 地下資源利用に関連する紛争、地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国法への違反に対する責任、ならびに地下資源利用および地下資源保護に関するカザフスタン共和国の国際協力	46
第12章 地下資源利用に関連する紛争の解決ならびに地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国法への違反に対する責任	46
第78条 地下資源利用に関連する紛争の解決の手順	46
第79条 地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国法への違反に対する責任	46
第80条 地下資源利用に対する契約およびライセンスに基づく義務への違反に対する地下資源利用者の責任	46
第13章 地下資源利用および地下資源保護に関するカザフスタン共和国の国際協力の目的、原則、主要な方向性および種類	46
第81条 地下資源利用に関するカザフスタン共和国の国際協力の目的	46
第82条 地下資源利用に関するカザフスタン共和国の国際協力の原則	47
第83条 地下資源利用に関するカザフスタン共和国の国際協力の方向性	47
各 論	48
第Ⅵ部 地下資源地質調査	48
第14章 地下資源地質調査の条件と手順	48
第84条 地下資源地質調査ライセンス	48
第85条 地下資源地質調査区域	48
第86条 地下資源地質調査ライセンスの交付申請	48
第87条 地下資源地質調査ライセンス交付申請書の審査	48
第88条 地下資源地質調査プロジェクト文書	49
第89条 地下資源地質調査ライセンスに基づく業務の実施手順	50
第90条 地下資源地質調査に関する地下資源利用者の報告書	50
第91条 地質学的情報に関する権利	51
第92条 地下資源地質調査ライセンスのはく奪とその手順	51
第Ⅶ部 炭化水素の探鉱および採掘	52
第15章 炭化水素に係る地下資源利用権の供与と停止に関する個別規定	52
第1節 炭化水素に係る地下資源利用権の、競売に基づく供与	52
第93条 炭化水素に係る地下資源利用権取得申請者に対する要件	52
第94条 競売実施申請書	52
第95条 競売実施条件	53
第96条 競売参加申請書	54
第97条 競売参加申請書の審査手順	55
目次における第98条の表題は2020年9月1日より有効となる	
第98条 炭化水素に係る地下資源利用権供与委員会	55
第99条 競売の実施	56
第100条 競売の総括、ならびに炭化水素の探鉱・採掘、あるいは炭化水素の採掘に係る契約の締結	57
第101条 競売を不成立とみなす手順および根拠	58
第102条 炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした競売を無効とみなす場合	58

第2節 炭化水素に係る地下資源利用権の、炭化水素部門の国営企業に対する直接交渉を根拠とした供与	58
第103条 炭化水素に係る地下資源利用権の、炭化水素部門の国営企業に対する直接交渉を根拠とした供与の条件	58
第104条 直接交渉の実施に対する炭化水素部門の国営企業の申請書	59
第105条 炭化水素部門の国営企業との直接交渉実施手順	60
第3節 炭化水素に係る地下資源利用権の解除	61
第106条 地下資源利用契約の効力の、統轄機関による一方的な期限前解除	61
第107条 地下資源利用権が解除された場合における地下資源鉱区および資産	62
第108条 地下資源利用権が解除された場合における地下資源鉱区の信託管理	63
第109条 地下資源利用権に対する差し押さえ手続き	64
第16章 炭化水素の探鉱および採掘を目的とした地下資源鉱区	65
第110条 炭化水素に係る地下資源利用業務の実施を目的として供与される地下資源鉱区	65
第111条 地下資源鉱区の供与	66
第112条 再編の定義と種類	66
第113条 地下資源鉱区の拡大	67
第114条 地下資源鉱区の縮小	68
第115条 地下資源鉱区の分離	69
第17章 炭化水素の探鉱および採掘の期間	70
第116条 炭化水素の探鉱期間	70
第117条 炭化水素の探鉱および採掘に係る契約における探鉱期間の延長	70
第118条 準備期間	72
第119条 炭化水素の採掘期間	74
第120条 炭化水素の採掘期間の延長	76
第18章 炭化水素の探鉱および採掘の条件	77
第121条 炭化水素の探鉱および採掘の一般条件	77
第122条 炭化水素の探鉱および採掘にあたっての、地下資源および環境の保護、合理的かつ総合的な地下資源利用	79
第123条 炭化水素の探鉱条件	80
第124条 炭化水素鉱床の整備	81
第125条 炭化水素の採掘条件	81
第126条 炭化水素に係る地下資源利用後の撤収処置	82
第127条 炭化水素に係る地下資源鉱区の休止保存	83
第128条 生産施設の休止保存と撤収処置	84
第129条 炭化水素の採掘期間中における、教育、学術、デジタル化、地域の社会・経済的發展分野における地下資源利用者の義務	85
第130条 国内市場への供給に関する地下資源利用者の義務	85
第131条 炭化水素の探鉱および採掘に係る業務の実施にあたっての、商品、役務およびサービスの取得	86
第132条 炭化水素の探鉱および採掘の実施にあたっての地下資源利用者による報告	88
第133条 地下資源利用者による地下資源利用契約条件違反に対する責任	88
第19章 炭化水素に係る地下資源利用部門におけるプロジェクト文書	89
第134条 炭化水素に係る地下資源利用部門におけるプロジェクト文書に関する一般規定	89
第135条 探鉱業務プロジェクト文書	89

第136条	試験操業プロジェクト文書	90
第137条	炭化水素の鉱床開発プロジェクト文書	90
第138条	技術プロジェクト文書	91
第139条	炭化水素に係る地下資源利用部門におけるプロジェクト文書の鑑定	91
第140条	炭化水素に係る地下資源利用部門における基本プロジェクト文書の国家鑑定	92
第141条	地下資源国家鑑定	93
第142条	プロジェクト文書の履行状況のモニタリング	94
第143条	プロジェクト文書に記載され契約上地下資源利用者がその達成を義務付けられる炭化水素の探鉱および採掘に関する指標値	95
第20章	炭化水素に係る地下資源利用業務の実施における個々の問題	96
第144条	原油およびガスコンデンセート算定情報システム	96
第145条	炭化水素に係る地下資源利用統一国家管理システム	96
第146条	粗ガスの焼却処理	97
第147条	粗ガスの精製と利用	98
第148条	貯留層圧の維持と水の処理	98
第149条	国境地域にある地下資源鉱区における炭化水素に係る地下資源利用業務	99
第150条	複数の地下資源鉱区における鉱床共同開発	99
第151条	共通の開発対象としての鉱床における炭化水素の探鉱または採掘	100
第152条	原油の測定と計量	100
第21章	炭層メタンの探鉱および採掘、海洋、内水域、および保護区域における炭化水素の探鉱および採掘の実施に関する個別規定	100
第153条	炭層メタンの探鉱および採掘に関する個別規定	100
第154条	海洋、内水域、および保護区域における炭化水素の探鉱および採掘の実施に係る一般条件	101
第155条	海洋、内水域、および保護区域における原油流出の除去に係る国家準備・行動システム	102
第156条	海洋、内水域、および保護区域における原油流出の除去に係る準備・行動の確保	104
第157条	海洋施設の建設と操業	105
第158条	海洋における原油貯蔵庫および原油タンクの建設および稼働の禁止	105
第159条	海洋における炭化水素の探鉱および（または）採掘の実施時における廃棄物の投棄および埋設の禁止	106
第VIII部	ウラン採掘	106
第22章	ウラン採掘に係る地下資源利用権の供与および解除の個別規定	106
第1節	ウラン採掘に係る地下資源利用権の、直接交渉に基づくウラン部門国営企業への供与	106
第160条	ウラン採掘に係る地下資源利用権の、直接交渉に基づくウラン部門国営企業への供与の条件	106
第161条	ウラン部門国営企業による直接交渉の実施申請	106
第162条	ウラン部門国営企業との直接交渉の実施手順	106
第2節	ウラン採掘に係る地下資源利用権の解除	107
第163条	統轄機関によるウラン採掘契約の効力の一方的な期限前解除	107
第164条	地下資源利用者のウラン採掘権を解除する際の地下資源鉱区および資産	108
第165条	地下資源利用権を解除する際の地下資源鉱区および資産の信託管理	110
第23章	ウラン採掘鉱区およびウラン採掘エリア	110

第166条	ウラン採掘事業実施向けに供与される地下資源鉱区	110
第167条	地下資源鉱区の供与.....	110
第168条	再編の定義と種類.....	111
第169条	地下資源鉱区の拡大.....	111
第170条	地下資源鉱区の縮小.....	112
第24章	ウラン採掘等の期間	112
第171条	試掘期間	112
第172条	ウラン採掘期間.....	113
第173条	ウラン採掘期間の延長.....	113
第174条	地下資源および環境の保護、ウラン採掘時における地下資源の合理的かつ総合的な利用	114
第25章	ウラン採掘の条件	115
第175条	ウラン採掘の一般条件.....	115
第176条	ウラン採掘の条件.....	115
第177条	ウラン採掘後の撤収処置.....	116
第178条	ウラン採掘期間中の教育、学術、デジタル化、地域の社会・経済発展分野における地下資源利用者の義務	117
第179条	ウラン採掘事業実施時の商品、役務およびサービスの調達.....	118
第180条	ウランの試掘・採掘実施時にあたっての地下資源利用者による報告.....	119
第181条	地下資源利用者によるウラン採掘契約条件違反に対する責任.....	120
第26章	ウラン採掘部門のプロジェクト文書	121
第182条	ウラン採掘部門のプロジェクト文書に関する一般規定.....	121
第183条	ウラン鉱床開発プロジェクト文書.....	121
第184条	プロジェクト文書履行状況のモニタリング	122
第IX部	固形有用鉱物の探鉱と採掘	123
第27章	固形有用鉱物の探鉱	123
第185条	固形有用鉱物の探鉱ライセンス	123
第186条	固形有用鉱物の探鉱ライセンスの交付対象エリア	123
第187条	固形有用鉱物の探鉱ライセンスの交付申請	124
第188条	固形有用鉱物探鉱ライセンス交付申請書の審査	126
第189条	同一のブロックを対象とする複数の固形有用鉱物探鉱ライセンス交付申請書の審査の際の優先順位.....	126
第190条	固形有用鉱物探鉱ライセンスの交付の拒否	127
第191条	固形有用鉱物探鉱ライセンスの内容	127
第192条	固形有用鉱物の毎年の探鉱作業に必要な最低限の支出.....	128
第193条	固形有用鉱物探鉱ライセンスの有効期間	130
第194条	固形有用鉱物の探鉱に関連する作業の実施手順	130
第195条	固形有用鉱物の探鉱に関連する作業実施に伴う地下資源利用者の報告	131
第196条	探鉱計画	132
第197条	固形有用鉱物の探鉱関連作業後の撤収処置	133
第198条	固形有用鉱物探鉱関連作業後の撤収処置に関する義務履行の担保.....	134
第199条	固形有用鉱物探鉱鉱区に対する権利の放棄	134

第200条	固形有用鉱物採掘ライセンスのはく奪とその手順	134
第201条	固形有用鉱物の採掘ライセンスと地下空間利用ライセンスの排他的取得権	135
第28章	固形有用鉱物の採掘	136
第202条	固形有用鉱物の採掘ライセンス	136
第203条	固形有用鉱物の採掘ライセンスの交付対象となるエリア	136
第204条	固形有用鉱物の採掘ライセンスの交付申請	137
第205条	固形有用鉱物採掘ライセンス交付申請書の審査	139
第206条	固形有用鉱物採掘ライセンスの交付の際の優先順位	140
第207条	固形有用鉱物採掘ライセンスの交付の拒否	141
第208条	固形有用鉱物採掘ライセンスの内容	141
第209条	固形有用鉱物採掘鉱区	142
第210条	固形有用鉱物の毎年の採掘作業に必要となる最低限の支出	142
第211条	固形有用鉱物採掘ライセンスの有効期間	144
第212条	固形有用鉱物の採掘に伴う地下資源利用者の教育と科学研究に関する義務	144
第213条	固形有用鉱物の採掘作業のための商品、役務およびサービスの取得	144
第214条	固形有用鉱物の採掘に関連する作業の実施手順	146
第215条	固形有用鉱物の採掘に関連する作業実施に伴う地下資源利用者の報告	147
第216条	鉱業計画	147
第217条	撤収処置計画	148
第218条	固形有用鉱物採掘作業後の撤収処置	149
第219条	固形有用鉱物採掘関連作業後の撤収処置に関する義務履行の担保	150
第220条	固形有用鉱物採掘鉱区に対する権利の放棄	150
第221条	固形有用鉱物採掘ライセンスに関連する義務違反に対する責任と当該ライセンスのはく奪	151
第29章	固形有用鉱物採掘鉱区の保留ステータス	152
第222条	保留ステータスの概念およびその認定の根拠	152
第223条	保留ステータスの認定手順	153
第224条	保留ステータスの認定の拒否	153
第225条	保留ステータスに関する作業プログラム	154
第226条	地下資源鉱区の休止保存	154
第227条	保留ステータスの条件	154
第228条	保留ステータスの延長	155
第229条	保留ステータスの解除	155
第230条	統轄機関の要請に基づく保留ステータスの解除	155
第30章	遍在有用鉱物の採掘	156
第231条	遍在有用鉱物採掘の際に生じる諸関係	156
第232条	事業目的での遍在有用鉱物の採掘	156
第233条	遍在有用鉱物の採掘ライセンスの内容	157
第234条	遍在有用鉱物の採掘鉱区	157
第235条	遍在有用鉱物の採掘鉱区における年間最低支出	157
第236条	遍在有用鉱物の採掘に関連する作業実施に伴う地下資源利用者の報告	157

第237条 企業活動に無関係な目的のための遍在有用鉱物の採掘の個別規定	158
第31章 固形有用鉱物の採鉱および採掘のための地下資源鉱区の再編	158
第238条 再編の定義と種類	158
第239条 地下資源鉱区の統合	158
第240条 地下資源鉱区の分割	159
第241条 地下資源鉱区の再編に関する申請	159
第32章 固形有用鉱物の加工協定	160
第242条 固形有用鉱物の加工協定の概念	160
第243条 固形有用鉱物加工協定の締結手順	160
第244条 固形有用鉱物の加工協定の内容	161
第245条 固形有用鉱物の加工協定に基づく投資上の特典	162
第246条 固形有用鉱物の加工協定の解消がもたらす結果	162
第247条 固形有用鉱物の加工協定に基づく権利と義務の譲渡	163
第248条 固形有用鉱物の加工協定に基づく権利の担保設定	163
第X部 地下空間利用、貴金属・貴石採集、最終規定および経過規定	163
第33章 地下空間利用業務	163
第249条 地下空間利用ライセンス	163
第250条 地下空間利用のための区画	163
第251条 地下空間利用ライセンス交付申請	164
第252条 地下空間利用ライセンス交付申請書の審査	164
第253条 地下空間利用ライセンス交付の優先順位	165
第254条 地下空間利用ライセンス交付の拒否	166
第255条 地下空間利用ライセンスの内容	166
第256条 地下空間利用ライセンスの期間	166
第257条 地下空間利用プロジェクト文書	167
第258条 地下空間利用業務実施手順	167
第259条 地下空間利用の撤収処置	167
第260条 個々の地下空間利用後の撤収処置作業の計画立案と担保についての個別規定	168
第261条 地下空間利用の目的で供与された地下区画の放棄	169
第262条 地下空間利用ライセンスはく奪	169
第34章 貴金属・貴石採集	170
第263条 貴金属・貴石採集ライセンス	170
第264条 貴金属・貴石採集のための区画	170
第265条 貴金属・貴石採集ライセンスの交付	171
第266条 貴金属・貴石採集ライセンス交付の優先順位	172
第267条 貴金属・貴石採集ライセンス交付の拒否	172
第268条 貴金属・貴石採集ライセンスの期間	172
第269条 貴金属・貴石採集鉱区	173
第270条 貴金属・貴石採集ライセンスの内容	173

第271条	貴金属・貴石採集実施手順.....	173
第272条	貴金属・貴石採集を行う際の地下資源利用者の報告	173
第273条	貴金属・貴石採集計画.....	174
第274条	貴金属・貴石採集の撤収処置の担保	174
第275条	貴金属・貴石採集鉱区の放棄.....	174
第276条	貴金属・貴石採集ライセンスに関わる義務違反の責任とライセンスのはく奪.....	174
第35章	最終規定および経過規定	175
第277条	本法典の施行手順.....	175
第278条	経過規定	183

総論

第I部 基本規程

第1章 総則

第1条 地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国法

1. 地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国法は、カザフスタン共和国憲法に基づくものであり、本法典およびその他のカザフスタン共和国法から構成される。
2. カザフスタン共和国が批准した国際条約に、本法典と異なる規定がある場合は、当該の国際条約の規定を適用する。
3. 本法典と地下資源利用の諸関係についての何らかの定めを有するカザフスタン共和国のその他の法律との間に矛盾がある場合は、本法典の定めを適用する。
4. 地下資源利用の諸関係について本法典に定めがない場合には、カザフスタン共和国の民事法をこれに適用する。

第2条 本法典が規定する諸関係

1. 本法典は次に掲げる事項を定める。すなわち、地下資源利用の形態、地下資源利用にあたっての国家の側からの管理および規制の手順、鉱区（地下区画）に対する権利の発生、行使および解除についてならびに地下資源利用者の法的地位および地下資源利用者によるそれぞれの事業遂行についての個別規定、地下資源の利用および地下資源利用権の扱いに係る諸問題、ならびに地下資源の利用に関連するその他の諸関係。
2. 土地、水およびその他の天然資源の利用については、それぞれの天然資源の利用および保護の形態を定めるカザフスタン共和国の土地、水および自然保護に関する法令がこれを規定する。
3. 本法典が規定する諸関係の当事者となるのは、カザフスタン共和国の国家、市民および法人である。
4. 外国人、無国籍者および外国法人は、地下資源利用の諸関係につき、カザフスタン共和国の市民および法人を対象とする場合と同様の権利および自由を享受し、ならびに同様の義務を負うものとする。ただし、本法典、法律およびカザフスタン共和国が批准した国際条約に別段の定めがある場合はこのかぎりではない。

第3条 地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国法の目的および課題

1. 地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国の法令の目的は、カザフスタン共和国の鉱物原料基盤の持続可能な発展を確実なものとし、それにより国の経済成長および社会の福祉に資することである。
2. 地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国の法令の課題は次に掲げる事項である。
 - 1) 国家に帰属する地下資源の所有権の保護
 - 2) 地下資源利用に関する国家の政策の実現および諸関係の規制
 - 3) 国家およびカザフスタン共和国市民の利益ならびに地下資源利用者の権利の確保
 - 4) カザフスタン共和国の鉱物原料基盤の発展

- 5) 地下資源利用権の発生、行使、変更および解除につき、それらの根拠、条件および手順の制定
- 6) 地下資源利用事業の持続可能な発展を目的とする法的基盤の整備
- 7) 地質学的地下資源調査および地下資源利用に外国投資を呼び込むための条件整備
- 8) 地下資源利用における適法性の強化

第4条 地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国の法令の原則

地下資源利用の諸関係の法的な規制は、次に掲げる原則に則ってこれを行う。

- 1) 地下資源国家基金の合理的な管理
- 2) 地下資源の利用にあたっての環境安全
- 3) 地下資源利用に関連する情報のアクセシビリティ
- 4) 地下資源利用の有料性
- 5) 地下資源利用者の誠実性
- 6) 地下資源利用の条件の安定性

第5条 地下資源国家基金の合理的な管理

地下資源国家基金の合理的な管理は、地下資源の利用権を国の経済成長および社会の福祉という目的に沿って供与することによって、これを確実に実行する。

第6条 地下資源利用にあたっての環境安全

地下資源利用は、環境保護上安全な方法を用い、かつ、地下の汚染防止および環境に対する有害な影響の軽減の対策を講じつつ、これを行うものとする。

第7条 地下資源の利用に関連する情報のアクセシビリティ

1. 地下資源利用に関連する情報は、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律に別段の定めのないかぎり、アクセシビリティを有するものである。
2. 国家は次に掲げる事項へのオープン・アクセスを保証する。
 - 1) 地下資源利用権の供与を目的とする競売、その条件および結果に関する情報
 - 2) 地下資源利用権の供与および解除に関する国家機関の決定
 - 3) 地下資源利用事業の種類に鑑みた地下資源利用権に関する情報
 - 4) 地質学的情報。ただし、本法典により機密と認定された情報または国家機密に関するカザフスタン共和国の法令が秘密と定めている地質学的情報についてはこのかぎりではない。
3. 地下資源利用に関連する情報に対するアクセスの手順は、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律がこれを定める。
4. 本条がアクセシビリティを保証している公開の情報については、関係者はこれを無償で利用することができる。

第8条 地下資源利用の有料性

地下資源利用は有料（有償）とする。地下資源利用料の支払いは、カザフスタン共和国の税法にしたがい、税またはその他の必須料金の国庫への納付という形で行う。

第9条 地下資源利用者の誠実性

地下資源利用者による自らに供与された権利の行使と本法典に定める義務の履行という形での地下資源利用事業状況を国家が監視する過程では、地下資源利用者の行動の誠実さが前提とされる。

第2章 地下および地下資源に関する総則

第10条 地下および地下資源

1. 地下とは、地殻のうち、土壌層より下に位置する部分のことをいう。土壌層が存在しない場合は、地表面および海洋・湖沼・河川水路の底面より下位の部分のことをいう。
2. 本法典は、次に掲げる資源に関連した地下の利用を規定するものである。
 - 1) 有用鉱物
 - 2) 人為生成鉱物
 - 3) 地下空間。

第11条 地下の所有権

1. カザフスタン共和国憲法にしたがい、地下は、国家がこれを所有する。
2. 国家は、本法典に定める事由、条件および範囲に基づいて、地下利用権の供与を行う。
3. 国家の地下所有権を侵害する自然人および法人の行為は、カザフスタン共和国の法律が定める責任を惹起する。国家の地下所有権を侵害してなされた法律行為は、これを無効とする。

第12条 有用鉱物およびその分類

1. 有用鉱物とは、有用成分を含有する天然鉱物であって、その化学組成および物理的性質のゆえに、そのまま、または加工精製したのちに、物財の生産および消費に利用することのできるもののことをいう。

2. 有用鉱物は、その経済的意義に鑑み、さらに、それぞれの地下資源利用の条件を取り決めることを目的として、次のように分類する。

- 1) 地下水
- 2) 炭化水素系有用鉱物（炭化水素）
- 3) 固形有用鉱物。

3. 炭化水素とは、石油、粗ガスおよび天然瀝青のことをいう。石油とは、原油、ガスコンデンセート、ならびに原油の精製、オイルシェール（油母頁岩）、油質瀝青質岩またはタールサンド（油砂）の加工によって得られた炭化水素のことをいう。

原油とは、その比重の如何にかかわらず、地下から取り出された場合に通常の大気温および大気圧のもとで液体状を呈するすべての炭化水素のことをいう。ここには、自然の凝縮によって粗ガスが液体状に変化したものも含まれる。

粗ガスとは、その比重の如何にかかわらず、地下から取り出された場合に通常の大気温および大気圧のもとで気体状を呈するすべての炭化水素のことをいう。ここには、未精製の天然ガス、随伴ガス、シェールガス、炭層メタン（コールベッドメタン）およびそれらの中に成分として含まれる非炭化水素系ガスが含まれる。

随伴ガスとは、炭化水素および非炭化水素系ガスによる多成分の混合物であって、地層内において石油の中に溶解した状態で存在しており、減圧されることによって石油から分離されるもののことをいう。

炭層ガスとは、炭化水素および非炭化水素系ガスによる多成分の混合物であるが、含有量においてはメタンが優越しており、石炭鉱床から取り出された場合に通常の大気温および大気圧のもとで気体状を呈するもののことをいう。

天然瀝青とは、有機的起源を持つ有用鉱物であって、固体状、粘稠液状および粘稠な層の状態地下に存在しており、自然の状況下において坑井掘削の手法によって技術的に取り出すことが不可能なものであることをいう。

４．固形有用鉱物とは、天然鉱物、有機物質およびそれらの混合物であって、地下または地表面において固体の状態が存在しているもののことをいう。

固形有用鉱物は、鉱石性および非鉱石性に分類される。鉱石性固形有用鉱物とは、自然金属、鉄鉱石、非鉄金属鉱石、希少金属、放射性金属および希土類元素のことをいう。これら以外の固形有用鉱物は非鉱石性である。

非鉱石性固形有用鉱物のうち、地下に広範囲に賦存しており、自然の状態で、または軽微な加工および精製を施したのちに建築およびその他の経済的用途に使用することができるものを遍在有用鉱物と見なす。遍在有用鉱物には、大理石、珪岩、石英・長石系岩石、花崗岩、閃長岩、閃緑岩、斑レイ岩、流紋岩（石英粗面岩、リパライト）、安山岩、輝緑岩、玄武岩、火山砕屑性凝灰岩、鉱滓（スラグ）、軽石、火山ガラスおよびガラス様岩石、礫および砂利、砂礫（礫砂）混合物、砂および砂岩、粘土および粘土質岩石（ローム、シルト質泥岩、粘土質泥岩、粘土質頁岩）、塩、石膏性岩石、泥土岩、石灰岩（貝殻石灰岩、白亜質岩石、苦灰石および石灰質苦灰岩を含む）、珪質岩石（トリポリ石、微孔珪質岩、珪藻土）、天然顔料、泥炭（PEAT）、治療用泥土などがある。

第13条 人為生成鉱物および人為生成鉱物に対する権利

１．人為生成鉱物とは、採鉱業、選鉱・精製業、エネルギー産業に由来する廃棄物が集積されたもののうち、有用成分および（または）有用鉱物を含むもののことをいう。

採鉱業に由来する人為生成鉱物とは、固形有用鉱物を採掘した際の廃物であって、地下から岩石を取り出す過程でそこから固形有用鉱物を分離した結果生じるもののことをいう（表土、母岩、粉塵、低品位（不合格）鉱石）。

選鉱・精製業に由来する人為生成鉱物とは、選鉱・精製の際の廃棄物であって、選鉱業および（または）化学的冶金業を営んだことの結果として生じるもののことをいう（前者は廃石および廃滓。後者はスラグ、スラッジケーキ、クリンカーおよびその他のこれらに類する治金的分離作業の廃棄物）。

エネルギー産業に由来する人為生成鉱物とは、発動機を用いて電力および（または）熱エネルギーを生産する際の燃料の燃焼から生じる固体廃物のことをいう（フライアッシュおよびボトムアッシュ）。

２．ある鉱区の範囲内にある人為生成鉱物は、その鉱区に帰属する。

利用権が与えられている鉱区の域外に所在する化学的冶金業またはエネルギー産業から生じた人為生成鉱物は、当該の事業体に帰属する。このような人為生成鉱物の所有権は、カザフスタン共和国の環境保護法令にしたがい、それらの人為生成鉱物の収容場（収容場の一部）が閉鎖されるまで、それぞれの事業体の所有者のもとに留保される。

３．ある地下資源利用者が自ら利用権を有する鉱区で行った事業によって生じた人為生成鉱物の所有権は、地下資源利用権有効期限が満了するまで、当該の地下資源利用者のもとに留保される。

人為生成鉱物の所有者であるところの地下資源利用者は、本条の定めを考慮に入れた上で、自らに利用権が与えられている鉱区での事業によって生じた人為生成鉱物の占有、利用および処分、ならびに第三者への譲渡を行う権利を有する。

上述した人為生成鉱物の第三者への譲渡は、それらを鉱区または収容場から回収せずに行ってはならない。ただし、地下資源利用権の移転、またはこれに付随してなされる本条第2項に定める事業体の所有権の移転の場合は、このかぎりでない。

利用権が供与されている鉱区に存在する人為生成鉱物を第三者に譲渡する場合、人為生成鉱物の回収は、地下資源利用権が有効であるうちに行われるものとする。

4. 採鉱業および精製（選鉱）業由来の人為生成鉱物の集積は、固形有用鉱物の採鉱ライセンスまたは採掘ライセンス、または地下空間利用ライセンスに基づいて利用することが認められている鉱区においてのみ、本法典「各論」に定める制限事項を考慮しつつこれを行うものとする。

5. 地下資源利用権の消滅後またはそれに付随して生じる収容場（収容場の一部）の閉鎖後に鉱区に残された人為生成鉱物は地下資源の一部とされる。

本法典においては、地下資源の一部となった人為生成鉱物には、固形有用鉱物に対するのと同じ法的制度を適用する。

参照：2020年4月30日カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣代行命令第254号「国有人為生成鉱物の民間所有への譲渡規則の承認について」、2020年5月25日付質問に対する2020年6月3日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第618989（dialog.egov.kz）「有用鉱物を含む人為生成鉱物からの採鉱は、第三者への譲渡を含み、埋蔵量の評価およびその埋蔵量の国家登録簿への記載、その後の有用鉱物の採掘税の支払いを条件として許可される」

第14条 鉱床およびその分類

1. 鉱床とは、その量、質および採鉱性の観点からみて、産業的開発を行った場合にプラスの経済効果が得られると考えられる有用鉱物が自然または人為によって集積されたもののことをいう。

2. 有用鉱物の資源量または埋蔵量、ならびにそれらの経済的有意性に基づき、大規模鉱床の指定を行う。

3. 大規模鉱床とは、次に掲げる資源量を含む固形有用鉱物の鉱床のことをいう。

有用鉱物（単位）	量
鉄鉱石（100万 t）	>100
マンガン鉱石（100万 t）	>50
クロム鉱石（100万 t）	>30
銅（100万 t）	>5
鉛（100万 t）	>5
亜鉛（100万 t）	>5
ボーキサイト（100万 t）	>50
ニッケル（1,000 t）	>50
タングステン（1,000 t）	>100
モリブデン（1,000 t）	>200
金（t）	>250
粘結炭（100万 t）	>50

燃料炭（100万 t）	>500
亜炭（100万 t）	>500
オイルシェール（100万 t）	>500
燐灰石（鉱石）（100万 t）	>200
硫酸塩、カリウム混合塩（100万 t）	>100

次に掲げる地質学的埋蔵量を有する炭化水素賦存地帯も、大規模鉱床と見なす。

有用鉱物（単位）	量
石油（100万 t）	>100
天然ガス（10億m ³ ）	>50

第15条 採掘された有用鉱物の所有権

採掘された有用鉱物は、本法典に別段の定めのないかぎり、地下資源利用者がその所有権（地下資源利用者が国家法人の場合は、運用権または管理権）を持つ。

第16条 地下空間

地下空間とは、地質工学的、地質的、経済的および環境保護的な要因を考慮しつつ、生産活動、学術活動またはその他の活動のための施設を収容することが可能な地下の三次元的空間のことをいう。

第II部 地下資源の利用

第3章 地下資源利用権に関する総則

第17条 地下資源利用権の概念および内容

1. 地下資源利用権とは、特定の鉱区内で、一定の期間、企業活動を目的として、有償で地下資源を利用することができることであり、本法典がこれを保証する。
2. 地下資源利用権は不可分性物権である。本法典の定めにより鑑みて、地下資源利用権には所有権に関する規定を適用する。これは、そのようにすれば物権の性質に反しないからである。
3. 地下資源の利用は、本法典が定める手順、条件および範囲に則ってこれを行う。

第18条 地下資源利用権の主体

1. 地下資源利用権の主体となることができるのは、本法典に別段の定めのないかぎり、自然人および法人である。
 2. 複数の者が同時に地下資源利用権保有者となることもできる。この場合、地下資源利用権は共有される。地下資源利用権の共有が発生するのは、地下資源利用権が同時に2名以上の者に供与される場合、またはある者から他の者に地下資源利用権の持分が移転された場合である。
- 2名以上の者による地下資源利用権の共有は、それぞれの者が当該の権利のうちのどの部分を保有するかが確定している場合にのみ認められる。

地下資源利用権の共有に対しては、カザフスタン共和国の民事法のうち、分割共同所有の諸関係を定めている条項を適用する。

本法典にその旨の定めがある場合には、地下資源利用権保有者の数は1人のみとする。

3. 本法典に別段の定めのないかぎり、カザフスタン共和国の民事法が定める事由にしたがって、地下資源利用権（その区分所有分）をある者から他の者に移転することができる。

第19条 地下資源利用権の対象物としての鉱区（地下区画）

（第1項には2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号にしたがって変更が加えられた）

1. 鉱区（地下区画）とは、一定の空間的境界を備えた何らかの幾何学的形態を有する地下の一部であり、本法典の定めに従って利用権の供与の対象となるものである。

鉱区の空間的境界は、複数の地理的座標点を結んだ直線によって構成され、地表面において閉じた輪郭（境界線）を形成する仮想的な面（鉱区のエリア）と、上側および下側の空間的境界の距離である深さによって形成される。

鉱区の上側の空間的境界は土壌層より下に位置する。土壌層が存在しない場合は、地表面および（または）水域、水流の底面より下に位置する。鉱区の下側の空間的境界は、地質学的調査および開発が可能な深度に位置する。

本法典にその旨の定めがある場合には、鉱区の上側および（または）下側の空間的境界がこれら以外の深度のところにあってもよい。

（第2項には2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号にしたがって変更が加えられた）

2. 有用鉱物の探鉱事業および地質調査事業を目的とする鉱区（それぞれ探鉱区および地質調査区）のエリアを特定するために、カザフスタン共和国の領土を、一边が地理的座標系の1分に相当するブロックに仮に分割する。さらに、25ブロックをもって、一边が地理的座標系の5分に相当する1サブセクションとし、100ブロックをもって、一边が地理的座標系の10分に相当する1セクションとする。

おのおののブロック、サブセクションおよびセクションには、それらを特定する座標および地下資源調査管轄機関によって付与された個別コードがある。探鉱区のエリア（探鉱域）または地質調査区のエリア（地質調査域）は、1つまたはそれ以上のブロックから成る。これらのエリアを2つ以上のブロックから成るものとする場合、そのエリアに含まれるすべてのブロックは、当該エリア内のその他のブロックの少なくとも1つと1辺を共有していなければならない。

参照：座標および個別コードを付記したブロック識別用地図

本法典にその旨の定めがある場合には、探鉱エリアまたは地質調査対象エリアは、ブロックの一部（不完全なブロック）を含むものとするができる。当該エリアが2つ以上の不完全なブロックから構成されている場合、そのようなブロックの各々は、そのエリアに含まれる他の完全または不完全なブロックの1つと1辺を共有していなければならない。

（第3項は2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号の条文による）

3. 有用鉱物の採掘事業、貴金属・貴石採集事業および地下空間利用事業を目的とする地下区画（それぞれ、探鉱区、貴金属・貴石採集区および地下空間利用区）のエリアの外郭は長方形でなければならない。自然の特徴または他の地下区画の境界が原因となって探鉱区、貴金属・貴石採集区または地下空間利用区のエリア外郭を長方形にすることが不可能であるなら、そのような区画のエリアは四角形であってよいが、ただし、その四角形の相対する2つの辺は平行でなければならない。

本法典にその旨の定めがある場合には、探鉱区のエリアは多角形であってよい。

第20条 地下資源利用権の発生および取得の根拠

1. 地下資源利用権は次に掲げる事項を根拠として発生する。
 - 1) 地下資源利用ライセンス
 - 2) 地下資源利用契約。
2. 地下資源利用権は、次に掲げる場合にこれを取得することができる。
 - 1) 地下資源利用権が供与された場合
 - 2) 民事的法律行為によって地下資源利用権（地下資源利用権の持分）が移転された場合
 - 3) 法人の組織再編の際に権利継承手順によって地下資源利用権が移転された場合。ただし、改編または相続による場合はこのかぎりではない。

第21条 地下資源利用権の消滅の根拠

1. 本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める事由に基づく場合をのぞき、何人も地下資源利用権を剥奪されることはない。
2. 地下資源利用権は、地下資源利用に対するライセンスまたは契約の効力の消滅とともに解除される。

第22条 地下資源利用事業の種類

地下資源利用権の供与は、次に掲げる事業の実施を目的としてこれを行う。

- 1) 地下資源の地質調査
- 2) 有用鉱物の探鉱
- 3) 有用鉱物の採掘
- 4) 地下空間の利用
- 5) 貴金属・貴石の採集。

第23条 地下資源利用事業実施のためのプロジェクト文書

1. 本法典にその旨の定めがある場合には、地下資源利用事業は、それらの事業の実施を規定するプロジェクト文書の存在する場合にのみ実施することができる。
2. プロジェクト文書とは、計画、手法、方法論、技術条件、技術特性、ならびに地下資源利用目的で行う作業の量、期間およびその他の項目を記載した文書のことをいう。
3. プロジェクト文書は、おのおのの鉱区ごとに、ライセンスまたは契約書に定めるその利用期間で個別に作成する。
4. プロジェクト文書は、環境安全性および産業安全性の要求事項を考慮して作成する。地下資源利用者には、地下資源利用事業を行うにあたり、プロジェクト文書において定めた環境安全性および産業安全性の指標を遵守することが義務付けられる。
5. 地下資源利用事業の種類に応じたプロジェクト文書作成上の個別規定は、本法典「各論」においてこれを取り決める。

第24条 異なる者たちが1つの領域で行う地下資源利用事業

1. 本法典「各論」に別段の定めがないかぎり、異なる地下資源利用者たちが同じ1つの領域（共同領域）で地下資源利用事業を行ってもよい。

2. 地下資源利用者たちが共同領域において事業を行う際の手順は、それらの者同士の間で協定によってこれを取り決める。この協定書は、共同領域において行うすべての、または特定の種類の作業の条件および手順を定めるものとなる。

地下資源利用者たちは、単純な書面の形で協定書を締結し、これを、締結後5営業日以内に、地下資源利用権の供与元である国家機関に提出する。

協定書は、地下資源利用者のうちの1人が負担した費用を正しい根拠のもとに応分に補償すべきことを定めることができる。

3. 地下資源利用者たちが共同領域における事業の手順について協定を結ぶことができなかった場合は、共同領域での作業の采配において、地下資源利用者のいずれか1名に他の利用者よりも上位の優先権を与えることとする。この場合、次に掲げる地下資源利用者が、共同領域での作業の采配における優先権を有する地下資源利用者となる。

1) 有用鉱物採掘事業を行う者

2) 2名の地下資源利用者が有用鉱物採掘事業を行う場合は、地下資源利用権の供与を先に受けた者

3) 2名の地下資源利用者が有用鉱物探鉱事業を行う場合は、地下資源利用権の供与を先に受けた者

4) 他方の地下資源利用者の行う事業が有用鉱物の探鉱である場合は、地下空間利用事業を行う者。

4. 共同領域での作業の采配における優先権を持たない地下資源利用者には、優先権を持つ地下資源利用者が実施中または計画中の作業の時期、期間、場所、量および内容に配慮すること、ならびにそれらの作業の遂行を妨げないことが義務付けられる。地下資源利用者は自らの優先権を誠実かつ合理的に、不当な利益を追求することなく行使しなければならない。

5. 共同領域での作業の采配における優先権を持つ地下資源利用者は、優先権を持たない地下資源利用者からの書面による問合せ受領後1カ月以内に、共通の地下空間で実施中および計画中の作業の期間、場所、量および内容に関する情報を書面によって提供する。このような情報は商業秘密とすることができる。

共同領域での作業の采配における優先権を持つ地下資源利用者は、優先権を持たない地下資源利用者に情報を提供した作業の時期、期間、量、場所および内容を、3カ月に1回を限度として変更することができる。この場合、優先権を持つ地下資源利用者は、計画中の作業の時期、期間、量、場所および内容の変更に関する情報を、そうした変更の1カ月前までに、他方の地下資源利用者に対して書面によって通告しなければならない。共同領域での作業の采配における優先権を持たない地下資源利用者は、このような通知を受領する前に開始した作業については、これをそのまま完了させることができる。

第25条 地下資源利用事業の実施が制限されるエリア

1. 本条に別段の定めのないかぎり、次に掲げる場所では地下資源利用事業を行うことを禁止する。

1) 国防上および国家安全保障上必要とされる土地エリア

2) 市町村等の居住地内およびそこから1,000m以内のエリア

3) 稼働中の水利施設であって、選鉱場由来の人為生成鉱物の集積場ではない物件が占有している土地、およびそこから400m以内のエリア

4) 水ファンドに含まれる土地エリア

5) 飲料水向けに使用されている、またはこの目的のために使用することが可能な地下水の産出地および区域の範囲に含まれるエリア

6) 埋葬地、墓および墓地、ならびに埋葬地用および墓地用として指定されている土地から100m以内のエリア

7) 第三者に帰属する土地であって、建物、構築物および長年にわたる植生等で占められている場所、ならびにそこから100m以内の土地であって、かつ当該の者の許可を得ていない場合

8) 自動車道路、鉄道、空港、飛行場、航空管制施設および航空技術センター、鉄道輸送施設、橋梁、地下鉄、トンネル、エネルギーシステムおよび送電線、通信線、宇宙活動支援施設、幹線パイプライン等が占める土地

9) 国家の要請を満たすために国家法人に供与された鉱区のエリア

10) カザフスタン共和国の他のその他の法律によって地下資源利用事業の実施が禁止されているその他のエリア。

(第25条第2項のうち、固形有用鉱物および遍在有用鉱物の探鉱および採掘に対する地下資源利用権の供与に関する部分については、その効力は2023年1月1日まで停止される)

2. ある鉱区の外郭がすべて本条第1項に掲げるエリア内に存在している場合、その鉱区については、利用権を供与することを禁じる。

3. 本条第1項第2号の定める禁止事項は次に掲げる場合には適用されない。

1) 該当する土地に居住する地域住民に対する社会的経済的支援を盛り込んだ協定書を締結することにより、現地の執行機関および代表機関との間で合意された坑内掘削方法を用いて固形有用鉱物の探鉱事業または固形有用鉱物の採掘事業を実施する場合。この場合、上述の協定書の存在が、相応のライセンス交付の条件となる。

2) 旧セミパラチンスク核実験場の領域内で地下資源利用事業を実施する場合。

3) 鉱区の地質調査事業のうち、地下水を目的とした探査・評価作業を実施する場合。

本条第1項第4号に定める禁止事項は、貴金属・貴石採集事業、ならびに炭化水素の探鉱事業または採掘事業には適用しない。

本条第1項に定める禁止事項は、航空地球物理学的探査またはリモートセンシングの手法を用いて行う地下資源利用事業には適用しない。

第26条 特別自然保護区域ならびにエコロジー、学術、歴史、文化およびレクリエーションの点で特段の価値を有する地下区画における地下資源利用事業の実施

1. 特別自然保護区域ならびにエコロジー、学術、歴史、文化およびレクリエーションの点で特段の価値を有する地下区画の範囲内における地下資源利用事業の実施に対する制限は、特別自然保護区域に関するカザフスタン共和国の法令がこれを定める。

2. 特別自然保護地域に関するカザフスタン共和国の法令に基づいて自然保護、学術、歴史、文化およびレクリエーションの点で特段の価値を有するものとされる地質学的、地形学的水文地質学的対象物を発見した場合、地下資源利用者はただちに当該の区画における作業を中止し、かつその旨を地下資源調査管轄機関および環境保護管轄機関に書面によって通告しなければならない。

第27条 有用鉱物賦存地帯における建築事業の条件

1. 居住区、工業施設および（または）その他の経済事業体の設計および建設は、これを予定する区画の地下に有用鉱物が存在しないか、もしくは存在したとしてもその価値が小さい旨の、地下資源調

査管轄機関の出先機関との間の合意に基づいて、州、共和国直轄都市および首都の現地執行機関から建設を認める旨の監査結果を取得したのちにのみ、これを行うことができる。

2. 有用鉱物賦存地帯における建築事業は、有用鉱物を地上に取り出すことが確実に可能であるか、または当該の建築事業の経済的合理性が立証されていることを条件とし、地下資源調査管轄機関の出先機関との間の合意に基づいて、州、共和国直轄都市および首都の現地執行機関から許可証を得ることによって、これを行うことができる。

3. 有用鉱物賦存地帯における建築事業許可証の交付手順は、地下資源調査管轄機関がこれを定める。

参照：2018年1月18日付質問に対する2018年1月31日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第531045号（dialog.egov.kz）「有用鉱物賦存地帯における建築事業について」

第28条 有用鉱物の探鉱事業および（または）採掘事業の実施にあたってのカザフスタンの人材、商品生産者、ならびに役務およびサービス生産者への支援の保証

1. 地下資源利用者には、有用鉱物の探鉱および（または）採掘事業を行うにあたり、カザフスタンの人材を優先して採用することが義務付けられる。外国人労働者を招聘する場合は、カザフスタン共和国の就労および人口移動に関する法令にしたがってこれを行う。

この際、カザフスタン共和国の住民の就労および人口移動に関する法令にしたがい社内人事異動の一環としてカザフスタン共和国領内で労働業務を行っている外国人の経営者、役員、および専門職員の数は、然るべき各々のカテゴリーにおける経営者、役員、および専門職員の総数の50%を超えていてはならない。

人材におけるローカルコンテンツ比率の計算は、雇用問題管轄機関が承認した方法にしたがってこれを行う。

参照：2019年7月31日付質問に対する2019年8月9日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第561107号（dialog.egov.kz）「契約におけるローカルコンテンツに関する地下資源利用者の義務の除外について」

（第2項には2020年6月25日付カザフスタン共和国法第347-VI号にしたがって変更が加えられた）

2. 地下資源利用事業を行うために調達する役務およびサービスのローカルコンテンツ比率は、地下資源利用契約および固形有用鉱物採掘ライセンスの条件として取り決められ、暦年中に調達する役務およびサービスの総量の50%以上でなければならない。

商品、役務およびサービスにおけるローカルコンテンツ比率の計算は、産業事業国家支援管轄機関が承認した、商品、役務およびサービス調達時のローカルコンテンツ比率統一計算方法に基づいて各組織がこれを行う。

第4章 地下資源利用権の形態

第1節 ライセンス方式による地下資源利用制度

第29条 地下資源利用ライセンスの概念

1. 地下資源利用ライセンスとは、国家機関が交付するものであり、そこに記載されている鉱区の範囲内で地下資源利用事業を行うことを目的として鉱区を利用する権利をその保有者に供与する文書の

ことをいう。

地下資源利用ライセンスは、許可および通告に関するカザフスタン共和国の法令が規定する許可証の1つとは見なさない。

2. 1つの地下資源利用ライセンスは、1つの鉱区のみを利用を対象として交付される。

3. 本法典に定める場合をのぞき、1人の者に交付することのできる地下資源利用ライセンスの数には制限を設けない。

4. ライセンスの交付は、関係者の申請に基づいて行う。ライセンス交付申請書の書式は、統轄機関がこれを承認する。

5. 交付されたライセンスは、交付の当日に、当該のライセンスを交付した国家機関のインターネットリソース上で公開するものとする。

6. 地下資源利用ライセンスの交付を行う国家機関は、交付済みライセンス登録簿の管理を行う。上記の登録簿には、ライセンス自体に記載されている情報のほかに、次に掲げる情報も記載する。

- 1) 地下資源利用者が自然人の場合、その居住地に関する情報
- 2) 地下資源利用権を目的物とする担保権の登記に関する情報
- 3) 登録管理のための必要なその他の情報。

交付済みライセンス登録簿の管理手順は、統轄機関がこれを取り決める。

第30条 地下資源利用ライセンスの種類

地下資源利用事業の種類に鑑みて、次に掲げる地下資源利用ライセンスを交付する。

- 1) 地下資源地質調査ライセンス
- 2) 固形有用鉱物探鉱ライセンス
- 3) 固形有用鉱物採掘ライセンス
- 4) 遍在有用鉱物採掘ライセンス
- 5) 地下空間利用ライセンス
- 6) 貴金属・貴石採集ライセンス。

参照：国家サービスの提供規則「探鉱（炭化水素）業、石油化学工業の（技術的）設計および（または）操業、幹線ガスパイプライン、石油パイプライン、炭化水素部門の石油製品パイプラインの操業ライセンス」

第31条 地下資源利用ライセンスの内容

1. 地下資源利用ライセンスの作成手順は、統轄機関が承認した書式によってこれを行う。

2. 地下資源利用ライセンスには、その種類に鑑みて、次の事項を記載する。

- 1) 地下資源利用ライセンスの種類
- 2) ライセンスを交付した国家機関の名称
- 3) ライセンスの交付を受けた者に関する情報。すなわち、
自然人の場合 — 姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）ならびに国籍
法人の場合 — 名称および所在地
- 4) ライセンスの番号および日付

5) ライセンスの条件：ライセンス期間、鉱区のエリアの境界および本法典が定めるその他の地下

資源利用条件。

3. ライセンス期間は、ライセンスに記載されている日付から起算する。

4. 地下資源利用権を2人以上の者が保有する場合、ライセンスには、地下資源利用権の共同保有者である者たちが保有する権利の比率を記載する。

5. ライセンスは、カザフ語およびロシア語で作成される。

6. 地下資源利用ライセンスの条件は、本法典の定める要求事項に適合したものではない。

7. 地下資源利用ライセンスが交付されたのちに、地下資源利用の諸関係を規定するカザフスタン共和国の法令がこれまでと異なる地下資源利用ライセンスの条件を定めた場合でも、そのような条件が先に交付済みのライセンスに適用されることはない。

本項第1段の定めは、国家安全保障、国防能力、環境安全、保健、税制、税関および競争保護に関するカザフスタン共和国の法令の改正に対しては適用しない。

8. 地下資源利用ライセンスの交付にあたり、その条件の内容についての違反があった場合には、当該ライセンスの交付日当日に有効な、地下資源利用ライセンスの内容に関する本法典の定めを適用する。

第32条 地下資源利用ライセンスの変更

1. 地下資源利用ライセンスの変更は、当該のライセンスを交付した国家機関がこれを再交付することによって行う。

再交付されたライセンスは、再交付の当日に、当該のライセンスを交付した国家機関のインターネットソース上で公開するものとする。

2. ライセンスの再交付は、次に掲げる場合に行うものとする。

1) 地下資源利用者に関する情報に変更があった場合、すなわち

自然人の場合 — 姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）ならびに（または）国籍の変更

法人の場合 — 名称または所在地の変更

2) 地下資源利用権および（または）地下資源利用権の持分が移転された場合

3) ライセンス期間が延長された場合

4) 鉱区のエリアの境界が変更された場合。

3. ライセンスの再交付は、統轄機関が承認した書式を用いて地下資源利用者が提出した申請書に基づいてこれを行う。

この申請書には、記載された情報を立証する書類の原本または公証人による証明書付きのその写しを添付する。

申請書と申請書の添付書類は、カザフ語およびロシア語で提出する。外国人または外国法人が申請書を提出する場合、申請書の添付書類を外国語で作成してもよいが、その際公証人によりその正確性に対する証明を受けたカザフ語およびロシア語への翻訳を各々の書類に必ず添付する。

4. 申請書が本法典の要求事項に適合していなかった場合、ライセンスを交付した国家機関は、当該ライセンスの再交付を拒否する。

5. ライセンスを交付した国家機関は、申請書到着日から7営業日以内に、当該ライセンスの再交付を行うか、またはその再交付を拒否した旨の通告を行う。

6. ライセンス再交付を拒否された場合、地下資源利用者は、拒否通告書到着日から10営業日以内で

あれば、カザフスタン共和国の法令に則ってこれに対して異議申立てを行うことができる。

7. 本条第2項の第2号、第3号および第4号に定める場合のライセンス再交付は、本法典にしたがってこれを行う。

8. ライセンスの交付または再交付の際になされた文法上または算術上の過誤、誤字またはその他のこれらに類する過誤は、当該のライセンスを交付した国家機関がそれらの訂正を行うものとする。

ライセンスの交付または再交付の際になされた過誤の訂正は、ライセンスの再交付とは別のものである。

過誤の訂正は、ライセンスを交付した国家機関側の主導によって、または地下資源利用者の申立書に基づいて、これを行う。

地下資源利用者の申立書に基づく過誤の訂正は、そのような申立書到着日から5営業日以内に、国家機関がこれを行う。

ライセンスを交付した国家機関は、ライセンス上の過誤を訂正してから2営業日以内に、これを地下資源利用者に交付する。

訂正されたライセンスは、訂正の当日に、ライセンスを交付した国家機関のインターネットリソース上にこれを公開するものとする。

ライセンス上の過誤の訂正に関連して発生した紛争は、カザフスタン共和国の法令にしたがって解決するものとする。

第33条 地下資源利用ライセンスの効力の消滅

地下資源利用ライセンスの効力は次に掲げる場合に消滅する。

- 1) 本法典に別段の定めのないかぎり、交付時に取り決めた期限が満了した場合
- 2) ライセンスによって発生した地下資源利用権がカザフスタン共和国の民事法にしたがって相続人を欠く遺産と認められている場合において、唯一のライセンス保有者が死亡（認定死亡を含む）した場合
- 3) ライセンスがはく奪されたか、または無効認定された場合
- 4) 地下資源利用者がライセンス交付の対象となった鉱区を放棄した場合。

第34条 ライセンスの無効化および無効化の効果

1. 次に掲げる場合には、法的な手順を経てライセンスを無効と認定することができる。

- 1) 明らかに不正確な情報がライセンスを交付した国家機関に提供され、その情報が当該機関によるライセンス交付の決定に影響をおよぼした事実が判明した場合
- 2) 本法典に取り決められているライセンス交付手順が遵守されず、それによってライセンスの交付に関する国家機関の決定が根拠を欠くものとなった場合、および国家機関の公務員と申請人との間に悪意ある協定がなされた事実が裁判によって立証された場合
- 3) 行為無能力者の認定を受けている者および交付日当日に行為無能力であった者にライセンスが交付された場合
- 4) 本法典がライセンスの交付を規定していないか、または禁止している場合。

2. 利害関係者および検察官は、ライセンスの無効認定を求めて裁判所に訴えを提起する権利を有する。本条第1項第1号および第3号に定める事由がある場合には、ライセンスを交付した国家機関も同じ権利を有する。

利害関係者とは、ライセンスが交付されたことによって、ライセンスを取得する権利および適法な利益を侵害されたか、またはそれらを侵害された可能性のある者のことをいう。

3. ライセンスが無効であることは、裁判所の裁決が発効した日をもって認定される。

4. 本条第1項第1号および第2号に定める事由からライセンスが無効認定された場合、ライセンスを取得した者は、その者が鉱区の不適法な利用から得た収益およびライセンス無効認定に係る国家の費用を支払い、これをもって国家に与えた損害を補償するものとする。

5. 本法典、カザフスタン共和国のその他の法律、法人定款等の要求事項に違反して交付されたライセンスの無効認定を求めることは、そうした請求が私利私欲から、または責任回避の目的からなされるものであるならば、何人もこれを行う権利を有さない。

6. ライセンスの無効化に係る紛争の出訴期間は、原告がライセンス無効認定の根拠となる事情を知った、または知ることができたはずの日から3カ月間とする。

第2節 契約形態による地下資源利用制度

第35条 地下資源利用契約の概念

1. 地下資源利用契約とは、本法典がその内容、手順、締結、履行および解除を規定する契約のことをいう。

2. 地下資源利用契約によって、一方の当事者（統轄機関によって代表されるカザフスタン共和国）には、他方の当事者（地下資源利用者）に一定の期間の地下資源利用権を供与することが義務付けられ、地下資源利用者には、自らの費用およびリスクにおいて、当該契約書の条件および本法典にしたがって地下資源利用を行うことが義務付けられる。

3. 地下資源利用契約の締結は、炭化水素の探鉱・採掘または採掘、ならびにウランの採掘を目的とする場合にこれを行う。

4. 契約の締結にあたって利用権が供与されるのは1つの鉱区のみである。

炭化水素探鉱採掘契約においては、本法典「各論」に定める場合および手順にしたがって、当該契約の変更および補遺という形で、複数の鉱区を含めることができる。

5. 本法典に定める場合をのぞき、同一の者が締結する地下資源利用契約の数には制限を設けない。

6. 締結済み契約登録簿の管理は統轄機関が行う。締結済み契約登録簿の管理手順は、統轄機関がこれを取り決める。

第36条 地下資源利用契約の内容

1. 地下資源利用契約書の原案は、統轄機関が承認した標準契約書にしたがって作成する。本法典が定める場合、その範囲および手順にしたがって、標準契約書からの逸脱も認められる。

2. 地下資源利用契約書に盛り込むべき必須条件には次に掲げるものがある。

1) 地下資源利用事業の種類

2) 契約の有効期限

3) 鉱区の境界

4) 作業（追加作業）プログラムに盛り込まれている、探鉱期間中に鉱区において行うべき作業の量および種類に係る地下資源利用者の義務

5) 採掘期間中に行うカザフスタンの人材に対する教育への資金提供に係る地下資源利用者の義務

6) 人材のローカルコンテンツ最小比率に係る地下資源利用者の義務

7) 本法典の要求事項に適合する役務およびサービスのローカルコンテンツ比率に係る地下資源利用者の義務。ここには、炭化水素部門管轄機関が承認した優先的役務およびサービス一覧に含まれる役務およびサービスの種類に係る義務も含まれる。

8) 地下資源利用後の撤収処理に係る地下資源利用者の義務

9) 採掘期間中にカザフスタン共和国で行う科学研究、科学技術・試験設計業務の費用に係る地下資源利用者の義務

10) 採掘期間中に行う地域の社会・経済発展事業およびインフラ整備事業の費用に係る地下資源利用者の義務

11) 炭化水素部門およびウラン採掘部門管轄機関が定める、炭化水素の探鉱または採掘ならびにウラン採掘の事業実施にあたって用いる商品、役務およびサービスの調達手順を、地下資源利用者およびその請負業者が遵守することに係る地下資源利用者の義務

12) 炭化水素の探鉱および採掘に関する基本プロジェクト文書の指標のうち本法典が契約上の義務とみなすものを含めた契約上の義務への違反、ならびに炭化水素の探鉱または採掘ならびにウラン採掘の事業の実施にあたって地下資源利用者および（または）その請負業者が所定の商品、役務およびサービス調達手順を遵守すべきことに係る義務への違反に対して、地下資源利用者が負うべき責任

13) 地下資源利用権の供与にあたってその前提となるその他の条件。

3. 地下資源利用契約の効力が過去に消滅しており、炭化水素部門の国営企業との間に信託管理契約書が締結された状態にある鉱区を対象として契約を締結する場合、当該の契約には、新たに地下資源利用者となる者の義務として、次に掲げる事項を記載するものとする。

1) 本法典第119条第19項に基づいて引き渡された財産の価額を旧地下資源利用者に補償するにあたっての金額および期限

2) 本法典に定める場合をのぞき、信託管理契約書に基づいて支出された費用の信託管理人への補償、および信託管理人への報酬支払いを行うにあたっての金額および期限。

4. 炭化水素探鉱採掘契約の有効期限は、契約上で順を追って確定される探鉱期間、準備期間（そのような期間が必要な場合）および採掘期間によって決まる。

炭化水素採掘契約の有効期限は、契約上で順を追って確定される準備期間および採掘期間によって決まる。

ウラン採掘契約の有効期限は、契約上で順を追って確定される試験採掘期間および採掘期間によって決まる。

5. 地下資源利用者が不可抗力的事態発生の証拠をカザフスタン共和国の法令に則って提出した場合、統轄機関は、そのような事態が効力を有していた期間の分だけ、探鉱採掘契約または採掘契約の有効期限を延長する。

6. 契約の締結はカザフ語およびロシア語によって行う。契約書の当事者間で合意した場合には、契約書の文章を上記以外の言語に翻訳してもよい。

7. 地下資源利用者が地下資源利用契約書に基づいて行う企業活動の成果を悪化させるような変更および追加がカザフスタン共和国の法令において生じた場合であっても、そのような変更および追加が、それが行われる前に締結された契約に適用されることはない。

本項第1段が定める保証事項は、国家安全保障、国防能力、環境安全、保健、税制、税関および不正競争防止に関するカザフスタン共和国の法令の改正に対しては適用しない。

8. 地下資源利用契約については、カザフスタン共和国の法をもってその準拠法とする。

第37条 地下資源利用契約の変更および補遺

1. 地下資源利用契約の変更および追加は、契約当事者たちが契約書の補遺を締結することによって行う。

2. 契約書の補遺は次に掲げる場合に締結する。

1) 地下資源利用者に関する情報に変更があった場合、すなわち

自然人の場合 — 姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、ならびに国籍
法人の場合 — 名称および所在地

2) 統轄機関に関する情報に変更があった場合

3) 地下資源利用権および（または）地下資源利用権の持分が移転された場合

4) 採掘区（単数または複数）および準備期間（単数または複数）が確定した場合

5) 採掘区（単数または複数）および採掘期間（単数または複数）または採掘期間（単数または複数）が確定した場合

6) 採鉱期間または採掘期間（単数または複数）が延長された場合

7) 鉱区（単数または複数）が拡大または縮小された場合

8) 鉱区（単数または複数）が分離された場合

9) 戦略的鉱区につき、カザフスタン共和国の経済的利益に、国家安全保障に対する脅威となる変化があった場合。

3. 本条第2項第1号に定める場合の契約書補遺の締結は、次に掲げる事項を記載した地下資源利用者の申請書に基づいてこれを行う。

1) 地下資源利用者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、ならびに名称

2) 地下資源利用契約書の登録番号および登録日

3) 地下資源利用者に関するいかなる情報に変更されたかについての記載。

4. 申請書には、次に掲げる文書をさらに添付する。

1) 地下資源利用者に関する情報の変更が必要である旨を立証する書類

2) 地下資源利用者があらかじめ署名済みの、地下資源利用者に関する情報の変更を取り決めた契約書補遺。

5. 申請書の審査は、それが統轄機関に到着した日から20営業日以内に行われるものとする。統轄機関は、申請書の審査結果に応じて、申請人との間で契約書補遺を締結してその署名済みの原本を申請人に送付するか、または補遺の締結を拒否する。

6. 申請書が本法典の定める要求事項に適合していない場合、統轄機関は補遺の締結を拒否する。統轄機関が補遺の締結を拒否した場合でも、地下資源利用者は再申請を行うことができる。

7. 本条第2項第2号に定める場合、契約書補遺の締結は、統轄機関が主導してこれを行う。

8. 本条第2項第3～9号に定める場合、契約書補遺の締結は本法典にしたがって行う。

第38条 地下資源利用契約の効力の消滅

1. 地下資源利用契約の効力は、次に掲げる場合に消滅する。

1) 締結時に取り決めた有効期限が満了した場合。ただし、次に掲げる場合を含む。

採鉱期間の終了までに、準備期間または採掘期間を確定させる契約書補遺が締結されなかった場合
準備期間の終了までに、採掘期間を確定させる契約書補遺が締結されなかった場合

2) 地下資源利用権の保有者が1人のみであり、かつ当該の地下資源利用権がカザフスタン共和国の民法にしがたって相続人を欠く遺産と認められている場合において、権利保有者が死亡（認定死亡を含む）した場合

3) 地下資源利用者である法人が解散した場合

4) 契約書の効力が期限前に停止されたか、または契約書が無効認定された場合

5) 当事者間の合意により契約書が破棄された場合

6) カザフスタン共和国政府が本法典に則って鉱区の利用を禁止する旨の決定を行った場合

7) 契約締結時にその対象となった鉱区全体（単数または複数）を地下資源利用者が放棄（返還）した場合。

2. 本法典に定める事由がある場合、統轄機関は、期限前に地下資源利用契約書の効力を停止することができる。

第39条 地下資源利用契約の無効化およびその無効化の効果

1. 次に掲げる事項をもって地下資源利用契約書が無効と認定する事由とする。

1) 地下資源利用権の供与を目的とした競売が無効と認定された場合

2) 地下資源利用契約に本法典が取り決めている必須条件が存在しない場合

3) 明らかに不正確な情報が統轄機関に提供され、その情報が当該機関によるその者との地下資源利用契約書締結の決定に影響をおよぼした事実が判明した場合

4) カザフスタン共和国の法律が定めるこれら以外の事由。

2. 地下資源利用契約が無効認定された場合、その無効化に関連のある事項以外の法的効果は発生せず、当該の契約は締結の日にさかのぼって無効となる。

地下資源利用契約が無効認定された場合でも、地下資源利用者は、地下資源利用後の撤収処分を行う義務の履行を免除されることはない。

3. 地下資源利用権の引渡しおよび再供与の根拠となった契約が法的手続きによって無効認定されたか、または破棄された場合、地下資源利用権の引渡しに関連して行われた地下資源利用契約書の変更および補遺は無効となるが、契約書自体は無効化されない。

4. 地下資源利用契約が無効認定された場合は、当該の契約に基づいて供与された地下資源利用権を対象としてなされた爾後のすべての法律行為が無効となる。

第5章 地下資源利用権および地下資源利用権関連資産の移転

第40条 地下資源利用権の移転

1. 地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の移転は、民事的法律行為によって、またはカザフスタン共和国の法律の定めるそのほかの場合に、地下資源利用権（地下資源利用権の持分）が他の者に譲渡された場合になされる。

2. 次に掲げる文書に基づく地下資源利用権（地下資源利用権の持分）は、これを移転することを禁ずる。

1) 発効後1年以内の固形有用鉱物探鉱ライセンス

2) 地下資源地質調査ライセンス

3) 貴金属・貴石採集ライセンス。

参照：2019年4月15日付質問に対する2019年4月19日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第545367号（dialog.egov.kz）「地下資源利用権関連資産の譲渡について」

3. 地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の移転は、地下資源利用ライセンスの再交付、または地下資源利用契約の変更という方法によって、それぞれこれを実行する。

地下資源利用ライセンスの再交付または地下資源利用契約の変更を行うには、地下資源利用権を取得しようとする者が、地下資源利用ライセンスを交付した、または地下資源利用契約を締結した国家機関に対して、その旨の申請を行う。

この申請書には次に掲げるものを添付する。

1) 地下資源利用権の取得根拠となる文書の原本

2) 地下資源利用権を取得しようとする者についての次に掲げる情報を立証する文書。すなわち、
自然人の場合 — 申請人の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、ならびに居住地および国籍、ならびに申請人の本人確認書類に関する情報

法人の場合 — 申請人の名称、所在地および法人としての国家登記に関する情報（商業登記簿抄本、または申請者が外国の法令に則った法人であることを証明するその他の法的文書）、ならびに正規有価証券市場に株式を上場している法人、国家、国際機関および自然人のうち、取得希望者に対する支配権を直接または間接に有するものについての情報。

3) 炭化水素の探鉱および採掘契約または採掘契約、ウラン採掘契約または固形有用鉱物の探鉱ライセンスまたは採掘ライセンスならびに遍在有用鉱物採掘ライセンスに基づく地下資源利用権を取得しようとする者に課せられる本法典の要求事項に、同人が適合していることを立証する文書。

地下資源利用契約書の変更および補遺の場合は、当該の申請書に、申請人自らが署名済みの地下資源利用契約書補遺の原案を添付する。

参照：2019年5月29日付質問に対する2019年6月5日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第552503号（dialog.egov.kz）「地下資源利用権の移転に必要な書類について」

本法典第44条によって交付される許可証に基づいて地下資源利用権を取得しようとする場合、その者は、取得希望者に関する情報を立証する文書に替えて、自らに関する情報が、当該許可証取得の目的で提示した情報から変化していない旨の書面上の確認書を申請書に添付してもよい。

申請書と申請書の添付書類は、カザフ語およびロシア語で提出する。外国人または外国法人が申請書を提出する場合、申請書の添付書類を外国語で作成してもよいが、その際公証人によりその正確性に対する証明を受けたカザフ語およびロシア語への翻訳を各々の書類に必ず添付する。

国家機関は、申請書到着日から7営業日以内に、ライセンスの再交付または地下資源利用権取得希望者との契約書補遺の締結、または然るべき理由に基づく再交付または契約書補遺締結の拒否を行う。

参照：2018年11月14日付質問に対する2018年11月20日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第522855号（dialog.egov.kz）「地下資源利用ライセンスの再交付について」

4. 国家機関は、次に掲げる場合には、再交付または契約書変更を拒否する。

1) 申請書が本条第3項の要求事項に適合していない場合

2) 交付済みの許可証に基づいて地下資源利用権の移転が申請されたものの、地下資源利用権移転の条件が当該の許可証に適合していない場合

3) 本法典により地下資源利用権移転許可証が要求されているにもかかわらず、当該の許可証が存在していない場合

4) 地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の移転が行われようとしている鉱区において、地下

資源利用者が行政罰によって地下資源利用事業または特定の種類の事業を行うことを禁じられている場合

5) 本法典が地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の移転を禁じている場合

6) 地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の移転が、カザフスタン共和国が締結している国際条約の定め反するものとなる場合。

再交付または契約書変更を拒否された場合、地下資源利用権を取得しようとする者は、拒否通告書到着日から10営業日以内であれば、カザフスタン共和国の法令に則ってこれに対する異議申立てを行うことができる。

本項第1段第1号を事由とするライセンス再交付または契約変更の拒否は、地下資源利用権を取得しようとする者がライセンス再交付または契約変更を求める再申請を行う権利を奪うものではない。

本項第1段第2号および第3号を事由とするライセンス再交付または契約書変更の拒否は、申請人が地下資源利用権移転許可証の交付を求める再申請を行う権利を奪うものではない。

参照：カザフスタン共和国エネルギー省国家サービスの提供規則「地下資源利用権および地下資源利用権関連資産の移転」（2020年5月29日付カザフスタン共和国エネルギー大臣令第214号付属文書1）

第41条 地下資源利用権関連資産の概念

1. 地下資源利用権関連資産とは、炭化水素の探鉱・採掘契約または採掘契約、ウラン採掘契約、固形有用鉱物の探鉱または採掘ライセンスに基づく地下資源利用権を保有する法人への参加持分、出資分、株式、および持分参加のその他の形態、ならびにそのような法人の株式、参加持分、出資分、および持分参加のその他の形態所有権を裏付ける有価証券またはそれらに転換することのできる有価証券のことをいう。

そのほか、本項第1段に掲げる地下資源利用権を保有する者が行う決定を直接および（または）間接に左右することのできる法人またはその他の組織への出資分、その持分、株式および持分参加のその他の形態、ならびにそのような法人またはその他の組織の株式、参加持分、出資分および持分参加のその他の形態の所有権を裏付ける有価証券またはそれらに転換することのできる有価証券も、地下資源利用権関連資産と認められる。

参照：2019年11月1日付質問に対する2019年11月14日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第578591（dialog.egov.kz）「炭化水素の探鉱および採掘ならびにウランの採掘契約の当事者である法人の持分の帰属について」

2. 本法典においては、次に掲げるものは、地下資源利用に対する契約またはライセンスに基づく地下資源利用権関連資産とは見なさない。

1) カザフスタン共和国の正規有価証券市場および（または）外国の証券取引所で流通している株式およびその他の有価証券。株式を原資産とする金融派生商品（デリバティブ）も含まれる。

2) 本項第1号に定める有価証券を直接または間接に保有する法人および組織の株式、参加持分、出資分、および持分参加のその他の形態。

3. ある法人または組織が本条第1項および第2項に掲げる株式、参加持分、出資分、および持分参加のその他の形態を同時に保有している場合、そうした法人または組織の株式、参加持分、出資分、および持分参加のその他の形態は、地下資源利用権関連資産と見なす。ただし、本条の目的に鑑み、本条第2項により地下資源利用権関連資産ではないとされる株式、参加持分、出資分、および持分参加のその他の形態は、地下資源利用権関連資産を保有する法人またはその他の組織が行う決定を直接または間接に左右することができるか否かを判定するにあたっては考慮に入れない。

第42条 地下資源利用権関連資産の移転

1. 地下資源利用権関連資産の移転とは次に掲げる事項のことをいう。

1) 有償または無償の民事的法律行為に基づくそれらの譲渡。ここには、法人解散の場合、ならびに法人またはその他の組織への現物出資の場合も含まれる。

2) 担保権の行使の場合などの地下資源利用権関連資産の差押え

3) 新規の出資者、共同所有者等の受入れまたは募集株式発行の結果としての地下資源利用権関連資産に対する権利の発生

4) 法人の組織再編の際に譲渡証書または分割貸借対照表に基づく権利継承手続きとして行われる地下資源利用権関連資産の移転

5) 相続手続きとして行われる地下資源利用権関連資産の移転

6) 地下資源利用権関連資産である株式およびその他の有価証券の正規有価証券市場への放出。

地下資源利用権関連資産である株式およびその他の有価証券の正規有価証券市場への放出とは、そうした関連物を、カザフスタン共和国の正規有価証券市場および（または）外国の証券取引所における取得の対象として提供すること、ならびに（または）カザフスタン共和国の正規有価証券市場および（または）外国の証券取引所において該当する株式を公開することをいう。

2. 地下資源利用権関連資産を取得したか、または地下資源利用権関連資産である株式およびその他の有価証券を放出した者は、そのような取得または放出の日から1カ月以内に、取得を行った旨の、または放出を行った旨の通告を、統轄機関に対して行わなければならない。

3. 本法典においては、出資分、株式、持分および持分参加のその他の形態の所有者の変更またはそれらの比率の変更が、裁判所の裁決、法定相続、出資分の償還、収用およびその他の事象、または権利関係の主体の意思に左右されない国家機関および第三者の行為に基づいて行われる場合、そのような変更は、地下資源利用権関連資産の移転とは見なさない。

第43条 国家の優先的権利

1. 戦略的鉱区を対象とした地下資源利用権（地下資源利用権の持分）が譲渡されようとする場合、ならびに戦略的鉱区を対象とした地下資源利用権関連資産であるところの株式およびその他の有価証券が正規有価証券市場に放出されようとする場合、国家は、新たに締結する地下資源利用契約およびすでに締結した地下資源利用契約において、カザフスタン共和国の法律または契約に基づく優先的権利を有する者および組織を含むあらゆる者および組織をもしのいで、優先的にこれらの地下資源利用権および地下資源利用権関連資産を取得する権利を有する。

2. 次に掲げる鉱区をもって戦略的鉱区とする。

1) 石油5,000万t超または天然ガス150億m³超の地質学的埋蔵量を有する鉱床が存在する鉱区

2) カスピ海のカザフスタン部分に位置する鉱区

3) ウラン鉱床が存在する鉱区。

戦略的鉱区の一覧は、カザフスタン共和国政府がこれを承認する。

3. 本条第1項の定めは、本法典第44条第2項に定める場合には適用しない。

第44条 地下資源利用権および地下資源利用権関連資産の移転許可証

1. 地下資源利用契約、固形有用鉱物の探鉱ライセンスまたは採掘ライセンス、地下空間利用ライセンスによって発生した地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の移転ならびに地下資源利用権関連資産の移転は、本法典に定める手順にしたがって交付される統轄機関の許可証を取得してからこれを

行う。

2. 本条第1項に定める統轄機関の許可証は、次に掲げる場合には不要とする。

1) 地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および地下資源利用権関連資産の移転が、次に掲げる自らの子会社への譲渡として行われる場合。すなわち、当該の地下資源利用権者および地下資源利用権関連資産の所有者がその参加持分、出資分、株式または持分参加のその他の形態の99%以上を所有している子会社。ただし、そのような子会社の登記地がタックス・ヘイヴン国家でないことを条件とする

2) 地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および地下資源利用権関連資産の移転が、複数の法人の組織再編にあたっての権利継承手続きなどによって、次に掲げる組織同士の間で行われる場合。すなわち、参加持分、出資分、株式または持分参加のその他の形態の99%以上がいずれも直接または間接に同一の者によって保有されている複数の組織。ただし、地下所有権（所有権の一部）および地下資源利用権関連資産を取得する側の者の登記地がタックス・ヘイヴン国家でないことを条件とする

3) 地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および地下資源利用権関連資産の移転が、次に掲げる者または組織への譲渡として行われる場合。すなわち、法人であるところの当該の地下資源利用者または地下資源利用権関連資産所有者への参加持分、出資分、株式または持分参加のその他の形態の99%以上を直接または間接に保有している者または組織。ただし、取得する側の者の登記地がタックス・ヘイヴン国家でないことを条件とする

4) 地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および地下資源利用権関連資産の移転が、解散する法人の財産の分配として行われるものであり、しかも、地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産を取得する側の者への参加持分、出資分、株式または持分参加のその他の形態の99%以上が直接または間接に同一の者によって保有されている場合。ただし、取得する側の者の登記地がタックス・ヘイヴン国家でないことを条件とする

5) 地下資源利用権関連資産である出資分、持分、株式等の移転であっても、その移転によって出資分、持分、株式等の保有者となる者のそれらの保有分が、法人である地下資源利用者および（または）法人であるところの地下資源利用者の決定に直接および（または）間接に影響を及ぼすことのできる法人またはその他の組織の定款資本金の1%に満たない場合

6) 募集株式の発行、ならびに過去に買い取った株式または法人の株式に転換することができるその他の有価証券の売却など、資本金額を変更する行為であっても、それによって、地下資源利用権関連資産であるところの参加持分、出資分、または株式または株式に転換することができるその他の有価証券の保有比率がそれらのものの保有者同士の間で変化しない場合

7) 地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および地下資源利用権関連資産の移転が、当事者の一方をカザフスタン共和国政府、国家機関、国営管理持株会社または国営企業とする取引によって行われる場合

8) 地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および地下資源利用権関連資産の譲渡が、国営企業の資産を私有化するプロセスの一環として行われる場合

9) 地下資源利用権および地下資源利用権関連資産の移転が、法人の改編にあたっての譲渡証書に基づく権利継承手続きとして行われる場合

10) 地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および地下資源利用権関連資産の移転が相続の手続きとして行われる場合

11) 地下資源利用権関連資産であるところの参加持分、出資分、株式または持分参加のその他の形態、ならびに地下資源利用権関連資産であるところの株式、出資分および持分参加のその他の形態の所有権を裏付ける有価証券またはそれらに転換することのできる有価証券を、それらの発行人自らが

買い取る場合

12) 地下資源利用権関連資産である株式、参加持分、出資分、および持分参加のその他の形態の所有権を裏付ける有価証券またはそれらに転換することのできる有価証券が放出されるとしても、そうした株式、参加持分、出資分、および持分参加のその他の形態を以前から所有している者が、放出される有価証券の所有者であり続ける場合

13) 地下資源利用権関連資産の取得が、地下資源利用権関連資産である参加持分、出資分、株式または持分参加のその他の形態の所有権を裏付ける有価証券またはそれらに転換することのできる放出済みの有価証券との交換によって行われる場合

14) 地下資源利用権関連資産である有価証券の保有者が、株式、参加持分、出資分、および持分参加のその他の形態が当該の地下資源利用権関連資産であるところの組織の株主総会または出資者会合に出席する場合。

3. 本章の目的に鑑みて、次に掲げる組織は地下資源利用者に準じる者とする。

1) 炭化水素部門の国営企業の戦略的パートナーとして、統轄機関との間における地下資源利用権の供与に関する直接の交渉に参加する組織

2) 炭化水素関連の地下資源利用権の供与を目的とする競売への参加を許可された組織

3) 固形有用鉱物採掘ライセンス交付の問題の検討にあたって、国家鑑定の実施またはプロジェクト文書に関する合意形成が必要である旨の統轄機関の通告を受け取った組織。

4. 統轄機関の許可証なしに行われた地下資源利用権および地下資源利用権関連資産の移転に関する取引は無効とする。そうした取引が許可証の期限満了後に行われた場合も同様とする。

参照：2018年10月29日付質問に対する2018年11月5日付カザフスタン共和国投資・発展大臣の回答第520760 (dialog.egov.kz) 「地下資源利用権および同権関連資産の移転は、管轄機関の許可なしには不可能である」

第45条 地下資源利用権および（または）地下資源利用権関連資産移転許可証の交付手順

1. 地下資源利用契約、固形有用鉱物の探鉱ライセンスまたは採掘ライセンス、地下空間利用ライセンスに基づいて発生した地下資源利用権（地下資源利用権の持分）または地下資源利用権関連資産を取得する意図を有する者は、統轄機関に対し、許可証の交付を求める申請書を送付する。

2. 許可証交付申請書には次に掲げる事項を記載するものとする。

1) 地下資源利用権（地下資源利用権の持分）または地下資源利用権関連資産を取得する意図を有する者（組織）に関する情報、すなわち、

自然人の場合 — 取得希望者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、ならびに居住地、国籍、本人確認書類に関する情報

法人の場合 — 取得希望者の名称、その所在地、帰属する国家についての記載、法人としての国家登記に関する情報、ならびに経営陣およびそれらの者の権限に関する情報、ならびに申請人が行う決定に直接または間接に影響を及ぼすことのできる者、組織および国家に関する情報

参照：2020年6月2日付質問に対する2020年6月5日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第620834 (dialog.egov.kz) 「地下資源利用権移転申請への添付を要する、自然人の居住地を立証する文書について」

2) 取得を希望する地下資源利用権（地下資源利用権の持分）または取得しようとする地下資源利用権関連資産の記述

3) 地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および地下資源利用権関連資産の移転の根拠

4) 地下資源利用権（地下資源利用権の持分）を取得する意図を有する者の財務上および技術上の能力に関する情報であって、当該の者が地下資源利用権取得者に課せられる本法典の要求事項に適合していることを立証するもの

5) 申請書およびそれに添付する文書に掲げる申請人に関する情報が真正なものである旨の申請人の書面による誓約書

6) 申請人を代表して申請書に署名を行った者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、ならびにその者の本人確認書類に関する情報。

3. 地下資源利用権関連資産である株式およびその他の有価証券の正規有価証券市場への放出に対する許可証の交付申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

1) 地下資源利用権関連資産である株式またはその他の有価証券の発行人であってそれらを正規有価証券市場に放出しようとする組織の正式名称

2) 正規有価証券市場に放出しようとする株式または有価証券が関連付けられる権利の対象である鉱区の記述

3) 地下資源利用権関連資産である株式またはその他の有価証券の発行人であってそれらを正規有価証券市場に放出しようとする組織の資本金額に関する情報

4) 地下資源利用権関連資産であって正規有価証券市場に放出されようとしている有価証券に関する情報（種類および総数）。ここには、派生的有価証券（デリバティブ）、その原資産または持分参加のその他の形態の所有分に関する情報も含まれる。

5) 引受人（アンダーライター）に関する情報（それが存在する場合のみ）

6) 上場を予定する正規有価証券市場に関する情報

7) 地下資源利用権関連資産であって正規有価証券市場に放出されようとしている株式またはその他の有価証券の数に関する情報

8) 申請書およびそれに添付する文書に掲げる申請人に関する情報が真正なものである旨の申請人の書面による誓約書

9) 申請人を代表して申請書に署名を行った者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、ならびにその者の本人確認書類に関する情報。

地下資源利用権関連資産である株式またはその他の有価証券の正規有価証券市場への放出に対する許可証の交付を求める申請書は、それらを追加発行（放出）によって公開募集する場合には発行人が、株式または有価証券の保有者が正規有価証券市場に放出しようとする場合には保有者が、これを提出する。

4. 国家の優先的権利に関する本法典の定めが適用される場合には、許可証交付申請書に、本条第2項および第3項に定める情報に加えて、地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の移転に係る法律行為の価額ならびにその支払い手順に関する情報も追加して記載するものとする。

参照：2020年4月3日付質問に対する2020年4月15日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第603961（dialog.egov.kz）「地下資源利用権関連資産である株式またはその他の有価証券の正規有価証券市場への放出には統轄機関の許可を要する」

5. 許可証交付申請書には、そこに掲げる情報を裏付ける書類の原本または公証人の証明付きのその写しを添付する。申請書と申請書の添付書類は、カザフ語およびロシア語で提出する。外国人または外国法人が申請書を提出する場合、申請書の添付書類を外国語で作成してもよいが、その際公証人によりその正確性に対する証明を受けたカザフ語およびロシア語への翻訳を各々の書類に必ず添付する。

6. 統轄機関は、申請書およびその添付書類の受領日から1カ月以内に申請書の審査を行う。大規模鉱床および戦略的鉱区を対象とする申請書の場合は、この期間を3カ月以内とする。

統轄機関は、申請書およびその添付書類の受領日から5営業日以内に、それらを地下資源利用問題担当専門委員会に引き渡して審査を行わせる。

地下資源利用問題専門委員会は、統轄機関に付属する諮問機関であって、地下資源利用権および（または）地下資源利用権関連資産移転許可証交付申請書の審査の際、ならびに本法典の定めるそれ以外の場合に勧告書を作成することを目的とする。

専門委員会の構成員および同委員会に関する規程は、統轄機関がこれを承認する。

地下資源利用問題専門委員会は、申請書およびその添付書類の審査を15営業日以内に行う。ただし、大規模鉱床および戦略的鉱区が対象となる場合は、この期間を45営業日以内とする。

統轄機関は、申請書をあらゆる側面から遺漏なく審査することを目的として、勧告書の作成に必要な追加情報および（または）文書を申請人に対して照会することができる。

追加情報および（または）文書を照会する場合、該当する申請書の審査期間は、それらの情報および（または）文書が提出されるまで、一時停止される。

統轄機関は、地下資源利用問題担当専門委員会の勧告書を受領した日から5営業日以内に、申請書に関する決定を下す。

7. 地下資源利用権および（または）地下資源利用権関連資産移転許可証交付申請書が、固形有用鉱物の大鉱床が存在する鉱区および（または）戦略的鉱区を対象として提出された場合、または移転を予定する地下資源利用権および（または）地下資源利用権関連資産の対象がそれらの鉱区であって国家安全保障上の利益に係りを有する場合、統轄機関は、該当する申請書および添付書類を受領した日から5営業日以内に、それらを国家安全保障機関に送付して、地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の移転が国家安全保障上の要求事項に適合しているか否かの審査を求める。

地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の移転が国家安全保障上の利益に係りを有する場合、国家安全保障機関は、申請書受領日から10営業日以内にその旨を統轄機関に通告する。この場合、統轄機関は、地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の移転が国家安全保障上の要求事項に適合している旨の国家安全保障機関からの確認書を受領するまで、当該申請書の審査をいったん中断する。統轄機関は、国家安全保障機関からの通告書を受領した日から5営業日以内に、審査中断の旨を申請人に通告する。

統轄機関は、国家安全保障機関からの確認書受領後、審査を再開する。

8. 申請人は、申請書の提出後、統轄機関が決定を下す以前であれば、いつでもこれを取り下げることができる。

9. 統轄機関は、審査の結果に応じて、許可証を交付する旨の、または交付を拒否する旨の決定を下す。

10. 統轄機関は、次に掲げる場合には許可証の交付を拒否する。

1) 地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の移転の結果、地下資源利用権の集中など、国家安全保障上の要求事項の不遵守となる結果が生じる場合

2) 地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の移転によって、地下資源利用契約に基づく権利の集中が起こる場合

3) 許可証交付申請書が本法典の要求事項に適合していない場合

4) 本法典が、地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資

産の移転を禁じている場合

５）地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の移転が行われようとしている鉱区で、地下資源利用者が行政罰によって地下資源利用事業または特定の種類の事業を行うことを禁じられている場合

６）国家が優先的権利を行使する場合

７）地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の移転がカザフスタン共和国が締結している国際協定の条項に反するものである場合。

本法典においては、地下資源利用権の集中とは、１人またはある１国の出身者たちが、全体として、地下資源利用権および（または）地下資源利用権関連資産を、カザフスタン共和国の国家安全保障上の脅威となりうる、または現に脅威である割合に至るまで保有することをいう。

地下資源利用契約に基づく権利の集中とは、カザフスタン共和国との間で締結された契約において権利を共同保有する者たちのうちの１人の権利分担分が、当該の契約に基づく地下資源利用事業に係る決定を左右する可能性をその者に与えるまでの大きさに至っていることと見なす。

11. 許可証交付を拒否された申請人は、これに対する異議申立てを行うことができる。本条第10項第１号に基づいて許可証交付を拒否する場合には、その理由の説明は行わない。

12. 地下資源利用権（地下資源利用権の持分）移転許可証には、地下資源利用権および（または）地下資源利用権関連資産のうち、移転が認められる限界の比率に関する記載、ならびにこれを取得する者に関する記載がなされるものとする。

地下資源利用権関連資産である株式またはその他の有価証券の放出許可証には、放出先として予定される正規有価証券市場に関する記載、ならびに１件または複数件の取引によって放出されうる株式またはその他の有価証券の数を示すものとする。

国家の優先的権利に関する本法典の定めが適用される場合、許可証には、地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の移転に係る取引の価額および（または）地下資源利用権関連資産の取得に係る取引の価額も、追加して記載するものとする。

13. 地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の移転許可証は、有効期限を１年としてこれを交付する。地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の移転がこの期限内に行われなかった場合、申請人は、新たな許可証の交付を求めて統轄機関に申請を行う。

第46条 国家の優先的権利の行使手順

１．カザフスタン共和国の国益を目的とする優先的権利の行使は、統轄機関の決定に基づき、国営管理持株会社または国営企業を介して、カザフスタン共和国の法令に則った形でこれを行う。

２．優先的権利を行使するか否かの審査は、本法典第44条第１項に定める許可証交付問題の審査とあわせて、統轄機関が行うものとする。優先的権利行使問題の審査およびそれに係る決定の手順は、統轄機関がこれを定める。

国家による優先的権利行使の問題が審査される場合、統轄機関に送付済みの申請書は、統轄機関への提出後３カ月間は、取り下げまたは見直しの対象とされない。

申請書審査期間中に地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の移転価額またはその支払い手順に関する条件が変更された場合、申請人は、そのような変更につき、統轄機関に対して、書面による通知を行う。この場合、申請書の審査期限は、当該の通知の日から改めて起算する。このような通知がない場合には、統轄機関は、地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の移転価額またはその支払い手順に関する条件は、基

本的に、申請書にもともと掲げられていたままであると見なして申請書の審査を行う。

国家が優先的権利を行使する旨の決定が下された場合、統轄機関は、譲渡の対象とされた地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産を国家の利益を代表して取得する者として、国営管理持株会社または国営企業を指定する。

3. 統轄機関が国家による優先的権利行使の決定を下した場合、国営管理持株会社または国営企業は、この決定を根拠として、5営業日以内に、地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の譲渡および（または）地下資源利用権関連資産の移転に関する行為を希望する者に対して、優先的権利行使の手順および期限に関する交渉を開始することを申し出る。

国家の優先的権利の行使を目的として国営管理持株会社または国営企業が地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産を取得する際、そうした取得は、すでに提出された申請書または本条第2項第3段に定める通知書に掲げられていたよりも低劣でない価額および支払い条件によって行われる。

4. 地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産が無償で譲渡される場合、またはそれらが法人の資本金の一部として供出される場合、国家の優先的権利の行使としてそれらが取得されるのであれば、それは、査定事業に関するカザフスタン共和国の法令に則って定まる市場価格によって行われる。

国家の優先的権利の行使にあたり、取得価額に同意できない場合には、申請人は、法的手続きに則って、査定の結果に対する異議申立てを行うことができる。

第47条 地下資源利用者に対する支配権の変更に関する通知

1. 地下資源利用契約、固形有用鉱物の探鉱ライセンスまたは採掘ライセンスに基づいて発生した地下資源利用権（地下資源利用権の持分）を保有する地下資源利用者は、自らの事業を直接または間接に支配する者および（または）組織の構成が変更された場合は、その旨を、そうした変更が起こった日から30暦日以内に、当該の地下資源利用権を供与した国家機関に通知しなければならない。

2. この通知書には次に掲げる情報を記載するものとする。

1) 支配権を喪失した、または取得した者、国家または組織に関する情報

自然人の場合 — 取得した者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、ならびに居住地および国籍

法人の場合 — 名称、所在地および帰属する国家についての記載

国家の場合 — 国家の正式名称、ならびに国家の利益を代表する国家機関の名称および所在地

2) 支配の形態および方法、ならびに支配権の喪失または取得の根拠。

3. 通知書は、統轄機関が承認した書式にしたがい、カザフ語およびロシア語で作成して提出する。

4. 通知先となる国家機関は、通知書記載の情報を立証する文書（原本または公証人の証明付きの写し）を地下資源利用者にも照会することができる。

5. 本法典においては、次に掲げる条件（支配の方法）のうちのいずれか1つでも該当する場合には、これを直接の支配と見なす。

1) 法人またはその他の組織への出資に伴う権利（持分に対する権利、株式、出資分および持分参加のその他の形態の所有分の所有権。ここには、株式または持分の所有権を裏付ける有価証券またはそれらに転換することのできる有価証券が含まれる）を全体の25%を超えて保有すること

2) 組織の最高管理機関において全票数の25%を超える議決権を保有すること

3) 地下資源利用者の分配可能な純利益のうち25%を超える分を取得すること

4) 契約に基づいて、またはカザフスタン共和国の法律にしたがって、他の組織が行う決定を左右することのできる権利を保有すること。

間接の支配とは、何らかの者および組織が、直接的支配の関係にある第三の組織を介して、他の組織を支配することができることをいう。

第48条 地下資源利用権を目的物とする担保権の設定

1. 地下資源利用権（地下資源利用権の持分）には、本法典に定める手順および条件に則って、第三者の権利を設定することができる。

2. 地下資源利用権を信託管理に委ねることは、これを禁止する。ただし、カザフスタン共和国の法律が信託管理に関する要求事項を定めている場合はこのかぎりではない。

3. 本法典が移転を禁じている地下資源利用権（地下資源利用権の持分）を目的物として担保権を設定することは認められない。

4. 本法典が禁じていない地下資源利用権（地下資源利用権の持分）を目的物とする担保権の設定は、これを統轄機関において国家登記するものとする。

本法典が定める地下資源利用権（地下資源利用権の持分）を目的物とする担保権は、それが国家登記された日をもって生じる。

地下資源利用権（地下資源利用権の持分）を目的物とする担保権の設定の登記は、カザフスタン共和国法「動産の担保権設定の登記について」が定める規則に則って行う。

5. 地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の差押えは、カザフスタン共和国の民法に定める手順に則って行う。

6. 地下資源利用契約に基づく地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および地下資源利用契約に基づく地下資源利用権関連資産を目的物とする担保権の設定、ならびにそうした場合の担保目的物の差押えについては、本法典「各論」にそれらの個別規定を定める。

参照：国家サービスの提供規則「地下水、治療用泥土、固形有用鉱物の探鉱、採掘あるいは共同探鉱・採掘に対する地下資源利用権を担保とする契約の登録」（2020年5月30日付カザフスタン共和国投資・インフラ発展大臣令第323号付属文書1）、国家サービスの提供規則「遍在有用鉱物の探鉱および採掘に対する地下資源利用権を担保とする契約の登録」（2020年5月30日付カザフスタン共和国投資・インフラ発展大臣令第323号付属文書2）

第6章 地下資源利用オペレータ

第49条 地下資源利用オペレータ

1. 地下資源利用契約、固形有用鉱物の探鉱ライセンスおよび採掘ライセンスのオペレータとは、地下資源利用者が設立したか、または指定した法人であって、地下資源利用事業の実施にあたって地下資源利用者の代理人として活動する組織のことである。

2. 契約によって地下資源利用者となっている者をオペレータとして任ずることはできない。

3. オペレータと地下資源利用者との間の諸関係は、地下資源利用に対する契約またはライセンスの期限の範囲内の有効期限が設定された単純な書面の形式によって両者間で締結した協定書によって規定される。

単純な書面の形式という定めを遵守していない協定書はこれを無効とする。

4. 本章の効力は、本法典第150条が定める鉱床の共同開発の場合に管理会社が行う事業には適用されない。

第50条 地下資源利用オペレータの任命手順

1. 地下資源利用者は、地下資源利用オペレータの任命につき、統轄機関に書面による通知を行う。この通知書には、オペレータと地下資源利用者との間に結ばれた協定書の公証人による証明付きの写しを添付する。
2. 統轄機関への通知がなされる時点までは、オペレータは然るべく任命されたとは見なされない。
3. 1件の契約またはライセンスに関して任命することのできるオペレータは1組織のみとする。
4. オペレータの権限が停止された場合、地下資源利用者はその旨をすみやかに統轄機関に通知しなければならない。

第51条 地下資源利用オペレータの責任

1. 地下資源利用に対する契約またはライセンスの条件への違反がオペレータの行為の結果として起こった場合、そのような違反に対する責任は地下資源利用者が負う。
2. 地下資源利用者の利益を代表することに関連して生じたオペレータの義務については、地下資源利用者は連帯責任を負う。地下資源利用事業を行った結果としてオペレータが第三者に被害を与えた場合、地下資源利用者は、オペレータによる権限逸脱を理由に責任を回避することはできない。

第III部 地下資源の安全な利用

第7章 地下資源利用事業実施時の安全管理に関する要求事項

第52条 地下資源利用事業実施時の環境安全

1. 地下資源利用事業は、生産施設およびその他の施設の予測、計画および設計を含め、カザフスタン共和国の環境保護法の要求事項に適合するものでなければならない。
2. 地下環境の保全は、最大許容排出量の規準を設けること、ならびに地下資源利用活動またはそのうちの特定の種類のものを制限または禁止することによって、これを確実に行う。
3. 本法典にその旨の定めがある場合には、国家環境鑑定による肯定的結論を得ていない、または環境保護管轄機関との間の合意なしでの地下資源利用を禁止する。

第53条 地下資源利用事業実施時の産業安全

1. 地下資源利用事業は、生産施設およびその他の施設の設計を含め、産業安全の要求事項に適合するものでなければならない。
2. 地下資源利用者は、カザフスタン共和国の法令が定める安全な作業遂行のための規則および基準の遵守、ならびに事故および災害の予防、ならびにそれらの発生時の対処、ならびに職業病の予防のための対策の実施を確実に行わなければならない。
3. 人々の生命および健康に対する脅威となる、ならびに自然人および法人に対する物的損害をもたらす地下資源利用事業は、これを禁止する。
4. 本法典にその旨の定めがある場合には、産業安全に係る審査で是認されていない地下資源利用は、これを禁止する。

5. 地下資源利用に関連する作業の実施時には、次に掲げる事項を確実に行うものとする。

1) 作業者が作業の安全な遂行のための規則および基準を熟知し、かつ履行すること、ならびに事故の予防およびその発生時の対処に係る対策を計画し、かつこれを実行すること

2) 作業者の生命に対する直接の脅威が発生した場合には作業を一時停止すること、人々を安全な場所に退避させること、および危険を発見するために必要な対策を講じること

3) 安全管理の規則および基準ならびに衛生基準の要求事項に適合した状態にある機械、設備および資材を使用すること、ならびに建物および構築物をそのような状態に維持すること

4) 爆発物および危険な化学物質を登録し、それらを然るべく保管、および輸送すること、ならびにそれらを適正かつ安全に使用すること

5) 坑内空気を改善する専門的かつ総合的な組織的・技術的対策をベストプラクティスを考慮したうえで策定し、かつ実行すること、ならびに職業病および労働事故の予防を目的として坑内作業技術を高度化し、かつ集団的および個人的防護手段を使用すること

6) 突然の出水、ガス、有用鉱物および岩石の放出ならびに山跳ねの予知および予防のための専門的対策を講じること

7) 技術書類および事故対策計画に、安全作業ゾーンの境界の変更を確認するデータを適宜付け加えること

8) 民間人の保護に関するカザフスタン共和国の法令が定めるその他の要求事項を履行すること。

第8章 地下資源利用後の撤収処置

第54条 地下資源利用後の撤収処置に関する総則

1. 本法典に別段の定めのないかぎり、地下資源利用者は、自らに供与された鉱区における地下資源利用後の撤収処置を実行する。

2. 地下資源利用後の撤収処置とは、カザフスタン共和国の法令が定める手順にしたがって、生産拠点および土地を、公衆の生命および健康にとって安全であり、かつ環境が保全された状態にすることを目的としてなされる総合的な対策である。

3. 撤収処置は、本法典に定める場合をのぞき、地下資源利用権がすでに解除されている鉱区において行う。

鉱区の一部を利用する権利を解除すること、および撤収処置を量的に軽減することを目的とする場合には、地下資源利用に対するライセンスまたは契約の効力が消滅する前に地下資源利用後の撤収処置（先行性撤収処置）を行うことができる。

4. 地下資源利用に対するライセンスまたは契約の効力が消滅しても、そのことによって地下資源利用後の撤収処置を行う義務が消滅することにはならない。

5. 地下資源利用事業の種類を考慮に入れた撤収処置については、本法典「各論」がその個別規定を定める。

第55条 地下資源利用後の撤収処置の財源

1. 撤収処置の費用は、地下資源利用者、または該当する地下資源利用に対するライセンスまたは契約の効力が停止されるまでの間に直接的に地下資源利用者であった者が、これを負担する。

2. 本法典にその旨の定めがある場合、地下資源利用者は、撤収処置実施に関する自らの義務の履行

に対して担保を設定しなければならない。ただし、このような担保を設定したことによって、地下資源利用者が撤収処置実施の義務を免除されることにはならない。

3. 地下資源利用後の撤収処置実施義務の履行に対する担保は、カザフスタン共和国を担保権者として設定する。

本法典にしたがって定められた期限までに撤収処置実施義務が履行されなかった（不適切に履行された）場合、地下資源利用契約の当事者である国家機関および（または）地下資源利用ライセンスを交付した国家機関は、設定されている担保の金額を差押えてカザフスタン共和国のものとする。

担保の金額が相応の撤収処置計画の費用を賄うには不十分であることが判明した場合、国家は、そのような不足分を、地下資源利用後の撤収処置実施義務を負う者の財産から取得することができる。

4. 地下資源利用者による撤収処置実施義務の履行に対する担保としては、保証契約、銀行預金担保および（または）保険契約を用いることができる。

5. 担保は鉱区ごとに個別に設定される。

撤収処置を必要とする地下資源利用事業を、本法典に則った担保の設定なしに行うことは禁止される。

6. 地下資源利用者が地下資源利用権（地下資源利用権の持分）を第三者に譲渡したとしても、新たに地下資源利用権（地下資源利用権の持分）を取得した者が本法典に基づく金額の担保を設定しない場合は、元の地下資源利用者が撤収処置実施の義務を免除されることはない。

7. 地下資源利用者が設定した担保が、その者の責に拠らない理由によって、本法典の要求事項に適合しなくなったか、または消滅した場合、地下資源利用者は、60暦日以内に当該の担保を別のものに変更しなければならない。地下資源利用者が上記の期限内にそうした変更を行わなかった場合、その者はすみやかに地下資源利用事業を停止しなければならない。地下資源利用事業の再開は、担保の復活または変更ののちにはじめて認められる。

第56条 撤収処置の担保としての保証契約

1. 保証契約を担保とする場合、保証人には、本法典に基づく地下資源利用事業後の完全な、または部分的な撤収処置に対する地下資源利用者の義務の履行につき、本法典にしたがって定められる金額の範囲内で、カザフスタン共和国に対して責任を負うことが義務付けられる。

2. 保証人となることができるのは、第2層銀行(second-tier bank)、外国銀行、または株式が正規有価証券市場に公開されている組織である。外国銀行、または株式が正規有価証券市場に公開されている組織が保証人となる場合、そうした保証人は、統轄機関が定める信用格付けにおける外国通貨建ての個別最低水準に関する条件に適合していなければならない。

3. 本条にしたがって提供した保証契約に基づく銀行の義務は、撤収処置が完了するまで消滅しない。

4. 保証契約は、統轄機関が承認した標準書式にしたがってカザフ語およびロシア語で作成する。

外国法人が提供する保証契約書は外国語で作成してもよいが、その際には、公証人がその正確性を証明したカザフ語およびロシア語への翻訳を必ず添付するものとする。

第57条 撤収処置の担保としての銀行預金

1. 銀行預金を担保とした場合、カザフスタン共和国は、地下資源利用者が撤収処置実施義務を履行しなかった場合、地下資源利用者のそのほかの債権者に先んじて、担保目的物とされた銀行預金の金額から優先的に弁済を受けることができる。

2. 本条に基づいて担保目的物とすることができるのは、第2層銀行に置かれている銀行預金のみとする。

3. この預金はテング建てまたは外国通貨建てとすることができる。

4. 担保となる銀行預金の金額に対する要求事項は、本法典がこれを定める。

5. すでに担保とされている銀行預金の再担保は、これを禁止する。

6. 法人であるところの地下資源利用者が倒産などによって解散した場合、担保目的物は入札対象物には含めず、担保権者は、債権者として地下資源利用者のそのほかの財産による債権回収には参加しない。

参照：2018年10月23日付質問に対する2018年10月31日付カザフスタン共和国投資・発展大臣の回答第520098（dialog.egov.kz）「銀行預金を地下資源利用者の撤収処置の担保とする契約の締結および登録について」

第58条 撤収処置の担保としての保険契約

1. 地下資源利用者は、地下資源利用後の撤収処置実施に係る自らの義務を担保することを目的として保険会社との間で保険契約を締結し、この契約によって、本法典が定める手順（保険契約ケース）に基づく地下資源利用後の撤収処置実施義務が履行されたなかった場合に、カザフスタン共和国（受取人）にあてて保険金額が支払われることとすることができる。

2. 本条が定める保険契約に基づく諸関係は、カザフスタン共和国の民事法がこれを規定する。

第IV部 地下資源利用における国家管理

第9章 地下資源利用に係る国家機関の体制

第59条 カザフスタン共和国政府

カザフスタン共和国政府は、地下資源利用に関して、次に掲げる事項を行う。

1) 国家の所有物としての地下資源管理の実施、ならびに地下資源利用に関する国家の政策における基本的方向性ならびにこの政策を実施するための戦略的および戦術的施策の策定

2) 国家安全保障、公衆の生命および健康の安全確保、ならびに環境の保全を目的とした地下資源利用に対する制限および禁止事項の制定

3) 戦略的鉱区一覧の承認

4) 憲法、本法典、その他のカザフスタン共和国の法律およびカザフスタン共和国大統領の文書がカザフスタン共和国政府に課す上記以外の任務の遂行。

第60条 統轄機関

カザフスタン共和国政府は、地下資源利用に関して、カザフスタン共和国の国家政策の実現およびその利益の代表を目的として、中央執行機関としての統轄機関を定める。

統轄機関は、次に掲げる事項を行うことによって、固形有用鉱物および炭化水素関連の地下資源利用に対するカザフスタン共和国の利益を代表するとともに当該分野における国家の政策を実行する。

1) 地下資源国家基金管理プログラムの作成および承認

2) 本法典にその旨の定めがある場合には、地下資源利用に関する法的文書の作成および承認。

(第60条には、2018年10月5日付のカザフスタン共和国の法律第184-VI号により、第2-1号が追加された(2019年4月11日より施行される)。)

2-1) 規格化部門管轄機関への提出を目的とする、権限の範囲内における規格化関連文書草案の審議、ならびに規格化に関する国家規格、国家間規格、国家技術・経済情報分類および勧告の立案、改正、見直し、廃止に関する提言の立案

3) 炭化水素の探鉱および採掘、ウランの採掘、ならびに固形有用鉱物の探鉱および採掘を目的とする地下資源利用権の供与および解除

4) 炭化水素部門およびウラン採掘に関する契約の条件、ならびに固形有用鉱物の探鉱ライセンスおよび採掘ライセンスの条件につき、地下資源利用者によるそれらの遵守状況の監視

5) 交付済みの地下資源利用ライセンスおよび締結済みの地下資源利用契約に関する情報のアクセシビリティの保証

6) 締結済みの地下資源利用契約および交付済みの地下資源利用ライセンスの条件履行進捗状況に関するカザフスタン共和国政府あての年次報告書の提出

7) 地下資源利用に対する契約またはライセンスの条件の不履行に対する違約金の徴収

8) 本法典、カザフスタン共和国のその他の法律、ならびにカザフスタン共和国大統領およびカザフスタン共和国政府の文書に定める上記以外の権限の行使。

第61条 固形有用鉱物部門管轄機関

固形有用鉱物部門管轄機関は、次に掲げる事項を行うことによって、ウランを除く固形有用鉱物の探鉱事業および採掘事業の規制に係る国家の政策を実行する。

1) 本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律に定める場合に、ウランを除く固形有用鉱物の探鉱事業および採掘事業の規制に係る法的文書の作成および承認

(第61条には、2018年10月5日付のカザフスタン共和国の法律第184-VI号により、第1-1号が追加された(2019年4月11日より施行される)。)

1-1) 規格化部門管轄機関への提出を目的とする、権限の範囲内における規格化関連文書草案の審議、ならびに規格化に関する国家規格、国家間規格、国家技術・経済情報分類および勧告の立案、改正、見直し、廃止に関する提言の立案

2) ウランを除く固形有用鉱物の探鉱事業および採掘事業の実施時における商品、役務およびサービス調達手順の地下資源利用者による遵守状況の国家監視

3) 撤収処置実施計画の総合的鑑査の実施

4) 探鉱区における岩石の採取および（または）土壌の移動が体積1,000m³を超える場合、それらに対する許可証の交付

5) ウラン採掘事業を除く固形有用鉱物の探鉱事業および採掘事業の規制

6) ウラン採掘事業および遍在有用鉱物採掘事業を除く固形有用鉱物の探鉱事業および採掘事業の実施状況の国家監視

7) 本法典、カザフスタン共和国のその他の法律、ならびにカザフスタン共和国大統領およびカザフスタン共和国政府の文書が定める上記以外の権限の行使。

第62条 炭化水素部門管轄機関

炭化水素部門管轄機関は、次に掲げる事項を行うことによって、炭化水素部門に関する国家の政策

を実現する。

- 1) 本法典にその旨の定めがある場合、炭化水素部門に関する法的文書の作成および承認
- 2) 炭化水素部門に関する技術規格書類の作成および承認

(第62条には、2018年10月5日付のカザフスタン共和国の法律第184-VI号により、第2-1号が追加された(2019年4月11日より施行される)。)

2-1) 規格化部門管轄機関への提出を目的とする、権限の範囲内における規格化関連文書草案の審議、ならびに規格化に関する国家規格、国家間規格、国家技術・経済情報分類および勧告の立案、改正、見直し、廃止に関する提言の立案

- 3) 炭化水素関連の地下資源利用事業の規制
- 4) 炭化水素関連の地下資源利用事業の実施に関する国家監視
- 5) プロジェクト文書の規程の遵守状況の国家監視
- 6) 石油および粗ガスの採掘および流通に関する統一データベースの運営
- 7) 国内市場における石油製品の需要を賄うことを目的としてカザフスタン共和国の内外で行う精製事業のための石油供給計画の策定
- 8) 海洋および内陸水域における炭化水素の探鉱および(または)採掘に用いる海洋施設の建造および設置に対する許可証の交付
- 9) フレアスタックによる粗ガスの燃焼に対する許可証の交付
- 10) 炭化水素の生産、販売および消費における国家収支の管理
- 11) 炭化水素の探鉱事業および(または)採掘事業の実施時における商品、役務およびサービス調達手順の地下資源利用者による遵守状況の国家監視
- 12) 海洋および内陸水域、ならびにカザフスタン共和国自然保護区域において石油流出が起こった場合の処理対策への備えおよびその実施を確実にするための国家計画の作成および承認を、民間人保護および商業海運部門管轄機関と共同で行う
- 13) 本法典、カザフスタン共和国のその他の法律、ならびにカザフスタン共和国大統領およびカザフスタン共和国政府の文書が定める上記以外の権限の行使。

第63条 ウラン採掘部門管轄機関

ウラン採掘部門管轄機関は、次に掲げる事項を行うことによって、国家の政策を実現する。

- 1) 本法典にその旨の定めがある場合、ウラン採掘に係る法的文書の作成および承認
- 2) ウラン採掘に関する技術規格書類の作成および承認

(第63条には、2018年10月5日付のカザフスタン共和国の法律第184-VI号により、第2-1号が追加された(2019年4月11日より施行される)。)

2-1) 規格化部門管轄機関への提出を目的とする、権限の範囲内における規格化関連文書草案の審議、ならびに規格化に関する国家規格、国家間規格、国家技術・経済情報分類および勧告の立案、改正、見直し、廃止に関する提言の立案

- 3) ウラン採掘に関連する地下資源利用事業の規制
- 4) ウラン採掘事業の実施に係る国家監視
- 5) ウラン採掘に関連するプロジェクト文書の規程の遵守状況の国家監視
- 6) ウラン採掘時における地下の合理的かつ総合的な利用状況の国家監視
- 7) ウラン採掘事業の実施時における商品、役務およびサービス調達手順の地下資源利用者による

遵守状況の国家監視

8) 本法典、カザフスタン共和国のその他の法律、ならびにカザフスタン共和国大統領およびカザフスタン共和国政府の文書に定める上記以外の権限の行使。

第64条 地下資源調査管轄機関

地下資源調査管轄機関は、次に掲げる事項を行うことによって、地質学的地下資源調査および地下空間の利用に係る国家の政策を実現する。

- 1) 地質学的地下資源調査および地下空間の利用を目的とする地下資源利用権の供与
- 2) 国家地質学的地下資源調査の手配および実施
- 3) 地質学的調査および地下空間の利用に関する事業の規制
- 4) 地質学的調査事業および地下空間利用事業の状況の国家監視
- 5) 地質学的情報の登録、保管、保全および信ぴょう性確保に関する本法典の要求事項の遵守状況の国家監視
- 6) 機密事項に該当しない地質学的情報および自らが交付した地下資源利用ライセンスに関する情報のアクセシビリティの保証
- 7) 操業中の人為生成鉱物集積施設の国家登録の準備および運営
- 8) 国家地下モニタリング、ならびに地質学的情報の収集および総括処理
- 9) 地下資源国家基金統一台帳の管理
- 10) 国家水台帳のうちの地下水部門の運営管理への参加
- 11) 地下資源国家基金管理プログラムの作成への参加
- 12) 座標および個別コードを付記したブロック識別用地図の作成および承認
- 13) 利用に供される鉱区の境界の確定、地質学的情報の利用、および本法典に定めるその他の諸問題について、統轄機関との間で行う協力および調整
- 14) 放棄された自噴坑井および危険坑井の撤収処置および休止保存対策の実行
- 15) 交付済みの地下資源地質調査ライセンスに基づいて行われる地下水の調査・評価作業計画に盛り込む変更に関する合意の形成
- 16) 地下水区画資源量の国家鑑査の準備および実施
- 17) 本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律に定める場合、地質学および地質学的地下資源調査に係る法令文書の作成および承認

(第64条には、2018年10月5日付のカザフスタン共和国の法律第184-VI号により、第17-1号が追加された (2019年4月11日より施行される)。)

17-1) 規格化部門管轄機関への提出を目的とする、権限の範囲内における規格化関連文書草案の審議、ならびに規格化に関する国家規格、国家間規格、国家技術・経済情報分類および勧告の立案、改正、見直し、廃止に関する提言の立案

18) 地質学的地下資源調査ライセンスおよび地下空間利用ライセンスの条件の地下資源利用者による遵守状況の監視

19) 国家地質学的地下資源調査作業の実施時期および費用に関する基準の承認

20) 何らかの工学的施設の坑井バランスへの算入およびその地下資源利用者への引渡し

21) 本法典、カザフスタン共和国のその他の法律、ならびにカザフスタン共和国大統領およびカザフスタン共和国政府の文書が定める上記以外の権限の行使。

第65条 州、共和国直轄都市および首都の地方執行機関

州、共和国直轄都市および首都の地方執行機関は、次に掲げる事項を行うことによって、地下資源利用に関する国家の政策の実行に参画する。

- 1) 遍在有用鉱物採掘事業および貴金属・貴石採集事業の実施を目的とした地下資源利用権の供与
 - 2) 遍在有用鉱物採掘および貴金属・貴石採集に対するライセンスの条件の地下資源利用者による遵守状況の監視、ならびに遍在有用鉱物採掘事業および貴金属・貴石採集事業の実施状況の国家監視
 - 3) 貴金属・貴石採取事業ライセンスおよび本法典が定める貴金属・貴石採集条件の地下資源利用者による遵守状況の監視
 - 4) カザフスタン共和国の土地関連法令に則った形で、地下資源利用の目的に沿って国家所有の土地の権利を供与すること、およびそうした土地を留保しておくこと
 - 5) 本法典第108条にしたがって締結された鉱区の信託管理契約に基づき、土地に対する権利を信託管理人に委ねる変更手続き
 - 6) 有用鉱物賦存地域における建築事業の規制、ならびに地方水準国家自然保護ファンドに属する地質学的、地形学および水文地質学的対象物ならびに自然保護、学術、歴史、文化およびレクリエーションの点で特段の価値を有するとともに地方水準特別保護地域カテゴリーに分類される鉱区の登録体制の維持管理
 - 7) 居住地向け生活用水および飲料水供給事業のために、地下水を対象として国家が行う地質学的地下資源調査の手配および実施
 - 8) 自らが交付した遍在有用鉱物採掘ライセンスおよび貴石・貴金属採集ライセンスに関する情報のアクセシビリティの保証
- (第65条には、2018年10月5日付のカザフスタン共和国の法律第184-VI号により、第8-1号が追加された (2019年4月11日より施行される)。)*
- 8-1) 規格化部門管轄機関への提出を目的とする、権限の範囲内における規格化関連文書草案の審議、ならびに規格化に関する国家規格、国家間規格、国家技術・経済情報分類および勧告の立案、改正、見直し、廃止に関する提言の立案
- 9) カザフスタン共和国の法令によって地方執行機関に与えられたその他の権限を、地方における国家管理の目的に沿って行使すること。

第10章 地下資源利用に関連する監視および通告

第66条 地下資源利用に対する契約および（または）ライセンスの条件の地下資源利用者による遵守状況の監視

1. 生産物分与協定を含む契約および（または）地下資源利用ライセンスの条件の地下資源利用者による遵守状況の監視は、統轄機関（地下資源利用契約書の当事者である国家機関および（または）地下資源利用ライセンスを交付した国家機関）が行う。

生産物分与協定を含む契約および（または）地下資源利用ライセンスの条件の遵守状況の監視手順は、統轄機関がこれを定める。

2. 生産物分与協定を含む契約および（または）地下資源利用ライセンスの条件の地下資源利用者による遵守状況の監視は、地下資源利用契約（ライセンス）上の義務の地下資源利用者による履行状況のモニタリング、ならびに（または）地下資源利用者ならびに地下資源利用契約および（または）ライセ

ンスの条件にしたがって地下資源利用事業の対象とされている（されていた）場所への立入り調査によって、これを行う。

地下資源利用契約（ライセンス）上の義務の地下資源利用者による履行状況のモニタリングは、統轄機関（地下資源利用契約書の当事者である国家機関および（または）地下資源利用ライセンスを交付した国家機関）が、本法典にしたがって地下資源利用者が提出する報告書およびカザフスタン共和国の法令に則ってその他の情報源から入手した情報を分析することによって行う。

地下資源利用契約（ライセンス）の義務の地下資源利用者による履行状況のモニタリングの手順は、統轄機関がこれを定める。

第67条 地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国の法令の要求事項の遵守状況の国家監視

1. 地下資源利用事業を実施する場合、地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国の法令の要求事項の遵守に対する国家監視は、国家機関が、それぞれ次に掲げる分野の管轄権にしたがってこれを行う。

1) 地下資源の調査および利用

2) 炭化水素関連の地下資源利用事業およびウラン採掘事業の実施。

2. 本条第1項に掲げる分野の国家監視は、カザフスタン共和国企業活動法典にしたがって行う。

(第67条には、2018年5月24日付のカザフスタン共和国の法律第156-VI号により、第3項が追加された(2018年6月29日施行)。)

3. 被監視事業主体（対象物）への立入りをとみなわない予防的監視は、本法典およびカザフスタン共和国企業活動法典にしたがって行う。

参照：炭化水素関連の地下資源利用事業およびウラン採掘事業の実施にあたってのリスク度評価基準および調査リストの承認に関する2018年11月23日付カザフスタン共和国エネルギー大臣および2018年11月23日付カザフスタン共和国国家経済大臣代行の共同令（第453号および第77号）

本法典には、2018年5月24日付のカザフスタン共和国の法律第156-VI号により、第67条の1が追加された(2018年6月29日施行)。

第67条の1 被監視事業主体（被監視事業対象物）への立入りをとみなわない予防的監視の実施手順

1. 被監視事業主体（対象物）への立入りをとみなわない予防的監視は、本法典第64条の第4号および第5号に基づき、地下資源調査管轄機関またはその出先機関が地下資源利用者に対してこれを行う。

被監視事業対象物とは、地質調査区および地下空間利用区、ならびに地質学的情報のことをいう。

2. 被監視事業主体（対象物）への立入りをとみなわない予防的監視の目的は、違反行為を未然に阻止すること、および地下資源調査管轄機関またはその出先機関が被監視事業主体（対象物）への立入りをとみなわない予防的監視によって発見した違反事項を自主的に解消する権利を当該の被監視事業主体に付与し、それらの被監視事業主体に対する行政負担を軽減することである。

3. 被監視事業主体（対象物）への立入りをとみなわない予防的監視は、本法典にしたがって地下資源調査管轄機関に提出される地質報告書、採掘済み有用鉱物に関する報告書および標準的損失量に関するデータ、ならびに被監視事業主体の事業に関するそのほかの情報を分析することによって行う。

地下資源調査管轄機関またはその出先機関のスタッフが被監視事業主体（対象物）への立入りをとみなわない予防的監視を行った結果、被監視事業主体の作為（不作為）における違反事項が発見された場合には、本法典第68条に定める手順にしたがい、違反事項発見日から10営業日以内に、説明書（通告

書)を作成し、当該の被監視事業主体に送付する。

4. 被監視事業主体(対象物)への立入りをともなわない予防的監視によって発見された違反事項の解消に関して説明書(通告書)を受け取った被監視事業主体は、その手交の日の翌日から10営業日以内に、地下資源調査管轄機関またはその出先機関に対して、具体的な実施期限を記載した違反事項解消対策実施計画書を提出しなければならない。

説明書(通告書)に示された違反事項に同意しない場合、被監視事業主体は、説明書(通告書)の送付を行った地下資源調査管轄機関またはその出先機関に対して、説明書(通告書)手交の日の翌日から5営業日以内に、反駁書を送付することができる。

5. 被監視事業主体(対象物)への立入りをともなわない予防的監視によって発見された違反事項が所定の期限内に解消されなかった場合、また違反事項解消対策計画書が期限までに提出されなかった場合は、被監視事業主体(対象物)への立入りをともなう予防的監視の実施期日が指定されるものとする。この指定は、被監視事業主体(対象物)への立入りをともなう予防的監視の半年間の実施先一覧に記載を行うことによって行われる。

6. 被監視事業主体(対象物)への立入りをともなわない予防的監視は、1年に1回以内の頻度で行う。

第68条 地下資源利用における通知

1. 本法典が規定する諸関係に関与する者たちに対する通知は、書面によって、および(または)カザフスタン共和国全域に普及している定期刊行物上の発表によって、ならびに相応の国家機関のインターネットリソース上への掲載という形によって、カザフ語およびロシア語でこれを行う。

2. カザフスタン共和国の法令に別段の定めがないかぎり、本法典にしたがって送付される通知書には、その受取人に関する情報、通知書送付の事由、通知内容、発送人に関する情報およびその署名が記載されているものとする。

本項第1段に適合しない通知書を送付した者は、そうした不適合が具体的な状況に照らして本質的なものではない旨を証明しないかぎり、通知書が然るべく送付済みであると言及する権利を喪失する。

通知書の送付を行ったのが、通知書の送付名義人を代表する者および(または)その利益のために活動する代理人である場合、通知書には、当該の代理人の権限に関する情報をも記載しなければならない。本段の効力は、相応の国家機関の法的文書および(または)カザフスタン共和国の法令が定める公務権限にしたがって活動する国家機関の公務員には適用されない。

通知書の送付は、郵便および(または)通知書を保存することのできる通信手段によって行うものとする。

電子文書による通知または本条第4項に定める電子的通信手段による通知は、これらを書面による通知と見なす。

3. 本法典に別段の定めのないかぎり、不特定多数および(または)特定の範囲の人々を対象として国家機関が行う通知は、カザフスタン共和国全域に普及している定期刊行物上の発表、および然るべき国家機関のインターネットリソース上への掲載という形によって行われる。

本法典に異なる期限の定めがないかぎり、これらの通知によって伝達される事象は、その発表の日から15暦日以降に生起するものとする。

4. 通知は、情報システムを利用して行うこともできる。情報システムを利用した通知の手順は、統轄機関がこれを定める。

第11章 地下資源国家基金

第69条 地下資源国家基金の管理

1. 地下資源国家基金は、カザフスタン共和国の領域内にある利用しうる鉱区および利用しえない地下資源から成る。

2. 地下資源国家基金の管理は、地下資源国家基金管理プログラムに基づき、地下資源利用に関する国家の政策の主要な方向性、ならびに本法典に定める手順に則って当該の政策を実現するための戦略的および戦術的施策にしたがってこれを行う。

第70条 地下資源国家基金管理プログラム

1. 地下資源国家基金管理プログラムは、地下資源国家基金の合理的な管理分野における国家政策の実現およびカザフスタン共和国の鉱物原料基盤の再生産を目的として作成される。

2. 地下資源国家基金管理プログラムの作成は今後の地下資源利用の展望分析に基づいて行われ、その際には次に掲げる事項が考慮される。

- 1) カザフスタン共和国の国家安全保障ならびに環境およびエネルギー面での安全保障の必要性
- 2) カザフスタン共和国の国際的義務
- 3) カザフスタン共和国の国家計画システムに属する承認済み文書
- 4) 当該種類の有用鉱物および（または）その精製品に対するカザフスタン共和国のニーズ
- 5) 有用鉱物の種類別に見たカザフスタン共和国鉱物原料基盤の補充および拡大の必要性
- 6) 諸地域の環境面および社会・経済面における発展の見通し
- 7) 地下資源国家基金統一台帳記載の情報

8) 1人またはある1国の出身者たちが保有する地下資源利用権および（または）地下資源利用権関連資産の比率の総和に関する情報

- 9) 国家地下資源モニタリングの情報
- 10) 地質情報の総括処理および分析
- 11) 既存インフラの能力。

3. 地下資源国家基金管理プログラムには次に掲げる事項が記載される。

- 1) 国家地下資源地質調査の実施が予定されている場所のエリアの地理的座標
- 2) 次に掲げる目的のために供与されている鉱区のエリアの地理的座標
固形有用鉱物の探鉱または採掘向け
競売に基づく炭化水素の探鉱採掘または採掘向け

3) 特別自然保護区域、ならびに健康増進、レクリエーション、歴史および文化の点で特段の価値を有するエリアのうち、特別自然保護区域管轄機関との間で合意がなされているエリアの地理的座標

4) 国防および国家安全保障上必要とされる土地、市町村などの居住地エリア、ならびに水ファンズに属する土地の地理的座標

- 5) 地下管理に関する国家の政策を実現させるのに必要なその他の情報。

地下資源国家基金管理プログラムには、本項第1～5号に定める情報のほかに、炭化水素の探鉱採掘または採掘、ならびにウラン鉱床または希土類金属・ウラン鉱床におけるウランの探鉱または採掘を目的とする地下資源利用権の供与先となることができるのが国営企業のみであるエリア（単数または複数）を記載することができる。

4. 本法典にその旨の定めがある場合、地下資源国家基金管理プログラムには、炭化水素探鉱向けに供与される鉱区で行う作業の量および種類に関する最低限の要求事項を記載する。

炭化水素関連の地下資源利用権の供与を目的とする競売の実施にあたっては、統轄機関は、作業の量および種類について地下資源国家基金管理プログラムが定める最低限の要求事項を上回る要求事項を設定することができる。

5. 本法典に別段の定めのないかぎり、統轄機関は、地下資源国家基金管理プログラムに定められていないエリアにおける固形有用鉱物の探鉱事業または採掘事業、または炭化水素探鉱および（または）採掘事業の実施を目的とした鉱区の供与を行うことはできない。

第71条 地下資源国家基金の状態の管理

1. 地下資源国家基金の状態の管理を目的として、次に掲げる事項を実施する。

- 1) 地下資源国家基金統一台帳の管理運営
- 2) 国家地下資源モニタリング
- 3) 地質学的情報の収集、保管、体系化、総括処理および分析。

2. 地下資源の状態に関する情報は、地質学的地下資源調査結果、ならびに本法典にしたがって地下資源利用者が提出する地質学的情報、報告書およびその他の文書に基づくものとする。

第72条 地下資源国家基金統一台帳

1. 地下資源国家基金統一台帳には、次に掲げる事項が記載される。

- 1) 有用鉱物の国家登記、有用鉱物の徴候および地下空間施設に関する情報
- 2) 地質学的地下資源調査、炭化水素、固形有用鉱物および遍在有用鉱物の探鉱および（または）採掘、地下空間の利用、ならびに貴金属・貴石採集のために利用権が供与されている鉱区に関する情報
- 3) 炭化水素、固形有用鉱物および遍在埋蔵物の採掘、貴金属・貴石採集、ならびに有害物質および放射性廃棄物の埋設処分、ならびに排水の地下への投棄のための施設のうち、すでに撤収処置が実施されたものに関する情報
- 4) 稼働中の人為生成鉱物収容施設の国家登記に関する情報。

2. 有用鉱物の国家登記にあたっては、次に掲げる事項を記載する。すなわち、有用鉱物鉱床に関する情報、主たる有用鉱物および随伴して存在する有用鉱物の量および質、それらに含有される成分、産業的意義を有する鉱床の鉱業工学、水文地質学、エコロジーおよびその他の面での特徴、それらの分布、調査進捗度、産業的開発度、ならびに有用鉱物の採掘、損失および産業的充足度に関する情報、ならびに有用鉱物の採掘または資源量および（または）埋蔵量の評価見直しの結果として当該会計年度中に起こった有用鉱物資源量および埋蔵量の評価変更に関する情報。

有用鉱物の徴候については、そのおのおのに対して、有用鉱物予想（推定）資源量、ならびにそれらの徴候の水文地質学的特徴およびその他の特徴を記録する。

地下空間施設に関する情報としては、地下における空洞の座標位置および特徴に関するデータ、ならびにそこに生産施設、経済施設およびその他の施設および物質を設置する可能性、ならびにそこで工学的プロセスおよびその他のプロセスを実行する可能性に関するデータを記載する。

（2023年1月1日までは、本法典第72条の目的に鑑み、固形有用鉱物採掘時の損失の登記は、地下資源利用者が所定の手順にしたがって地下資源調査管轄機関に提出する標準的損失量に関するデータに基づいてこれを行う。）

3. おのおのの鉱区ごとに、次に掲げる事項を記録する。すなわち、その空間的境界、大きさおよび

位置を特定することのできる識別特性、地下資源利用者および地下資源利用権供与の根拠となっている文書に関する情報、地下資源利用権を目的物とする担保権の設定に関する情報、地下資源利用者が提出した報告書およびその他の文書、ならびに地質学的情報。

4. 炭化水素、固形有用鉱物および遍在有用鉱物の採掘施設のうち、すでに撤収処置が実施されたものに関する情報としては、廃棄された採掘施設の平面図、撤収処置証明書および採掘後の撤収処置に関するその他のデータ等がある。

5. 地下資源国家基金統一台帳は、国家地質学的調査および地下モニタリングの実施、ならびに本法典にしたがって地下資源利用者が提出する報告書およびその他の情報によって、その作成が保証される。

6. 地下資源調査管轄機関は、有用鉱物埋蔵量の国家登記に関する情報を、自らが定める手順にしたがって国家機関に提供する。

7. 地下資源国家基金統一台帳の管理運営は、地下資源調査管轄機関が、承認された手順に則ってカザフスタン共和国の鉱物原料基盤およびその状態を登記することを目的として行う。

第73条 国家地下資源モニタリング

1. 国家地下資源モニタリングは、地下資源国家基金を合理的に管理し、その変化を迅速に発見すること、ならびに好ましくないプロセスの評価、阻止および解消を目的として地下（資源）の状態を観測するシステムである。ここには、リモートセンシングの手法によって宇宙を経由して得たデータを利用するものも含む。

2. 国家地下資源モニタリングの実施手順は、地下資源調査管轄機関がこれを定める。

第74条 国家地質学的地下資源調査

1. 国家地質学的地下資源調査とは、一連の事業の総体であって、次に掲げる事項を含めることができる。すなわち、総合的な地質学的情報を入手し、地下資源利用のための情報基盤となる地質図を作成することを目的とした、ある地域の体系的な地質学的調査、リモートセンシングの手法による調査、地質探査作業、ならびに航空および（または）宇宙地震学的モニタリング；有用鉱物の探査および評価、地下（資源）の状態のモニタリング、ならびに建築事業のための地質工学的開発調査；地下（資源）の調査および利用に係る応用学術的研究、ならびに地殻とそこに生起するプロセス、有用鉱物の徴候およびその他の地下資源の調査を目的として行うその他の作業。

2. 国家地質学的地下資源調査の準備および実施は、地下資源調査管轄機関が行う。市町村などの居住地向け生活用水および飲料水供給事業を目的とする地下水を対象とした国家地質学的地下資源調査の手配は、州、共和国直轄都市および首都の地方執行機関がこれを行う。

3. 国家地質学的地下資源調査は、国家調達に関するカザフスタン共和国の法令にしたがって、地下資源調査管轄機関と請負組織との間で締結される契約に則って行う。

4. 国家地質学的地下資源調査実施エリアおよび作業の種類は、上記契約が定める。

5. 国家地質学的地下資源調査は、カザフスタン共和国の全域で行うことができる。ここには、本法典にしたがっていずれかの民間人に利用権が供与済みの鉱区のエリアも含まれる。国家地質学的地下資源調査に関連する作業は、地下資源利用事業を行う者の正常な活動を妨げないように実施しなければならない。

(第6項には2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号にしたがって変更が加えられた)

6. 国家地質学的地下資源調査の実施が予定されるエリアは、地下資源国家基金管理プログラムに

定められており、ここにはその目的、課題および作業の種類も付記されている。

国家地質学的地下資源調査が実施されている際には、有用鉱物探査および評価エリア内で有用鉱物探査および採掘事業、ならびに貴金属・貴石採集事業向けに鉱区の利用権を供与すること認められない。

7. 国家地質学的地下資源調査の結果は、作業終了確認の日より2カ月以内にオープン・アクセス性を有するものとして開示される。

8. 国家地質学的地下資源調査は、地下資源調査管轄機関が定める地質探鉱段階別実施規則にしたがって行う。

参照：2018年5月29日付カザフスタン共和国投資・発展大臣代行令第402号「国家地質学的地下資源調査作業の実施に要する期間および費用の基準の承認について」

第75条 地質学的情報

1. 地質学的情報とは、地下、鉱区、有用鉱物の鉱床および徴候の物的組成、地質構造、地質史および地質学的・地球化学的・地球物理学的・水文地質学的・地形学的・テクトニクスの特徴に関する情報であって、任意の媒体に記録され、かつそれらの情報を識別することのできる要件を備えているもののことをいう。

地質学的情報の自然媒体には、掘削井のコア、有用鉱物・炭酸ガス・メルカプタン類・水の試料、岩石・鉱物の標本、石の試料およびコレクション、切片、研磨片、鉱液および鉱物粉末等がある。

地質学的情報の人工媒体には、実地観測日誌、テストおよび試料分析の記録、地球物理学的観測記録、地質学的報告書、探鉱作業結果報告書、有用鉱物資源量および埋蔵量評価報告書、一次フィールドデータ、その処理、地質学的情報の解釈、分析および総括の結果が記録された紙媒体および電子媒体等がある。

2. 地質学的情報は、それが国家の財政支出によって得られたものであるか、本法典にしたがって国家に所有権が引き渡されたものであるかぎりには、国家の所有物である（国家地質学的情報）。

地下資源利用者の費用負担によって得られた地質学的情報は、私的所有物である（民間地質学的情報）。

地質学的報告書およびその他の文書に記載され、本法典に定める手順に則って国家機関に提出された民間の地質学的情報は、国家がその無期占有権および利用権を有する。

3. 国家が所有権、占有権および利用権を有する地質学的情報の記録、保管、体系化、総括および提供は、地下資源調査管轄機関が、自らの定めた手順に則ってこれを行う。

地下資源および地下資源利用に関する情報の保管およびそのアクセシビリティの確保、地質学的情報の提出、ならびに地下資源調査管轄機関と統轄機関との間の協力およびワーキングプロセスの調整の自動化は、「カザフスタン共和国国家鉱物資源データバンク」の情報システムを機能させることによって実施する。情報システム「カザフスタン共和国国家鉱物資源データバンク」の運用は、地質学的情報収集・保管・処理・提供国家オペレータがこれを保証する。

国家オペレータは国家が所有権、占有権および利用権を有する地質学的情報を収集し、その保管、総括、体系化および関係者への提供を行う。

地質学的情報収集・保管・処理・提供国家オペレータは、資本金の100%を国家が出資する法人、または、固形有用鉱物部門管轄機関が指定した、本条に定める事業を行う国営企業である。

4. 地下資源利用者は、地下資源利用事業の実施によって得た地質学的情報およびその媒体の維持、登録および保全、ならびに地下資源調査管轄機関の代表者が調査または点検を目的としてそれらに自

由にアクセスできることを保証しなければならない。地下資源利用者が地下資源利用事業によって得た地質学的情報およびその媒体を保管および登録する際の手順は、地下資源調査管轄機関が定める。炭化水素または固形有用鉱物および遍在有用鉱物の探鉱事業および（または）採掘事業を行う地下資源利用者は、地下資源利用に対する契約またはライセンスの有効期間中は、本条に定める場合をのぞき、地下資源利用事業の実施によって得た地質学的情報の自然媒体を譲渡することはできない。地下資源利用者がコア、岩石・鉱物標本、試料、石のコレクション、切片、研磨片、鉱液および鉱物粉末といった形態での地質学的情報の自然媒体をカザフスタン共和国の国外に搬出することができるのは、調査および分析を目的とする場合のみとする。このような調査および分析の結果は、本法典にしたがい、地下資源調査管轄機関に提出する地質学的報告書に記載するものとする。

岩石・鉱物標本、試料、石のコレクション、切片、研磨片、鉱液および鉱物粉末の形の地質学的情報の自然媒体をカザフスタン共和国の国外に搬出しようとする地下資源利用者は、搬出予定日の1カ月前までに、その旨を、地下資源調査管轄機関に対し、書面によって通知しなければならない。この通知書には、搬出する自然媒体の調査の種類、予定している調査期間および調査結果報告書作成期限に関する情報、ならびに調査を実施する組織に関する情報を記載するものとする。

地下資源利用者が試料の形をとる地質学的情報の自然媒体を譲渡する場合および（または）試料をカザフスタン共和国の国外に搬出する場合は、地下の調査を担当する期間の許可を得てからこれを行う。この許可を取得するには、地下資源利用者が地下資源調査管轄機関にその旨の申請を行う。申請書には、搬出しようとする試料の量および調査の種類、予定している調査期間および調査結果報告書作成期限に関する情報、ならびに調査を実施する組織に関する情報を記載するものとする。

地下資源調査管轄機関は、申請書の到着日から10営業日以内に、許可証を交付する、または許可証の交付を拒否する旨の決定を下す。

地下資源調査管轄機関は、次に掲げる事由がある場合に、許可証の交付を拒否する。

- 1) 許可証交付申請書が本項の要求事項に適合していない場合
- 2) 譲渡および（または）搬出の対象とされる試料の量が明らかに予定される調査の種類に適合していない場合
- 3) 予定される調査がカザフスタン共和国国内で現に行われている場合
- 4) 以前に交付した許可証に則って実施済みの試料の調査および分析の結果に関する情報を記載した地質学的報告書が提出されていない場合。

5. 自らが保有するコアの譲渡または廃棄をしようとする地下資源利用者は、そうした意図につき、地下資源調査管轄機関に対して、その1カ月前までに、書面によって通知を行わなければならない。地下資源調査管轄機関は、要求事項が定める期限までに、当該のコアの所有権を自らに無償で引き渡すことを、書面によって、地下資源利用者に要求することができる。この期限は、1カ月より短くすることはできない。

地下資源利用者は、鉱区における地下資源利用事業を停止する予定時期の3カ月前までに、自らが保有する実地観測日誌、テストおよび試料分析の記録、地球物理学的観測記録、ならびに一次フィールドデータが記録された紙媒体および電子媒体、または掘削井のコアについて、地下資源調査管轄機関に対し、書面による通知を行わなければならない。地下資源調査管轄機関は、このような通知受領後1カ月以内であれば、上記の地質学的情報の媒体の所有権を自らに無償で引き渡すことを地下資源利用者に要求することができる。この要求は、受領した日から1カ月以内に履行されなければならない。

カザフスタン共和国の国外にコアを搬出する場合は、地下資源調査管轄機関が本条第4項第3段、第4段および第5段に定める手順にしたがって交付する許可証を取得してからこれを行う。

6. 人口媒体に記録された地質学的情報のカザフスタン共和国国外への搬出は、国家機密に関する

カザフスタン共和国の法令に別段の定めがないかぎり、制限なく行うことができる。

参照：国家サービスの規格「燃料エネルギーおよび鉱物原料の区画および鉱床に関する地下資源についての情報輸出ライセンスの交付」（2020年5月22日付カザフスタン共和国環境・地質・鉱物資源大臣代行令第177号付属文書3）

7. 本条に定める制限は、貴金属・貴石採集事業および地下空間利用事業を行う地下資源利用者には適用されない。

第76条 地下資源利用者の報告書

1. 地下資源利用者は、本法典に定める場合には、地下資源利用事業に関する報告書を提出しなければならない。

地下資源利用者が提出する報告書には、定期的なもの、または単発的なものがある。

国家機関に提出する定期的報告書には、一定の期間（会計期）に行った地下資源利用者の事業の結果に関する情報を記載する。

単発の報告書は、何らかの具体的な問題について行った作業の結果について国家機関に情報提供を行う目的で、地下資源利用者によって提出される。

地下資源利用事業の種類を考慮に入れた報告書の構成およびその提出手順は、本法典「各論」がこれを定める。

2. 統轄機関からの書面による照会があった場合、地下資源利用者は、そのような照会状を受け取った日から20営業日以内に、地下資源利用に関連して実施した作業および支出した費用を立証する文書を提出してその検査を受けなければならない。

3. 貴金属・貴石採集事業および遍在有用鉱物採掘事業をのぞき、有用鉱物探鉱事業および採掘事業に従事する地下資源利用者は、監査事業に関するカザフスタン共和国の法律に基づく監査人である者が証明した「採鉱産業透明性イニシアチブ」の基準に定める報告書を、統轄機関に提出しなければならない。

この報告書の書式およびその記入方法のマニュアルは、カザフスタン共和国の「採鉱産業透明性イニシアチブ」の基準の実現を管轄する国家機関が作成し、承認する。

第77条 地下資源利用に対するライセンスおよび契約に関する情報のアクセシビリティの提供

1. 地下資源利用権を供与する国家機関は、供与済みの地下資源利用権に関する情報のオープン・アクセスを保証する。

2. 地下資源利用事業の種類を考慮に入れた地下資源利用権に関する情報とは、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

1) 地下資源利用に対する交付済みライセンスおよび締結済み契約の内容に関する情報

2) 地下資源利用者への支配権を有する者および組織について、次に掲げる項目を含む情報

その者（単数または複数）が有する支配権の形態および方法

自然人の場合 — 姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）および国籍

法人の場合 — 名称および所在地

3) 提出済みの報告書に基づく、年度ごとに地下資源利用者が支出した費用の総額に関する情報

4) 年度ごとの支払い済み土地利用料（賃貸借料）に関する情報

5) 地下資源利用後の撤収処置に対する担保に関する、次に掲げる項目を含む情報。すなわち、担

保の種類、担保金額、その有効期限および担保を提供した組織の名称。

6) 地下資源利用権（地下資源利用権の持分）を目的物とする登記済みの担保権の設定に関する、次に掲げる項目を含む情報

担保権設定の登記日

自然人の場合 — 担保権者の姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）および国籍

法人の場合 — 担保権者の名称および所在地

7) 地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の移転に関する、次に掲げる項目を含む情報

移転の根拠および移転日

地下資源利用権のうち取得の対象となる比率

自然人の場合 — 地下資源利用権を取得する者の姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）および国籍

法人の場合 — 地下資源利用権を取得する者の名称および所在地

8) 地下資源利用に対する契約またはライセンスに、商品、役務およびサービスにおけるローカルコンテンツ比率の確保が定められている場合、前会計期中に地下資源利用事業を実施するために地下資源利用者が調達した商品、役務およびサービスに占めるローカルコンテンツ比率に関する情報

9) 地下資源利用者が年度ごとに支出した、カザフスタンの専門家の教育およびカザフスタン共和国の域内で行った科学技術・研究開発活動の費用、ならびに地域の社会的・経済的発展、そのインフラ整備、および地域住民に対する社会的・経済的支援の費用の総額に関する情報。ただし、それらの費用が地下資源利用者にとって義務的なものである場合。

3. 本法典にしたがって国家機関が入手した地質学的報告書およびその他の文書に含まれる地質学的情報は、地下資源利用者の商業秘密であり、上記機関はその機密を保持する対策を講じなければならない。

地下資源調査管轄機関は、以下の場合、上記の地質学的情報を公表するか、またはオープン・アクセス性を付与することによって、その開示を行う。

1) 地下資源利用ライセンスに基づいて地下資源利用事業を行う地下資源利用者から当該の情報を入手した日から5年が経過した。

地下資源利用ライセンス保有者の書面による申請があった場合には、その申請書に掲げる期間だけ機密保持期限が延長される。ただし、延長期間は最長5年までとする。このような延長を求める申請書は、最初の5年間の期限が満了する前でも提出することができる。

2) 地下資源利用契約の効力の消滅後（地下資源利用契約に基づいて地下資源利用者から得た地質学的情報の場合）

3) 地下資源利用者の書面による同意がある場合

4) 他の国家機関が、取得しようとする情報の機密保持に向けた対策を講じることを条件としてこれを請求した場合

5) 以前にそうした情報を入手したことがある鉱区が返還された日から3カ月を経過した時点

6) 該当する情報が国家地質学的地下資源調査によって得られたものである場合。

これら以外の方法による当該情報の開示は、これを禁止する。

4. 契約義務およびライセンス義務のうちのローカルコンテンツ比率に関する部分の履行に関する情報、地下資源利用者による商品、役務およびサービスの調達の計画および実施に関する情報、カザフスタンの専門家の教育費用に関する情報、ならびにカザフスタン共和国の域内における科学技術・研究開発活動および地域の社会的・経済的発展およびそのインフラ整備の費用に関する情報は、機密性

のあるものとは認めない。

自らの権利および適法な利益が本項の対象となっている者は、国家監視を行うカザフスタン共和国の国家機関が発見した違反行為およびその講じた措置に関する情報を閲覧することができる。

第V部 地下資源利用に関連する紛争、地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国法への違反に対する責任、ならびに地下資源利用および地下資源保護に関するカザフスタン共和国の国際協力

第12章 地下資源利用に関連する紛争の解決ならびに地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国法への違反に対する責任

第78条 地下資源利用に関連する紛争の解決の手順

地下資源利用権の行使、変更または停止に関連する紛争は、カザフスタン共和国の法律およびカザフスタン共和国が批准した国際条約にしたがって解決するものとする。

第79条 地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国法への違反に対する責任

1. 地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国の法令に違反した場合は、カザフスタン共和国の法律が定める責任が発生する。

2. 行政責任または刑事責任を問われた場合であっても、そのことによって有責者が自らの犯した違反事項の解消義務を免れることにはならない。

3. 地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国の法令の要求事項に違反した結果として地下資源に被害を与えた者は、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める金額および手順にしたがってその被害（損害）を補償しなければならない。

第80条 地下資源利用に対する契約およびライセンスに基づく義務への違反に対する地下資源利用者の責任

1. 地下資源利用に対する契約またはライセンスに定める義務に違反した場合、本法典各論の定めにしたがい、地下資源利用者が負うべき責任が発生する。

2. 地下資源利用者に対しては、契約およびライセンスの条件の地下資源利用者による遵守状況を監視する国家機関が当該条件への違反行為を知った、または知ることができたはずの日から3年以内であれば、地下資源利用に対する契約またはライセンスに係る義務への違反に対する責任を問うことができる。地下資源利用権の移転があった場合でも、当該の期限およびその算定手順は変更されない。

参照：2019年11月4日付質問に対する2019年11月14日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第578771号（dialog.egov.kz）「地下資源利用契約義務不履行に関する時効の算定について」

第13章 地下資源利用および地下資源保護に関するカザフスタン共和国の国際協力の目的、原則、主要な方向性および種類

第81条 地下資源利用に関するカザフスタン共和国の国際協力の目的

地下資源利用に関する国際協力の目的は、地下資源調査および地下資源利用の諸問題につき、カザ

フスタン共和国、その他の国家および国際機関の間で行う相互支援、ならびにそれらの国および機関の共同行為の調整である。

第82条 地下資源利用に関するカザフスタン共和国の国際協力の原則

1. 他の国家および国際機関との協力においては、相互の敬意、信頼、相互支援、妥協、平等、相互不干渉、引き受けた義務の適時履行および紛争の平和的解決を基本原則とする。

2. 国家は、有用鉱物の調査、探鉱および採掘、ならびに地下空間の利用に係る事業の整備に対して市場的なアプローチを採用し、もって投資誘致および現代的テクノロジー導入に有利な状況を整備すべく努力する。

第83条 地下資源利用に関するカザフスタン共和国の国際協力の方向性

地下資源利用に関するカザフスタン共和国の国際協力の方向性は、次に掲げる通りとする。

1) 鉱物原料基盤の拡大、ならびに有用鉱物およびその精製品の生産および利用の効率向上確保を目的とし、安全性を高めることおよび環境汚染を最小限とすることを条件としたうえで、相互に受け入れ可能な形で地下資源の地質学的調査を行うこと

2) 国家機関および管理機関の新しい効率的な協力のメカニズムを構築すること

3) 鉱物原料資源およびその精製品の市場を成長させること。その手段としては、国際協力当事国の経済事業主体の互恵的協業体制の確立によって有利な条件を整備することも含まれる

4) 地質学的地下資源調査ならびに鉱物原料基盤の再生産および質的向上に係る共同プログラムの策定および実現

5) 鉱物原料資源およびその精製品（加工品）の国際中継輸送を目的とした輸送インフラへのアクセスを容易にすること

6) 高い安全性を達成し、これを維持することを目指す地下資源利用安全管理関連の共同作業プログラムの策定および実現

7) 鉱物原料資源の掘削および精製（加工）を行う企業での大規模事故の防止および事故処理対策における協力

8) 段階別の作業の内容、有用鉱物の埋蔵量分類、ならびに地質学的報告書、有用鉱物の埋蔵量バランスおよびその他の地質学的情報の書式および内容につき、国際的慣行として採用されている要求事項に基づいて探鉱作業の規制を行う規格文書の改善および合意形成に係る施策の調整

9) 鉱物原料資源の探鉱、採掘、精製（加工）および利用に用いられる新しい技術へのアクセスを容易にすること

10) 国境をまたいで存在する鉱床の共同探鉱および開発、ならびにその他の国境をまたいで存在する地下資源の開発への参画。

各 論

第VI部 地下資源地質調査

第14章 地下資源地質調査の条件と手順

第84条 地下資源地質調査ライセンス

1. 地下資源地質調査ライセンスに基づき、その保有者は地質測量業務および（または）地球物理学的業務の実施、ならびに地下水探査・評価業務の実施を目的として、3年間にわたり地下資源を利用する権利を有する。

2. 地下資源地質調査ライセンスは、その保有者に対し、地質調査鉱区に対する排他的権利を供与するものではないが、カザフスタン共和国政府の決定により別段の定めがなされた場合はこの限りではない。

第85条 地下資源地質調査区域

1. 地下資源地質調査ライセンスは、カザフスタン共和国全域において交付することが可能である。

2. ライセンス保有者は、有用鉱物の探鉱および（または）採掘を目的として他者の利用に供与されている地下資源鉱区内においては、当該の者の合意なしに地下資源地質調査業務を実施する権利を有さないが、航空地球物理学的調査を実施する場合はこの限りではない。

第86条 地下資源地質調査ライセンスの交付申請

1. 地下資源地質調査ライセンスの取得を望む者は、地下資源調査管轄機関に対し所定の様式をもって書面による申請書を提出する。

2. 申請書は下記の情報を含むものでなければならない。

1) 自然人の場合－申請者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、居住地、国籍、申請者の本人確認書類に関する情報

法人の場合－申請者の名称、その所在地、法人国家登記に関する情報（商業登記簿抄本、または申請者が外国の法令に則った法人であることを証明するその他の法的文書）、経営陣に関する情報

2) 地質調査エリアを構成する鉱区（単数または複数）の記述。

3. 申請書には下記の書類を添付する。

1) 本条第2項第1号に定める情報を証明する書類の写し

2) 申請書の提出にあたり自らの代理人を指定した場合には、同人の権限を証明する書類

3) 本法典第88条にしたがい申請者が作成し承認した地下資源地質調査計画、および（または）地下水探査・評価業務プロジェクト文書。

4. 申請書と申請書の添付書類は、カザフ語およびロシア語で提出する。外国語の申請書を提出する場合、申請書の添付書類を外国語で作成してもよいが、その際公証人によりその正確性に対する証明を受けたカザフ語およびロシア語への翻訳を各々の書類に必ず添付する。

第87条 地下資源地質調査ライセンス交付申請書の審査

1. 地下資源調査管轄機関は、申請書が到着した日より10営業日以内にこれを審査し、ライセンスを

交付するか、またはその交付を拒否する。

2. 申請書またはこれに添付されている書類が本法典第86条に定める条件に適合していない場合、地下資源調査管轄機関はライセンスの交付を拒否する。

3. ライセンス交付拒否は、正当な根拠に基づくものでなければならない。

4. ライセンス交付拒否に対し、申請者は、申請者にこれが通知された日より10営業日以内であればカザフスタン共和国の法令にしたがい異議を申し立てることができる。

5. ライセンス交付拒否は、申請書を再提出する権利を申請者から奪うものではない。

6. 地下資源地質調査ライセンス交付申請書の提出および審査の手順は、地下資源調査管轄機関が定めるものとする。

第88条 地下資源地質調査プロジェクト文書

1. 地下資源地質調査業務を実施するためのプロジェクト文書は下記の通りである。

1) 地質調査計画

2) 地下水探査・評価業務プロジェクト文書。

2. 地質調査計画は、地質測量業務および（または）地球物理学的業務の実施を目的として作成するものである。

地下水探査・評価業務プロジェクト文書は、地下水鉱床および地下水鉱区の探査と評価の実施を目的として作成するものである。

3. 地質調査プロジェクト文書は、地下資源利用者が作成し、承認する。

地質調査計画には、地質測量業務および（または）地球物理学的業務の種類と方法、およそその規模、3年間の当該業務実施エリアおよび期間を記載する。

地下水探査・評価業務プロジェクト文書には、地下水探査・評価業務の種類、手法および方法、掘削する井戸の本数およびその仕様、3年の期間内での業務実施期間配分、探査・評価業務後の撤収処置、および業務総額の試算を記載する。

地質調査業務の構成、種類、手法および方法、業務実施の規模および期間は、地下資源調査管轄機関が環境保護部門管轄機関の了承を得て作成し承認する地下資源地質調査プロジェクト文書作成のマニュアルにしたがい、地下資源利用者自らがプロジェクト文書において決定する。

地下資源地質調査プロジェクト文書作成のマニュアルにその旨の定めがある場合には、環境に対する影響の評価をプロジェクト文書に含めなければならない。

4. 計画している地下資源地質調査業務の種類、手法および（または）方法、ならびに業務の規模を変更する場合、地下資源利用者はプロジェクト文書に然るべき変更を加えるとともに、同文書を地下資源調査管轄機関に提出する義務を負う。

カザフスタン共和国の環境関連法令にしたがい当該の変更に国家環境鑑定の実施が必要となる場合、変更を加えた地質調査プロジェクト文書は、国家環境鑑定の肯定的な結論を得た後に、地下資源調査管轄機関に提出する。

5. 地下資源地質調査ライセンスの交付後に、地下水探査・評価業務プロジェクトに変更を加える場合、当該の変更は地下資源調査管轄機関の了承を得なければならない。この場合の了承は、変更を加えたプロジェクト文書の提出日後20営業日以内に取得されるものとする。

地下資源調査管轄機関は、地下水探査・評価業務プロジェクト文書への変更が地下資源地質調査プロジェクト文書作成のマニュアルに適合していない場合には、当該の変更の了承を拒否する。

地下水探査・評価業務プロジェクト文書の了承拒否は、了承を再度申し込む権利を地下資源利用者

から奪うものではない。

地下水探査・評価業務プロジェクト文書の下承拒否に対し、地下資源利用者はカザフスタン共和国の法令にしたがい異議を申し立てることができる。

第89条 地下資源地質調査ライセンスに基づく業務の実施手順

1. 地下資源利用者は、地質調査鉱区内において環境安全要件および産業安全要件を遵守したうえで業務を実施する権利を有する。

2. 地下資源地質調査ライセンスに基づき実施する業務は文書化しなければならない。書類には、正確な地下資源調査に必要なあらゆる情報を記載する。

3. 地下資源地質調査を実施するにあたり、地下資源利用者は下記を確保する義務を負う。

1) 実験室研究・分析のデータをはじめ、業務実施過程において取得した地質学的情報の正確性および保全性

2) 地質学的文書作成・管理の適時性および品質

3) 地質調査鉱区で実施した業務に関する報告書、および当該業務の成果に関する地質学的報告書の提出。これは、本法典が定める手順および期日をもって、ライセンスを交付した地下資源調査管轄機関へ提出するものとする。

4. 地質調査鉱区において地下資源利用者は、大規模営造物を建設する権利、爆発物を常時貯蔵し保管する権利、溝、縦坑、壕、およびその他の掘削構造物を構築する権利、ならびに剥土作業を行う権利を有さない。

地下資源利用者が地質調査鉱区において坑井の掘削を行う権利を有するのは、地球物理学的調査および地下水探査・評価業務に関連する目的による場合のみである。

カザフスタン共和国政府の決定に基づき、地質調査鉱区において地下資源利用者は評価井の掘削を行う権利を有する。

5. 地下水鉱区の埋蔵量は、地下資源鑑定国家委員会が実施する国家鑑定を受けなければならない。地下資源の国家鑑定実施手順、地下資源鑑定国家委員会に関する規定、および同委員会の構成は、地下資源調査管轄機関がこれを決定する。

地下水鉱区の埋蔵量に対する国家鑑定の肯定的な結論は、カザフスタン共和国の水関連法令にしたがい地下水国家登録簿へ埋蔵量データを記載する根拠となるものである。

地下水の採取は、カザフスタン共和国の水関連法令にしたがい行うものとする。

第90条 地下資源地質調査に関する地下資源利用者の報告書

1. 地下資源地質調査ライセンスに基づき、地下資源利用者は定期的な地質学的報告書を提出する義務を負う。

2. 定期的な地質学的報告書は、毎年、各年の4月30日までに前暦年分を提出する。

1 暦年分に満たない報告書は、実際の地質利用期間に関して提出する。

地下資源鉱区利用期間の最終年度に係る1 暦年分に満たない報告書は、鉱区利用期間の満了後2 カ月以内に提出する。

3. ライセンスの有効期間が終了した後、その保有者であった者は地下資源調査管轄機関に対し、ライセンスの有効期間の満了日より3 カ月以内に、地質調査の結果に関する最終報告書を提出する義務を負う。

4. 地質学的報告書は、地質学的一次情報資料に基づくものとし、地質学分野における学術研究、試

験、調査、地下水の水文地質学的掘削、土壌、表土、鉱物サンプルの収集および分析試験業務の状況および成果に関するデータを含むものとする。

5. 本条が定める報告書は、地下資源調査管轄機関に対し、同機関が承認する様式をもって提出する。

参照：2018年9月10日付質問に対する2018年9月13日付カザフスタン共和国投資・発展大臣の回答第514673号（dialog.egov.kz）「地下資源地質調査時における地下資源利用者による報告書の提出期限について」

第91条 地質学的情報に関する権利

1. 地下資源地質調査ライセンスの保有者は、地質調査の成果として自らが取得した地質学的情報を自由に扱う権利を有する。

2. 地質調査の成果として地下資源利用者が取得した地質学的情報は、本条にしたがい、ライセンス期間の満了日より1カ月以内に、地下資源調査管轄機関による利用のために無償で引き渡さなければならない。

地下資源調査管轄機関は、取得した地質学的情報を、その取得日より5年（機密保持期間）が経過した後に関示する。

第92条 地下資源地質調査ライセンスのはく奪とその手順

1. 下記の場合、地下資源地質調査ライセンスは地下資源調査管轄機関によって取り消される。

本法典第89条第4項の規定への違反

地下資源地質調査ライセンス交付に係るサインボーナスが、カザフスタン共和国の税法が定める金額および期日で納付されていない。

2. 違反が明らかとなった場合、地下資源調査管轄機関は地下資源利用者に対し、書面をもってこれを通知する。

3. 地下資源利用者は、地下資源調査管轄機関からの通知を受領した日より20営業日以内に、明らかとなった違反を是正する義務を負う。

地下資源利用者は地下資源調査管轄機関に対し、本項が定める期限内に、書面をもって違反の是正を通知し、当該の是正を証明する書類をこれに添付する。

所定の期限内に違反が是正されない場合、地下資源調査管轄機関は本条第4項にしたがいライセンスをはく奪する。

4. ライセンスのはく奪は、地下資源調査管轄機関が地下資源利用者に対し、書面をもってライセンスのはく奪を通知する方法で実施する。

ライセンスは、地下資源利用者がライセンスのはく奪に関する通知を受領した日より10暦日後にその効力を停止する。

5. 地下資源利用者は、ライセンスのはく奪に関する通知を受領した日より、取り消されるライセンスに基づく業務を直ちに切りやめ、地質調査鉱区内から、当該鉱区内に存在するあらゆる営造物、資材、設備を撤去する義務を負う。

6. 地下資源利用者は、ライセンスのはく奪に関する通知を受領した日より、司法手続きをもってライセンスのはく奪に異議を申し立てる権利を有する。当該の争議の間、本条第4項に記載の期間は、裁判所による決定が発効するまで延期となる。

第VII部 炭化水素の探鉱および採掘

第15章 炭化水素に係る地下資源利用権の供与と停止に関する個別規定

第1節 炭化水素に係る地下資源利用権の、競売に基づく供与

第93条 炭化水素に係る地下資源利用権取得申請者に対する要件

1. 炭化水素に係る地下資源利用権の供与に際し、地下資源利用権を取得する者は、
 - 1) 解散（法人の場合）、改組（法人の場合）、または破産の段階にあつてはならない
 - 2) 税、および予算へのその他の義務的支払の納付に係る未払い債務を有してはならない
 - 3) 炭化水素の探鉱および採掘に係る地下資源利用権を取得した場合に、探鉱期間中に地下資源鉱区において業務の規模および種類に対する最低限の要件を履行するに足る金融資産を有していなければならない。
 2. 本法典にその旨の定めがある場合には、探鉱期間中に地下資源鉱区において業務の規模および種類に対する最低限の要件を履行するに足る金融資産を有していることを証明するため、下記の書類のうち1つを提出する。
 - 1) 申請書の提出に先立つ1年間に係る申請者の貸借対照表であつて、当該の者が探鉱期間中に地下資源鉱区において業務の規模および種類に対する最低限の要件の履行に資金を投じる能力を有していることを証明する貸借対照表の写し
 - 2) 探鉱期間中に地下資源鉱区において業務の規模および種類に対する最低限の要件を履行するに足る自己資金（申請者の口座の状態に関する第2層銀行の証明書）または借入資金（借入（融資）契約書、その他の契約書）を有していることを示す文書資料。
 3. 海洋地下資源鉱区に対する地下資源利用権を取得するには、本条第1項に記載の要件に加え、カザフスタン共和国の大陸棚エリアまたはカザフスタン共和国の内水域エリア、またはカザフスタン共和国領外の海洋における地下資源利用業務の良好な実績を有していなければならない。
- 法人の場合、本項第1段落に記載の要件は、当該法人の株式（出資比率）の25%以上を直接保有する者が然るべき実績を有している場合には履行されたものとみなされる。

（第94条は19年12月30日付カザフスタン共和国法第297-VI号の条文による）

第94条 競売実施申請書

1. 炭化水素に係る地下資源利用権の取得を望む者は、統轄機関に対し、炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした、以下の情報を含む競売実施申請書を提出する。
 - 1) 自然人の場合—申請者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、居住地、国籍、申請者の本人確認書類
 - 2) 法人の場合—申請者の名称、所在地、法人としての国家登記に関する情報（商業登記簿抄本、または申請者が外国の法令に則った法人であることを証明するその他の法的文書）、経営陣に関する情報、申請者を直接的または間接的に支配している法人、自然人、国家、および国際組織に関する情報
 - 3) 炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘を目的として競売に基づき供与される地下資源鉱区であり、かつ、地下資源国家基金管理プログラムに記載されている地下資源鉱区に係る申請対象エリアの名称（地下資源国家基金管理プログラムに記載されている場合）、および地理的座標。
2. 競売実施申請書の審査は、統轄機関にこれが到着した日より20営業日以内に実施しなければならない。

申請書の審査結果に基づき、統轄機関は年に2回以下の頻度で、本法典第95条にしたがい競売実施に関する通知を公示するか、または下記の根拠に基づき、申請書の審査を拒否する。

1) 地下資源鉱区の申請対象エリアが、炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘を目的として競売に基づき地下資源鉱区を供与することが可能とされているエリアとして地下資源国家基金管理プログラムに記載されていない場合、または、こうしたエリアに合致していない場合

2) 申請者が、申請書の提出に先立つ3年の間に他の競売実施申請書を提出したにもかかわらず、競売参加者として登録されなかった場合

3) 本法典第97条第3項第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第8号および第9号に定める根拠に基づく場合。

競売実施通知が公示された場合、申請者は統轄機関に対し、本法典第96条が定める要件にしたがい、競売参加申請書を提出する。

(第94条第3項は2020年9月1日より施行される)

3. 炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした競売は、統轄機関が準備を行い、炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした電子競売のオペレータがこれを実施する。

炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした電子競売のオペレータとは、統轄機関が選定する法人であり、本法典が定める手順に則り、炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした競売を実施する法人である。

炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした電子競売のオペレータの選定基準は、統轄機関がこれを承認する。

第95条 競売実施条件

(第1項は2019年12月30日付カザフスタン共和国法第297-VI号により改定)

1. 競売実施および競売実施条件に関する通知は、カザフ語とロシア語をもって、統轄機関のインターネットリソース上に掲載する。

競売への参加を望む者は、参加申請書の最終提出期限までは、競売実施手順に関する情報を取得する権利を有する。

2. 炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした競売の実施に関する通知は、下記を含むものでなければならない。

1) 競売の実施年月日および実施時間

2) 参加申請書提出期限

3) 地下資源鉱区（鉱床）の名称、および概要、競売にかけられる地下資源利用権

4) 地下資源利用業務の種類

5) 競売参加費の額、およびその支払いのための銀行情報

6) 炭化水素の探鉱および採掘に係る地下資源利用権を供与する場合には、探鉱期間中における地下資源鉱区内での業務の規模および種類に対する最低限の要件、ならびに業務の評価額

7) カザフスタン共和国の税法が定める各々のブロックに対するサインボーナスの最低価格に基づき決定したサインボーナスの開始価格

8) 採掘期間中におけるカザフスタン人材に対する教育費用の額

9) 採掘期間中におけるカザフスタン共和国領内での科学技術・研究開発業務に係る費用の額

10) 採掘期間中における地域の社会・経済的発展および地域インフラ整備に係る費用の額

- 11) 役務、サービス、人材面におけるローカルコンテンツに係る最低限の義務
- 12) 地下資源利用を目的として供与される土地区画に対し登録されている権利に関する情報
- 13) 炭化水素の探鉱および採掘に係る地下資源利用権を供与する場合には、本法典第119条第7項が定める条件の記載

- 14) 地下資源利用契約に基づく探鉱期間または準備期間の長さ。

競売実施年月日は、競売参加申請書の提出期間が満了した日より2カ月以内でなければならない。

3. 以前に地下資源利用契約が解除された地下資源鉱区に関する競売を実施する場合には、競売実施に関する通知に下記をさらに盛り込まねばならない。

- 1) 地下資源鉱区が炭化水素部門における国営企業の信託管理に引き渡されている場合には
信託管理契約にしたがい発生した費用の、信託管理者への補償額および補償期限に関する条件、ならびに、本法典に定める場合を除き、信託管理者への報酬支払い条件

本法典第107条第8項第1号にしたがい引き渡された資産の価額の、旧地下資源利用者への補償額および補償期限に関する条件

- 2) 本法典第119条第19項に定める場合には、旧地下資源利用者が発見および評価に費やした費用の、同地下資源利用者への補償額および補償期限に関する条件

- 3) 本法典第107条第4項第2号および第3号に定める場合には、旧地下資源利用者への保証額に関する情報。

4. 競売参加申請書提出期限は、競売実施に関する通知の公布日より2カ月間とする。

(第5項は2019年12月30日付カザフスタン共和国法第297-VI号により改定)

(第5項は2020年9月1日より施行される)

5. 競売参加費の額は、当該の自然独占領域を指導する管轄機関との調整合意のもとに、競売の準備、実施、総計に必要な費用に基づき統轄機関がこれを決定する。

(第6項は2019年12月30日付カザフスタン共和国法第297-VI号により改定)

(第6項は2020年9月1日より施行される)

6. 競売参加費は、炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした電子競売のオペレータに支払うものとし、返金は行わない。

第96条 競売参加申請書

1. 炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした競売への参加を望む者は、本法典が定める要件にしたがい、統轄機関に申請書を送付する。

2. 競売参加申請書は下記を含むものでなければならない。

- 1) 自然人の場合—申請者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、居住地、国籍、申請者の本人確認書類に関する情報

法人の場合—申請者の名称、その所在地、法人としての国家登記に関する情報（商業登記簿抄本、または申請者が外国の法令に則った法人であることを証明するその他の法的文書）、経営陣に関する情報、申請者を直接的または間接的に支配している法人、自然人、国家、国際組織に関する情報

- 3) 申請者の以前の事業に関する情報、これには過去3年間のうちに申請者が事業を行った国のリストを含む

- 4) 競売実施に関する通知に記載されていた地下資源鉱区の名称。

3. 申請書にはさらに下記を添付する。

- 1) 通知に記載されている地下資源利用権の供与条件を確実に履行することを示す申請者の誓約
 - 2) 申請者による競売参加費納付に関する書類
 - 3) 本法典第93条が定める要件に申請者が適合していることを証明する書類
 - 4) 申請書に記載されている情報を証明する書類で、然るべき形で証明を受けた書類
 - 5) 申請書の提出にあたり申請者を代表して行動する者を申請者が指定した場合には、当該の者の権限を証明する書類。
4. 申請書と申請書の添付書類は、カザフ語およびロシア語で提出する。外国人または外国法人が申請書を提出する場合、申請書の添付書類を外国語で作成してもよいが、その際公証人によりその正確性に対する証明を受けたカザフ語およびロシア語への翻訳を各々の書類に必ず添付する。

第97条 競売参加申請書の審査手順

1. 炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした競売への参加申請書の審査は、統轄機関にこれが到着した日より10営業日以内に実施しなければならない。
2. 申請書の審査結果に基づき、統轄機関は申請書を受理し、競売への参加申請を認めるか、または申請書の受理を拒否する。
3. 下記の場合、統轄機関は申請書の受理を拒否する。
 - 1) 競売参加申請書提出期限を過ぎて申請書が提出された場合
 - 2) 本法典が定める要件に申請書が適合していない場合
 - 3) 本法典が定める要件に申請者が適合していない場合
 - 4) 申請書提出に先立つ3年の間に、統轄機関が申請者、または申請者を直接的または間接的に支配している者、または申請者の支配下にある者との間で締結された地下資源利用契約の効力を期日前に解消したことがある場合
 - 5) 地下資源利用者である申請者が、他の地下資源利用契約に関し、統轄機関からの通知で指摘された義務違反のいずれかを是正していない場合
 - 6) 申請者が以前、炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした競売の落札者に指定されたが、サインボーナスを納付しなかった場合
 - 7) 申請対象の地下資源鉱区が競売実施通知に記載されていない場合
 - 8) 申請者が不正確な情報を提供した場合
 - 9) 契約の範囲内における権利の集中、および（または）地下資源利用権の集中といった場合を含め、申請者への地下資源利用権の供与が、国の国家安全保障に対する脅威をもたらす場合。
4. 本条第3項第1号、第3号、第4号、第6号、第8号および第9号に定める根拠に基づき申請書の受理が拒否された場合、申請者は申請書再提出の権利を喪失する。
5. 本条第3項第9号が定める場合を除き、申請書受理の拒否は、拒否理由の記載を含むものでなければならない。

(第98条は2019年12月30日付カザフスタン共和国法第297-VI号の条文による)

(表題は2020年9月1日より有効となる)

第98条 炭化水素に係る地下資源利用権供与委員会

(第1項は2020年9月1日より施行される)

1. 炭化水素に係る地下資源利用権供与委員会は、炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とし

た電子競売のオペレータが作成する電子競売総計記録簿に基づき炭化水素に係る地下資源利用権を供与するために設置された常設の参与機関である。

(第2項は2020年9月1日より施行される)

2. 炭化水素に係る地下資源利用権供与委員会規程と同委員会の構成は、統轄機関がこれを承認する。

3. 委員会の代表は議長とする。議長不在の場合には、代理がその役割を遂行する。

4. 委員会の会議は、委員会構成員の3分の2以上がこれに出席した場合、法的権限を有するものとみなされる。

(第5項は2020年9月1日より施行される)

5. 炭化水素に係る地下資源利用権供与委員会の主たる課題は、炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘を目的とした地下資源利用権の供与に関する競売参加者の中からの、電子競売総計記録簿に基づく落札者の決定である。

(第6項は2020年9月1日より施行される)

6. 炭化水素に係る地下資源利用権供与委員会は下記の権利を有する。

1) 電子競売総計記録簿に基づき落札者を承認する権利

2) 本法典が定める根拠に基づき、競売を中止する権利、または競売を不成立とみなす権利

(2020年1月1日まで、第99条は下記の第277条に掲げる条文を有効とする)

(第99条は2019年12月30日付カザフスタン共和国法第297-VI号により改定)

(第99条は、2020年9月1日より施行される)

第99条 競売の実施

1. 本法典第95条に記載の期限内に競売参加申請書が一通も提出されなかった場合、および(または)申請書審査の結果、申請者(競売実施申請書の提出者を除く)のうち一名も競売への参加を認められなかった場合、炭化水素に係る地下資源利用権供与委員会は競売参加申請書提出期限の満了日または競売参加申請書審査終了日より3営業日以内に、競売中止の決定を採択する。この場合、競売落札者との契約締結のために本法典第100条が定める手順に則り、競売実施申請書の提出者との間で地下資源利用契約を締結するが、これは、当該の者がサインボーナスの開始価格を納付した場合とする。

競売中止に関する情報は、炭化水素に係る地下資源利用権供与委員会が当該の決定を採択した日より3営業日以内に、カザフ語とロシア語をもって統轄機関のインターネットリソース上に掲載する。

2. 競売には、競売への参加が認められ、炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした電子競売のオペレータのインターネットリソース上に競売参加者として登録された申請者が参加する。

3. 競売は、競売実施に関する通知に記載されている日程にしたがった日に実施する。

4. 統轄機関は競売実施日の遅くとも10営業日前までに、競売への参加を認められた申請者に対し、競売実施日時に関する情報を提供する。

5. 競売は、統轄機関が定める手順に則り、炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした電子競売のオペレータのインターネットリソースを使用し、電子形式で実施する。

6. 炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした電子競売のオペレータは以下を保障する。

1) 統轄機関によって競売への参加が認められた申請者の登録

2) 電子競売入札システムへの登録を目的とした申請者からの書類の受付

3) 電子競売入札システム上の作業に関する指示

- 4) 競売参加者による電子競売入札システムへの平等なアクセス条件
- 5) インターネットリソースを使用した遠隔操作による電子競売の実施
- 6) 電子競売総計記録簿の作成
- 7) インターネットリソース上における電子競売総計記録簿の公示
- 8) 電子競売入札システムを然るべく機能させる目的における、技術機器、システムソフトウェアおよびプロセスソフトウェア全体の恒常的動作の保持
- 9) 電子競売の実施を規定する内部技術文書の立案と承認
- 10) 電子競売の実施面における統轄機関との協力
- 11) 炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした電子競売のオペレータのインターネットリソース上における電子競売の実施に関する情報の掲載
- 12) 電子競売の実施に係る新たなソフトウェアの開発および（または）既存のソフトウェアの改良
- 13) 統轄機関が定める手順に則った、電子競売の実施の中断、延期または中止。

第100条 競売の総括、ならびに炭化水素の探鉱・採掘、あるいは炭化水素の採掘に係る契約の締結

1. 競売の落札者となるのは、サインボーナスの最大価格を提示した参加者である。

(第2項は2019年12月30日付カザフスタン共和国法第297-VI号により改定)

2. 競売の結果はその実施日中に公示するとともに、立ち会った委員会構成員全員が署名した議事録としてこれを作成する。議事録の写しは競売落札者に手渡すものとする。

競売の結果は、競売実施日より3営業日以内に、カザフ語とロシア語をもって、統轄機関のインターネットリソース上に掲載しなければならない。

3. 競売の落札者は、競売の結果が公示された日より20営業日以内に下記を行うものとする。

- 1) サインボーナスを納付する

2) サインボーナスの納付証明、ならびに、統轄機関が承認した炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る標準契約書にしたがい作成した炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約書に自らが署名したものを統轄機関に送付する。

炭化水素の探鉱および採掘に係る地下資源利用権が供与される場合、競売落札者はさらに、探鉱期間中における業務の規模、概要および実施期間を含むとともに、探鉱期間中における地下資源鉱区内での業務の規模および種類に対する最低限の要件に適合している業務プログラムを作成し、これを探鉱および採掘に係る契約書にその不可分の一部として添付する。

炭化水素の探鉱および採掘に係る契約書には探鉱期間を規定するが、同期間の長さは、競売実施に関する通知に記載されていたものとする。炭化水素の採掘に係る契約書には準備期間を規定するが、同期間の長さは、競売実施に関する通知に記載されていたものとする。

炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約書は、本法典第110条にしたがい地下資源利用者が炭化水素の探鉱および（または）採掘に係る業務を実施する権利を有する地下資源鉱区を定める契約付属書を、契約書の不可分の一部として含むものでなければならない。

競売の落札者が競売参加申請書提出の段階で、ローカルコンテンツに係る最低限の義務として役務、サービスの50%超を提示した場合、当該の義務を、炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約に規定する。

4. 統轄機関は、競売落札者から契約書およびサインボーナス納付証明を受領した日より20営業日以内に、当該の者との間で炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約書を締結し、自

らが署名した1部を競売落札者に送付する。

5. 競売落札者が本条第3項に記載の期限内にサインボーナスを納付しない場合、および（または）自らが署名した地下資源利用契約書を統轄機関に提出しない場合、当該の者は契約を締結する権利を喪失し、地下資源鉱区は再び競売にかけられる。

第101条 競売を不成立とみなす手順および根拠

1. 地下資源利用権の供与を目的とした競売は、競売実施日に登録された参加者が2名未満である場合には不成立とみなし、再度の競売は実施しない。

競売参加者として登録された唯一の者が競売実施申請書を提出した者である場合、本法典第100条が定める競売落札者との契約締結のための手順に則り、競売実施申請書の提出者との間で地下資源利用契約を締結するが、これは、当該の者がサインボーナスの開始価格を納付した場合に限る。

（第2項は2019年12月30日付カザフスタン共和国法第297-VI号により改定）

2. 競売を不成立とみなす場合、その旨を立ち会った委員会構成員全員が署名した議事録として作成する。競売を不成立とみなした場合の公示は、議事録作成日より3営業日以内に、カザフ語とロシア語をもって、統轄機関のインターネットリソース上に掲載しなければならない。

第102条 炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした競売を無効とみなす場合

1. 裁判所は、参加者または統轄機関の要求に応じて、炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした競売を無効とみなすことができる。

2. 競売を無効とみなす場合の根拠は下記の通りである。

1) 本法典が定める競売実施規則に対する違反で、競売落札者の決定に影響を及ぼす違反があった場合

2) 競売の結果、地下資源利用契約を締結した者が、明らかに不正確な情報を統轄機関に提出し、当該の情報が、当該の者の競売への参加を認める統轄機関の決定に影響を及ぼしたという事実が確認された場合。

3. 競売参加者は競売結果公布日より3カ月以内に、本条第2項第1号に記載されている根拠に基づき、カザフスタン共和国の法令にしたがい、競売の結果に対する苦情を申し立てる権利を有する。

4. 競売の有効性に関する異議が契約締結前に申し立てられた場合、契約締結期限は、裁判所が決定を下すまで停止となる。

5. 競売が無効とみなされた場合、競売の結果に基づき締結された契約は無効となる。

6. 本条第2項第1号に記載されている根拠に基づき競売が無効とみなされた場合、当該の競売の落札者として公示された者は、納付済みのサインボーナスの返金を要求する権利を有する。

第2節 炭化水素に係る地下資源利用権の 炭化水素部門の国営企業に対する直接交渉を根拠とした供与

第103条 炭化水素に係る地下資源利用権の、炭化水素部門の国営企業に対する直接交渉を根拠とした供与の条件

1. 炭化水素部門の国営企業と認められるのは、カザフスタン共和国政府の決定に基づき設立された株式会社であって、その支配株式が国または国営管理持株会社の所有下にあり、炭化水素に係る地下資源利用部門において事業を展開している株式会社である。

2. 炭化水素部門の国営企業は、一般的な根拠に基づき、本法典が定める手順に則り、炭化水素の探鉱・採掘権、または炭化水素の採掘権を取得する権利を有するが、本節に記載がある場合はその限りではない。

3. 地下資源国家基金管理プログラムに含まれ、その範囲内において炭化水素部門の国営企業に地下資源利用権が供与されるエリア内に位置する地下資源鉱区は、直接交渉に基づいて当該の国営企業の利用に供与することができる。

4. 地下資源国家基金管理プログラムに含まれ、その範囲内において炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る地下資源利用権が競売に基づいて供与されるエリア内に位置している地下資源鉱区は、直接交渉に基づいて国営企業の利用に供することが可能であるが、これは関係者から競売実施申請書が提出されるまでのみとする。

5. 直接交渉に基づいて炭化水素部門の国営企業に供与することができる地下資源鉱区に関する炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約は、国営企業単独との間のものとして、また、戦略的パートナーとの共同のものとして、締結することができる。

参照：2018年10月18日付質問に対する2018年11月1日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第519395号 (dialog.egov.kz) 「法典「地下資源および地下資源利用について」の発効前に直接交渉覚書が締結された場合における(国営企業および戦略的パートナーによる)同時契約締結の可能性について」

6. 炭化水素部門の国営企業の戦略的パートナーと認めることができるのは、炭化水素部門の国営企業の承認と統轄機関の合意を得た要件に適合し、投資による資金適用に関する義務を自ら負った法人(法人コンソーシアム)である。

7. 投資による資金提供と認められるのは、直接交渉に基づき、地下資源利用権の取得を目的として、国営企業または当該の国営企業が議決権株式(定款資本への出資比率)の50%以上を直接的または間接的に保有する法人と、戦略的パートナーとの間において、本法典が定める手順と条件に則り締結された共同事業に関する契約(協定)および(または)資金協定に基づく探鉱への資金提供である。戦略的パートナーは、炭化水素の探鉱および採掘に係る契約の締結申請書の提出にあたり、国営企業が選定する。

共同事業に関する協定には、戦略的パートナーのサインボーナスの納付義務または国営企業が納付したサインボーナスの補償に関する義務が盛り込まなければならない。

8. 直接交渉に基づいて炭化水素部門の国営企業に供与された地下資源利用権(地下資源利用権の持分)は、契約登録日より2年以内は譲渡してはならないが、炭化水素部門の国営企業が議決権株式(出資比率)の50%以上を直接的または間接的に保有する法人にこれを譲渡する場合はこの限りではない。

この場合、当該の法人は、契約登録日より2年以内は地下資源利用権(地下資源利用権の持分)を譲渡する権利を有さない。

第104条 直接交渉の実施に対する炭化水素部門の国営企業の申請書

1. 直接交渉に基づいて、炭化水素の探鉱および採掘または炭化水素の採掘を目的として地下資源鉱区を利用するために取得する意図を有している炭化水素部門の国営企業は、同社が請求する地下資源鉱区の境界を記載した申請書を統轄機関に送付する。

2. 炭化水素の探鉱および採掘に係る地下資源利用権の取得を意図する場合、炭化水素部門の国営企業は、探鉱期間中における業務の規模、概要、期間を含み、かつ、探鉱期間中における地下資源鉱区内での業務の規模および種類に対する最低限の要件に適合している業務プログラムを申請書に添付する。

3. 炭化水素部門の国営企業が戦略的パートナーを誘致する場合、申請書には下記を含めなければならない。

1) 戦略的パートナーの名称、その所在地、法人としての国家登記に関する情報（商業登記簿抄本、または申請者が外国の法令に則った法人であることを証明するその他の法的文書）経営陣に関する情報、戦略的パートナーを直接的または間接的に支配している法人、自然人、国家、国際組織に関する情報

2) 戦略的パートナーの以前の事業に関する情報、これには過去3年間のうちに戦略的パートナーが事業を行った国のリストを含む

3) 炭化水素部門の国営企業または当該の国営企業が議決権株式（定款資本への出資比率）の50%以上を直接的または間接的に保有する法人と、戦略的パートナーとの間において締結された共同事業に関する協定および（または）資金協定であって、然るべき形で証明を受けたもの。

4. 申請書と申請書に添付するすべての書類は、カザフ語およびロシア語で作成しなければならない。炭化水素部門の国営企業が外国法人である戦略的パートナーを誘致した場合、当該の書類は外国語で作成してもよいが、公証人によりその正確性に対する証明を受けたカザフ語およびロシア語への翻訳を各々の書類に必ず添付する。

第105条 炭化水素部門の国営企業との直接交渉実施手順

1. 炭化水素部門の国営企業に対する地下資源利用権の供与に係る直接交渉は、国営企業の全権代表者と統轄機関の作業部会との間で実施する。作業部会規定とその構成は、統轄機関が承認する。

2. 直接交渉は、統轄機関に申請書が到着した日より2カ月以内に実施する。直接交渉実施期限は、統轄機関の決定に基づき延長することができる。

3. 直接交渉の結果に基づき、統轄機関は契約締結または契約締結拒否に関する決定を下す。

4. 地下資源利用契約締結の決定が下された場合、決定が採択された日より20営業日以内に、

1) 国営企業またはその戦略的パートナーは、直接交渉の結果に基づき決定されたサインボーナスを納付する

2) 国営企業はサインボーナスの納付証明、ならびに、統轄機関が承認した炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る標準契約書にしたがい作成した炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約書に自らが署名したもの（戦略的パートナーを誘致した場合は戦略的パートナーも署名したもの）を統轄機関に送付する。

炭化水素の探鉱および採掘に係る地下資源利用権が供与される場合、国営企業はさらに、直接交渉の結果に基づき決定された探鉱期間中における業務の規模、概要および実施期間を含む業務プログラムを作成し、これを探鉱および採掘に係る契約書にその不可分の一部として添付する。

炭化水素の探鉱および採掘に係る契約には探鉱期間を規定するが、同期間の長さは、直接交渉の結果に基づいて決定するものである。

炭化水素の採掘に係る契約には準備期間を規定するが、同期間の長さは、直接交渉の結果に基づいて決定するものである。

炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約書は、本法典第110条にしたがい国営企業が炭化水素の探鉱および（または）採掘に係る業務を実施する権利を有する地下資源鉱区を定める契約付属書を、契約書の不可分の一部として含むものでなければならない。

5. 統轄機関は、契約書およびサインボーナス納付証明を受領した日より20営業日以内に、炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約を締結し、自らが署名した1部（複数部）を国営企業に送付する。

6. 業務プログラムにおいて国営企業が申告した義務の縮小または除外を盛り込んだ当該契約追加

合意書を締結することは許されない。

参照：2018年10月18日付質問に対する2018年11月1日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第519395号（dialog.egov.kz）「法典「地下資源および地下資源利用について」の発効前に直接交渉覚書が締結された場合における（国営企業および戦略的パートナーによる）同時契約締結の可能性について」

第3節 炭化水素に係る地下資源利用権の解除

第106条 地下資源利用契約の効力の、統轄機関による一方的な期限前解除

1. 下記の場合、統轄機関は地下資源利用契約の効力を、期限前に一方的に解除する。

1) 地下資源利用に係る事業の禁止に関する裁判所決定が発効した場合

2) 地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た然るべきプロジェクト文書がないままに、炭化水素に係る地下資源利用業務が実施された場合

3) 本法典第44条第1項の要件に対する違反があり、これが国家安全保障に対する脅威を招いた場合。

2. 統轄機関は、地下資源利用者が所定の期限内に下記を是正しなかった場合、地下資源利用契約の効力を期限前に一方的に解除する権利を有する。

1) 本法典第133条第2項第1号および第2号が定める違反のうちの1つ

2) 地下資源利用契約に定めるその他の義務に対する違反2つ以上。

3. 戦略的意義を有する地下資源鉱区における地下資源利用業務実施時における地下資源利用者の活動がカザフスタン共和国の経済的利益について、国家安全保障に対する脅威を招きうる変動を招くものである場合、統轄機関はカザフスタン共和国政府決定に基づき、本法典の発効前に締結された契約を含め、地下資源利用契約の効力を期限前に一方的に解除する権利を有する。

上記の根拠に基づき契約の効力を一方的に解除する場合、統轄機関は2カ月以上前までに、地下資源利用者に対しこの旨を予告しなければならない。

4. 戦略的意義を有する地下資源鉱区における地下資源利用業務実施時における地下資源利用者の活動がカザフスタン共和国の経済的利益について、国家安全保障に対する脅威を招きうる変動を招くものである場合、統轄機関は、カザフスタン共和国の経済的利益の回復を目的として、本法典の発効前に締結された契約を含め、契約条件の変更および（または）追加を要求する権利を有する。

下記の場合、統轄機関は当該の地下資源利用契約の効力を期限前に一方的に停止する権利を有する。

1) 契約条件の変更および（または）追加に関する統轄機関からの通知を受領した日より2カ月以内に、地下資源利用者が、契約条件の変更および（または）追加に関する交渉の実施に対する自らの同意を書面をもって証明しないか、または、当該の交渉の実施を拒否した場合

2) 契約条件の変更および（または）追加に関する交渉の実施に対する地下資源利用者の同意を受領した日より4カ月以内に、両当事者が契約条件の変更および（または）追加に関する合意に至らなかった場合

3) カザフスタン共和国の経済的利益の回復に関する了承済みの決定がなされた日より6カ月以内に、両当事者が契約条件の変更および（または）追加に署名を行わなかった場合。

5. 地下資源利用契約の効力の一方的な期限前解除は、当該の契約の解除に関する書面による通知を統轄機関が地下資源利用者へ送付する形で実施する。

契約は、当該の通知を地下資源利用者が受領した日より2カ月が経過した後に効力を喪失する。

6. 地下資源利用者は、統轄機関による地下資源利用契約の効力の期限前停止に係る合法性について、自らが通知を受領した日より2カ月以内に、裁判所に異議を申し立てる権利を有する。地下資源利用者が裁判所に申し立てを行った場合、本条第5項に記載の期間は、裁判所決定が法的効力を発するまで停止となる。

第107条 地下資源利用権が解除された場合における地下資源鉱区および資産

1. 地下資源利用契約の効力が解除された日より、当該の契約で定められている地下資源鉱区は国に返還されたものとなる。

2. 探鉱期間が満了した日より探鉱鉱区は国に返還されたものとなるが、炭化水素の探鉱および採掘に係る契約書への登録済みの補遺であって、鉱区および採掘期間または準備期間の正式な記載を盛り込み、かつ本法典第110条にしたがい炭化水素採掘鉱区を定める契約付属書を含む補遺に記載されている地下資源鉱区はこの限りではない。

3. 採掘期間が満了した日より、採掘鉱区（単数または複数）は国に返還されたものとなる。

地下資源利用契約において2つ以上の採掘鉱区が定められている場合、これらの鉱区は1つずつ、採掘期間が満了した日より国に返還されたものとなる。

4. 地下資源鉱区（単数または複数）に関する地下資源利用権が解除された場合、統轄機関は地下資源利用者に対し、下記の決定のうち1つを通知する。

- 1) 地下資源鉱区における地下資源利用後の撤収処置を実施すること
- 2) 地下資源鉱区を引き続き他者に供与する目的で、地下資源鉱区休止保存を実施すること
- 3) 地下資源鉱区を炭化水素部門の国営企業の信託管理へ引き渡すこと。

5. 通知は下記の場合と期限で送付する。

1) 採掘期間が終了した時点で地下資源利用契約の有効期間が満了する場合—採掘期間終了の2カ月以上前まで

2) 地下資源利用契約の効力が統轄機関により期限前に一方的に解除される場合—地下資源利用契約の効力の期限前解除に関する通知の送付と同時に

3) 両当事者の合意に基づき地下資源利用契約が破棄される場合—契約破棄に関する合意書への署名と同時に

4) 本法典第119条第16項第2号に定める場合—地下資源利用契約書補遺の締結拒否に関する通知の送付と同時に。

6. 地下資源鉱区における地下資源利用後の撤収処置、または地下資源鉱区を引き続き他者に供与する目的における地下資源鉱区の休止保存処置に関する統轄機関の通知を受け取った者は、

1) 直ちに止めると非常事態を発生させかねない業務を除き、地下資源鉱区における地下資源利用業務を取り止める義務を負う。この種の業務の取り止めは、通知受領日より2カ月以内に実施する。

2) 地下資源利用後の撤収処置または地下資源鉱区の休止保存に係るプロジェクト文書が承認され、同文書について本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論が得られた後、直ちに、本法典が定める要件にしたがい、地下資源利用後の撤収処置または地下資源鉱区の休止保存に関する業務を開始する義務を負う。

3) 通知を受領した日より6カ月以内に、地下資源鉱区内から自らが採掘した炭化水素、ならびに自らの所有物である設備およびその他の資産を搬出する権利を有する。上記の期間内に搬出されなかった設備および資産は、本法典が定める要件にしたがい撤収処置または休止保存に付される。

7. 旧地下資源利用者が存在しなくなった、または旧利用者が本条第6項第2号に定める義務の履行を忌避した場合、地下資源利用後の撤収処置または地下資源鉱区の休止保存に係る業務は担保金をもって実施する。

8. 炭化水素部門の国営企業の信託管理への地下資源鉱区の引き渡しに関する統轄機関の通知を受け取った者は、

1) 通知を受領した日より1カ月以内に、生産プロセスの連続性と地下資源鉱区内の産業安全性を確保するための設備およびその他の資産を、新たな地下資源利用者に資産を譲渡するまでの期間をもって、炭化水素部門の国営企業の信託管理に引き渡す義務を負う。

旧地下資源利用者が存在しなくなった、または旧利用者が炭化水素部門の国営企業への資産の引き渡しを忌避した場合、統轄機関は当該の資産につきその代理人として行動し、引き渡し対象の資産の状態に関する記載を盛り込んだリストを含む証書に基づき、これを炭化水素部門の国営企業に引き渡す。

2) 通知を受領した日より6カ月以内に、地下資源鉱区内から自らが採掘した炭化水素、ならびに自らの所有物である設備およびその他の資産を搬出する権利を有するが、本項第1号に記載の物件についてはこれを除外する。

9. 本条第4項第3号に定める場合、

1) 信託管理者は本条第8項第1号に記載の資産の評価を実施する。

2) 本条第8項第1号に記載の資産は、地下資源利用契約が締結された日より、新たな地下資源利用者の所有下に移行する。新たな地下資源利用者は旧地下資源利用者に対し、競売実施通知に記載されている期限内に当該の資産価額を支払うものとする。

10. 本条第4項第2号および第3号に定める場合。

1) 統轄機関は当該の地下資源鉱区について、炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした競売を実施する。

2) 統轄機関は地下資源利用契約の締結日より10営業日以内に、旧地下資源利用者に対し、地下資源利用後の撤収処置を保証する抵当物件である銀行預金契約に係る権利を新たな地下資源利用者に譲渡する必要があることと、その譲渡期限に関する通知を送付する

3) 旧地下資源利用者は通知に記載されている期限内に、地下資源利用後の撤収処置を保証する抵当物件である銀行預金契約に係る権利を新たな地下資源利用者に譲渡する。

第108条 地下資源利用権が解除された場合における地下資源鉱区の信託管理

1. 本法典第107条第4項第3号に定める場合、地下資源鉱区を引き続き他者に供与する目的で炭化水素部門の国営企業の信託管理に引き渡す決定に関する通知の送付日後5営業日以内に、統轄機関は炭化水素部門の国営企業との間で当該の地下資源鉱区に係る信託管理契約を締結する。

2. 地下資源鉱区の信託管理契約はカザフスタン共和国民法にしたがい作成し、締結するものであると同時に、信託管理者に下記の権利を供与するものである。

1) 地下資源利用業務実施に係る契約の締結なしに地下資源利用業務を実施する権利

2) 地下資源鉱区の信託管理業務を実施する目的で、地下資源利用権において土地区画を取得する権利。

3. 信託管理者は、地下資源鉱区の信託管理時に自らが費やし、所定の方法に則り証明した支出について、支出の必要性を証明する書類を提出した場合には、地下資源鉱区の利用により生じる収入から補償を受ける権利を有する。

上記の支出補償が行われた場合、新たな地下資源利用者は、本条にしたがい以前に補償されている信託管理者の支出については補償しない。

収入がないか、または収入が不足している場合、支出補償は信託設定者（受益者）の費用負担において実施する。

4. 信託管理による収入は、信託管理者の支出補償、および信託管理契約の履行に関連する税の納付に充てる額を除いて、信託管理契約の効力の解除の結果に基づき信託設定者（受益者）へ送るものとする。

5. 地下資源鉱区の信託管理契約の範囲内における商品、役務およびサービスの取得の実施には、本法典に定める要件の遵守を伴わない。

6. 信託管理者は、地下資源鉱区の信託管理契約によって自らに供与されている権限を超えて、または所定の制限に違反して、自らが行った取引により生じた債務については、自らの資産をもってこの責任を負う。

7. 土地区画は、地下資源鉱区の信託管理契約の有効期間をもって信託管理者名義で再登録されるが、これは同契約の締結日より10年以内の期間とする。

第109条 地下資源利用権に対する差し押さえ手続き

1. 抵当下にある場合を含め、地下資源利用権（地下資源利用権における持分）および（または）地下資源利用権関連資産を差し押さえる場合、地下資源利用権（地下資源利用権における持分）および（または）地下資源利用権関連資産の然るべき現金化（売却）は、本法典に別段の定めがない限り、公売によりこれを実施する。

この場合、公売への参加を許可されるのは、地下資源利用権（地下資源利用権における持分）および（または）地下資源利用権関連資産の現金化（売却）に係る公売への参加に対する統轄機関の許可を得た者である。

地下資源利用権（地下資源利用権における持分）および（または）地下資源利用権関連資産の現金化（売却）に係る公売への参加の意図を有する者は、公売参加許可発行申請書を統轄機関に送付する。

申請書はカザフ語およびロシア語で作成しなければならないが、本法典第45条が定める情報を含むものでなければならない。

申請書の審査は、本法典第45条が定める方法に則り統轄機関が実施する。

本項の規定は、破産手続きの実施にあたり資産一式を売却する場合にも適用する。

公売への参加に対する統轄機関の許可を得た者との間で、公売の結果に基づき、地下資源利用権（地下資源利用権における持分）、地下資源利用権関連資産の譲渡、移転取引を締結するにあたっては、地下資源利用権（地下資源利用権における持分）および（または）地下資源利用権関連資産の譲渡、移転に関する統轄機関のさらなる許可の取得は必要ではない。

2. 抵当権が設定された地下資源利用権（地下資源利用権における持分）、地下資源利用権関連資産の価額から抵当権者の要求を満たす場合は、司法手続きに則ってこれを実施する。

3. 支払い不能に陥った者により、抵当権が設定された地下資源利用権（地下資源利用権における持分）、地下資源利用権関連資産の現金化（売却）に係る公売が公示されるにあたり、抵当権者は統轄機関の許可のもとに、抵当権が設定された資産を自らの所有下に移転する（地下資源利用権（地下資源利用権における持分）および（または）地下資源利用権関連資産の所有者となる）か、または新たな公売を指定する権利を有する。

4. 抵当権が設定された地下資源利用権（地下資源利用権における持分）、地下資源利用権関連資産

を取得する意図を有する抵当権者は、支払い不能に陥った者が公売を公示した場合、抵当権が設定された地下資源利用権（地下資源利用権における持分）、地下資源利用権関連資産の取得に係る許可の発行を求める申請書を統轄機関に送付する。

申請書はカザフ語およびロシア語で作成しなければならない、本法典第45条が定める情報を含むものでなければならない。

申請書の審査は、本法典第45条が定める方法に則り統轄機関が実施する。

5. 本条の規定と相反する抵当契約およびその他の協定の条件は無効とする。

第16章 炭化水素の探鉱および採掘を目的とした地下資源鉱区

第110条 炭化水素に係る地下資源利用業務の実施を目的として供与される地下資源鉱区

1. 地下資源国家基金管理プログラムに含まれている地下資源鉱区は、下記の通り、炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘を目的として供与することができる。

1) 競売によって

2) 炭化水素部門の国営企業に対し、直接交渉に基づいて。

同一の地下資源鉱区を、炭化水素に係る異なる複数の地下資源利用契約に基づいて同時に利用することはできない。

ただし、複数地下資源鉱区のエリアが、完全にまたは部分的に一致することは許容される。

2. 地下資源利用者が炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約にしたがい炭化水素の探鉱および採掘に係る業務を実施する権利を有する地下資源鉱区の空間上の境界は、当該の契約の不可分の一部である同契約付属書において定めるものとする。

上記付属書の作成を目的として、

1) 炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約に基づく炭化水素の探鉱・採掘鉱区の空間上の一次的境界は、地下資源国家基金管理プログラムにしたがい決定する

2) 発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の評価を目的として炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に基づく探鉱期間を延長する場合、探鉱鉱区（単数または複数）の空間上の境界は、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た探鉱業務プロジェクト文書への、発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の評価業務を盛り込んだ補足にしたがい決定する。

3) 発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の試験操業を目的として炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に基づく探鉱期間を延長する場合、探鉱鉱区（単数または複数）の空間上の境界は、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た試験操業プロジェクト文書にしたがい決定する。

4) 炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に基づく探鉱期間が満了した後に採掘鉱区（単数または複数）が正式に確定された場合、採掘鉱区（単数または複数）の空間上の境界（上部の境界を除く）は、地下資源利用者による承認を得、かつ国家鑑定の肯定的な結論を得た地質学的埋蔵量試算報告書にしたがい決定する。

5) 炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約に基づく当初の地下資源鉱区を拡大する目的で申請対象となっている地下資源鉱区の空間上の境界は、地下資源調査部門管轄機関の了承（申請対象の地下資源鉱区が地下資源利用のために供与済みでないことについて）のもとに、地

下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た然るべき基本プロジェクト文書への補足であって、発見された鉱層（複数の鉱層の総体）について想定される輪郭を定める補足にしたがい決定する。

6）本法典第114条にしたがった国への返還によって地下資源鉱区が縮小した後、地下資源利用者のもとに残る炭化水素の探鉱鉱区または採掘鉱区の空間上の境界は、地下資源利用者が決定する。

7）炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に基づく地下資源鉱区を本法典第115条にしたがい分離（主たる地下資源鉱区および分離される地下資源鉱区）する場合の探鉱鉱区または採掘鉱区の空間上の境界は、下記の通り決定する。

探鉱鉱区の一部を分離する場合－地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た探鉱業務プロジェクト文書への補足であって、主たる地下資源鉱区および分離される地下資源鉱区において発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の評価業務を盛り込んだ補足にしたがい決定する。

探鉱鉱区または採掘鉱区を分離する場合－炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約に記載されている地下資源鉱区で、分離対象となっている地下資源鉱区に関するデータに基づき決定する。

地下資源鉱区（複数の地下資源鉱区）の空間上の境界に関する情報で、本項第1～4号、第6号、第7号に定める情報は、地下資源調査部門管轄機関に対し、統轄機関が通知方法に則りこれを通知する。

3. 他者に属しているか、または他者の利用下にある土地区画内に位置している（部分的に位置している）地下資源鉱区を供与する場合、当該の土地区画内における地下資源鉱区の空間上の上部境界は、当該の土地区画の地表面の最も低い地点から30mの深さに設定されているものとみなす。

4. 特別自然保護区域または水ファンド用地のエリア内の土地に部分的に位置している地下資源鉱区を供与する場合、当該のエリア内における地下資源鉱区の空間上の上部境界は、当該の土地区画の地表面の最も低い地点から30mの深さに設定されているとみなす。

5. 炭化水素に係る地下資源利用権を保有する他の地下資源利用者の地下資源鉱区の下方に位置している（部分的に位置している）地下資源鉱区を供与する場合、当該の地下資源利用者の地下資源鉱区エリア内における供与対象である地下資源鉱区の空間上の上部境界は、地下資源利用者の地下資源鉱区の空間上の下部境界に沿って決定する。

6. 本法典第117条第2項および第3項に記載の根拠に基づき探鉱期間を延長した探鉱鉱区ならびに採掘鉱区の空間上の下部境界は発見された鉱層（複数の鉱層の総体）または炭化水素鉱床が存在する深さとする。

7. 炭化水素に係る地下資源利用の1つの契約における探鉱鉱区（単数または複数）のエリアの広さは、2,400ブロックを上回ってはならない。

第111条 地下資源鉱区の供与

1. 地下資源利用契約が登録された日より、地下資源鉱区は地下資源利用者の利用下に引き渡されたものとする。

2. 炭化水素の採掘に係る契約の締結、または鉱区の正式確定や、採掘期間もしくは準備期間を盛り込んだ炭化水素の探鉱および採掘に係る契約書補遺の締結は、カザフスタン共和国の土地関連法令にしたがい、地下資源利用者に対し、当該の者に必要な土地区画に係る地下資源利用権を供与する根拠となるものである。

第112条 再編の定義と種類

地下資源鉱区の再編とは、下記の方法により行われる地下資源鉱区の空間上の境界の変更である。

- 1) 地下資源鉱区の拡大
- 2) 地下資源鉱区の縮小
- 3) 1つの地下資源利用契約における地下資源鉱区（その一部）の、新たな地下資源利用契約の締結による分離。

第113条 地下資源鉱区の拡大

1. 炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約における地下資源鉱区の拡大は、下記条件がすべて遵守される場合に、地下資源利用者からの申請に基づきこれを実施する。

1) 地下資源利用者が鉱層（複数の鉱層の総体）を発見し、その想定上の輪郭で、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た基本プロジェクト文書によって確定された輪郭が、地下資源鉱区の境界を越えている。

2) 申請対象の地下資源鉱区が炭化水素に係る地下資源利用に供与されていない。

3) 申請対象の地下資源鉱区を構成するブロックの範囲内に、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論も得ている基本プロジェクト文書に定められている発見された鉱層（または複数の鉱層の総体）の想定上の輪郭がおさまっている。

4) 統轄機関の通知で指摘されている地下資源利用契約上の義務違反で、地下資源利用者による是正がなされていないものがない。

2. 地下資源鉱区拡大申請書は下記を含むものでなければならない。

- 1) 地下資源利用者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、名称
- 2) 地下資源利用契約の登録番号、登録年月日
- 3) 当初の地下資源鉱区の拡大が申請される対象地下資源鉱区の記述。

3. 申請書にはさらに下記を添付する。

1) 探鉱鉱区拡大の場合—地下資源利用者の承認を得、かつ、申請対象である地下資源鉱区において地下資源利用者が遂行する義務を負っている業務の規模、詳細、および遂行期間を含む追加業務プログラムであって、申請者が地下資源利用権を取得した際に定められた探鉱期間中の地下資源鉱区における業務の規模および種類に対する最低限の要件に比率面で合致している追加業務プログラム

2) 地下資源利用者が署名を行った契約書補遺であって、下記を盛り込んだもの。

地下資源鉱区の拡大（本法典第110条にしたがい拡大された地下資源鉱区を定める契約付属書の形で）本項第1号に記載されている追加業務プログラムであって、契約の不可分の一部として契約書に添付される追加業務プログラムの遂行に係る地下資源利用者の義務。

4. 申請書の審査は、統轄機関にこれが到着した日より20営業日以内に実施しなければならない。申請書の審査の結果に基づき、統轄機関は、

- 1) 鉱区拡大に関する決定を下すか、または鉱区拡大を拒否する
- 2) 申請者に対し、採択した決定を通知する。

5. 下記の場合、統轄機関は地下資源鉱区の拡大を拒否する

- 1) 申請書が、本法典が定める要件に適合していない場合
- 2) 本条第1項で定められている条件が遵守されていない場合。

統轄機関による鉱区拡大拒否は、申請書を再度提出する権利を地下資源利用者から奪うものではない

い。

6. 統轄機関は、申請者からサインボーナス納付証明を受領した日より20営業日以内に、申請者との間で地下資源利用契約書補遺を締結し、自らが署名した1部を申請者に送付する。

7. 地下資源鉱区の拡大は、地下資源利用契約における探鉱期間、準備期間、または採掘期間を延長する根拠とはならない。

第114条 地下資源鉱区の縮小

1. 炭化水素の探鉱期間または採掘期間が満了する前のいかなる時点においても、地下資源利用者は、下記条件がすべて遵守される場合に限り、地下資源鉱区の任意の部分を国に返還する方法をもって地下資源鉱区を縮小する権利を有する。

1) 本法典が定める手順に則り、返還日までに、返還する地下資源鉱区における地下資源利用後の撤収処置業務を完遂する。

2) 探鉱鉱区の一部を返還する場合—当該の返還はブロック単位で実施する。

3) 地下資源利用権が抵当に入れている場合には、返還に対する抵当権者の事前の合意を取得する。

2. 地下資源鉱区縮小申請書は下記を含むものでなければならない。

1) 地下資源利用者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、名称

2) 地下資源利用契約の登録番号、登録年月日

3) 国への返還を申し出る地下資源鉱区（単数または複数）の記述

4) 地下資源利用者のもとに残る地下資源鉱区（単数または複数）の記述。

3. 申請書にはさらに下記を添付する。

1) 返還対象とする地下資源鉱区（単数または複数）における地下資源利用後の撤収処置証書の写し

2) 本法典第110条にしたがい縮小された地下資源鉱区（単数または複数）を定める契約付属書を含む契約書補遺で、地下資源利用者が署名を行ったもの。

4. 申請書の審査は、統轄機関にこれが到着した日より20営業日以内に実施しなければならない。申請書の審査の結果に基づき、統轄機関は地下資源鉱区縮小を認める決定を下すか、または鉱区縮小を拒否する。

5. 下記の場合、統轄機関は地下資源鉱区の縮小を拒否する

1) 申請書が、本法典が定める要件に適合していない場合

2) 本条第1項で定められている条件が遵守されていない場合。

統轄機関による鉱区縮小拒否は、申請書を再度提出する権利を地下資源利用者から奪うものではない。

6. 統轄機関は、地下資源鉱区縮小の決定を下した日より20営業日以内に、申請書との間で地下資源利用契約書補遺を締結し、自らが署名した1部を申請者に送付する。

7. 地下資源利用者が地下資源鉱区全体を返還する場合、地下資源利用契約は解除となる。

8. 本条の規定は、下記との関連で探鉱鉱区が縮小される場合には適用しない。

1) 発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の想定上の輪郭で、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た探鉱業務プロジェクト文書への補足において確定された輪郭が通る複数のブロックからなる地下資源鉱区（単数

または複数) が正式に確定され、探鉱期間が延長される場合

2) 採掘鉱区(単数または複数) が正式に確定された場合。

第115条 地下資源鉱区の分離

1. 炭化水素の探鉱および採掘に係る契約における地下資源鉱区の実分離は、地下資源利用者の申請に基づき、下記の場合に実施する。

1) 探鉱鉱区の一部の実分離一発見された鉱層(複数の鉱層の総体)の想定上の輪郭で、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た探鉱業務プロジェクト文書への補足であって、当該の鉱層(複数の鉱層の総体)の評価業務を盛り込んだ補足において確定された輪郭が、複数の部分の各々の領域内におさまっている場合

2) 探鉱鉱区の実分離一探鉱および採掘に係る契約において2つないしそれ以上の探鉱鉱区が正式に確定されており、発見された鉱層(複数の鉱層の総体)の想定上の輪郭で、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定 of 肯定的な結論を得た探鉱業務プロジェクト文書への補足であって、当該の鉱層(複数の鉱層の総体)の評価業務を盛り込んだ補足において確定された輪郭がその各々の領域内におさまっている場合

3) 採掘鉱区の実分離一探鉱および採掘に係る契約において1つ以上の探鉱鉱区、および1つ以上の採掘鉱区が正式に確定されている場合

4) 採掘鉱区の実分離一探鉱および採掘に係る契約において2つないしそれ以上の採掘鉱区が正式に確定されている場合。

2. 分離は、下記条件がすべて遵守される場合に実施する。

1) 地下資源鉱区の実分離を行う対象となる探鉱および採掘に係る契約が、本法典の発効後に締結されたものであり、統轄機関が承認する炭化水素の探鉱および採掘に係る標準契約書に適合している

2) 地下資源利用権が抵当に入れられている場合には、分離に対する抵当権者の事前の合意が取得されている

3) 統轄機関の通知に記載されている地下資源利用契約上の義務違反で、地下資源利用者による是正がなされていないものがない。

本条第1項第4号が目的の場合、分離される鉱区の地下資源利用権を譲渡する相手が地下資源利用者の関係者ではないことが採掘鉱区の実分離に対する追加条件となる。

3. 地下資源鉱区の実分離手続きは、鉱区分離を行う対象となる地下資源利用契約の変更、および分離された地下資源鉱区に関する個別の地下資源利用契約締結という形をもって実施する。

4. 分離された地下資源鉱区に関する地下資源利用契約における探鉱期間、準備期間または採掘期間、およびその他の条件は、鉱区分離の元となった地下資源利用契約の条件に合致していなければならない。

5. 地下資源鉱区分離申請書は下記を含むものでなければならない。

1) 地下資源利用者の姓、名および父称(本人確認書類に父称が記載されている場合)、名称

2) 地下資源利用契約の登録番号、登録年月日

3) 個別の地下資源利用契約への分離が申請される地下資源鉱区(その一部)の記述

6. 申請書にはさらに下記を添付する。

1) 本法典第110条にしたがい縮小された主地下資源鉱区を定める契約付属書を含む契約書補遺で、地下資源利用者が署名を行ったもの

2) 統轄機関が承認した炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る標準契約書に

したがいは作成した炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約書に申請者が署名したものであって、本条第4項の要件に適合しているもの。

7. 申請書の審査は、統轄機関にこれが到着した日より20営業日以内に実施しなければならない。申請書の審査の結果に基づき、統轄機関は地下資源鉱区分離に関する決定を下すか、または鉱区分離を拒否する。

8. 下記の場合、統轄機関は地下資源鉱区分離を拒否する

- 1) 申請書が、本法典が定める要件に適合していない場合
- 2) 本条が定める条件が遵守されていない場合。

統轄機関による鉱区分離拒否は、申請書を再度提出する権利を地下資源利用者から奪うものではない。

9. 統轄機関は、地下資源鉱区分離を認める決定を下した日より10営業日以内に申請者との間で地下資源利用契約書補遺、分離された地下資源鉱区分離に係る個別の地下資源利用契約を締結し、自らが署名したものを申請者に送付する。

第17章 炭化水素の探鉱および採掘の期間

第116条 炭化水素の探鉱期間

1. 炭化水素の探鉱および採掘に係る契約の締結にあたっての最長探鉱期間は連続する6年以内とするが、海洋における地下資源鉱区分離、または高難易度の炭化水素探鉱プロジェクト文書の場合には、これを9年以内とする。地下資源利用者は前記の期間中、探鉱鉱区分離において、鉱床の試験操業を含む任意の鉱床探査業務および鉱床評価業務を実施する権利を有する。

本項第1段落に定める期間の範囲内においては、炭化水素の探鉱および採掘に係る契約における探鉱期間は、競売の実施に関する通知によりまたは炭化水素部門の国営企業との直接交渉の結果に基づいて統轄機関が決定する。

本法典第117条第2項および第3項に定める期間の範囲内においては、炭化水素の探鉱および採掘に係る契約における探鉱期間は、然るべきプロジェクト文書に基づいて決定する。

2. 探鉱期間は、炭化水素の探鉱および採掘に係る契約が登録された日から起算する。

3. 地下資源利用者は、本法典が定める手順および条件に則り、探鉱鉱区分離全体を返還する方法で探鉱期間を期限前に終える権利を有する。

4. 本法典においては、炭化水素の探鉱および採掘に係る契約の範囲内において下記の指標を有するプロジェクト文書を高難易度の炭化水素探鉱プロジェクト文書とみなす。

- 1) 深さが5,000mを超える坑井の掘削
- 2) 貯留層内の流体における硫化水素含有率が3.5%以上
- 3) 特異係数が1.5以上となる、異常に高い鉱層貯留層圧。

第117条 炭化水素の探鉱および採掘に係る契約における探鉱期間の延長

1. 炭化水素の探鉱および採掘に係る契約において最初に設定した探鉱期間が本法典第116条第1項に定める最長期間よりも短い場合、探鉱期間は、地下資源利用者からの申請に基づき、最長期間の範囲内において延長の対象となる。

炭化水素の探鉱および採掘に係る契約における探鉱期間中に、本法典第116条第4項第1号、第2号、第3号に定める事態が生じた場合、探鉱期間は、地下資源利用者からの申請に基づき、海洋における地下資源鉱区、または高難易度の炭化水素探鉱プロジェクト文書の探鉱期間として本法典第116条第1項に定める最長期間の範囲内において延長の対象となる。

2. 発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の試験操業も含め、これらの評価を目的とした場合、炭化水素の探鉱および採掘に係る契約における探鉱期間は、発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の各々につき、地下資源利用者からの申請に基づき3年までの期間をもって、また、海洋における地下資源鉱区、または高難易度の炭化水素探鉱プロジェクト文書の場合には6年までの期間をもって、一回限り、延長の対象となる。

この際、当該の延長は、発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の想定上の輪郭であって、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た探鉱業務プロジェクト文書への補足において確定された輪郭がおさまっている複数のブロックからなる地下資源鉱区（単数または複数）に関してのみ認められる。

本項に則った探鉱期間（単数または複数）の延長の結果としての炭化水素の探鉱および採掘に係る契約の探鉱期間（単数または複数）の長さは9年を、海洋における地下資源鉱区、または高難易度の炭化水素探鉱プロジェクトの場合は15年を超えてはならない。

3. 試験操業の実施を目的とする場合、発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の想定上の輪郭であって地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た試験操業プロジェクト文書において確定された輪郭が通る複数のブロックからなる地下資源鉱区（単数または複数）の探鉱期間は、地下資源利用者からの申請に基づき、試験操業の開始日より3年までの期間をもって、一回限り、延長の対象となるが、これには本法典第119条第1項に記載の最長採掘期間の然るべき短縮を伴うものとする。

本項に則った探鉱期間（単数または複数）の延長の結果としての、炭化水素の探鉱および採掘に係る契約の探鉱期間（単数または複数）の最長期間は12年を、海洋における地下資源鉱区、または高難易度の炭化水素探鉱プロジェクトの場合は同期間は18年を超えてはならない。

4. 探鉱期間延長申請書は、地下資源利用者が探鉱期間中に統轄機関へ提出する。

参照：2019年12月4日付質問に対する2019年12月18日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第561724号（dialog.egov.kz）「炭化水素原料探鉱期間の延長を伴う標準契約への移行について」

5. 探鉱期間延長申請書は下記を含むものでなければならない。

- 1) 地下資源利用者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、名称
- 2) 炭化水素の探鉱および採掘に係る契約の登録番号、登録年月日
- 3) 探鉱期間の延長が申請される地下資源鉱区（単数または複数）の記述
- 4) 探鉱期間の延長の根拠と、申請される延長期間
- 5) 該当するプロジェクト文書に基づき算出される、探鉱期間につき申し出る延長期間。

6. 申請書にはさらに下記を添付する。

1) 地下資源利用者の承認を得、かつ、探鉱期間が延長された場合に当該の地下資源鉱区において地下資源利用者が行う義務を負う追加業務の規模、詳細、および遂行期限を含む追加業務プログラム

2) 地下資源利用者が署名した契約書補遺であって、下記を盛り込んだもの

探鉱期間の延長

本条第2項および第3項に定める場合—探鉱鉱区（単数または複数）の深さ上の境界の確定を含め、本法典第110条にしたがい、発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の想定上の輪郭がおさまっている複

数のブロックからなる探鉱鉱区（単数または複数）を確定する契約書付属書

本項第1号に記載され、かつ、契約の不可分の一部として契約書に添付される追加業務プロジェクト文書の遂行に係る地下資源利用者の義務。

3) 本条第2項に定める場合—地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た探鉱業務プロジェクト文書への補足であって、発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の評価業務を盛り込んだ補足

4) 本条第3項に定める場合—地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定 of 肯定的な結論を得た試験操業プロジェクト文書。

7. 申請書に記載されている地下資源鉱区に関する申請を統轄機関が審査している間に探鉱期間が満了した場合、炭化水素の探鉱および採掘に係る契約は、当該の地下資源鉱区に関しては、申請書審査期間分その効力を延長する。

8. 申請書の審査は、統轄機関にこれが到着した日より20営業日以内に実施しなければならない。申請書の審査結果に基づき、統轄機関は探鉱期間の延長を決定するか、または探鉱期間の延長を拒否する。

9. 下記の場合、統轄機関は探鉱期間の延長を拒否する。

1) 本法典が定める要件に申請書が適合していない場合

2) 本条第1～3項に定める探鉱期間延長のための根拠が欠けている場合

3) 地下資源利用契約に関し、統轄機関からの通知で指摘されている義務違反が地下資源利用者によって是正されていない場合。

統轄機関による探鉱期間延長拒否は、探鉱期間中に申請書を再度提出する権利を地下資源利用者から奪うものではない。

10. 統轄機関は、延長決定を下した日より20営業日以内に、申請者との間で炭化水素の探鉱および採掘に係る契約書の然るべき補遺を締結し、自らが署名した1部を申請者に送付する。

11. 炭化水素の探鉱および採掘に係る契約における探鉱期間の満了時に採掘鉱区および採掘期間、または準備期間が確定されていない場合、当該の契約の効力は解除となる。

第118条 準備期間

1. 炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に関しては、探鉱期間の満了後から採掘期間が確定されるまでの間に、地下資源利用者の申請に基づき、採掘鉱区（単数または複数）および準備期間（単数または複数）を確定することが認められる。

炭化水素の採掘に係る契約に関しては、その締結時に、採掘鉱区および準備期間を確定する。

2. 準備期間の間、地下資源利用者は下記を実施する権利を有する。

1) 鉱床開発プロジェクトの策定、承認と、同プロジェクトに対する本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律に定める鑑定の実施

2) 必要に応じて—炭化水素鉱床の整備

3) 当該鉱床の試験操業時における採掘量を上回らない量における、炭化水素の採掘。

この際、地下資源利用者は自らが保有する炭化水素のすべてをカザフスタン共和国の国内市場に供給する義務を負うが、自らの生産上の需要に費やされるか、または本法典の規定にしたがい焼却処理する炭化水素についてはこの限りではない。

3. 準備期間の長さは3年以下とするが、これには本法典第119条第1項に記載の最長採掘期間の相応の短縮を伴うものとする。

炭化水素の探鉱および採掘に係る契約における準備期間は、本項第1段落に定める期間内において、地下資源利用者自らが探鉱鉱区と準備期間の確定申請書において決定するが、炭化水素の採掘に係る契約における準備期間に関しては、競売の実施に関する通知において、または炭化水素部門の国営企業との直接交渉の結果に基づき統轄機関がこれを決定する。

(2024年1月1日までは、第118条第4項の文言「地質学的埋蔵量」は第277条にしたがい「埋蔵量」に置き換える)

4. 炭化水素の探鉱および採掘に係る契約における探掘鉱区および準備期間を確定するための必須条件は、地質学的埋蔵量試算報告書に対して地下資源国家鑑定の肯定的な結論を地下資源利用者が取得していることである。

5. 探掘鉱区および準備期間の確定申請書は、地下資源利用者が探鉱期間中に統轄機関へ提出する。申請書に記載されている地下資源鉱区に関する申請を統轄機関が審査している間に探鉱期間が満了した場合、炭化水素の探鉱および採掘に係る契約は、当該の地下資源鉱区に関しては、申請書審査期間分その効力を延長する。

6. 探掘鉱区および準備期間の確定申請書は下記を含むものでなければならない。

- 1) 地下資源利用者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、名称
- 2) 炭化水素の探鉱および採掘に係る契約の登録番号、登録年月日
- 3) 探掘鉱区（単数または複数）の記述
- 4) 準備期間の長さ。

7. 申請書にはさらに下記を添付する。

1) 地下資源利用者が署名した契約書の補遺であって、準備期間（単数または複数）の確定を盛り込み、かつ、本法典第110条にしたがい探掘鉱区（単数または複数）を確定する契約付属書を含む補遺

(2024年1月1日までは、第118条第7項第2号の文言「地質学的埋蔵量」は第277条にしたがい「埋蔵量」に置き換える)

2) 地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める地下資源鑑定の肯定的な結論を得た地質学的埋蔵量試算報告書。

8. 申請書の審査は、統轄機関にこれが到着した日より20営業日以内に実施しなければならない。

9. 申請書の審査結果に基づき、統轄機関は探掘鉱区および準備期間の確定を決定するか、または当該の確定を拒否する。

10. 下記の場合、統轄機関は探掘鉱区および準備期間の確定を拒否する。

- 1) 本法典が定める要件に申請書が適合していない場合
- 2) 地下資源利用契約に関し、統轄機関からの通知で指摘されている義務違反が地下資源利用者によって是正されていない場合。

統轄機関による探掘鉱区および準備期間の確定の拒否は、探鉱期間中に申請書を再度提出する権利を地下資源利用者から奪うものではない。

11. 統轄機関は、探掘鉱区および準備期間の確定を決定した日より20営業日以内に、申請者との間で炭化水素の探鉱および採掘に係る契約書の然るべき補遺を締結し、自らが署名した1部を申請者に送付する。

12. 炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約における準備期間満了時に探掘期間が確定されていない場合、当該の契約の効力は解除となる。

第119条 炭化水素の採掘期間

1. 採掘に係る契約、または探鉱および採掘に係る契約書補遺であって、採掘期間の確定を盛り込んだものの締結にあたっての最長採掘期間は25年以内とするが、大規模かつ特殊な鉱床の場合には45年以内とする。

2. 炭化水素の採掘期間は、本条第1項に定める期間の範囲内において、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た第一次鉱床開発プロジェクトに基づき決定する。

鉱床開発プロジェクトにおけるその後の採算の取れる採掘期間の変更は、地下資源利用契約における採掘期間に然るべき変更を加える根拠とはならない。

3. 地下資源鉱区における採掘期間は、炭化水素の採掘に係る契約、または炭化水素の探鉱および採掘に係る契約書補遺であって、採掘期間の確定を盛り込んだ補遺が登録された日から起算する。

4. 地下資源利用者は、本法典が定める手順および条件に則り、採掘鉱区全体を返還する方法で採掘期間を期限前に終える権利を有する。

5. 炭化水素の探鉱および採掘に係る1つの契約の枠内で複数の炭化水素鉱床が発見された場合、契約においてはこれらの各々につき、採掘鉱区と採掘期間を確定する。

この際、これらの地下資源鉱区の1つについて採掘期間が満了した場合、地下資源利用契約は残存する地下資源鉱区に関してのみその効力を継続する。

6. 探鉱期間の満了前に契約において採掘鉱区（単数または複数）が確定された場合、採掘期間について本法典および契約に定める地下資源利用者の権利および義務は当該の採掘鉱区（単数または複数）に対してのみ有効となり、探鉱期間について本法典および契約に定める地下資源利用者の権利および義務は、探鉱鉱区に対してのみ有効となる。

7. 炭化水素鉱床の地質学的原始埋蔵量であって、その試算報告書が本法典の定める地下資源国家鑑定の肯定的な結論を得ている埋蔵量が、原油1億t、または天然ガス500億m³を上回る場合、当該の鉱床に対する探鉱および採掘に係る契約の規定は、下記の地下資源利用者の義務のうち1つを含むものでなければならない。

1) 新たな法人の設立によって自らの力で、または他者との協力のもとにおける、精製施設の建設

2) 既存の採掘施設の近代化または改修

3) 既存の精製施設の近代化または改修

4) 採掘した炭化水素の、契約形態によるカザフスタン共和国領内の精製企業（施設）への提供

5) 新たな法人の設立によって自らの力による、または他者と協力しての、他の投資プロジェクトまたは地域の社会・経済的発展を目的としたプロジェクトの実現。

8. 採掘鉱区および採掘期間の確定申請書は、地下資源利用者が探鉱期間中に統轄機関へ提出する。

採掘期間の確定申請書は、地下資源利用者が準備期間中に統轄機関へ提出する。

申請書に記載されている地下資源鉱区に関する申請を統轄機関が審査している間に探鉱期間または準備期間が満了した場合、契約は、当該の地下資源鉱区に関しては、申請書審査期間分その効力を延長するが、本条第12項第2号に定める場合には、本条第15～18項に定める行為が実施される期間をさらに追加する形でその効力を延長する。この際、当該の地下資源鉱区における地下資源利用業務の実施は禁止となる。

9. 採掘鉱区および採掘期間の確定申請書、または採掘期間のみの確定申請書は、下記を含むものでなければならない。

- 1) 地下資源利用者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、名称
- 2) 炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約の登録番号、登録年月日
- 3) 採掘鉱区（単数または複数）の記述
- 4) 採掘期間（単数または複数）の長さ。

10. 申請書にはさらに下記を添付する。

1) 地下資源利用者が署名した契約書補遺であって、採掘鉱区（単数または複数）および採掘期間（単数または複数）の確定、または採掘期間（単数または複数）の確定を盛り込んだもの。ただし、本条第7項に定める場合はこの限りではない。この際、採掘鉱区（単数または複数）の確定を目的として、契約書の補遺は本法典第110条にしたがい採掘鉱区（単数または複数）を確定する契約付属書を含むものでなければならない

（2024年1月1日までは、第119条第10項第2号の文言「地質学的埋蔵量」は第277条にしたがい「埋蔵量」に置き換える）

2) 地下資源利用者による承認を得、かつ、地下資源国家鑑定の肯定的な結論を得た地質学的埋蔵量試算報告書（単数または複数）。

3) 地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た鉱床開発プロジェクト文書。

11. 申請書の審査は、統轄機関にこれが到着した日より20営業日以内に実施しなければならない。

12. 申請書の審査結果に基づき、統轄機関は下記の決定のうち1つを採択する。

1) 採掘鉱区および採掘期間、または採掘期間のみを確定する決定—ただし、本条第7項に定める場合はこの限りではない

2) 本条第7項に定める場合—本条が定める期限および手順に則り、地下資源利用者との間で交渉を実施する決定

3) 採掘鉱区および採掘期間、または採掘期間の確定を拒否する決定。

13. 下記の場合、統轄機関は採掘鉱区および採掘期間、または採掘期間の確定を拒否する。

1) 本法典が定める要件に申請書が適合していない場合

2) 地下資源利用契約に関し、統轄機関からの通知で指摘されている義務違反が地下資源利用者によって是正されていない場合。

統轄機関による採掘鉱区および採掘期間、または採掘期間の確定の拒否は、それぞれ、採掘期間中または準備期間中に申請書を再度提出する権利を地下資源利用者から奪うものではない。

14. 本条第12項第1号に定める場合、統轄機関は採掘鉱区および採掘期間、または採掘期間の確定を決定した日より20営業日以内に、申請者との間で地下資源利用契約書補遺を締結し、自らが署名した1部を申請者に送付する。

15. 本条第12項第2号に定める場合、統轄機関は当該決定を下した日より24カ月以内に、本条第7項に定める義務の履行に係る条件と手順の決定について、地下資源利用者との間で交渉を実施する。

16. 交渉の結果に基づき、統轄機関は5営業日以内に下記の決定のうち1つを採択し、これを地下資源利用者に通知する。

1) 地下資源利用契約書補遺であって、採掘鉱区および採掘期間、または採掘期間、ならびに本条第7項に定める義務の履行に係る条件と手順を盛り込んだものを締結する決定

2) 契約書補遺の締結を拒否する決定。

17. 本条第16項第1号に定める場合、地下資源利用者は通知を受領した日より20営業日以内に、炭化

水素の探鉱および採掘に係る契約書補遺に自らが署名したものであって、採掘鉱区および採掘期間、または採掘期間、ならびに本条第7項に定める義務の履行に係る条件と手順を盛り込んだものを統轄機関に送付する。この際、採掘鉱区の確定を目的として、契約書の補遺は本法典第110条にしたがい採掘鉱区を確定する契約書付属書を含むものでなければならない。

18. 統轄機関は地下資源利用契約書の補遺を受領した日より20営業日以内に、当該の補遺に署名を行い、自らが署名したものを地下資源利用者に送付する。

19. 本条第16項第2号に定める場合、地下資源利用契約の効力が解除された後、以旧地下資源利用者は発見と評価に費やした費用の補償を受ける権利を有する。

当該の補償は、当該の費用の全額を一度に支払う方法で新たな地下資源利用者が行うものとし、この際、国家統計部門管轄機関の公式統計情報に基づき算出したインフレ率を考慮する。

当該の費用の補償期限は統轄機関が定めるものとするが、新たな地下資源利用者との契約締結日より12カ月を超えてはならない。

新たな地下資源利用者は、自らが補償する費用の監査を実施する権利を有する。補償対象となる費用の額に関して新旧の地下資源利用者の間で紛争が生じた場合、当該の紛争は司法手続きをもってこれを解決する。

第120条 炭化水素の採掘期間の延長

1. 採掘期間の延長は、地下資源利用者の申請に基づき、連続する25年間以内の期間をもって統轄機関が実施する。

2. 採掘期間延長申請書は、延長が申請される採掘期間の満了前6カ月までに地下資源利用者が提出するものとするが、本条第5項に記載の鉱床に関しては延長が申請される採掘期間の満了前24カ月までとする。

3. 採掘期間延長申請書は下記を含むものでなければならない。

- 1) 地下資源利用者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、名称
- 2) 炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約の登録番号、登録年月日
- 3) 採掘期間の延長が申請される地下資源鉱区（単数または複数）の記述
- 4) 採掘期間の申請される延長期間。

4. 申請書にはさらに下記を添付する。

1) 地下資源利用者の承認を得、かつ、採掘期間が延長された場合に地下資源鉱区において地下資源利用者が遂行する義務を負う業務の規模、詳細、および遂行期間を含む業務プログラム

2) 地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た鉱床開発プロジェクト文書であって、採掘期間の申請延長期間中における鉱床開発を盛り込んだプロジェクト文書。

5. 炭化水素鉱床の地質学的原始埋蔵量であって、その試算報告書が本法典の定める地下資源国家鑑定の肯定的な結論を得た埋蔵量が、原油1億t、または天然ガス500億m³を上回る場合、採掘期間の延長にあたり、契約の規定は、本法典第119条第7項に記載の義務のうち1つを追加で含むものでなければならない。

当該の鉱床に対する地下資源利用者の権利を他者に供与する場合、地下資源利用契約には本法典第119条第7項に記載の義務のうち1つを含めるものとする。

6. 申請書の審査は、統轄機関にこれが到着した日より2カ月以内に実施しなければならないが、本条第5項に記載の鉱床に関してはこれを24カ月以内とする。申請書の審査結果に基づき、統轄機関は

延長を決定するか、または延長を拒否する。

7. 下記の場合、統轄機関は採掘期間の延長を拒否する。

- 1) 本条第2項が定める期限に遅れて申請書が提出された場合
- 2) 本法典が定める要件に申請書が適合していない場合
- 3) 鉱床開発プロジェクト文書に盛り込まれている開発期間が、申請される期間よりも短い場合
- 4) 地下資源利用契約に関し、統轄機関からの通知で指摘されている義務違反が地下資源利用者によって是正されていない場合。

5) 本法典第119条第7項に記載がある義務をはじめとし、(より高度な加工、精製を伴う) 高付加価値製品の生産を盛り込んだ産業・革新プロジェクトの実現に係る義務、またはその他の投資義務の地下資源利用者による受諾について、地下資源利用者との合意が達成されない場合を含む、統轄機関が契約を延長する意向がない場合。

統轄機関による採掘期間の延長の拒否は、申請書を再度提出する権利を申請者から奪うものではないが、本項第1号および第5号に定める場合はこの限りではない。

8. 採掘期間の延長は、申請書に記載のある地下資源鉱区(単数または複数)に関してのみ実施する。

9. 契約が、統轄機関の承認を得た炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る標準契約書に適合している場合、採掘期間の延長にあたり延長が決定された日より1カ月以内に、地下資源利用者と統轄機関の間で、採掘期間の延長と、本条第4項第1号に記載の業務プログラム遂行に係る地下資源利用者の義務を盛り込んだ、契約書の不可分の一部としてこれに添付される、炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約書補遺を締結する。

10. 契約書が、統轄機関の承認を得た炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る標準契約書に適合していない場合、採掘期間の延長にあたっては、地下資源利用者と統轄機関の間において、延長が決定された日より2カ月以内に、炭化水素の採掘に係る標準契約書にしたがい作成した新たな文言による炭化水素の採掘に係る契約書を締結する。

11. 契約において炭化水素の採掘期間が20年以上の期間をもって設定されている場合、採掘期間の延長にあたっては、契約の条件を、当該の延長の年月日において有効であるカザフスタン共和国の法令に適合させなければならない。

第18章 炭化水素の探鉱および採掘の条件

第121条 炭化水素の探鉱および採掘の一般条件

1. 炭化水素鉱層として認められるのは、貯留岩と非浸透性の帽岩で形成されたトラップにおいて隔離された天然の炭化水素の集積を含む地下資源の一部である。

2. 炭化水素鉱床として認められるのは、鉱層、または共通の構造要素の支配を受け、1つの局地的なエリアに位置している複数のトラップに属しており、かつ、その埋蔵量試算報告書が本法典に定める地下資源国家鑑定の肯定的な結論を得ている複数の鉱層の総体である。

3. 発見として認められるのは、フォーメーションテスターによる試験時、および(または) 貯留岩の炭化水素飽和率に関する実験室試験の実施時におけるものを含め、坑井から炭化水素の流入が得られたことを、文書をもって証明する方法による新たな鉱層(複数の鉱層の総体)の発見であって、本法典が定める手順および期限に則り地下資源調査管轄機関による証明を受けた発見である。

4. 炭化水素の探鉱として認められるのは、炭化水素鉱層の試験操業を含む炭化水素鉱層の探査と評

価に関連する業務の総体である。

5. 探査業務として認められるのは、炭化水素鉱層の発見、予測埋蔵量の算出、炭化水素鉱層の予備的な地質学的・経済学的評価、および将来的な地質探鉱業務の根拠づけを目的として実施される業務である。

6. 評価業務として認められるのは、発見された鉱層の境界画定と評価、産業カテゴリー別の埋蔵量の試算、商業開発への着手の妥当性の評価を目的として実施される業務である。

7. 試験操業として認められるのは、貯留層と鉱層の地質学的・産業的特性に関する既存の情報の確認と追加情報の取得、鉱床開発プロジェクト文書の作成を目的とした坑井の総合的な地質学的・地球物理学的調査と流体力学的調査を目的として実施される業務である。試験操業には、調査目的における坑井の一次的な操業と炭化水素の採掘が含まれる。

8. 炭化水素の採掘として認められるのは、地下資源からの炭化水素の地表への取り出しに関連する業務の総体である。

9. 炭化水素の採鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る業務の実施を目的とした個々の地下資源鉱区の利用は、国家安全保障、人々の生命および健康の安全保障、環境保護を目的として、カザフスタン共和国政府決定に基づき制限または禁止される場合がある。

10. 居住区、都市近郊エリア、産業・輸送・通信施設のエリア内における炭化水素の採鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る業務の実施を目的とした地下資源の利用は、当該の利用が人々の生命と健康に対する脅威を生み出す恐れがある場合、ならびに、経済活動施設または環境への損害をもたらす恐れがある場合には、カザフスタン共和国政府決定に基づき部分的に、または完全に禁止される場合がある。

11. 試験操業を含む探査業務および評価業務、ならびに炭化水素鉱床の開発業務の実施に対する要件は、炭化水素部門管轄機関が承認する地下資源の合理的かつ総合的な利用に関する統一規則において定めるものとする。

12. カザフスタン共和国は、地下資源利用者が取引遂行時に適用し、取引遂行年月日に形成された価格を上回らない価格において炭化水素を他社に優先して取得する権利を有しており、この際、輸送費用と炭化水素販売費用とを差し引くものとする。

地下資源利用者が取引遂行時に適用した炭化水素の価格に関する情報がない場合には、政府による炭化水素取得取引の遂行年月日に国際市場で形成された価格を上回らない価格を適用し、この際、輸送費用と炭化水素販売費用とを差し引くものとする。

取得する炭化水素の量の上限および支払形態は、地下資源利用契約で定めるものとする。

13. 炭化水素の取得に係るカザフスタン共和国の優先的権利の行使手順は、カザフスタン共和国政府がこれを決定する。

14. 炭化水素に係る地下資源利用権（地下資源利用権の持分）、ならびに炭化水素に係る地下資源利用権を保有する者を直接的または間接的に支配する事業体の株式（定款資本への参加持分）に対する抵当設定であって、本法典で禁止されていない抵当設定は、本法典第45条が定める手順に則り交付される統轄機関の許可証を得たうえでこれを実施する。

参照：2020年4月30日付質問に対する2020年5月15日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第612626号（dialog.egov.kz）「地下資源利用権、ならびに（株式）地下資源利用権を保有する法人の参加持分の抵当は、審査委員会による推薦に基づき付与された統括機関の合意により実施される」

15. 炭化水素に係る地下資源利用権を抵当として得た借入金は、地下資源利用を目的とするか、または、地下資源利用契約に盛り込まれているその後の加工をカザフスタン共和国領内で実施することを目的として、地下資源利用者自ら、または地下資源利用者が定款資本への参加比率を100%有している

子会社が利用しなければならない。

16. 炭化水素部門の国営企業の出資を必須とする契約では、オペレータの定款資本における国営企業の参加比率は、当初は50%以上でなければならない。

その後、オペレータの定款資本における国営企業の前記の出資率は引き下げてもよいが、これは、地下資源利用者が契約に係る決定を下す際に、国営企業がその支配力を保持するという条件が満たされる場合とする。

17. 探鉱期間におけるものを含む坑井の操業、および地質学的・技術的措置の実施は文書化しなければならない。文書は採掘期間が満了するまで、地下資源利用者が保管する。

第122条 炭化水素の探鉱および採掘にあたっての、地下資源および環境の保護、合理的かつ総合的な地下資源利用

1. 炭化水素の探鉱および採掘の実施に際しては以下が必須条件となる。

1) 地下資源の保護

2) ハイテクノロジーおよび地下資源利用のグッドプラクティスの適用を基盤とした、合理的かつ経済効率の高い地下資源の利用

3) カザフスタン共和国の環境関連法令の要件の遵守。

地下資源利用のグッドプラクティスとは、地下資源利用業務の実施時に適用され、広く認められている国際的な事例であり、合理的で、安全で、必要かつ経済効率の高い実践例のことをいう。

2. 地下資源および環境の保護とは、下記を目的とした法的、組織的、経済的、技術的措置、およびその他の措置を含むものである。

1) 住民の生命と健康の保護

2) 自然の地形の保持、ならびに、損傷を受けた土地、その他の地形学的構造物の再生

3) 地震、地滑り、浸水、地盤陥没を防ぐ目的における、地下上部のエネルギー状態の特性の保持

4) 自然のままの水界の状態の保持。

3. 炭化水素の探鉱および採掘にあたっての合理的かつ経済効率の高い地下資源の利用に関する要件は下記の通りである。

1) 地下資源利用業務の実施を目的として供与される炭化水素、鉱床、および地下資源鉱区の埋蔵量の規模および構造に係る正確な評価を行うための、事前の地質学的地下資源調査の十全性の確保

2) 地下資源利用業務のあらゆる段階における、合理的かつ経済効率の高い地下資源の利用

3) 地下資源からの有用鉱物の抽出の十全性の確保

4) 埋蔵量、採掘した炭化水素、随伴成分に関する正確な算定の実施

5) 取水エリア、および飲用水または産業用給水に用いられる地下水貯留地域における産業廃棄物および生活廃棄物の蓄積の防止

6) 炭化水素またはその他の物質および資材の地下保管、有害物質および廃棄物の埋め立てにあたっての、地下汚染の防止

7) 地下資源利用業務の停止および終了、地下資源利用後の撤収処置、地下資源鉱区の休止保存、ならびに個々の生産施設の撤収および休止保存に係る所定の手順の遵守

8) 廃棄物の貯蔵および配置にあたっての、環境要件および衛生・疫学的要件の遵守

9) 戦略的に重要な意義を持つエネルギー資源または石油化学産業向けの原料資源の取得、環境への損害の最小化を目的とした精製による粗ガスの最大限の活用。

4. 炭化水素鉱床の探鉱および開発に係る業務の計画と実施にあたり、地下資源利用者は合理的かつ総合的な地下資源の利用と保護について本法典が定める要件を履行する義務を負う。

参照：地下資源の合理的かつ総合的な利用に関する統一規則

5. 本法典に則り定められた合理的かつ総合的な地下資源の利用に係る要件への違反の結果生じた損害の規模は、炭化水素部門管轄機関が、同機関が定める手順に則りこれを決定する。

6. 地下資源利用者は、地下資源鉱区のエリア内に存在する以前に掘削した坑井をすべてバランスに参入し、これらのモニタリングを実施する義務を負う。

7. 地下資源利用者は、地下資源状態のモニタリングおよび鉱床開発に対する監督を実施する義務を負う。

第123条 炭化水素の探鉱条件

1. 探査業務と評価業務は、探鉱業務プロジェクト文書にしたがい実施しなければならない。

2. 探鉱期間中に、また本法典が定める制限を踏まえた上で、地下資源利用者は、探鉱エリア内においてあらゆる種類の炭化水素の探鉱業務を実施する権利を有する。

3. 炭化水素の探鉱業務は、探鉱業務プロジェクト文書および（または）試験操業プロジェクト文書に盛り込まれている手法および方法をもって、地下資源利用のグッドプラクティスにしたがい実施しなければならない。

4. 炭化水素の探鉱を実施するにあたっては、探鉱業務プロジェクト文書および（または）試験操業プロジェクト文書に盛り込まれている坑井の掘削が認められる。

5. 新たな鉱層（複数の鉱層の総体）を発見する都度、地下資源利用者は当該の発見日より1カ月以内に、地下資源調査管轄機関に対し発見証明申請書を送付する。

6. 発見証明申請書は下記を含むものでなければならない。

- 1) 地下資源利用者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、名称
- 2) 地下資源利用契約の登録番号、登録年月日
- 3) 発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の所在。

7. 申請書には、下記の発見証明文書のうち1つ以上をさらに添付する。

1) フォーメーションテスターによる試験時におけるものを含め、坑井からの炭化水素の流入を地下資源利用者が得たことを証明する文書

2) 石油またはガスの飽和率が30%以上であることを証明する、然るべき形で文書化された貯留岩の実験室試験の結果。

8. 申請書の審査は、地下資源調査管轄機関にこれが到着した日より20営業日以内に実施しなければならない。申請書の審査結果に基づき、地下資源調査管轄機関は発見を承認する決定を下すか、または承認を拒否する。

9. 下記の場合、地下資源調査管轄機関は発見の承認を拒否する。

- 1) 本法典が定める要件に申請書が適合していない場合
- 2) 発見を証明する添付文書が添えられていないか、または不正確な場合。

10. 地下資源調査管轄機関による発見承認の拒否は、申請書を再度提出する権利を地下資源利用者から奪うものではない。

11. 地下資源利用者は、地下資源調査管轄機関が発見を承認した日より1カ月以内に、書面をもってこれを統轄機関に通知し、評価業務の実施を盛り込んだ探鉱業務プロジェクト文書の補足の作成に着

手する義務を負う。

12. 探鉱業務の実施にあたり、地下資源利用者は下記を確保する義務を負う。

1) 探鉱の実施にあたり使用する設備機器の、調査対象となる地下資源対象に則った最適性

2) 業務の全詳細、ならびに得られた調査データおよび調査結果の、地質学的文書への適時的かつ正確な反映。

13. 探鉱期間中、地下資源利用者は発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の試験操業を実施する権利を有するが、この際、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定 of 肯定的な結論を得た試験操業プロジェクト文書にしたがうものとする。

試験操業の期間は3年を超えないものとする。

参照：2019年4月15日付質問に対する2019年4月30日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第545362号（dialog.egov.kz）「炭化水素の探鉱期間に、地下資源利用者は承認されたプロジェクト文書にしたがって、発見された鉱層の試験操業を実施する権利を有する」

14. 地下資源利用者は、探鉱期間中に採掘し自らが保有する炭化水素のすべてをカザフスタン共和国の国内市場に供給する義務を負うが、自らの生産上の需要に費やされるか、または本法典の規定にしたがって焼却処理する炭化水素についてはこの限りではない。

第124条 炭化水素鉱床の整備

1. 鉱床の整備とは、炭化水素の採掘、準備、保管、ならびに採掘・保管地点から幹線パイプラインおよび（または）その他の輸送手段への積み替え地点までの輸送に必要な生産用施設およびその他の施設の建設をいう。

2. 鉱床の整備は、試験操業プロジェクト文書および（または）鉱床開発プロジェクト文書に基づき作成された技術プロジェクト文書にしたがって実施する。

3. 炭化水素鉱床の整備に係る施設の設計および建設にあたっては、当該施設の安全な操業、および想定される事故の影響の拡散防止および最小化を目的とした措置を講じなければならない。

4. 施設の建設にあたっては、プロジェクト文書で定められた当該施設の操業開始順序を遵守しなければならない。

第125条 炭化水素の採掘条件

1. 炭化水素の採掘業務は、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た鉱床開発プロジェクト文書、試験操業プロジェクト文書、または開発分析にしたがって実施しなければならない。

2. 採掘は、基本プロジェクト文書で想定されていない炭化水素の損失をもたらさないようにする手法および方法をもって、地下資源利用のグッドプラクティスにしたがって実施しなければならない。

3. 炭化水素の採掘にあたっては、鉱床開発プロジェクト文書または開発分析に盛り込まれている坑井の掘削が認められる。

4. 炭化水素の採掘業務はすべて文書化しなければならない。

5. 炭化水素の採掘を実施するにあたり、地下資源利用者は下記を確保する義務を負う。

1) 使用する採掘設備機器の最適性および安全性

2) 炭化水素の採掘時における困難や炭化水素採掘の経済効率の低下を招く危険な生産プロセスの発生からの炭化水素鉱床の保護

3) 採掘した炭化水素の量、および地下に残存する地下資源埋蔵量、炭化水素の加工製品、採掘時

に生成される生産廃棄物の、正確な算定

4) 規準量、基準、ならびに適用する採掘の手法および方法の遵守

5) 炭化水素の採掘廃棄物および加工製品が取水エリアおよび炭化水素の存在地域に蓄積することを防ぐ目的において、これらの貯蔵および配置にあたっての環境要件および衛生・疫学的要件の遵守

6) 鉱床開発プロジェクト文書に定める手順に則った炭化水素の抽出。

6. 炭化水素の採掘過程において抽出される成分は、本法典または契約に別段の定めがない限り、地下資源利用者の所有物である。

7. 炭化水素の採掘にあたっての随伴的な地下水の採取は、特別な許可またはライセンスを取得することなく実施できる。

付随的に採掘された地下水のその後の利用は、カザフスタン共和国の水関連法令および環境関連法令にしたがい実施する。

8. 炭化水素の採掘期間中は、炭化水素鉱床の地質学的構造と埋蔵量の確認を目的とした採掘鉱区の追加調査（追加探鉱）の実施が認められる。

9. 追加探鉱業務は、鉱床開発プロジェクト文書にしたがい実施する。

追加調査の間に地下資源利用者が採掘鉱区において新たな鉱層を発見した場合、その評価は鉱床開発プロジェクト文書への補足にしたがい実施する。

10. 地下資源鉱区における新たな鉱層の発見は、地下資源利用契約における探鉱期間の確定および（または）採掘期間の延長の根拠とはならない。

第126条 炭化水素に係る地下資源利用後の撤収処置

1. 炭化水素に係る地下資源利用後の撤収処置は、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た地下資源利用撤収処置プロジェクト文書にしたがい実施する。

炭化水素に係る地下資源利用後の撤収処置業務の実施に対する要件は、炭化水素部門管轄機関が承認する炭化水素の探鉱および採掘の実施時における休止保存および撤収処置に関する規則において定めるものとする。

2. 地下資源利用後の撤収処置は下記の場合に実施する。

1) 本法典第107条第4項第2号および第3号に定める場合を除き、地下資源利用権が解除された地下資源鉱区において

2) 本法典第114条に定める手順に則り、地下資源利用者が国への返還を意図している地下資源鉱区（その一部）において。

3. 本条第2項第1号に定める場合、当該の地下資源鉱区に対する地下資源利用権が解除された者は、下記の義務を負う。

1) 地下資源利用権が解除された日より2カ月以内に、炭化水素に係る地下資源利用撤収処置プロジェクト文書を承認し、これを本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定を受けるために提出する

2) 炭化水素に係る地下資源利用撤収処置プロジェクト文書で定められている期限内に、地下資源鉱区における地下資源利用後の撤収処置を完了する。

4. 炭化水素に係る地下資源利用後の撤収処置は、撤収処置証書に下記の者の署名がなされた日に完了されたものとみなす。

- 1) 地下資源利用者（地下資源利用権が無条件に解除された者）
- 2) 統轄機関の代表者
- 3) 環境保護部門および住民への衛生・疫学的福祉部門管轄機関、ならびに州および共和国直轄都市、首都の地方執行機関の代表者
- 4) 民間所有または長期土地利用のもとにある土地区画において撤収処置が行われる場合には、土地区画の所有者、または土地利用者。

5. 撤収処置証書への署名がなされた後に、当該の地下資源鉱区に係る地下資源利用権が解除された者が撤収処置プロジェクト文書に違反して撤収処置を遂行したことが確認された場合、または、当該の者が廃坑した（休止保存した）坑井の口元の密閉性が損なわれていることが明らかとなった場合、統轄機関は当該の者に対し、明らかとなった違反、ならびに所定の期限内に自らの費用負担において当該の違反を是正する義務をその者が負っていることについて、書面をもって通知する。

本項第1段落の規定は、新たな地下資源利用者へ引き渡された地下資源鉱区において違反が発覚した場合には適用しない。

（第126条第6項は、炭化水素に係る地下資源利用に対する交付済みの許可証およびライセンスに基づく諸関係、ならびに本法典が発効する前に締結された炭化水素に係る地下資源利用契約に基づく諸関係に対し、本法典が第277条の文言をもって発効した日より36カ月が満了した後に適用する。）

6. 炭化水素に係る地下資源利用後の撤収処置を実施する義務の地下資源利用者による履行は銀行預金の抵当によって担保されるが、海洋において炭化水素の探鉱を行う地下資源利用者の場合はこの限りではない。

7. 探鉱後の撤収処置を実施する義務の履行を担保する抵当物件となる銀行預金は、探鉱業務プロジェクト文書において炭化水素の探鉱後の撤収処置を実施する業務の市場価格に基づき算出された額の金銭を預金する方法をもって、当該のプロジェクト文書に定める業務が開始されるまでに形成する。

探鉱後の撤収処置業務費用の増額を盛り込んだ探鉱業務プロジェクト文書への補足、または試験操業プロジェクト文書が承認された場合、当該のプロジェクト文書に定める業務が開始されるまでに然るべき追加額を入金しなければならない。

8. 採掘後の撤収処置義務の履行を担保する抵当物件となる銀行預金は、鉱床開発プロジェクト文書において計画上の炭化水素採掘規模に応じて決定された額の金銭を預金する方法をもって形成する。

9. 採掘後の撤収処置義務の履行に係る担保の総額は、鉱床開発プロジェクト文書において炭化水素の採掘後の撤収処置業務の市場価格に基づき算出するが、開発分析の一環として3年に1度以上再計算を行うものとする。

担保の総額は、再計算の結果に基づいて、または炭化水素の採掘後の撤収処置業務を実施する過程において、炭化水素の採掘後の撤収処置業務の市場価格の低下、または地下資源鉱区において実際に遂行された撤収処置業務の価格に応じて修正することができる。

10. 地下資源利用権の譲渡は、契約条件に基づき形成され、抵当権が設定されている銀行預金に対する権利の再手続き（譲渡）の無条件の根拠となる。

11. 本法典第128条にしたがい実施される坑井の廃坑は、炭化水素に係る地下資源利用後の撤収処置には含まない。

第127条 炭化水素に係る地下資源鉱区の休止保存

1. 地下資源鉱区の休止保存は、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た地下資源鉱区休止保存プロジェクト文書に

したがい実施する。

炭化水素に係る地下資源鉱区の休止保存業務の実施に対する要件は、炭化水素部門管轄機関が承認する炭化水素の探鉱および採掘の実施時における休止保存および撤収処置に関する規則において定めるものとする。

2. 地下資源鉱区の休止保存は下記の場合に実施する。

1) 本法典第107条第4項第2号に定める場合で、地下資源利用権が解除された地下資源鉱区において

2) 本法典に定める場合で、炭化水素に係る地下資源利用契約の効力が停止された場合。

3. 地下資源利用者（然るべき地下資源鉱区に関する地下資源利用権が解除された者）は下記の義務を負う。

1) 地下資源利用権が解除された日、または炭化水素に係る地下資源利用契約の効力が停止された日より2カ月以内に、地下資源鉱区休止保存プロジェクト文書を承認し、これを本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定を受けるために提出する

2) 休止保存プロジェクト文書で定められている期限内に、地下資源鉱区の休止保存を完了する。

4. 地下資源鉱区の休止保存処置は、休止保存証書に下記の者の署名がなされた日に完了されたものとみなす。

1) 地下資源利用者、または然るべき地下資源鉱区に関する地下資源利用権が解除された者、または撤収処置オペレータ

2) 統轄機関の代表者

3) 環境保護部門および住民への衛生・疫学的福祉部門管轄機関、ならびに州および共和国直轄都市、首都の地方執行機関の代表者

4) 民間所有または長期土地利用のもとにある土地区画において休止保存が行われる場合には、土地区画の所有者、または土地利用者。

5. 炭化水素に係る地下資源鉱区の休止保存に関する義務は、地下資源利用者、または地下資源利用権が解除された者の費用負担において履行するが、本法典第107条第4項第2号に定める場合、義務の総額は当該の義務が履行された後、保証金をもって地下資源利用者に補償する。

第128条 生産施設の休止保存と撤収処置

1. 炭化水素の探鉱または採掘の期間が満了するまでの間であればいつでも、地下資源利用者は営造物、設備、坑井、およびその他の資産を含め、地下資源利用業務の実施に使用する個々の生産施設の休止保存または撤収処置を実施する権利を有する。

この際、炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約における採掘期間の間、地下資源利用者は技術的および（または）地質学的理由によって撤収する必要性が生じ、探鉱開発プロジェクト文書に則ったその他の目的においても使用することができなくなった坑井の廃坑を行う義務を負う。

参照：2019年10月29日付質問に対する2019年11月6日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第577860号（dialog.egov.kz）「10年以上休止中の坑井の休止保存について」

2. 生産施設の撤収または休止保存は、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た生産施設の撤収または休止保存プロジェクト文書にしたがい実施するが、炭化水素部門管轄機関が承認する炭化水素の探鉱および採掘の実施時における休止保存および撤収処置に関する規則に定める個々の坑井カテゴリーであって、その撤収処置または休止保存を処置撤収処置および休止保存計画にしたがい実施する坑井カテゴリーはこ

の限りではない。

3. 生産施設の休止保存または撤収に係る業務の実施に対する要件は、炭化水素部門管轄機関が承認する炭化水素の探鉱および採掘の実施時における休止保存および撤収処置に関する規則において定めるものとする。

4. 地下資源利用権が解除された地下資源鉱区の休止保存の範囲を超えて実施される生産施設の休止保存業務への資金提供は、本法典第107条第4項第2号に定める場合、地下資源利用者の資金負担でこれを実施する。

炭化水素に係る地下資源利用後の撤収処置の範囲を超えて実施される生産施設の撤収業務への資金提供は、地下資源利用者の資金負担でこれを実施する。

(表題は2020年6月25日付カザフスタン共和国法第347-VI号により改定)

第129条 炭化水素の採掘期間中における、教育、学術、デジタル化、地域の社会・経済的発展分野における地下資源利用者の義務

1. 採掘期間の2年目から、地下資源利用者は毎年下記の義務を負う。

1) 地下資源利用者が炭化水素の採掘期間中の前年度分として支出した採掘費用の1%の金額を、炭化水素部門管轄機関が教育部門管轄機関と共同で承認した手順に則り、カザフスタンの人材教育資金として提供する

(第1項第2号は2020年6月25日付カザフスタン共和国法第347-VI号により改定)

2) 地下資源利用者が炭化水素の採掘期間中の前年度分として支出した採掘費用の1%の金額を、炭化水素部門管轄機関が科学部門管轄機関と共同で承認した手順に則り、科学技術、研究および（または）開発業務の資金として、ならびに（または）炭化水素部門管轄機関が情報化部門管轄機関と共同で承認した手順に則り、炭化水素部門のデジタル化事業の資金として提供する。

3) 炭化水素の採掘期間中の前年度分として地下資源利用契約に基づいて投資した額の1%の金額を、地域の社会・経済的発展および地域インフラ整備資金として提供する。

2. 地域の社会・経済的発展および地域インフラ整備費用への資金提供には、地域の社会インフラ施設の開発および維持に地下資源利用者が費やした費用、ならびに当該の目的において地下資源利用者が政府予算に納付した資金を含めるものとする。

3. 本条第1項にしたがい行われた資金提供のうち所定の最小金額を超える額については、地下資源利用者の当該の義務の翌年履行分に繰り越される。

第130条 国内市場への供給に関する地下資源利用者の義務

1. 国内市場の石油化学製品需要を充足する目的で、地下資源利用者は供給予定表にしたがい、カザフスタン共和国領内における精製へと原油の供給を行う義務を負うが、事故により製油所が停止している場合には、これを国外へ供給する。

供給予定表は、炭化水素部門管轄機関が承認する手順に則り作成される。

2. 地下資源利用者が、自らが生産した軽質炭化水素の広域留分（NGL）の加工目的での移転または譲渡を意図している場合、当該の加工目的での移転または譲渡は、カザフスタン領内に生産施設を保有する液化石油ガス（LPG）生産者に対してのみ行うものとする。LPG生産者のリストは、炭化水素部門管轄機関がこれを承認する。

この際、カザフスタン領内に生産施設を保有するLPG生産者への移転または加工目的での譲渡が不可能な場合には、当該の地下資源利用者は、炭化水素部門管轄機関の了承のもとに、NGLをカザフス

タン国外で販売する権利を有する。

3. 本条において、NGLとは、輸送および保管を目的として液体状態に加工された軽質炭化水素（メタン、エタン、プロパン、ブタン類、およびペンタン類）とより重質な炭化水素の混合物であって、その成分の質的および量的内容が国家規格の要件に適合しているものをいう。

第131条 炭化水素の探鉱および採掘に係る業務の実施にあたっての、商品、役務およびサービスの取得

(2022年1月1日までは、第131条第1項第4段落および第5段落は第277条に掲げる条文を有効とする)

1. 炭化水素の探鉱または採掘に係る業務の実施にあたっての、商品、役務およびサービスの取得は、請負業者によるものも含め、下記の方法のうち1つをもって実施する。

- 1) 公開入札
- 2) 1つの供給元から
- 3) 競り下げ方式の公開入札（電子入札）
- 4) 商品取引所で
- 5) 本項に記載のない方法による商品、役務およびサービスの買付け。

地下資源利用者が炭化水素の探鉱または採掘に係る業務の実施にあたり使用する商品、役務およびサービスの取得は、本項第1号、第2号、および第3号に記載の方法によって行うものとするが、この際、地下資源利用業務の実施時に使用される商品、役務およびサービス、ならびにこれらの生産者の登録簿、またはインターネットのカザフスタンセグメントに配置され、上記の登録簿と同期されているその他の電子買付システムを必ず使用するものとする。

商品取引所を介した商品の取得は、カザフスタン共和国の商品取引所関連法令にしたがって承認される取引所商品リストと、商品取引所を介して販売される商品ロットの最小規模に基づき実施する。

参照：取引所取引の標準規則

役務およびサービスの取得に係る入札の主催者は、落札者を決定するにあたり、カザフスタンの役務およびサービス生産者の応札価格を20%減額する。カザフスタンの役務およびサービス生産者として認められるのは、カザフスタン共和国の法令にしたがい設立された個人事業主および（または）法人であって、カザフスタン共和国領内に所在地を有し、カザフスタン共和国の住民の就労および人口移動に関する法令にしたがい社内人事異動の一環としてカザフスタン共和国領内で労働業務を行っている経営者、役員、および専門職員の数を除く総従業員の95%以上をカザフスタン共和国の国民から採用している個人事業主および（または）法人である。

この際、カザフスタン共和国の住民の就労および人口移動に関する法令にしたがい社内人事異動の一環としてカザフスタン共和国領内で労働業務を行っている外国人の経営者、役員、および専門職員の数は、然るべき各々のカテゴリーにおける経営者、役員、および専門職員の総数の50%を超えていてはならない。

炭化水素の探鉱または採掘に係る業務の実施にあたり使用する商品、役務およびサービスの、地下資源利用者およびその請負業者による取得手順は、炭化水素部門管轄機関が定めるものとする。

地下資源利用者は、炭化水素の探鉱または採掘に係る業務の実施にあたり使用する商品、役務およびサービスの取得に係る所定の手順に対する自らおよび（または）自らの請負業者による違反に対し、地下資源利用契約に定める責任を負う。

2. 炭化水素に関する電子買付システムの動作の、地下資源利用業務の実施時に使用される商品、役

務およびサービス、ならびにこれらの生産者の登録簿との同期手順は、炭化水素部門管轄機関がこれを承認する。

3. 本条においては、

1) 地下資源利用業務の実施時に使用される商品、役務およびサービス、ならびにこれらの生産者の登録簿とは、地下資源利用業務の実施時に使用される商品、役務およびサービスの買付けならびにこれらの生産者に対する監督とモニタリング、さらには地下資源利用業務の実施時に使用される商品、役務およびサービスの電子買付の実施、およびリストの作成を目的とした国家情報システムのことをいう

2) 電子買付システムとは、炭化水素部門管轄機関が定める炭化水素の探鉱または採掘に係る業務の実施にあたっての商品、役務およびサービスの買付手順にしたがい、商品、役務およびサービスの取得を目的として買付実施者（地下資源利用者、または地下資源利用者に権限を付与された者）が使用する電子情報システムのことをいう。

4. 炭化水素に関するカザフスタンの人材および生産者の支援分野におけるオペレータは炭化水素部門管轄機関によって決定されるものであり、下記を実施する。

1) カザフスタン生産者からの商品、役務およびサービスの買付け、カザフスタン人材の採用、カザフスタン人材の教育、ならびに科学技術、および（または）研究開発業務への資金の提供、さらには炭化水素の探鉱および採掘に係る業務の実施にあたり使用される商品、役務およびサービスの、地下資源利用者またはその請負業者による取得に係る義務の地下資源利用者による履行状況のモニタリング

2) 炭化水素に係る地下資源利用業務の実施時に使用される商品、役務およびサービス、ならびにこれらの生産者の登録簿の、炭化水素部門管轄機関が定める手順に則った作成と管理。これには、当該の登録簿へこれらを記載するための評価基準の作成と管理を含む。

5. 炭化水素に関するカザフスタンの人材および生産者の支援分野におけるオペレータとは、議決権株式（出資比率）の50%以上を政府が保有しており、政府保有の株式（定款資本への参加持分）の保有権と行使権を炭化水素部門管轄機関が行使する法人である。

6. 地下資源利用者は炭化水素部門管轄機関に対し、同機関が承認する様式および手順に則り、商品、役務およびサービスの買付けに係る年次プログラム（1会計年度分）と中期的プログラム（5会計年度分）、ならびに、本法典第6章にしたがい地下資源利用者がオペレータを起用した場合には、オペレータの有償サービスの取得計画に関する情報を提出する義務を負う。

商品、役務およびサービスの買付けに係る年次プログラムとは、地下資源利用者が作成する文書であって、地下資源利用者が1暦年中に計画している商品、役務およびサービスの一覧と規模、これらの取得方法および取得期日を定める文書のことをいう。

商品、役務およびサービスの買付けに係る中期的プログラムとは、地下資源利用者が作成する文書であって、地下資源利用者が5年までの期間において計画している商品、役務およびサービスの一覧と規模、これらの取得方法および取得期日を定めるもののことをいう。

オペレータのサービスの取得計画に関する情報とは、地下資源利用者が作成する文書であって、オペレータが有償ベースで提供するサービスの規模および期日を定めるもののことをいう。

7. 本条第1項の要件は下記には適用しない。

1) カザフスタン共和国の国家調達関連法令にしたがい商品、役務およびサービスを取得する地下資源利用者

2) 地下資源利用権を保有する法人であって、その議決権株式（出資比率）の50%以上を国营管理持株会社が直接的または間接的に保有する法人。

第132条 炭化水素の探鉱および採掘の実施にあたっての地下資源利用者による報告

炭化水素に係る地下資源利用契約に基づき、地下資源利用者は下記の報告書を提出する義務を負う。

- 1) 地質学的報告書
- 2) ライセンス・契約条件の履行に関する報告書
- 3) 取得した商品、役務およびサービス、ならびにこれらにおけるローカツコンテンツに関する報告書
- 4) 人材面におけるローカツコンテンツに関する報告書
- 5) カザフスタン人材の教育に対する資金の提供に関する支出報告書
- 6) 科学技術、研究および（または）開発業務に対する資金の提供に関する支出報告書
- 7) 直接的または間接的に地下資源利用者を支配する者および（または）事業体の構成に関する報告書。

本条第1号に定める報告書は、地下資源調査管轄機関に対し、同機関が承認する手順に則り提出する。

本条第2号に定める報告書は、統轄機関に対し、同機関が承認する手順に則り提出する。

本条第3～7号に定める報告書は、炭化水素部門管轄機関に対し、同機関が承認する様式および手順に則り提出する。

第133条 地下資源利用者による地下資源利用契約条件違反に対する責任

1. 地下資源利用契約に定める義務に対する地下資源利用者による違反に関しては、下記の種類の責任が定められている。

- 1) 地下資源利用契約が定める場合、手順、および金額に則り地下資源利用者が支払う違約金
- 2) 本法典第106条に定める場合および手順に則り実施される、地下資源利用契約の効力の統轄機関による一方的な期限前解除。

この際、地下資源利用者は違約金を支払ったからといって、然るべき義務の履行を免除されるものではない。

2. 下記の場合、統轄機関は地下資源利用者に対し、地下資源利用契約条件違反が犯されたこと、ならびに所定の期限内における違約金の支払いおよび（または）当該の違反の是正に関する地下資源利用者の義務について、書面をもって通知する。

1) 地下資源利用契約が定める資金上の義務が1会計年度につき30%未満しか履行されていない場合

2) 炭化水素に係る地下資源利用業務であって、所定の予定表にしたがい担保を差し出すことなく、または、担保積立予定表に違反して、地表の損傷をもたらす業務を実施した場合

3) 地下資源利用契約が定める義務に対して地下資源利用者が違反を犯したその他の場合。

3. 地下資源利用者による契約条件違反の是正期限は、義務の物理的規模に関しては書面による通知を受領した日より6カ月以内、本条第2項第1号および第2号に記載の義務に関しては同3カ月以内、地下資源利用契約に定めるその他の義務の場合には同1カ月以内とする。

4. 地下資源利用者は、犯してしまった違反を通知に記載されている期限内に是正し、是正を証明する書類を添付したうえで、書面をもってこれを統轄機関に報告する義務を負う。

5. 地下資源利用者は統轄機関に対し、地下資源利用契約に定める義務への違反の是正期限延長の申し出を、当該の延長の理由に係る根拠を添えたうえで送付する権利を有する。犯してしまった違反の

是正期限延長の申し出の審査結果に基づき、統轄機関はこれを受領した日より10営業日以内に、地下資源利用者に対し期限延長への同意を通知するか、または、正当な根拠を添えたうえで当該の延長の拒否を提示する。

6. 地下資源利用契約に定める義務への違反を本条第3項が定める期限内に是正することが明らかに不可能である場合、統轄機関は当該の違反の是正が可能となる別段の期限を設定する権利を有する。

第19章 炭化水素に係る地下資源利用部門におけるプロジェクト文書

第134条 炭化水素に係る地下資源利用部門におけるプロジェクト文書に関する一般規定

1. 炭化水素に係る地下資源利用業務は、下記のプロジェクト文書にしたがい実施する。

1) 基本プロジェクト文書

探鉱業務プロジェクト文書

試験操業プロジェクト文書

炭化水素鉱床開発プロジェクト文書

2) 地下資源の合理的かつ総合的な利用に関する統一規則においてそのリストが定められている技術プロジェクト文書。

2. 炭化水素に係る地下資源利用部門におけるプロジェクト文書は、地下資源利用者によって起用された、然るべき業種に対するライセンスを保有するプロジェクト事業体が作成する。

3. プロジェクト文書は、地下資源の合理的かつ総合的な利用に関する統一規則にしたがい、地下資源利用のグッドプラクティスに基づいて作成する。

4. 炭化水素に係る地下資源利用部門におけるプロジェクト文書は地下資源利用者が承認する。

5. プロジェクト文書に定める地下資源利用業務の種類、方法、技術、規模および実施期限の変更は、当該のプロジェクト文書に然るべき変更と補足を加えた後にこれを認める。

6. 地下資源の合理的かつ総合的な利用に関する統一規則では、地下資源利用業務の種類、方法、技術、規模および実施期限の変更を行う際に、プロジェクト文書への然るべき変更と補足が必要とならないケースが定められている。

7. プロジェクト文書では、地下資源鉱区（単数または複数）の外まで続く、発見された鉱層の想定上の輪郭を確定することができる。

8. 地下資源利用者は、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定 of 肯定的な結論を得たプロジェクト文書の規定を遵守する義務を負う。

第135条 探鉱業務プロジェクト文書

1. 探鉱業務プロジェクト文書は、探鉱および採掘に係る契約が登録された日より1年以内に作成する。

2. 探鉱業務プロジェクト文書は、探鉱全期間を対象として作成する。

3. 探鉱業務プロジェクト文書は下記を含むものでなければならない。

各々のブロックに関する炭化水素の探鉱業務の種類、方法、技術、規模および実施期限の詳細

地下資源の合理的な利用と保護に係る措置

炭化水素の探鉱後の撤収処置業務の遂行に係る期限、条件、および価格に関する情報。

4. 探鉱業務プロジェクト文書は、業務プログラムにおいて地下資源利用者が申告した業務実施の規模および期限のすべてを含むものでなければならない。

5. 発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の評価を行う必要がある場合、発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の各々に関して変更および（または）補足を加える方法をもって、当該の業務を探鉱業務プロジェクト文書に盛り込むものとする。

この際、探鉱業務プロジェクト文書には発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の評価に係る業務の種類、方法、技術、規模および実施期限の詳細を含める。

6. 地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た探鉱業務プロジェクト文書に記載されていない鉱床の探査、探鉱、評価に係る業務の実施、ならびに当該の探鉱業務プロジェクト文書が存在しない場合における同業務の実施は禁止される。

参照：炭化水素の探鉱業務プロジェクト文書（同プロジェクト文書の変更および補足）の作成に関する方法上の勧告（2018年8月24日付カザフスタン共和国エネルギー大臣令第329号付属書）

第136条 試験操業プロジェクト文書

1. 探鉱期間中に発見された炭化水素鉱層（複数の鉱層の総体）の試験操業は、試験操業プロジェクト文書にしたがって実施しなければならない。

地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た試験操業プロジェクト文書に記載のない試験操業業務の実施、ならびに当該の試験操業プロジェクト文書が存在しない場合における試験操業業務の実施は禁止される。

参照：2019年4月15日付質問に対する2019年4月30日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第545362号（dialog.egov.kz）「炭化水素の探鉱期間に、地下資源利用者は承認されたプロジェクト文書にしたがって、発見された鉱層の試験操業を実施する権利を有する」

2. 試験操業プロジェクト文書は、試験操業の実施が必要であるとの決定を地下資源利用者が下した日より3カ月以内に作成する。

3. 試験操業プロジェクト文書は、試験操業の種類、手法、方法、および技術の詳細、ならびに試験操業中の炭化水素の予想採掘量を含むものでなければならない。

4. 試験操業の実施が必要であるとの決定を地下資源利用者が下した場合、試験操業の対象となる各々の発見された鉱層（複数の鉱層の総体）について試験操業プロジェクト文書を作成し、承認する。

5. 試験操業の過程において実施の必要性が明らかとなったあらゆる変更および追加作業は、然るべき変更および（または）補足を加える形で試験操業プロジェクト文書に加えなければならない。

参照：石油、ガス石油、石油ガス鉱層（複数の鉱層の総体）の試験操業プロジェクト文書の作成に関する方法上の勧告；ガスおよびガスコンデンセート鉱層（複数の鉱層の総体）試験操業プロジェクト文書の作成に関する方法上の勧告；石油、ガス石油、石油ガス鉱層（複数の鉱層の総体）の試験操業プロジェクト文書の実現に対するプロジェクト文書作成者自身による監査の実施に関する方法上の勧告；ガスおよびガスコンデンセート鉱層（複数の鉱層の総体）の試験操業プロジェクト文書の実現に対するプロジェクト文書作成者自身による監査の実施に関する方法上の勧告（2018年8月24日付カザフスタン共和国エネルギー大臣令第329号付属書）

第137条 炭化水素の鉱床開発プロジェクト文書

1. 鉱床開発プロジェクト文書は、本法典に定める要件にしたがい、探鉱期間または準備期間中に作

成する。

2. 鉱床開発プロジェクト文書は、当該の鉱床における炭化水素の商業生産全期間を対象として作成する。

3. 鉱床開発プロジェクト文書は、鉱床の商業開発実施の種類、方法、技術、規模、および期間の詳細を含むものでなければならない。

4. 鉱床開発業務の条件、種類、規模の変更が必要な場合、変更および（または）補足を加える形で当該の変更を鉱床開発プロジェクト文書に加えなければならない。

5. 地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た鉱床開発プロジェクト文書に記載のない炭化水素採掘業務の実施、ならびに当該のプロジェクト文書が存在しない場合における採掘業務の実施は禁止される。

本項第1段落の規定は、試験操業の過程で実施される炭化水素の採掘業務に対しては適用しない。

参照：石油および石油ガス鉱床開発プロジェクト文書の作成に関する方法上の勧告；ガスおよびガスコンデンサート鉱床開発プロジェクト文書の作成に関する方法上の勧告（2018年8月24日付カザフスタン共和国エネルギー大臣令第329号付属書）

第138条 技術プロジェクト文書

1. 技術プロジェクト文書は、探鉱業務プロジェクト文書、試験操業プロジェクト文書、または鉱床開発プロジェクト文書に基づき作成する。

2. 探鉱業務プロジェクト文書、試験操業プロジェクト文書、または鉱床開発プロジェクト文書に対し、これらに基づき作成される技術プロジェクト文書の指標に関わる変更および（または）補足を加える際には、然るべき技術プロジェクト文書に変更および（または）補足を加える必要が生じる。

3. 炭化水素の探鉱後の撤収処置プロジェクト文書は、探鉱業務プロジェクト文書と同時に作成する。探鉱業務プロジェクト文書に変更を加える場合、地下資源利用者は、撤収費用の概算への変更を含め、炭化水素の探鉱後の撤収処置プロジェクト文書に変更を加える義務を負う。

4. 炭化水素に係る地下資源利用後の撤収処置プロジェクト文書は、地下資源鉱区と、撤収対象となる然るべき生産施設の実際の状況を考慮して作成する。

5. 地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定 of 肯定的な結論を得た然るべき技術プロジェクト文書が存在しない場合には、地下資源利用業務の実施は禁止される。

第139条 炭化水素に係る地下資源利用部門におけるプロジェクト文書の鑑定

1. 炭化水素に係る地下資源利用部門におけるプロジェクト文書は、カザフスタン共和国の環境関連法令にしたがい実施される国家環境鑑定を受けなければならない。

2. 掘削および（または）坑井試験を盛り込んでいない探鉱業務プロジェクト文書（その変更および補足）は、国家環境鑑定の肯定的な結論を取得した日より5営業日以内に、所定の方法に則り統轄機関へ送付する。

3. 探鉱および（または）坑井試験を盛り込んでいる探鉱業務プロジェクト文書（その変更および補足）、試験操業プロジェクト文書（その変更および補足）、および鉱床開発プロジェクト文書（その変更および補足）は、国家環境鑑定の肯定的な結論を取得した後に、プロジェクト文書国家鑑定を受けなければならない。

（2024年1月1日までは、第139条第4項の文言「地質学的埋蔵量」は第277条にしたがい「埋蔵量」に

置き換える)

4. 試験操業プロジェクト文書は、地質学的埋蔵量の試算速報報告書に対する地下資源国家鑑定の肯定的な結論を地下資源利用者が取得した後でなければ、プロジェクト文書国家鑑定を受けることができない。

鉱床開発プロジェクト文書は、地質学的埋蔵量の試算報告書に対する地下資源国家鑑定の肯定的な結論を地下資源利用者が取得した後でなければ、プロジェクト文書国家鑑定を受けることができない。

5. 技術プロジェクト文書に建築業、都市建設業、建設業の施設建設が盛り込まれている場合、当該のプロジェクト文書はカザフスタン共和国の建築業関連、都市建設業関連、建設業関連の法令にしたがい鑑定を受けなければならない。

6. 本条第1項および第5項に定める鑑定を実施するにあたり、地下資源利用のグッドプラクティスの遵守からの逸脱なしには地下資源利用者が解消することができない見解の相違が発生した場合、当該の地下資源利用者の申請に基づき、統轄機関は然るべき決定を下すため、申請書を受領した日より10営業日以内に関係国家機関、地下資源利用者、設計所の代表者らとの交渉を手配する。

第140条 炭化水素に係る地下資源利用部門における基本プロジェクト文書の国家鑑定

1. 炭化水素に係る地下資源利用部門における基本プロジェクト文書および開発分析の国家鑑定は、地下資源利用のグッドプラクティスに則り炭化水素鉱床の探鉱と開発を行うにあたり、合理的な地下資源利用を保障することを目的として実施する。

2. 基本プロジェクト文書および開発分析の国家鑑定は、地質学および開発分野における専門知識を有するとともに、鑑定結果に利害関係を有さない専門家を招聘し、カザフスタン共和国炭化水素鉱床探鉱・開発中央委員会（中央委員会）が実施する。

3. 中央委員会の業務、構成、業務規程および事務処理の運営は、炭化水素部門管轄機関が承認するカザフスタン共和国炭化水素鉱床探鉱・開発中央委員会規定によりこれを定める。

4. 探鉱業務プロジェクト文書（その変更および補足）の国家鑑定は地下資源利用者からこれを受領した日より2カ月以内に、試験操業プロジェクト文書、鉱床開発プロジェクト文書（これらの変更および補足）、開発分析に関しては、同3カ月以内に実施する。

試験操業プロジェクト文書、鉱床開発プロジェクト文書（これらの変更および補足）、開発分析の国家鑑定実施期限は中央委員会の決定に基づき延長することができるが、その延長期間は3カ月を超えないものとする。

(2020年1月1日までは、第140条第5項および第6項は第277条に掲げる条文を有効とする)

(第5項は2019年12月30日付カザフスタン共和国法第297-VI号により改定)

5. 中央委員会は、基本プロジェクト文書または開発分析を受領した日より3営業日以内に、独立鑑定の実施を目的として、当該文書を基本プロジェクト文書独立鑑定オペレータに送付する。

基本プロジェクト文書および開発分析の独立鑑定の手配・実施に係る費用は、独立鑑定オペレータとの間で締結した契約に基づき、地下資源利用者がこれを補償する。

基本プロジェクト文書および開発分析の独立鑑定の手配・実施に係る独立鑑定オペレータの支出の算定手順は、炭化水素部門管轄機関が承認する規則にしたがい、当該の自然独占領域を指導する管轄機関との調整合意に基づいてこれを制定する。

(第6項は2019年12月30日付カザフスタン共和国法第297-VI号により改定)

6. 炭化水素部門管轄機関によって選定された基本プロジェクト文書および開発分析の独立鑑定オペレータは、統轄機関が承認した要件にしたがい独立専門家の業務の運営および同専門家の職能選抜

を行うほか、受領した基本プロジェクト文書または開発分析の独立鑑定を実施する独立専門家を契約ベースで選定する。

7. 基本プロジェクト文書または開発分析の国家鑑定の実施結果は、独立鑑定の結論にしたがい、中央委員会の会議における基本プロジェクト文書および開発分析の審査をもって決定する。

8. 基本プロジェクト文書および開発分析の独立鑑定オペレータとは、議決権株式（参加持分）の50%以上を政府が保有しており、政府保有の株式（定款資本への参加持分）の保有権と行使権を炭化水素部門管轄機関が行使する法人である。

9. 基本プロジェクト文書または開発分析の国家鑑定の結果は、肯定的または否定的な結論として文書化される。鑑定の結論の写しは、これに署名がなされた日より5営業日以内に地下資源利用者に送付する。

10. 否定的な鑑定の結論が下される際の根拠は下記の通りである。

1) カザフスタン共和国の法令の要件および（または）契約の規定に対する、プロジェクト文書または開発分析の不適合

2) 炭化水素部門管轄機関が承認する規範的・技術的文書で定められている内容、構成、作成面での要件に対する、プロジェクト文書または開発分析の不適合

3) 地下資源利用のグッドプラクティスに対する、プロジェクト文書または開発分析の不適合

4) 鉱床開発プロジェクトにおける、炭化水素の確認埋蔵量の量および内容に関する不正確な情報

5) プロジェクト文書または開発分析において提示されたプロジェクト方策に係る客観的な品質評価の不可能性

（2024年1月1日までは、第140条10項第6号の文言「地質学的埋蔵量」は第277条にしたがい「埋蔵量」に置き換える）

6) 試験操業プロジェクト文書の場合－地質学的埋蔵量の試算速報報告書に対する地下資源国家鑑定の肯定的な結論の欠如

（2024年1月1日までは、第140条10項第7号の文言「地質学的埋蔵量」は第277条にしたがい「埋蔵量」に置き換える）

7) 鉱床開発プロジェクト文書の場合－地質学的埋蔵量の試算報告書に対する地下資源国家鑑定の肯定的な結論の欠如。

11. プロジェクト文書または開発分析に対する国家鑑定の否定的な結論には、当該の結論を下した根拠と、プロジェクト文書または開発分析の修正に関する勧告を盛り込む。

（2024年1月1日までは第277条にしたがい、第141条の文言「地質学的埋蔵量」は「埋蔵量」に、「中央委員会」は「国家委員会」に置き換える）

第141条 地下資源国家鑑定

1. 地下資源国家鑑定は、地下資源の合理的な利用、炭化水素の地質学的埋蔵量の国家登録、ならびに炭化水素の地質学的確認埋蔵量の量および内容に関する情報の正確性の評価のための諸条件の策定を目的として実施するものである。

2. 地下資源国家鑑定は、当該業種に対するライセンスを保有するプロジェクト事業者が作成し、地下資源利用者が承認する地質学的埋蔵量の試算（速報試算）報告書の分析をもって実施する。

（2024年1月1日までは、第141条第3項、第4項および第5項は第277条に掲げる条文を有効とする）

3. 地質学的埋蔵量の試算（速報試算）報告書は、炭化水素部門管轄機関が承認する規範的・技術的

文書にしたがい作成する。

4. 地下資源国家鑑定は、カザフスタン共和国炭化水素埋蔵量中央委員会（埋蔵量中央委員会）が、地質学および地下資源利用における専門知識を有するとともに、鑑定結果に利害関係を有さない独立専門家を招聘して実施する。

5. 埋蔵量中央委員会の業務、構成、業務規程および事務処理の運営は、炭化水素部門管轄機関が承認するカザフスタン共和国有用鉱物埋蔵量中央委員会規定によりこれを定める。

6. 地下資源国家鑑定は、地質学的埋蔵量試算（速報試算）報告書を受領した日より3カ月以内に実施する。

地下資源国家鑑定の実施期限は、埋蔵量中央委員会の決定に基づき延長することができるが、その延長期間は3カ月を超えないものとする。

7. 地下資源国家鑑定の実施結果は、肯定的または否定的な結論として文書化される。

8. 否定的な鑑定の結論が下される際の根拠は下記の通りである。

1) 炭化水素部門管轄機関が承認する規範的・技術的文書で定められている要件に対する、炭化水素鉱床の遂行済みの地質学的埋蔵量試算（速報試算）の不適合

2) 炭化水素の地質学的埋蔵量の量および内容に関する不正確な情報

3) 提示されたデータによっては、炭化水素の地質学的埋蔵量の規模および品質に係る客観的な品質評価が不可能であること。

地下資源国家鑑定の否定的な結論には、当該の結論を下した根拠と、報告書の修正に関する勧告を盛り込む。

9. 鑑定の結論は、埋蔵量中央委員会の代表者および構成員らがこれに署名した日より5営業日以内に地下資源利用者に送付する。

10. 地下資源国家鑑定の肯定的な結論は、炭化水素鉱床の地質学的埋蔵量を国家登録簿に組み入れる根拠となる。

第142条 プロジェクト文書の履行状況のモニタリング

1. 探鉱業務プロジェクト文書および試験操業プロジェクト文書の地下資源利用者による履行状況のモニタリングは、プロジェクト機関が毎年行うプロジェクト文書作成者自身による監査の形で実施する。

この際、掘削および（または）坑井試験を盛り込んでいない探鉱業務プロジェクト文書に関しては、プロジェクト文書作成者自身による監査は実施しない。

参照：2019年9月16日付質問に対する2019年9月20日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第569176号（dialog.egov.kz）「炭化水素探鉱の際のプロジェクト文書の内容実行に対する同文書作成者自身による監査の実施について」

2. 鉱床開発プロジェクト文書の地下資源利用者による履行状況のモニタリングは、下記の通り実施する。

1) プロジェクト機関が毎年実施するプロジェクト文書作成者自身による監査

2) 3年に1度以上実施する炭化水素鉱床の開発分析。

3. プロジェクト文書作成者自身による監査および炭化水素鉱床の開発分析の実施に対する要件は、地下資源の合理的かつ総合的な利用に関する統一規則において制定する。

4. プロジェクト文書作成者自身による監査にあたっては、鉱床開発の監督時に得られるその時点での地質学的・生産技術的情報を使用し、監査結果は年次報告書の形にまとめる。

5. プロジェクト文書作成者自身による監査の年次報告書には下記を記載する。

1) 実際に達成された生産データの、プロジェクト文書記載値への合致

2) 実際の値とプロジェクト文書記載値の間の乖離および（または）プロジェクト文書記載方策未実現の原因

3) 探鉱業務プロジェクト文書の場合—プロジェクト文書記載の方策を実現し、および探鉱業務の実施にあたり明らかとなった不備を是正すべきとの勧告

4) 試験操業プロジェクト文書の場合—プロジェクト文書記載の方策を実現し、および試験操業の実施にあたり明らかとなった不備を是正すべきとの勧告

5) 鉱床開発プロジェクト文書の場合—プロジェクト文書記載の方策を実現し、および開発システムの準備において明らかとなった不備を是正すべきとの勧告、ならびに（または）個々のプロジェクト文書記載の方策および鉱床開発プロジェクト文書の指標値の変更の必要性を判断するための計画外の開発分析の実施に関する勧告。

プロジェクト文書作成者自身による監査の実施にあたり、地下資源利用者が以前に起用したプロジェクト機関の、他の事業体への交代が必要となった場合、当該の交代はプロジェクト文書作成者の合意を得た場合に認めるものとする。

参照：炭化水素の探鉱にあたってのプロジェクト文書記載方策の実現に対するプロジェクト文書作成者自身による監査の実施に関する方法上の勧告（探査業務および評価業務）；石油、石油ガス鉱床の試験操業プロジェクト文書の実現に対するプロジェクト文書作成者自身による監査の実施に関する方法上の勧告（2018年8月24日付カザフスタン共和国エネルギー大臣令第329号付属書）；ガスおよびガスコンデンセート鉱床の開発プロジェクト文書の実現に対するプロジェクト文書作成者自身による監査の実施に関する方法上の勧告（2018年8月24日付カザフスタン共和国エネルギー大臣令第329号付属書）

6. 鉱床開発分析とは、生産対象の開発過程における坑井および貯留層の地質学的・産業的調査、地球物理学的調査、流体力学的調査、その他の調査の結果、ならびに当該時点における炭化水素埋蔵量の位置の確認、および生産貯留層におけるプロセスの確認を目的とした開発指標の動向に関する、鉱床開発システム改良の必要性を明らかにする目的における総合的な研究である。

7. 炭化水素の鉱床開発分析は、地下資源利用者によって起用された、当該業種に対するライセンスを保有するプロジェクト機関が実施し、地下資源利用者が統轄機関へ送付する。

8. 鉱床開発の実際の値とプロジェクト文書上の値の間に大幅な（10%超）乖離が生じた場合で、炭化水素鉱床の開発分析の結果、鉱床開発プロジェクト文書に変更を加える必要があるとの正当な根拠に基づく結論が導き出された場合、分析結果はプロジェクト文書国家鑑定を受けなければならない。

9. 炭化水素の鉱床開発分析に関して中央委員会が肯定的な結論を導き出した場合、プロジェクト文書記載方策と当該の分析の値を、探鉱期間中および鉱床開発プロジェクト文書の変更および補足の国家鑑定の承認と実施の期間中における鉱床開発プロジェクト文書のプロジェクト記載方策および数値とみなすが、この際、前記の期間は3年を超えてはならない。

参照：石油、石油ガス、ガスコンデンセート鉱床の開発分析の実施に関する方法上の勧告（2018年8月24日付カザフスタン共和国エネルギー大臣令第329号付属書）

（2024年1月1日までは、第143条は第277条に掲げる条文を有効とする）

第143条 プロジェクト文書に記載され契約上地下資源利用者がその達成を義務付けられる炭化水素の探鉱および採掘に関する指標値

炭化水素に係る地下資源利用契約では、地下資源利用者の義務としてプロジェクト文書の下記の指標値の履行が定められる。

- 1) 生産井の密度
- 2) 各々の生産対象における生産井および圧入井の比率
- 3) 鉱層ごとの補正係数
- 4) 飽和圧力または露点圧力に対する層圧および坑底圧の比率
- 5) 坑底圧に対する層圧の比率
- 6) 坑井ごとのガス比の最大許容値。

この際、本条に記載されている指標の値は契約には含めず、プロジェクト文書に基づいて算出する。

第20章 炭化水素に係る地下資源利用業務の実施における個々の問題

第144条 原油およびガスコンデンセート算定情報システム

1. 原油およびガスコンデンセート算定情報システムは、所定の方法に則り策定された現行の規範的・技術的文書の要件にしたがい消費者への供給を目的として精製され、流通される原油およびガスコンデンセートの量に関するデータの日毎の自動収集、処理、保管、利用を目的としたものである。

(第2項には2020年6月25日付カザフスタン共和国法第347-VI号にしたがって変更が加えられた)

2. 原油およびガスコンデンセート算定情報システムオペレータは炭化水素部門管轄機関により決定され、炭化水素部門管轄機関が承認する原油およびガスコンデンセート算定情報システムの構築および稼働手順に則った情報の提供と普及をはじめとする情報の処理、保管、利用を目的として、原油およびガスコンデンセート算定情報システムに入力する情報の収集を行う。

原油およびガスコンデンセート算定情報システムオペレータとは、議決権株式（出資比率）の50%以上を政府が保有しており、政府保有の株式（定款資本への出資比率）の保有権と行使権を炭化水素部門管轄機関が行使する法人である。

3. 原油およびガスコンデンセートの流通とは、その精製、輸送、保管、積み換え、販売、カザフスタン共和国領内への搬入、およびカザフスタン領外への搬出のことをいう。

4. 原油およびガスコンデンセートの測定機器として認められるのは、原油およびガスコンデンセートの流通業務の測定を可能にするとともに、測定の統一性確保分野におけるカザフスタン共和国の法令にしたがい適用を認められている技術機器、ならびに、原油およびガスコンデンセート算定情報システムオペレータに情報を毎日送信するソフトウェアの総体である。

(第144条第5項は2020年1月1日より効力を発する)

5. 原油およびガスコンデンセートの流通分野で事業を行う主体は、炭化水素部門管轄機関が品目リストと装備期限を承認する生産施設を自らのものとして備え、炭化水素部門管轄機関が定める方法に則りこれらの稼働を可能にする義務を負う。

(第144条第6項は2020年1月1日より効力を発する)

6. 原油およびガスコンデンセートの採掘および（または）流通分野で事業を行う主体が、炭化水素部門管轄機関が品目リストと装備期限を承認する生産施設と算定機器を備えないまま原油およびガスコンデンセートの採掘および（または）流通に係る業務を行うことは禁止される。

第145条 炭化水素に係る地下資源利用統一国家管理システム

1. 地下資源利用者、石油および（または）粗ガス、ウラン、石炭の採掘および流通領域での業務を

行う者、またはこれらの者の全権代表者は、地下資源利用統一国家管理システムを用いて報告書を提出する。この報告書は、全権代表者の電子デジタル署名による証明を受けたものでなければならない。報告書提出の様式および手順は、炭化水素およびウラン部門管轄機関が承認する。

2. 本法典においては、地下資源利用統一国家管理システムとは、地下資源領域における情報の収集、保管、分析、処理を目的とした炭化水素部門管轄機関の総合情報システム「カザフスタン共和国地下資源利用統一国家管理システム」のことをいう。

第146条 粗ガスの焼却処理

1. 粗ガスのフレア焼却処理は下記の場合を除き禁止される。

- 1) 事故の脅威または発生、人員の生命または住民の健康、および環境に対する脅威の存在
- 2) 坑井施設の試験
- 3) 鉦床の試験操業
- 4) 技術的に不可避な粗ガスの焼却処理。

2. 技術的に不可避な粗ガスの焼却処理として認められるのは、生産設備の始動調整、稼働、メンテナンス、修理、ならびに技術設備の運転時における技術上の故障、停止、逸脱にあたっての、採掘プロセスの中断を防止するための、本条第4項にしたがい定められた基準および規模の範囲内における粗ガスの焼却処理である。

3. 本条第1項第1号に定める場合には、粗ガスを許可なくフレア焼却処理することが認められる。

この際、地下資源利用者は当該の焼却処理について10日以内に炭化水素部門および環境保護部門管轄機関に通知する義務を負う。

この通知は、粗ガスの焼却処理を実施した理由、ならびに焼却処理した粗ガスの量に関する情報を含むものでなければならない。

4. 本条第1項第2号、第3号、第4号に定める場合には、炭化水素部門管轄機関の許可のもとに、炭化水素部門管轄機関が承認する地下資源利用業務実施時における粗ガス焼却処理の基準および規模の計算方法に基づき算出される基準および規模の範囲内において粗ガスをフレア焼却処理することが認められるが、この際、地下資源利用者はプロジェクト文書と粗ガス精製推進プログラムを遵守するものとする。

粗ガスのフレア焼却処理に対する許可の発行手順は、炭化水素部門管轄機関が承認する。

参照: 2020年2月5日付質問に対する2020年2月19日付カザフスタン共和国環境・地質・天然資源大臣の回答第593421号 (dialog.egov.kz) 「ガス探掘量の削減に際しては、汚染物質の大気への最大許容放出量プロジェクト文書の修正ではなく、粗ガス焼却許可取得に基づいたその策定が要求される」

5. 坑井施設の試験にあたっての粗ガスの焼却処理は、地下資源利用者によって承認され、本法典およびカザフスタン共和国のほかの法律によって規定された鑑定の肯定的結論を得た基本プロジェクト文書または開発分析にしたがい、地下資源利用者の承認を得た坑井施設試験計画に定める、各々の坑井施設に対し90日を超えない期間に行われることを条件に、認められる。

鉦床の試験操業にあたっての粗ガスの焼却処理は、合計して3年以内であれば可能である。

6. 生産設備の始動調整、メンテナンス、修理にあたっての粗ガスの焼却処理は、炭化水素部門管轄機関が承認する方法に基づき算出される基準および規模の範囲内において実施する。

7. 技術設備の運転時における技術上の故障、停止、逸脱が生じた場合、地下資源利用者は調査を実施する義務、ならびに、炭化水素部門管轄機関に対し、報告対象となる四半期の翌月の25日までに、技術上の個々の故障、停止、逸脱のケースにおけるガス焼却処理の時間と規模、および当該のケースの原

因を記した四半期ごとの報告書を提出する義務を負う。

第147条 粗ガスの精製と利用

1. 粗ガスの精製とは、質的および量的な成分構成において技術規則および（または）国家規格の要件に適合している製品を粗ガスから製造する生産工程のことをいう。

2. 炭化水素の採掘を行う地下資源利用者は、粗ガスの焼却処理量を最小化するための措置を講じる義務を負う。

鉱床開発プロジェクト文書は、粗ガスの精製（利用）に関する章を必ず含むものでなければならない。

3. 粗ガスの合理的な利用と環境への有害な影響の低減を目的として、地下資源利用者は炭化水素部門管轄機関が承認する様式をもって粗ガス精製推進プログラムを作成する義務を負う。粗ガス精製推進プログラムは、炭化水素部門管轄機関の承認を受けなければならない、また、3年ごとに更新しなければならない。

粗ガス精製推進プログラムの履行に関する報告書は、地下資源利用者が炭化水素部門管轄機関に対し、同機関が承認する様式をもって毎年送付しなければならない。

4. 下記の粗ガスを除き、採掘する粗ガスのすべてを精製することなく炭化水素を採掘することは禁止される。

1) 本法典第146条が定める場合および条件において焼却処理される粗ガス

2) 地下資源利用者によって承認され、本法典およびカザフスタン共和国のほかの法律によって規定された鑑定の肯定的結論を得たプロジェクト文書に定める量において、地下資源利用者が自らの生産上の需要に費やす粗ガス

3) 地下資源利用者が、精製および（または）利用を目的として他者に販売する粗ガス。

この際、粗ガスの精製が経済的に妥当ではない鉱床においては、鉱床開発プロジェクト文書および粗ガス精製推進プログラムによって、自らの生産上の需要に費やす粗ガスを除く、採掘する粗ガスのすべてを、保管および（または）貯留層圧の維持を目的とした貯留層内への圧入により処分することを定めることができる。

5. 鉱床開発プロジェクト文書および粗ガス精製推進プログラムには、貯留層圧の維持を目的とした貯留層内への圧入をもって採掘する粗ガスのすべてを処分することを盛り込むことができるが、これは、当該の鉱床では貯留層圧を維持する他の方法が有効でなく、上記の圧入が環境および人々の生命に対し十分なレベルの安全性を有している場合とする。

6. 共同開発の場合、プロジェクト文書と粗ガス精製推進プログラムには、保管および（または）貯留層圧の維持を目的として、ある鉱床で採掘する粗ガスを他の鉱床（他の地下資源利用者の鉱床を含む）の貯留層内へ圧入する方法で処分することを盛り込むことができる。

7. 鉱床開発プロジェクト文書に盛り込まれていない貯留層への粗ガスの圧入、ならびに鉱床開発プロジェクト文書に違反して行われる圧入は禁止される。

8. 地下資源利用者および炭化水素部門管轄機関は、粗ガスの精製に関する共同プロジェクトを実現することができる。

9. 地下資源利用契約に別段の定めがない限り、採掘された随伴ガスは国の所有物とする。

第148条 貯留層圧の維持と水の処理

1. 別々の地下資源利用契約に基づき炭化水素の採掘業務を行っている複数の地下資源利用者同士

の間では、本法典第150条に定める場合に、貯留層圧を維持する目的で、ある地下資源利用者が別の地下資源利用者の鉱床の貯留層内に貯留層水を圧入することができる。

2. 地下資源利用者は、随伴水および（または）その他の（海水を含む）水を貯留層圧の維持を目的として鉱床貯留層に先々圧入するため処理する際に必要となるインフラ施設を所有する者を起用することができる。

第149条 国境地域にある地下資源鉱区における炭化水素に係る地下資源利用業務

1. 炭化水素に係る地下資源利用業務を実施した結果、地下資源利用者が国境地域にある地下資源鉱区において、カザフスタン共和国の領内または海域内に位置しているが、同時にその一部が隣接または対岸の他国の領内または海域内に位置している鉱層（複数の鉱層の総体）を発見した場合、当該の地下資源利用者は直ちにこれを統轄機関に通知する義務を負う。

2. カザフスタン共和国と、発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の一部が位置する国家との間に然るべき国際条約が結ばれていない場合、統轄機関は、当該の国家の間で合意が達成されるまでの間、国境地域にある地下資源鉱区における炭化水素に係る地下資源利用業務の停止を決定する権利を有する。

この際、統轄機関は国境地域にある地下資源鉱区における炭化水素に係る地下資源利用業務の停止を決定した日より3営業日以内に地下資源利用者に対しこの旨を通知するとともに、国境地域にある地下資源鉱区に位置する鉱床の共同開発に係る手順と条件を調整する国際条約の立案を30暦日以内に開始する。

3. 統轄機関が国境地域にある地下資源鉱区における炭化水素に係る地下資源利用業務の停止を決定した場合、停止された地下資源利用業務の再開に関する許可を統轄機関が発行するまでの間、契約はその効力を停止したものとみなされる。

第150条 複数の地下資源鉱区における鉱床共同開発

1. 共同開発とは、炭化水素に係る地下資源利用業務の、複数の地下資源利用者による協定に基づく実施のことをいい、これには共通の鉱床開発インフラの使用を含む。

2. 複数の鉱床の共同開発に関しては、当該の共同開発が1つないし複数の鉱床の技術的および経済的な開発指標の向上をもたらす場合に認められる。

3. 別々の地下資源鉱区において炭化水素の探鉱および（または）採掘に係る業務を実施する複数の地下資源利用者は、本法典が定める手順に則った統轄機関の了承に基づき、下記の権利を有する。

1) 複数の地下資源利用者のうち一者が既存の生産施設、インフラ施設および（または）その他の技術的および生産的能力を有している場合、（必要であれば）プロジェクト文書に然るべき変更を加えたうえで、当該の地下資源利用者との間で当該の生産施設、インフラ施設および（または）その他の技術的および生産的能力の使用に係る契約を締結する権利

2) インフラ施設を共同で設計および（または）建設する権利、または然るべき契約に基づき、これらを共同で使用する権利。

4. 別々の地下資源鉱区における複数の鉱床を複数の地下資源利用者で共同開発する場合、プロジェクト文書において共同開発の必要性および効率性、ならびにその実現スキームを根拠付ける。

5. 本条第3項第2号の実現を目的として、複数の地下資源利用者は共同インフラ施設の業務管理を実施する管理会社を決定することができる。

6. 共同開発を行うにあたり、共同開発に必要な場合には、地下資源利用者（管理会社を含む）は地下資源利用者間の合意に基づき、他の地下資源利用者の地下資源利用業務の一部またはすべてを後者

の地下資源鉱区において実施する権利を有する。

7. 本条第3項の規定をふまえ、インフラ施設の共同利用にあたっては、採掘した炭化水素を地下資源利用者間の合意に基づき分配する。

8. 必要であれば、地下資源利用者間の協定にユーティリティ（電力、設備、資材を含む）の共同利用を盛り込む。

第151条 共通の開発対象としての鉱床における炭化水素の探鉱または採掘

1. ある地下資源利用者が炭化水素の探鉱および（または）採掘業務を行っている、発見された鉱層または鉱床の一部が、炭化水素の探鉱および（または）採掘業務の実施を目的とした他の地下資源利用者の利用下にある鉱区の範囲内にある場合、これら地下資源利用者は、自らの選択により下記いずれかの義務を負う。

1) 当該の鉱層または鉱床に係る地下資源利用権を保有する地下資源利用者が一者のみ残るような形、または、1つの契約に基づき地下資源利用権の持分を保有する複数の地下資源利用者が残るような形で、本法典が定める譲渡手順を遵守したうえで自らの地下資源利用権を譲渡する

2) 共通の開発対象としての鉱層または鉱床における探鉱および採掘、または採掘の共同実施に関する契約を、当該の契約につき統轄機関の了承を得たうえで締結するとともに、プロジェクト文書に然るべき変更を加える。

2. 地下資源利用者が本条第1項を遵守しない場合、統轄機関は地下資源利用者に対し、共通の開発対象としての鉱層または鉱床の共同による探鉱および採掘、または採掘に関する契約の締結を、司法手続きをもって要求する権利を有する。

3. 炭化水素の探鉱および採掘、または採掘を共同で行う地下資源利用者は、契約によって自らに負わされている義務の履行に係る連帯責任を負う。

第152条 原油の測定と計量

1. 地下資源利用者が地下資源鉱区で採掘した原油の測定と計量は、炭化水素部門管轄機関が承認する手順に則り地下資源利用者が実施する。

2. 地下資源利用者は原油の測定と計量に用いる設備および機器の試験を、カザフスタン共和国の法令にしたがい実施する。

3. 試験または検査の際に、設備または機器に不備があることが分かった場合で、故障していた期間の判断が不可能な場合、故障期間は前回の交換時から不備が見つかった日までの期間の半分として算出する。

第21章 炭層メタンの探鉱および採掘、海洋、内水域、および 保護区域における炭化水素の探鉱および採掘の実施に関する個別規定

第153条 炭層メタンの探鉱および採掘に関する個別規定

1. 炭層メタンの探鉱および採掘は、本法典が定める要件にしたがい、本章に定める規定を踏まえたうえで、炭化水素の探鉱と採掘を目的として実施する。

(第153条第2項は2021年1月1日より効力を発する)

2. 必要な事前の脱ガス措置、ならびに採掘したメタンのその後の利用を伴い、石炭層内のメタン

含有率を所定の基準値まで引き下げることが可能とする換気および貯留層の脱ガスプログラムを実施せずに天然のメタン含有率が高い石炭層を持つ石炭鉱床を開発することは禁止される。

石炭の探鉱および（または）採掘に対するライセンスの枠内で、既存の坑道の脱ガスを行うための炭層メタンの採掘は、炭層メタンの探鉱および採掘、または炭層メタンの採掘に係る契約を締結することなしに行ってもよい。

3. この際、当該の地下資源利用者は、自らの生産上の必要を充足する目的に限り、採掘した炭層メタンをその後販売することなく使用する権利を有する。

4. 石炭の採掘を行う地下資源利用者が、その後の販売を目的とした炭層メタンの採掘を行う意向を有している場合、当該の地下資源利用者は本法典に定める手順に則り炭層メタンの探鉱および採掘、または炭層メタンの採掘に係る地下資源利用権を取得しなければならない。

第154条 海洋、内水域、および保護区域における炭化水素の探鉱および採掘の実施に係る一般条件

1. 海洋として認められるのは、水層の表面、ならびにカザフスタン領内に位置するカスピ海およびアラル海の海底である。

2. 内水域として認められるのは、カザフスタン共和国領内に位置する人工的な貯水池および水流である。

3. 保護区域とは、海岸線から陸地方向へ5 kmにわたり広がる陸地エリアであって、海洋および内水域における原油の流出によって汚染される可能性があるか、または海洋汚染源となりうるエリアである。

4. 海洋施設として認められるのは、海洋における炭化水素の探鉱および（または）採掘の実施にあたり使用される人工島、ダム、営造物、装置、パイプライン、およびその他の施設である。

5. 海洋における炭化水素の探鉱および（または）採掘を行う地下資源利用者は、海洋における環境保護に関するベストプラクティスにしたがう義務、ならびに、個々の海洋鉱区において日常的に行われている海洋船舶の航行、漁業、およびその他の合法的な業務を妨げない義務、およびこれらに害を及ぼさない義務を負う。

6. 海洋における炭化水素に係る地下資源利用権を供与する際の必須条件は、炭化水素部門の国営企業が契約に基づく地下資源利用者として50%以上の参加持分を有していることである。

上記の国営企業の参加持分は、地下資源利用者が契約に係る決定を下す際に国営企業がその支配力を保持するという条件が満たされる限りにおいて、その後、契約において引き下げることができる。

7. 環境に対するネガティブな影響を最小化する目的で、海洋における炭化水素の探鉱および（または）採掘を行う地下資源利用者は、海洋施設利用プロジェクトを共同で実現することができる。

8. 海洋における炭化水素の探鉱および（または）採掘を行う地下資源利用者は、海洋において実施した地下資源利用業務の結果生じた海洋汚染の際に、環境、自然人および（または）法人が被った損害について、当該の損害が不可抗力または被害者の故意によって生じたことが証明されない場合には、責の有無にかかわらずその責任を負う。

9. 海洋における炭化水素の探鉱および（または）採掘を行う地下資源利用者は、カザフスタン共和国の法令にしたがい地下資源利用者所有の海洋施設における査察を実施する権限を有する国家機関の代表者の、海岸からの輸送を自らの費用負担において実施する義務を負う。

国家機関の代表者による海洋施設における査察の実施は、地下資源利用者の通常業務の障害となってはならない。

10. 海洋において炭化水素の探鉱を行う地下資源利用者は坑井を掘削する権利を有するが、これは、

探鉱区域における必要なすべての地球物理学的調査および地震調査を実施した後、ならびに本法典第156条第1項の要件を満たした後に限る。

11. 地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た坑井掘削プロジェクト文書に定めのない探査井、探鉱井、生産井、またはその他の坑井の掘削は禁止されるが、以前に掘削された坑井が制御不能になった場合の減圧井の掘削はこの限りではない。ただしこれは、当該の坑井を他の方法で制御下に留めることが不可能な場合、または発生した状況下ではそれが非効率的である場合とする。

この際、地下資源利用者は減圧井の掘削の開始について、当該の坑井の掘削の決定に影響を及ぼした具体的な状況および理由を明記したうえで、妥当な期間内に書面をもって統轄機関に通知する義務を負う。

12. 保護区域内において炭化水素の探鉱および（または）採掘を行う地下資源利用者は、水位が上昇した場合の汚染を防ぐために必要な措置を講じる義務を負う。

13. 内水域および保護区域における炭化水素に係る地下資源利用業務に対しては、海洋における炭化水素に係る地下資源業務に対して定められた本法典の規定が適用される。

14. 本条第8項および第9項の要件は、海洋、内水域、および保護区域における原油の流出リスクを伴う施設を稼働させる者に対しても適用される。

15. 本章においては、石油製品の流出も原油の流出とみなす。

第155条 海洋、内水域、および保護区域における原油流出の除去に係る国家準備・行動システム

1. 海洋、内水域、および保護区域における原油流出を除去するためのリソースとして認められるのは、原油流出を除去する際に使用される人員、船舶、設備、化学物質、およびその他の資材である。

2. 原油流出リスクを伴う施設には、海洋施設、海港、および船舶が含まれる。

3. 海洋、内水域、および保護区域における原油流出の除去に係る準備・行動は、下記のレベルの想定原油流出量に応じて確実に実施する。

第1レベルー原油流出リスクを伴う施設が保有するリソースによる除去が可能な、わずかな原油の流出（原油10 t 以下）

第2レベルー原油流出リスクを伴う施設が保有するリソースに加えて、除去目的において岸からのリソースの動員を要する、ある程度の（中等度の）原油の流出（10～250 t）

第3レベルー原油流出リスクを伴う施設が保有するリソースに加えて、除去目的において岸からの国内リソースと国際的リソースの動員を要する、大規模な原油の流出（250 t 以上）。

リスク評価を根拠とした場合、想定される原油流出量として判明した量が上記の3つのレベルを上回る場合がある。リソースの規模は、想定される原油流出リスクのレベルに適合させなければならない。

4. 海洋、内水域、および保護区域における原油流出の除去に係る準備・行動国家システムは、下記を含むものである。

1) 炭化水素部門管轄機関が、民間防衛および商業海上輸送部門管轄機関との協力のもとに承認するカザフスタン共和国の海洋、内水域、および保護区域における原油流出の除去に係る準備・行動国家計画（以下、「国家計画」）

2) 国家計画に基づき、民間防衛部門管轄機関の出先機関が立案し、然るべき州の地方執行権力機関が承認する、州の海洋、内水域、および保護区域における原油流出の除去に係る地域計画

3) 施設計画ー船舶を除く原油流出リスクを伴う施設の所有者が、国家計画および然るべき州の

地域計画、ならびに原油流出リスク評価に基づき立案し、環境保護分野および民間防衛部門管轄機関の然るべき出先機関の了承を得た、海洋、内水域、および保護区域における原油流出の除去に係る計画

4) 1978年の議定書によって改訂された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約(MARPOL 73/78)にしたがい立案された、原油による汚染対策に係る船舶の非常事態措置計画。

5. 国家計画の実現に対する責任を負う国家機関は下記の通りである。

1) 炭化水素部門管轄機関－原油流出の除去に対する地下資源利用者の準備に対して

2) 商業海上輸送部門管轄機関－原油流出の除去に対する海港および船舶の準備に対して

3) 民間防衛部門管轄機関－原油流出に関する情報の受領と伝達、教育および研修の実施、ならびに原油流出の除去に関する迅速な行動、国際支援の要請、および然るべき要請があった場合には他国への支援提供に係る行動に対して。

6. 施設計画は、環境保護分野および民間防衛部門管轄機関の地方出先機関の了承取得の後に、原油流出リスクを伴う施設の所有者が承認するものとし、承認日より3営業日以内に炭化水素部門管轄機関へ所定の方法に則りこれを送付する。

環境保護分野および民間防衛部門管轄機関の出先機関との施設計画に関する了承取得期間は、申し出日より30暦日以内とする。

所有者が原油流出リスクを伴う施設を複数所有している場合には、施設計画を統合してよい。

7. 原油による汚染対策に係る船舶の非常事態措置計画の立案および承認手順は、1978年の議定書によって改訂された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約(MARPOL 73/78)により定められている。

8. 海洋施設計画は、環境保護分野および民間防衛部門管轄機関の出先機関の了承を得た後に地下資源利用者が承認するものとし、承認日より3営業日以内に炭化水素部門管轄機関へ所定の方法に則りこれを送付する。

9. 然るべき州の地域計画は下記の場合に発動される。

1) 原油流出が第2レベルに到達し、地下資源利用者および(または)地下資源利用者が動員した海洋における原油流出除去専門事業体のリソースが、原油の除去に十分でない場合

2) 流出が船舶から生じたか、または船舶において原油流出の脅威が発生している場合

3) 流出源が特定できない原油の流出が認められた場合

4) 原油流出がカスピ海の自然保護領域を汚染する脅威をもたらした場合

5) 原油流出が隣接する州の領域に及び始めた場合。

10. 国家計画は下記の場合に発動される。

1) 原油流出が第3レベルに到達し、原油流出の除去を目的として国際的資源の到着を促す必要がある場合

2) 原油流出は第3レベルに到達していないが、カスピ海の自然保護領域を汚染する脅威をもたらした場合

3) 原油流出が隣国の領域に及び始めた場合。

11. 原油流出除去行動の責任者は下記の通りである。

1) 第1レベルの原油流出の場合－原油流出リスクを伴う施設の所有者、または当該の者が動員する海洋における原油流出除去専門事業体

2) 第2レベルの原油流出の場合

然るべき州の地域計画が発動されるまでの間－原油流出リスクを伴う施設の所有者、または当該の

者が動員する海洋における原油流出除去専門事業体

然るべき州の地域計画が発動された後一州知事が任命した役職者

3) 第3レベルの原油流出の場合一カザフスタン共和国の首相が任命した民間防衛部門管轄機関の役職者。

第3レベルの原油流出の場合、国家計画の一環としての諮問機関の機能は、非常事態の予防および除去に関する官庁間国家委員会に委ねるものとする。

12. 本条の要件は、1978年の議定書によって改訂された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約（MARPOL 73/78）の効力が適用される施設を持つ者を除き、海洋における原油の流出リスクと関連性のある事業を手がける自然人および法人にも適用される。

第156条 海洋、内水域、および保護区域における原油流出の除去に係る準備・行動の確保

1. 船舶を除く原油流出リスクを伴う施設においては、下記の事項なしに業務を実施することは禁止される。

- 1) 原油流出リスク評価の実施
- 2) 承認済みの施設計画
- 3) 自己所有、または契約に基づき動員されるリソースの存在
- 4) 本条第2項および第3項に定める条件の履行。

2. 船舶を除く原油流出リスクを伴う施設の所有者は下記の義務を負う。

1) 海洋における第1レベルの原油流出の除去の場合一海洋施設上、または30分圏内に、当該の原油流出を完全に除去するために必要なリソースを保有する義務

2) 海洋における第2レベルの原油流出の除去の場合。

海洋施設上、または30分圏内に、本項第1号に記載のリソースを、地方沿岸局のリソースが到着するまでの間に十分に足るだけの規模をもって保有する義務

必要に応じて、地方沿岸局のリソースの到着を確保する義務。

第1レベルおよび第2レベルの原油流出を除去するための自己所有リソースがない場合、船舶を除く原油流出リスクを伴う施設の所有者は、海洋における原油流出除去専門事業体と契約を締結する義務を負う。

原油流出リスクを伴う施設の所有者は、必要に応じて、原油流出除去時における協力および相互支援に関する協定の一環としてリソースを動員する権利を有する。

海洋、内水域、および保護区域における原油流出の除去に必要なリソースに対する最低限の基準および要件は、炭化水素部門管轄機関が定めるものとする。

3. 第3レベルの原油流出を除去する目的において、船舶を除く原油流出リスクを伴う施設の所有者は、国際的評価および専門技能を有する人員、ならびに然るべき設備を有する、海洋における原油流出除去専門事業体と契約を締結する義務を負う。

4. 海洋、内水域、および保護区域における原油流出が明らかとなった場合、原油流出リスクを伴う施設の所有者は、環境保護分野および民間防衛部門管轄機関の然るべき出先機関に対し、ただちに情報提供を行う義務を負う。

船舶の場合の原油流出に関する情報提供手順は、カザフスタン共和国の商業海上輸送分野の法令によって定められている。

5. 海洋、内水域、および保護区域における原油流出の除去にあたっては、総合的な環境上のメリッ

トの分析に基づき、人々の健康および環境に対する最大限の保護を目指した手法を選択する必要がある。カザフスタン共和国の海洋、内水域、および保護区域における原油流出事故に係る最適な除去手法の選択規則は、環境保護部門管轄機関がこれを承認する。

6. 原油流出源の拡大防止と原油流出の除去に関する措置の実施、事故およびトラブルの原因調査が終了した後、原油流出リスクを伴う施設の所有者、および（または）原油流出除去専門事業体は、環境保護分野および民間防衛部門管轄機関に対し、実施した業務に関する報告書を提出する。

海洋施設の所有者はさらに、炭化水素部門管轄機関にも報告書を提出する。

7. 原油流出リスクを伴う施設の所有者は、海洋、内水域、および保護区域における原油流出の結果、環境および第三者が被った損害、ならびに原油流出の除去に費やされた国費の支出を全額補償する義務を負う。

8. 本条の要件は、1978年の議定書によって改訂された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約（MARPOL 73/78）の効力が適用される施設を持つ者を除き、海洋における原油の流出リスクと関連性のある事業を手がける自然人および法人にも適用される。

第157条 海洋施設の建設と操業

1. 海洋および内水域において炭化水素に係る地下資源利用業務を実施するにあたっては、海洋施設の建設、配置、操業が認められるが、これは、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た基本プロジェクト文書にしたがい環境の保護と保全が確保されることを条件とする。

海洋施設の建設と配置は、水ファンドの利用および保護部門管轄機関、動物界の保護・再生および利用部門管轄機関、カザフスタン共和国国家安全保障委員会国境警備局、防衛分野の国家政策を実施する中央執行権力機関が了承した、炭化水素部門管轄機関による許可のもとにこれを認める。

2. 海洋施設の周囲には、施設の外縁の各々の地点から500mの幅で広がる安全エリアを設ける。海洋施設、およびこれを取り巻く安全エリアは、国際船舶航行および漁業にとって重要な意義を有する海上輸送の障害になる恐れのない場所に配置する。

3. 海洋施設の維持と操業に対する責任を負う者は、これらの保全、ならびにカザフスタン共和国の法令にしたがいこれらが存在することを警告する然るべき手段の設置を確実に実施しなければならない。

4. 海洋および内水域における炭化水素の探鉱および（または）採掘を実施するにあたっての海洋施設の操業が完了した後、当該の施設は、これらを経済活動またはその他の目的で将来的に使用する可能性がない場合には、人々および環境に対する脅威を生じさせないような、また、船舶航行または漁業の障害にならないような形をもって解体しなければならない。

5. 海洋および内水域における炭化水素の探鉱および（または）採掘を実施するにあたって使用する海洋施設の建設、配置および操業は、炭化水素部門管轄機関が承認する手順に則り実施する。

第158条 海洋における原油貯蔵庫および原油タンクの建設および稼働の禁止

1. 海洋における原油貯蔵庫および原油タンクの建設および稼働は禁止される。

2. 海洋施設に原油を保管、貯蔵することは禁止されるが、当該の原油を海洋施設からタンカーで直接輸送する場合の原油の一時保管（20暦日以内）はこの限りではない。

第159条 海洋における炭化水素の探鉱および（または）採掘の実施時における廃棄物の投棄および埋設の禁止

1. 海洋における炭化水素の探鉱および（または）採掘を実施するにあたっての、廃棄物の海洋への投棄および海底への埋設は禁止される。

2. 海洋における産業廃水およびその他の排水の放出は、当該の水を所定の基準値まで浄化することを条件に、環境保護部門管轄機関の許可を得たうえで、その監督のもとにのみこれを実施することができる。

第VIII部 ウラン採掘

第22章 ウラン採掘に係る地下資源利用権の供与および解除の個別規定

第1節 ウラン採掘に係る地下資源利用権の、直接交渉に基づくウラン部門国営企業への供与

第160条 ウラン採掘に係る地下資源利用権の、直接交渉に基づくウラン部門国営企業への供与の条件

1. ウラン部門国営企業とは、カザフスタン共和国政府の決定により設立され、その支配的株式持分が国または国営管理持株会社に帰属しており、カザフスタン共和国の法令が定める条件下でウラン部門の活動を行っているような株式会社のことをいう。

2. 採掘向けの地下資源鉱区は、直接交渉に基づき、ウラン部門国営企業に対して供与されるものとする。

3. 採掘に係る地下資源利用権（地下資源利用権に占める持分）であって、直接交渉に基づきウラン部門国営企業に対して供与されるようなものは、その株式（または持分）の50%超が直接または間接にウラン部門国営企業に帰属しているような法人に対してのみ、譲渡することができる。

その後の一切の譲渡に際し、当該法人は、取得した地下資源利用権（地下資源利用権に占める持分）を、株式（または持分）の50%超が直接または間接にウラン部門国営企業に帰属しているような法人に対してのみ、譲渡することができる。

第161条 ウラン部門国営企業による直接交渉の実施申請

1. ウラン部門国営企業が直接交渉に基づき、ウラン採掘向けに地下資源鉱区を取得・利用したい意思を有する場合には、ウラン部門国営企業が取得を希望する地下資源鉱区の境界を指定した申請書を、統轄機関へ送付するものとする。

2. 申請書およびそれに附属する文書は、カザフ語およびロシア語で作成しなければならない。

第162条 ウラン部門国営企業との直接交渉の実施手順

1. 採掘に係る地下資源利用権の、ウラン部門国営企業への供与に関する直接交渉は、ウラン部門国営企業の授權代理人と、統轄機関の作業部会との間で実施するものとする。作業部会に関する規定、および作業部会の構成は、統轄機関の承認を受けるものとする。

2. 直接交渉は、申請書が統轄機関に到着した日から2カ月にわたり実施するものとする。直接交渉の実施期限は、統轄機関の決定により延長することができる。

3. 直接交渉実施申請の提出段階で、または直接交渉の過程で、役務およびサービスのローカルコンテンツ比率を50%超とすべき義務がウラン部門国営企業により提案された場合には、その義務を、ウ

ラン採掘契約の中で設定するものとする。

4. 直接交渉の結果により統轄機関は、契約を締結する決定、またはその締結を拒否する決定を採択するものとする。

5. ウラン採掘契約を締結する決定が採択された場合、ウラン部門国営企業は、それを採択した日から12暦月以内に、

1) 直接交渉の結果により定められたサインボーナスを支払い、

2) 本法典に準拠してウラン試掘プロジェクト文書を策定し、その鑑査が行われることを保障することを担保すべき義務を負い、

3) サインボーナスの支払証明書と、統轄機関が承認したウラン採掘標準契約書に沿って作成し、自らが署名済みのウラン採掘契約書とを、統轄機関へ送付するものとする。

ウラン採掘契約では、直接交渉の結果により定められた長さの試掘期間を設定するものとする。

地下資源利用者の意思によらない事情のため、当該プロジェクト文書の策定および合意が期限内に完了しなかった場合には、本項で定める期限を、統轄機関の決定により、最大6カ月延長することができる。

6. 統轄機関は、ウラン採掘契約書とサインボーナス支払証明書とを受領した日から20営業日以内にウラン採掘契約を締結し、その1通（または複数通）をウラン部門国営企業へ送付するものとする。

第2節 ウラン採掘に係る地下資源利用権の解除

第163条 統轄機関によるウラン採掘契約の効力の一方的な期限前解除

1. 以下の各号に該当する場合、統轄機関は違反の事実を地下資源利用者に書面で通知するものとする。

1) 本法典第180条で規定された報告書を提出しない、または明らかに不正確な報告書を提出した場合

2) 地下資源利用者がウラン採掘契約で定められた1会計年度内の財務上の義務を、30%未満しか履行していない場合

3) 地表面の破壊を伴うウラン採掘事業を、所定の計画表に沿って担保額を形成することなく実施し、または担保額形成の計画表に違反して実施した場合

4) その他、ウラン採掘契約で定められた義務に地下資源利用者が違反した場合。

地下資源利用者は、本項第1号、第2号、第3号で定める違反を、違反の事実の通知を受領した日から3カ月以内に、また、ウラン採掘契約が定めるその他の義務に対する違反を、通知書で指定された期限内に、それぞれ是正するとともに、そのことを統轄機関へ、是正を証明する文書を添付の上、書面で伝達しなければならない。

2. 本条第1項第1号、第2号、第3号で定めた違反のうち1つを、地下資源利用者が3カ月の期限内に是正しなかった場合、また、ウラン採掘契約が定めるその他の義務に対する違反のうち2つ以上を、統轄機関からの通知書で指定された期限内に是正しなかった場合には、統轄機関は、ウラン採掘契約の効力を一方的に期限前解除することができる。

3. 以下の各号に該当する場合、統轄機関はウラン採掘契約の効力を一方的に期限前解除する。

1) 地下資源利用活動を禁じる裁判所の決定が発効した場合

2) 地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典が定める鑑定の肯定的な結論を得た然るべきプロジェクト文書がないにもかかわらず、ウラン採掘事業が実施された場合

3) 地下資源利用権の移行、および地下資源利用権と関連する施設の移行に関する本法典の要件に地下資源利用者が違反した場合。

4. ウラン採掘契約の効力の一方的な期限前解除は、統轄機関が、書面による通知を地下資源利用者へ送付することにより行うものとする。

契約は、地下資源利用者が当該通知を受領した日から2カ月経過後に失効する。

5. 地下資源利用者は、統轄機関によるウラン採掘契約の効力の期限前解除の適法性を、通知を受領した日から2カ月以内であれば裁判で争うことができる。地下資源利用者が裁判に訴えた場合、本条第4項で定める期限は、裁判所の決定が法的に発効するまでの間停止される。

6. 戦略的意義を有する地下資源鉱区におけるウラン採掘事業実施時における地下資源利用者の活動がカザフスタン共和国の経済的利益について、国家安全保障に対する脅威を招きうる変動を招くものである場合には、カザフスタン共和国政府の決定により統轄機関は、ウラン採掘契約（本法典の発効以前に締結されたものを含む）の効力を一方的に期限前解除することができる。

上記事由により契約の効力を一方的に解除する場合、統轄機関はそのことを地下資源利用者に、遅くとも2カ月前までに予告しなければならない。

7. 戦略的意義を有する地下資源鉱区に関連したウラン採掘事業実施時における地下資源利用者の活動がカザフスタン共和国の経済的利益について、国家安全保障に対する脅威を招きうる変動を招くものである場合には、統轄機関はカザフスタン共和国の経済的利益を回復するため、契約（本法典の発効以前に締結されたものを含む）の条件の変更および（または）追加を要求することができる。

以下の各号に該当する場合、統轄機関は、当該ウラン採掘契約の効力を一方的に期限前解除することができる。

1) 契約条件の変更および（または）追加に係る統轄機関からの通知を受領した日から2カ月以内に、地下資源利用者が、契約条件の変更および（または）追加に関する交渉実施への同意を書面で確認しない場合、またはその実施を拒否する場合

2) 契約条件の変更および（または）追加に係る交渉実施への地下資源利用者の同意書を受領した日から4カ月以内に、契約条件の変更および（または）追加につき、双方が合意に達しない場合

3) カザフスタン共和国の経済的利益の回復に係る合意決定に達した日から6カ月以内に、契約条件の変更および（または）追加に双方が署名しない場合。

第164条 地下資源利用者のウラン採掘権を解除する際の地下資源鉱区および資産

1. ウラン採掘契約の失効日をもって、当該契約で設定された地下資源鉱区（単数または複数）は国に返還されたものとする。

2. 採掘期間の終了日をもって、採掘鉱区（単数または複数）は国に返還されたものとする。
ウラン採掘契約で2つ以上の採掘鉱区を設定している場合、採掘鉱区のうち1つに係る採掘期間の終了日をもって、当該鉱区は国に返還されたものとする。

3. ウラン採掘契約の失効に際し、統轄機関は以下の各号に掲げる決定のうち1つを、地下資源利用者に通知するものとする。

1) 当該地下資源鉱区における地下資源利用後の撤収処置を行う決定

2) 地下資源鉱区の休止保存を行う決定

3) 地下資源鉱区をウラン部門国営企業の信託管理に委ねる決定。

4. 通知は、以下の各号に掲げる期限内に送付するものとする。

1) 採掘期間の終了によりウラン採掘契約の効力が満期となる場合—遅くとも当該終了の2カ月

前まで

2) 統轄機関がウラン採掘契約の効力を一方的に期限前解除する場合—ウラン採掘契約の効力の期限前解除に関する通知の送付と同時

3) 双方の合意によりウラン採掘契約を解消する場合—契約解消合意書への署名と同時。

5. 地下資源鉱区における地下資源利用後の撤収処置を行う決定、または地下資源鉱区の休止保存を行う決定につき、統轄機関から通知を受領した者は、

1) 即時中止が緊急事態発生の危険を伴うような事業の場合を除いて、地下資源鉱区におけるウラン採掘事業を中止しなければならない。当該事業の中止は、通知を受領した日から2カ月以内に行わなければならない

2) 撤収処置プロジェクト文書または休止保存プロジェクト文書を承認し、またそれに関し、本法典に定める鑑定において肯定的結論が得られた後即時に、地下資源利用後撤収処置作業または地下資源鉱区休止保存作業を、本法典で定める要件に沿って開始しなければならない

3) 通知を受領した日から6カ月以内に、自らが採掘したウラン、および自らの所有に属する製造設備等その他の資産を搬出することができる。製造設備その他の資産であって、上記期限内に搬出されなかったものは、本法典で定める要件に沿った撤収処置または休止保存の対象となる。

6. 旧地下資源利用者が存在しなくなった場合、または同人が本条第5項第2号で規定された義務の履行を忌避する場合には、地下資源利用後撤収処置作業または地下資源鉱区休止保存作業の実施は、担保資金により行うものとする。

ただし本条第4項第1号の指定に該当する場合には、ウラン採掘部門管轄機関は抵当物件の全部を、また本条第4項第2号の指定に該当する場合には、地下資源鉱区休止保存作業の実施に費やした実支出分を、それぞれ差し押さえる権利を有する。

7. 地下資源鉱区をウラン部門国営企業の信託管理に委ねる決定につき、統轄機関から通知を受領した者は、

1) 通知を受領した日から1カ月以内に、地下資源鉱区における技術工程の連続性と産業安全性とを担保するような製造設備その他の資産を、新地下資源利用者に資産を譲渡するまでの期間にわたり、ウラン部門国営企業の信託管理に委ねなければならない。

旧地下資源利用者が存在しなくなった場合、または同人がウラン部門国営企業への資産譲渡を忌避する場合には、統轄機関が当該資産に関するその代理人となり、譲渡対象資産の状態に関する指定を規定するような一覧表を記載した調書にしたがい、それをウラン部門国営企業へ譲渡するものとする。

2) 通知を受領した日から6カ月以内に、自らが採掘したウラン、および自らの所有に属する製造設備その他の資産（本項第1号で定める施設を除く）を搬出することができる。

8. 本条第3項第3号の規定に該当する場合には、

1) 信託管理者は、本条第7項第1号で定める資産の評価実施を準備する

2) 本条第7項第1号で定める資産は、ウラン採掘契約を締結した日から、新地下資源利用者の所有へと移行し、新地下資源利用者は旧地下資源利用者に、当該資産の対価を支払う。

9. 本条第8項第1号および第2号の規定に該当する場合には、

1) 統轄機関は、ウラン採掘契約を締結した日から10営業日以内に、撤収処置実施義務の履行を担保するような銀行預金の権利を新地下資源利用者へ譲渡する必要性と、当該譲渡の期限とに関する通知を、旧地下資源利用者へ送付する。

2) 旧地下資源利用者は通知書で指定された期限内に、撤収処置実施義務の履行を担保するような銀行預金の権利を、新地下資源利用者へ譲渡する。

第165条 地下資源利用権を解除する際の地下資源鉱区および資産の信託管理

1. 本法典第164条第7項の規定に該当する場合、統轄機関は、地下資源鉱区をその後他の者に対して供与するためにウラン部門国営企業の信託管理に委ねる決定につき通知を送付した日から5営業日以内に、ウラン部門国営企業との間で、当該地下資源鉱区の信託管理契約を締結する。

2. 地下資源鉱区の信託管理契約はカザフスタン共和国民法典に準拠して作成・締結され、以下の各号に掲げる権利を信託管理者に対して供与するものとする。

1) ウラン採掘契約を締結することなくウラン採掘事業を行う権利

2) 地下資源鉱区の信託管理活動を行うため、土地利用権付きで土地区画を取得する権利。

3. 信託管理者は、地下資源鉱区の信託管理に際して発生し、所定の手順によって証明されている経費につき、発生した経費の必要性を証明する文書を提示した上で、その利用収入から補償を受ける権利を有する。

このように経費を補償する場合、信託管理者の支出のうちで、本条に準拠してすでに補償されているようなものを、新地下資源利用者は補償しないものとする。

収入が存在しない、またはそれが十分でない場合には、経費の補償を信託設定者（受益者）の負担において行う。

4. 信託管理収入（信託管理者の経費補償、および信託管理契約の履行と関連した納税に充当される額を除く）は、信託管理契約が失効した場合、信託設定者（受益者）へ送付するものとする。

5. 地下資源鉱区信託管理契約の枠内での商品、役務およびサービスの調達の際は、本法典で規定する要件を遵守しなくてもよい。

6. 信託管理者は、地下資源鉱区信託管理契約により自らに供与された権限を超え、または所定の制約に違反して行った取引に由来する義務については、自己資産によりその責を負う。

7. 土地区画は地下資源鉱区信託管理契約の有効期間にわたり（それを締結した日から10年を超えないものとする）、信託管理者へ登記変更される。

第23章 ウラン採掘鉱区およびウラン採掘エリア

第166条 ウラン採掘事業実施向けに供与される地下資源鉱区

1. ウラン採掘向けの地下資源鉱区は、直接交渉に基づき、ウラン部門国営企業に対して供与されるものとする。

2. ウラン採掘向けの地下資源鉱区は、その範囲内で発見されているウラン鉱層の厚さのみに限定される。

3. ウラン採掘契約においては、複数の地下資源鉱区を規定することができる。

4. 直接交渉に基づき、1つのウラン採掘契約の枠内でウラン部門国営企業に対して供与される地下資源鉱区の数量は、総体として200ブロックを超えてはならない。

第167条 地下資源鉱区の供与

1. ウラン採掘契約の登記日をもって、地下資源鉱区は地下資源利用者による利用のために譲渡されたものとする。

2. ウラン採掘契約、またはウラン採掘契約の補遺であって、試掘鉱区と試掘期間、および採掘期間

の設定を規定するようなものを締結することが、地下資源利用者に対して、同人が必要とする土地区画に対する土地利用権を、カザフスタン共和国の土地関連法に準拠して供与するための事由となる。

第168条 再編の定義と種類

1. 地下資源鉱区の再編とは、下記の方法により行われるその空間上の境界の変更である。
 - 1) 地下資源鉱区の拡大。
 - 2) 地下資源鉱区の縮小。
2. 地下資源鉱区の再編は、再編対象鉱区の利用者が同一の者（単数または複数）であることを条件に許容される。

第169条 地下資源鉱区の拡大

1. ウラン採掘契約に係る地下資源鉱区の拡大は、地下資源利用者の申請により、下記条件がすべて遵守される場合に実施される。

- 1) 地下資源利用者が承認し、本法典に定める鑑定において肯定的結論が得られているようなプロジェクト文書で定められた鉱層（または複数の鉱層の総体）であって、採掘向けの地下資源鉱区に隣接するようなものが、地下資源利用者により、採鉱作業実施時に発見されていること。

- 2) 申請対象の地下資源鉱区が、ウランについての地下資源利用に供与されていないこと。

- 3) 申請対象の地下資源鉱区を構成するブロックの範囲内に、地下資源利用者により承認され本法典が定める鑑定の肯定的な結論も得ているプロジェクト文書に定められている発見された鉱層（または複数の鉱層の総体）の輪郭がおさまっていること。

- 4) 統轄機関からの通知で指摘されたウラン採掘契約の義務違反であって、地下資源利用者が未是正のものがないこと。

2. 地下資源鉱区の拡大申請書には、以下の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1) 地下資源利用者の名称

- 2) ウラン採掘契約の登記番号および登記日

- 3) 本来の地下資源鉱区の領域拡大先として想定されている、請求対象の地下資源鉱区の記述。

3. 申請書にはさらに、以下の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 1) 地下資源利用者が署名済みの、地下資源鉱区の拡大を規定するような契約書補遺。

- 2) 請求対象鉱区に対する有資格者の埋蔵量報告書。

4. 申請書は、それが統轄機関に到着した日から20営業日以内に審査される。申請書を審査した結果に基づき統轄機関は、

- 1) 地下資源鉱区を拡大する決定を採択するか、あるいは拡大を拒否し、

- 2) 採択した決定を申請者に通知し、地下資源鉱区を拡大する決定を採択した場合には、請求対象の地下資源鉱区に係るサインボーナスの額も併せて通知する。

5. 以下の各号に該当する場合、統轄機関は地下資源鉱区の拡大を拒否する。

- 1) 本法典で定める要件に申請書が適合していない場合

- 2) 本条第1項で定める条件が遵守されていない場合。

統轄機関が地下資源鉱区の拡大を拒否した場合でも、地下資源利用者は再申請の提出権を喪失しない。

6. 統轄機関はサインボーナス支払証明書を申請者から受領した日から10営業日以内に、ウラン採掘の契約書補遺を申請者との間で締結し、その1通に自ら署名したものを申請者へ送付するものとする。

7. 地下資源鉱区の拡大は、ウラン採掘契約に係る採掘期間を拡大するための根拠とはならない。

参照：2019年1月18日付質問に対する2019年2月1日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第530945号（dialog.egov.kz）「法典「地下資源および地下資源の利用について」の施行以前に締結された契約による地下資源鉱区の拡大について」

第170条 地下資源鉱区の縮小

1. ウラン採掘期間が終了するまでの任意の時点において地下資源利用者は、下記条件がすべて遵守される場合に、地下資源エリアと、それに対応する地下資源鉱区とを、それらの任意部分を国に返還することによって、縮小することができる。

1) 返還対象の地下資源鉱区において地下資源利用後撤収処置作業が、本法典で定める手順により、返還日までに完了すること

2) 地下資源エリアと、それに対応する地下資源鉱区との返還がブロック単位で行われること。

3) 地下資源利用権に抵当権が設定されている場合、返還につき抵当権者の事前同意が得られていること

4) ウラン採掘契約の義務違反であって、地下資源利用者が未是正のものが無いこと。

2. 地下資源鉱区の縮小申請書には、以下の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

1) 地下資源利用者の名称

2) ウラン採掘契約の登記番号および登記日

3) 国への返還を想定している地下資源鉱区（またはその一部）の記述

4) 地下資源利用者が保留する地下資源鉱区（単数または複数）の記述。

3. 申請書にはさらに、以下の各号に掲げる書類を添付するものとする。

1) 返還対象の地下資源鉱区における地下資源利用後撤収処置証書の写し

2) 地下資源利用者が署名済みの、地下資源鉱区の縮小を規定するような契約書補遺。

4. 申請書は、それが統轄機関に到着した日から20営業日以内に審査される。申請書を審査した結果に基づき統轄機関は、地下資源鉱区を縮小する決定を採択するか、あるいは縮小を拒否する。

5. 以下の各号に該当する場合、統轄機関は地下資源鉱区の縮小を拒否する。

1) 本法典で定める要件に申請書が適合していない場合

2) 本条第1項で定める条件が遵守されていない場合。

統轄機関による地下資源鉱区の縮小拒否は、地下資源利用者が申請書を再提出する権利を奪うものではない。

6. 統轄機関は地下資源鉱区を縮小する決定を採択した日から10営業日以内に、ウラン採掘の契約書補遺を申請者との間で締結し、その1通に自ら署名したものを申請者へ送付するものとする。

7. 地下資源利用者が地下資源領域すべてと地下資源鉱区とを返還することにより、ウラン採掘契約は解除される。

第24章 ウラン採掘等の期間

第171条 試掘期間

1. ウラン採掘契約により、その締結に際し、地下資源鉱区と試掘期間とが設定される。

２．試掘期間中、地下資源利用者は、鉱床開発プロジェクト文書の策定と承認、およびその本法典に定める鑑定の実施、ならびにウランの試掘を行うことができる。

３．試掘期間の長さは４年を超えないものとし、本法典第172条第１項で定めるウラン採掘の最長期間は、試掘期間分短縮される。

ウラン採掘契約に係る試掘期間は、ウラン部門国営企業との直接交渉の結果に関する通知の中で、統轄機関が定めるものとする。

４．ウラン採掘契約に係る採掘鉱区および試掘期間を設定するための必要条件是、地下資源利用者が地質学的埋蔵量の試算報告書を受領し、試掘プロジェクト文書に対する本法典に定める鑑定の肯定的結論を得ていることである。

５．採掘鉱区および試掘期間の設定申請書には、以下の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

１）地下資源利用者の名称

２）試掘プロジェクト文書に対する国家鑑定の肯定的結論、および埋蔵資源の存在に関する情報

３）採掘向け地下資源鉱区（単数または複数）の記述

４）試掘期間の長さ。

６．申請書は、それが統轄機関に到着した日から20営業日以内に審査される。

７．申請書を審査した結果により統轄機関は、採掘鉱区および試掘期間を設定する決定を採択するか、あるいは当該設定を拒否する。

８．本法典で定める要件に申請書が適合していない場合、統轄機関は採掘鉱区および試掘期間の設定を拒否する。

統轄機関による採掘鉱区および試掘期間の設定拒否は、地下資源利用者が申請書を再提出する権利を奪うものではない。

第172条 ウラン採掘期間

１．ウラン採掘契約の締結に際し、ウラン採掘の最長期間は、試掘期間を含めて25年を超えないものとする。

２．ウラン採掘期間は、本条第１項で規定する期間の範囲内で、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典が定める鑑定の肯定的な結論を得た鉱床開発プロジェクト文書に基づいて決定するものとする。

地下資源鉱区における試掘期間および採掘期間は、ウラン採掘契約を登記した日から起算するものとする。

３．地下資源利用者は、本法典で定める手順と条件によりウラン採掘エリアをすべて返還することによって、採掘期間を期限前終了させることができる。

第173条 ウラン採掘期間の延長

１．採掘期間は地下資源利用者の申請により、最長で連続する25年間、統轄機関により延長されるものとする。

２．採掘期間延長申請書は、地下資源利用者が所定の様式で、延長対象の採掘期間が終了する６カ月前までに、統轄機関へ提出するものとする。

３．採掘期間延長申請書には、以下の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1) 地下資源利用者の名称
- 2) ウラン採掘契約の登記番号および登記日
- 3) 採掘期間延長の請求対象となる地下資源鉱区（単数または複数）の記述
- 4) 請求対象となる採掘期間延長の期間。

4. 申請書にはさらに、以下の各号に掲げる書類を添付するものとする。

1) 地下資源利用者が承認した作業プログラムであって、採掘期間延長の場合に地下資源利用者が地下資源鉱区において実施しなければならない作業の規模・内容および実施期限を記載しているようなもの。

2) 地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典が定める鑑定の肯定的な結論を得た鉱床開発プロジェクト文書であって、請求対象となる採掘期間延長の期間内にわたる鉱床開発を規定しているようなもの。

5. 申請書は、それが統轄機関に到着した日から2カ月以内に審査される。申請書を審査した結果により統轄機関は、延長を行う決定を採択するか、あるいは当該延長を拒否する。

6. 以下の各号に該当する場合、統轄機関は採掘期間の延長を拒否する。

- 1) 本条第2項で定める期限を過ぎて申請書が提出された場合
- 2) 本法典で定める要件に申請書が適合していない場合
- 3) 鉱床開発プロジェクト文書が、申請書で請求されているよりも短期の鉱床開発を規定している場合
- 4) 統轄機関からの通知で指定された、ウラン採掘契約の義務違反であって、地下資源利用者が未是正のものがある場合
- 5) ウラン採掘期間を延長する意思が統轄機関にない場合。

採掘期間の延長は、申請書で指定された地下資源鉱区（単数または複数）についてのみ行うものとする。

7. 統轄機関が承認したウラン採掘標準契約書に契約書が適合している場合には、採掘期間を延長するに際し、地下資源利用者と統轄機関との間で、延長を行う決定を採択した日から1カ月以内に、採掘期間の延長と、本条第4項で定められ、契約にその不可分の一部として附属しているような作業プログラムを地下資源利用者が実施すべき義務とについて規定するような、ウラン採掘契約への追加合意を締結するものとする。

8. 統轄機関が承認したウラン採掘標準契約書に契約書が適合していない場合には、採掘期間を延長するに際し、地下資源利用者と統轄機関との間で、延長を行う決定を採択した日から2カ月以内に、ウラン採掘標準契約書に沿って作成した新版のウラン採掘契約を締結するものとする。

9. 契約において20年以上のウラン採掘期間が定められている場合には、採掘期間を延長するに際し、契約の条件を、当該延長の日において有効なカザフスタン共和国の法に適合させるものとする。

第174条 地下資源および環境の保護、ウラン採掘時における地下資源の合理的かつ総合的な利用

1. ウラン採掘を実施するための必要条件は、以下の各号に掲げる通りとする。

- 1) 地下資源の保護
- 2) 地下資源利用の高度先端技術およびグッドプラクティスの適用に基づく、地下資源の合理的かつ経済的な利用
- 3) カザフスタン共和国の環境関連法の要件の遵守。

地下資源利用のグッドプラクティスとは、ウラン採掘事業実施時に用いられるような、国際的に通用している実践例のことであって、合理的であり、安全であり、必要であり、経済的であるようなもののことをいう。

2. 地下資源および環境の保護には、以下の各号に掲げる目的のための、法的・制度的・経済的・技術的その他の諸措置の体系を含むものとする。

1) 住民の生命と健康の保護

2) 自然地形の保存、および損傷した土地その他の地形構造の再生。

3. 地下資源の合理的かつ総合的な利用、およびその保護の分野における要件は、以下の各号に掲げる通りとする。

1) ウラン採掘事業実施の全段階において、地下資源の合理的かつ経済的な利用を保障すること。

2) 地下資源からの有用鉱物抽出の十全性を保障し、抜き掘りを許容しないこと

3) ウランおよび随伴諸成分の埋蔵量を正確に算定すること

4) 飲料水または工業用水の給水に用いられる集水域内および地下帯水層の位置では、産業廃棄物および生活廃棄物の集積を防止すること

5) ウラン鉱床の利用・開発の障害となる洪水・火災その他の自然要因から、地下を保護すること

6) ウランまたはその他の物質・材料の保管や、有害物質および廃棄物の埋設に際し、地下の汚染を防止すること

7) ウラン採掘事業の停止・中止、地下資源利用後の撤収処置、地下資源鉱区の休止保存に係る所定の手順を遵守すること

8) 廃棄物の保管・配置に際し、環境要件および衛生・防疫要件を遵守すること。

4. 地下資源利用者は、地下資源の利用と関連する作業の設計や、ウラン鉱床開発作業の実施に際して、本法典で定めるような、地下資源の合理的かつ総合的な利用と地下資源の保護とに関する要件を遵守しなければならない。

参照：地下資源の合理的かつ総合的な利用に関する統一規則

5. 本法典に準拠して規定された、地下資源の合理的かつ総合的な利用に関する要件に違反した結果として生じる損失の額は、ウラン採掘部門管轄機関により、それが定める手順によって確定されるものとする。

第25章 ウラン採掘の条件

第175条 ウラン採掘の一般条件

1. ウラン採掘を実施するための必要条件は、地下資源利用の高度先端技術およびグッドプラクティスの適用に基づく、地下資源の合理的かつ費用効果の高い利用と、国民の生命の安全および健康を確保することとである。

2. ウランの採掘量は、貴液とともに地上へ汲み上げられたウランから、浸出液とともに地下へ埋め戻されるウランを差し引いて算定するものとする。

第176条 ウラン採掘の条件

1. ウラン採掘事業は、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典が定める鑑定の肯定的な結論を得た試掘プロジェクト文書および（または）鉱床開発プロジェクト文書に沿って実施しなければな

らない。

2. ウラン採掘作業はすべて、文書化の対象とする。

3. ウラン採掘の実施時、地下資源利用者は以下の各号に掲げる事項を行わなければならない。

1) 用いる採掘技術手段の最適性と安全性の確保

2) ウラン埋蔵量のうち採掘分と地下残留分、その処理生成物、および採掘時に生成される生産廃棄物を、正確に算定すること

3) 基準・規格類や、試掘および（または）採掘に用いる手法・方式を遵守すること

4) 採掘廃棄物および処理生成物の保管・配置に際し、環境要件および衛生・防疫要件を充足すること

5) 試掘プロジェクト文書および鉱床開発プロジェクト文書で規定する手順によってウランを抽出すること。

4. 採掘過程で抽出されるウランおよびその他の随伴有用鉱物は、本法典または契約に別段の規定がない限り、地下資源利用者の所有に属するものとする。

5. 鉱物原料の抽出作業との関連で地下浸出法において地上へ汲み上げられた貴液は、ウランおよびその他の随伴有用鉱物をそこから抽出した後の当該貴液が同量だけ地下へ注入される場合には、地下水の採取には含めないものとする。

6. 地下資源利用者は、カザフスタン共和国の水関連法に準拠して特定水利用の許可を得なくても、カザフスタン共和国の環境関連法の要件を遵守するという条件のもとで、地下資源鉱区の範囲内において、地上へ汲み上げられた有用成分を含有する貴液から、ウランおよびその他の随伴有用鉱物の採取を行うことができる。

随伴採取された地下水のその後の利用は、カザフスタン共和国の水関連法および環境関連法に準拠して行うものとする。

第177条 ウラン採掘後の撤収処置

1. ウラン採掘後の撤収処置は、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典が定める鑑定の肯定的な結論を得た採掘後撤収処置プロジェクト文書に沿って実施するものとする。

ウラン採掘後撤収処置作業の実施要件は、ウラン採掘部門管轄機関が承認した、ウラン採掘実施時の休止保存・撤収処置の規則の中で定めるものとする。

2. ウラン採掘後の撤収処置は、以下の各号に掲げる地下資源鉱区において実施する。

1) 本法典第164条第3項第2号および第3号で規定する場合を除く、地下資源利用権が解除された地下資源鉱区

2) 地下資源利用者が国への返還を意図している地下資源鉱区（またはその一部）。

3. 本条第2項第1号の規定に該当する場合、当該地下資源鉱区に係る地下資源利用権を解除された者は、以下の各号に掲げる義務を負う。

1) 地下資源利用権が解除された日から2カ月以内に、本法典に定める鑑定の実施に向けて、ウラン地下資源利用後撤収処置プロジェクト文書を承認し、提示すること

2) ウラン採掘後撤収処置プロジェクト文書で定める期限内に、地下資源鉱区において採掘後の撤収処置を完了すること。

4. ウラン採掘後の撤収処置は、以下の各号に掲げる者が撤収処置調書に署名した日をもって完了したものとする。

- 1) 地下資源利用者、または当該地下資源鉱区の地下資源利用権を解除された者
- 2) 統轄機関の代表者
- 3) 環境保護分野、住民の衛生・防疫厚生分野の各所轄官庁の代表者、および州・共和国直轄都市・首都の地方執行機関の代表者
- 4) 私有または長期土地利用中の土地区画において採掘後の撤収処置を実施する場合には、土地区画の所有者または土地利用者。

この際地下資源利用者、または当該地下資源鉱区の地下資源利用権を解除された者が、採掘後撤収処置作業の実施に当たって撤収処置計画に違反していたことが、撤収処置調書に署名してから10年以内に判明した場合には、当該者は統轄機関との間で合意した期限内に、判明した違反を自費で是正しなければならない。

5. ウラン採掘後撤収処置義務の履行は、銀行預金を抵当として担保される。

6. 採掘後撤収処置義務の履行を担保する抵当物件となる銀行預金は、ウラン採掘計画量に比例する形で試掘プロジェクト文書および鉱床開発プロジェクト文書において決定された金額を入金することにより形成される。

銀行預金への入金額は、ウラン採掘後撤収処置作業の市場価格をもとに試掘プロジェクト文書および鉱床開発プロジェクト文書において決定し、少なくとも3年に1度、開発分析の枠内で算定しなおすものとする。

7. 地下資源利用権の譲渡は、契約条件により作成された抵当銀行預金の権利を移譲（譲渡）するための無条件の根拠となる。

8. 契約を解除する際、地下資源鉱区において実施され、本条第4項で規定する手順により検収された撤収処置作業の価格相当分、統轄機関の同意のもとで、担保額を減額することができる。

9. ウラン採掘事業後の撤収処置実費が担保額を上回る場合には、地下資源利用者は撤収処置作業費用を追加負担しなければならない。撤収処置実費が担保額を下回る場合には、本法典の定めに従う場合を除き、残額は地下資源利用者が保留するものとする。

(表題は2020年6月25日付カザフスタン共和国法第347-VI号により改定)

第178条 ウラン採掘期間中の教育、学術、デジタル化、地域の社会・経済発展分野における地下資源利用者の義務

1. 採掘期間中の2年目より、地下資源利用者は毎年、以下の各号に定める義務を負う。

1) カザフスタン国内の人材教育の資金として、地下資源利用者がウラン採掘期間中に採掘に費やした前年支出実績の1%相当額を、ウラン採掘部門管轄機関および教育部門管轄機関が共同で承認した手順によって拠出すること。

(第1項第2号は2020年6月25日付カザフスタン共和国法第347-VI号により改定)

2) 地下資源利用者がウラン採掘期間中に採掘に費やした前年支出実績の1%相当額を、ウラン採掘部門管轄機関および学術部門管轄機関が共同で承認した手順に則り、科学技術・研究および（または）開発事業のための資金として、ならびに（または）ウラン採掘部門管轄機関が情報化部門管轄機関と共同で承認した手順に則り、ウラン採掘部門のデジタル化事業の資金として拠出すること。

3) 地域の社会・経済発展および地域のインフラ整備のため、ウラン採掘契約によるウラン採掘期間中の前年投資実績の1%相当額を負担すること。

2. 地域の社会・経済発展および地域のインフラ整備のための経費負担には、地域の社会インフラ施設を整備・維持するための地下資源利用者の支出、および、これらの目的のため国家予算へ納付される

資金を含むものとする。

3. 本条第1項にしたがい行われた資金提供のうち所定の最小金額を超える額については、地下資源利用者の当該の義務の翌年履行分に繰り越される。

第179条 ウラン採掘事業実施時の商品、役務およびサービスの調達

(第1項には2019年4月2日付カザフスタン共和国法第241-VI号にしたがって変更が加えられた)

1. ウラン採掘事業実施時の商品、役務およびサービスの調達（請負人によるものを含む）は、以下の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。

- 1) 公開入札
- 2) 同一の供給元から
- 3) 競り下げ方式による公開入札（電子入札）
- 4) 本項で定める手順によらない商品、役務およびサービスの調達。

(本項には19年4月2日付カザフスタン共和国法第241-VI号にしたがって第5号が追加された)

- 5) 商品取引所において

ウラン採掘事業実施時に地下資源利用者が用いる商品、役務およびサービスの調達は、本項第1号、第2号および第3号で定める手順によって行うものとし、地下資源利用事業実施時に用いる商品、役務およびサービスおよびそれらの生産者の登録簿、あるいは、インターネットのカザフスタンセグメント内に存するその他の電子調達システムであって、当該登録簿の運用と同期運用されているようなものを用いなければならないものとする。

(2022年1月1日まで第179条第1項の第3段および第4段は、第277条に掲げる条文を有効とする)

役務およびサービスの取得に係る入札の主催者は、落札者を決定するにあたり、カザフスタンの役務およびサービス生産者の応札価格を20%減額する。カザフスタンの役務およびサービス生産者として認められるのは、カザフスタン共和国の法令にしたがい設立された個人事業主および（または）法人であって、カザフスタン共和国領内に所在地を有し、カザフスタン共和国の住民の就労および人口移動に関する法令にしたがい社内人事異動の一環としてカザフスタン共和国領内で労働業務を行っている経営者、役員、および専門職員を除く総従業員の95%以上をカザフスタン共和国の国民から採用している個人事業主および（または）法人である。

この際、カザフスタン共和国の住民の就労および人口移動に関する法令にしたがい社内人事異動の一環としてカザフスタン共和国領内で労働業務を行っている外国人の経営者、役員、および専門職員の数は、然るべき各々のカテゴリーにおける経営者、役員、および専門職員の総数の50%を超えていてはならない。

ウラン採掘事業実施時に用いる商品、役務およびサービスを、地下資源利用者およびその請負人が調達する際の手順は、ウラン採掘部門管轄機関が定めるものとする。

商品取引所を介した商品の取得は、カザフスタン共和国の商品取引所関連法令にしたがい、取引所商品リストに基づき実施する。取引所商品リストに記載されている商品の年間買付規模が、取引所商品リストが定める商品ロットの最小規模を上回らない場合、地下資源利用者は他の商品買付方法を選択する権利を有する。

ウラン採掘事業実施時に商品、役務およびサービスを調達する際の所定の手順に、地下資源利用者および（または）その請負人が違反した場合には、ウラン採掘契約で規定された責任を地下資源利用者が負うものとする。

2. ウラン採掘に係る電子調達システムを、地下資源利用事業実施時に用いる商品、役務およびサー

ビスおよびそれらの生産者の登録簿の運用と同期運用する際の手順は、ウラン採掘部門管轄機関の承認を受けるものとする。

3. 本条においては、

1) 地下資源利用事業実施時に用いる商品、役務およびサービスおよびそれらの生産者の登録簿とは、地下資源利用事業実施時に用いる商品、役務およびサービスの調達に対する監督・モニタリングと、地下資源利用事業実施時に用いる商品、役務およびサービスの電子調達の実施、およびそれらの一覧の作成を目的とするような国家情報システムのことをいう

2) 電子調達システムとは、商品、役務およびサービスを調達するために調達実施主体（地下資源利用者、または地下資源利用者が授権した者）が使用し、ウラン採掘部門管轄機関が承認した、ウラン採掘事業実施時に商品、役務およびサービスを調達する際の手順に沿って作成、利用されるような、電子情報システムのことをいう。

4. カザフスタン国内のウラン関係人材および生産者に対する支援分野のオペレータが、ウラン採掘部門管轄機関により決定された上で、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

1) 商品、役務およびサービスをカザフスタン国内の生産者から調達し、カザフスタン国内の人材を起用し、カザフスタン国内の人材に教育を行い、科学技術・研究および（または）開発事業の費用を負担する義務、またウラン採掘事業実施時に用いる商品、役務およびサービスを地下資源利用者およびその請負人が調達することに係る義務の、地下資源利用者による履行状況に対するモニタリング

2) ウラン採掘事業実施時に用いる商品、役務およびサービスおよびそれらの生産者の登録簿（ウラン採掘部門管轄機関が定める手順によって、それらを当該登録簿に登録するための評価基準を含む）の作成および運用。

5. カザフスタン国内のウラン関係人材および生産者に対する支援分野のオペレータとは、議決権株式（または持分）の50%以上が国に帰属しており、政府保有株式（または定款資本金に占める持分）の所有権および利用権をウラン採掘部門管轄機関が行使しているような法人のことをいう。

6. 地下資源利用者はウラン採掘部門管轄機関へ、商品、役務およびサービス調達の年次計画（1会計年度分）および中期計画（5会計年度分）を、ウラン採掘部門管轄機関が定める様式および手順によって提出しなければならない。

商品、役務およびサービス調達の年次計画とは、地下資源利用者が作成する文書であって、それが1暦年にわたり計画している商品、役務およびサービスの品目および数量、それらの調達手順および調達期限を定めるようなもののことをいう。

商品、役務およびサービス調達の中期計画とは、地下資源利用者が作成する文書であって、それが5年までの期間にわたり計画している商品、役務およびサービスの品目および数量、それらの調達手順および調達期限を定めるようなもののことをいう。

7. 本条第1項の要件は、以下の各号に掲げる者には適用されない。

1) カザフスタン共和国の政府調達関連法令に準拠して商品、役務およびサービスを調達するような地下資源利用者

2) 地下資源利用権を有する法人であって、議決権株式（または参加持分）の50%以上を直接または間接に国営管理持株会社が保有しているようなもの。

第180条 ウランの試掘・採掘実施時にあたっての地下資源利用者による報告

ウラン採掘契約により地下資源利用者は、以下の各号に掲げる報告書を提出しなければならない。

1) 地質報告書

2) 地質探鉱作業結果・鉱物資源量および鉱物埋蔵量の公開報告義務に関するカザフスタン法典(KAZRC法典)に沿って作成した、有資格者による埋蔵量報告書

3) 契約条件の履行報告書

4) 実施したウラン試掘事業と、その経費に関する報告書

5) 実施したウラン採掘事業と、その経費に関する報告書

6) 人材のローカルコンテンツ比率に関する報告書

7) カザフスタン国内の人材教育費用負担の経費報告書

8) 科学技術事業および研究開発事業の経費報告書

9) ウラン採掘報告書

10) 調達した商品、役務およびサービス、およびそれに占めるローカルコンテンツ量に関する報告書。

11) 地下資源利用者を直接または間接に支配している者および(または)組織の構成に関する報告書。

本条第1号および第2号で規定する各報告書は地下資源調査管轄官庁へ、同機関が承認した手順によって提出するものとする。

本条第3号から第5号までで規定する各報告書は統轄機関へ、同機関が承認した手順によって提出するものとする。

本条第6号から第11号までで規定する各報告書はウラン採掘部門管轄機関へ、同機関が承認した様式および手順によって提出するものとする。

第181条 地下資源利用者によるウラン採掘契約条件違反に対する責任

1. ウラン採掘契約で規定された義務に地下資源利用者が違反した場合につき、以下の各号に掲げる責任を定めるものとする。

1) ウラン採掘契約の定めに該当する場合に、それが定める手順により、それが定める額の違約金を地下資源利用者が支払うこと

2) 本法典第163条の規定に該当する場合に、それが規定する手順により、ウラン採掘契約の効力を統轄機関が一方的に期限前解除すること。

ただし違約金を支払ったからといって、地下資源利用者は当該義務の履行を免除されない。

2. 以下の各号に該当する場合、統轄機関は、ウラン採掘契約の条件に対する違反の事実と、地下資源利用者が所定の期限内に違約金を支払うべき義務、および(または)当該違反を是正すべき義務を、地下資源利用者に書面で通知する。

1) 地下資源利用者がウラン採掘契約で定められた1会計年度内の財務上の義務を、30%未満しか履行していない場合

2) 地表面の破壊を伴うウラン採掘事業を、所定の計画表に沿って担保を提供することなく実施し、または担保額形成の計画表に違反して実施した場合

3) その他、ウラン採掘契約で定められた義務に地下資源利用者が違反した場合。

3. 契約の条件に地下資源利用者が違反した場合の是正期限は、書面による通知を受領した日から、義務の物理的数量に関しては6カ月、本条第2項第1号と第2号で定める義務に関しては3カ月、ウラン採掘契約で規定するその他の義務に関しては1カ月を、それぞれ超えてはならない。

4. 地下資源利用者は違反の事実を、通知書で指定された期限内に是正するとともに、そのことを統轄機関へ、是正を証明する文書を添付の上、書面で伝達しなければならない。

5. 地下資源利用者は、ウラン採掘契約で規定された義務への違反を是正する期限の延長提案書を、

当該延長を行う理由の裏付けとともに、統轄機関へ送付することができる。違反の事実の是正期限延長提案書を審査した結果により統轄機関は、それを受領した日から10営業日以内に、期限延長への同意を地下資源利用者に通知するか、あるいは根拠を添えた当該延長の拒否書を送付する。

6. ウラン採掘契約で規定された義務への違反を、本条第3項で定める期限内に是正することが明らかに不可能な場合、統轄機関は、当該違反を是正することが可能な別の期限を定めることができる。

第26章 ウラン採掘分野のプロジェクト文書

第182条 ウラン採掘部門のプロジェクト文書に関する一般規定

1. ウラン採掘事業実施用のプロジェクト文書とは、試掘計画および鉱床開発プロジェクト文書のことをいう。

2. ウラン採掘部門のプロジェクト文書は、地下資源利用者が契約に基づいて起用するようなプロジェクト組織が作成するものとする。

3. プロジェクト文書の国家鑑定は、カザフスタン共和国鉱床開発中央委員会（以下、中央委員会）により、地質分野および地下資源利用分野の専門知識を有し、評価結果に利害関係を有しない独立専門家を招聘した上で行われる。

参照：2019年1月18日付質問に対する2019年2月1日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第530944号（dialog.egov.kz）「本省にはウラン採掘中央委員会設立の管轄機関としての権限は付与されていない」

4. ウラン採掘部門のプロジェクト文書は、地下資源利用者の承認を受けるものとする。

5. 試掘プロジェクト文書および開発プロジェクト文書では、採掘作業の種別、手法および手順、その実施の概略規模と期限、および利用する技術的解決策を記述するものとする。

6. プロジェクト文書で規定されている、ウラン採掘事業の種別、手順、技術、規模および実施期限を変更する際は、当該の変更、追加を当該プロジェクト文書に対して加えなければならない。

7. 承認済みのプロジェクト文書で定められている物理的指標の承認された数値からの変動が年間20%未満で、鉱床開発の鉱業地質学的条件と技術的条件の変更を伴わないのであれば、上記の変動の開発全期間換算の累計値が、本法典で定める鑑定で肯定的結論を得ている承認済みプロジェクト文書記載の全開発期間にわたる承認済みの設計数値から逸脱してしまう場合でも、承認済みのプロジェクト文書に対する変更および（または）追加工書は作成されないものとする。

プロジェクト文書は、地下資源の合理的かつ総合的な利用に関する統一規則に沿って作成するものとする。

8. プロジェクト文書は、環境および産業安全性に関する国家鑑定の対象となる。

9. 地下資源利用者は3年ごとに、開発プロジェクト文書の指標に沿った設計条件履行状況の分析書を、鑑定のため統轄機関へ送付しなければならない。

第183条 ウラン鉱床開発プロジェクト文書

1. 鉱床開発プロジェクト文書は、本法典で規定する要件に沿って、試掘期間中に作成するものとする。

2. 鉱床開発プロジェクト文書は、埋蔵資源の全開発期間を対象に策定するものとする。

3. 鉱床開発プロジェクト文書には、以下の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1) 有資格者による埋蔵量報告書
- 2) 地下資源の合理的利用および保護を可能にする措置
- 3) ウラン採掘後撤収処置作業実施の期限、条件、および価格に関する情報。
- 4) 鉱床開発の全期間にわたる、年ごとのウラン採掘想定量。

第184条 プロジェクト文書履行状況のモニタリング

1. 地下資源利用者による試掘プロジェクト文書の履行状況に対するモニタリングは、当該プロジェクト文書を作成したプロジェクト機関が年次作成者監査を実施することにより行うものとする。

2. 地下資源利用者による鉱床開発プロジェクト文書の履行状況に対するモニタリングは、以下の各項に掲げる事項を実施することにより行うものとする。

- 1) 当該計画を作成したプロジェクト組織による年次作成者監査。
- 2) 少なくとも3年に1度実施するウラン鉱床開発分析。

参考：2018年9月21日付質問に対するカザフスタン共和国エネルギー大臣の2018年10月5日付回答第516090号（dialog.egov.kz）「地下資源利用者によるウラン鉱床プロジェクトの履行状況に対するモニタリングについて」

3. ウラン鉱床開発の作成者監査および分析の実施要件は、ウラン採掘部門管轄機関が承認した、地下資源の合理的かつ総合的な利用に関する統一規則の中で定めるものとする。

4. 作成者監査の際には、プロジェクト文書監査時に得られる最新の地質情報を用いるものとし、監査の結果は、所定の様式で統轄機関へ提出される年次報告書の形で叙述するものとする。

5. 作成者監査の年次報告書には、以下の各号に掲げる事項を反映させるものとする。

- 1) 技術的諸元の実績値の、設計値への適合状況
- 2) 指標の実績値と設計値とが相違している場合、および（または）プロジェクト文書記載の方策が実現されていない場合には、その理由

3) 鉱床開発プロジェクト文書については、プロジェクト文書記載の方策を実現するとともに、開発システムの開発過程で明らかになった不備を是正することを勧告する文言、および（または）、鉱床開発プロジェクト文書の個別の方策および指標を変更する必要性を明らかにするため、臨時の開発分析を実施すべきことを勧告する文言。

6. プロジェクト組織が作成者監査の枠内でプロジェクト文書の個別指標を、本法典に定める鑑定を実施する必要性なしに小幅（20%未満）修正することが可能な場合については、ウラン採掘部門のプロジェクト文書作成規則により定めるものとし、プロジェクト文書への当該変更および（または）追加は、統轄機関へ送付するものとする。

7. 鉱床開発分析とは、鉱床開発システムを改良する必要性を明らかにするため、開発中の地質学的・地球物理学的・流体力学的その他の諸研究の成果を総合的に検討することをいう。

8. ウラン鉱床開発分析は、地下資源利用者によって起用される、当該活動を行うライセンスを有するプロジェクト機関が実施し、地下資源利用者がそれを所定の方式で統轄機関へ送付するものとする。

9. 鉱床開発の指標の実績値と設計値とが大幅に（20%以上）相違している場合、ウラン鉱床開発分析の結果により、鉱床開発プロジェクト文書に変更を加える必要があるという合理的な結論が得られている場合には、鉱床開発プロジェクト文書の国家鑑定用として本法典に定めた手順によって、中央委員会が分析の結果を審査するものとする。

10. ウラン鉱床開発分析につき中央委員会が肯定的結論を採択した場合には、鉱床開発プロジェクト文書への変更・追加の策定・承認および国家鑑定実施期間（1年を超えてはならないものとする）中

は、当該分析記載の方策および指標を鉱床開発プロジェクト文書記載方策および指標と見なすものとする。

第IX部 固形有用鉱物の探鉱と採掘

第27章 固形有用鉱物の探鉱

第185条 固形有用鉱物の探鉱ライセンス

固形有用鉱物の探鉱ライセンスに基づき、その保有者は、固形有用鉱物の探鉱作業の実施を目的として排他的に地下資源鉱区を利用する権利を取得する。探鉱という概念には、固形有用鉱物の鉱床の探査、および、その後の採掘のための資源量および埋蔵量の評価作業も含まれる。

第186条 固形有用鉱物の探鉱ライセンスの交付対象エリア

1. 固形有用鉱物の探鉱ライセンスは、地下資源国家基金管理プログラムで定められたエリアを対象として交付される。

(第2項は2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号により改定)

2. 以下の場合には、固形有用鉱物の探鉱ライセンスの交付は認められない。

(第186条第2条第1項の効力は2023年1月まで停止される)

1) 本法典の第25条第2項で示されているケース

2) 対象ブロックが、他の者が炭化水素の採掘に関連する作業の実施を目的として利用している地下資源鉱区のエリア内に全面的に位置しており、当該他者の合意がない

3) 対象ブロックが、地下空間の利用に関連する作業の実施を目的として供与された地下区画のエリア内に全面的に位置している

4) 対象ブロックが、他の固形有用鉱物採掘ライセンスに基づき利用されている固形有用鉱物鉱区のエリアと部分的または全面的に重複している

5) 対象ブロックが、固形有用鉱物採掘鉱区のエリア内、または固形有用鉱物採掘ライセンスの交付申請が出されているエリア内に全面的に位置している

6) 対象ブロックが、固形有用鉱物の探鉱または採掘の撤収処置が行われているエリア内に全面的に位置している

7) 対象ブロックが、ウラン採掘鉱区のエリア内に全面的に位置している

(第186条には2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号にしたがって第3項が追加された)

3. 固形有用鉱物探鉱ライセンスは完全なブロックに対するもののほか、以下の不完全な（部分的）ブロックに対しても交付することができる。

1) そのブロックの辺が、本条第2項第2号、第3号、第5号、第6号および第7号に記載のエリア（単数または複数）を全面的に囲んでいる

2) 本条第2項第2号、第3号、第5号、第6号および第7号に記載のエリア（単数または複数）内に部分的に位置しているブロックであって、当該のブロックが他の不完全な（部分的）ブロックまたは完全なブロックと共通の辺を一边でも有しており、かつ、この共通の辺が当該のエリア内に位置していない

3) ブロックが本法典第25条第1項に記載のエリアと部分的に重複している。

炭化水素または固形有用鉱物の採掘作業の実施を目的とした地下資源鉱区のエリアと一部が重複するブロックを採鉱ライセンスに加えることが認められるのは、当該鉱区の地下資源利用者の書面による合意がある場合に限る。

この場合、採鉱鉱区のエリアは、不完全な（部分的）ブロックから成るものも含め、本項第1段落第1号、第2号および第3号に記載されているエリアの境界線に基づいて形成されたものとみなす。採鉱ライセンスに加えられた不完全な（部分的）ブロックを形成する根拠となった事由が消失した場合、当該のブロックは採鉱鉱区のエリアの境界線を確定するうえで、完全なブロックとみなされる。

本項第3段落が定める規則は、本法典第25条第1項に示されているエリアとその一部が重複し、採鉱鉱区のエリアに含まれているブロックには適用しない。当該のブロック内では、本法典第25条第1項が定めるエリアおよび施設に影響を及ぼす類の地下資源利用作業の実施を禁止する。

第187条 固形有用鉱物の採鉱ライセンスの交付申請

1. 固形有用鉱物の採鉱ライセンスの取得を望む者は、統轄機関が定める様式に基づいた申請書を同機関に提出する。

2. 固形有用鉱物の採鉱ライセンスの交付申請書に示されたエリアのブロック数は200を超えてはならない。

3. 申請書には以下の情報が含まれねばならない。

1) 自然人の場合—申請者の姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、居住地、国籍、申請者の本人確認書類に関する情報

法人の場合—申請者の名称、所在地、法人としての国家登記に関する情報（商業登記簿抄本、または申請者が外国の法令に則った法人であることを証明するその他の法的文書）、申請者を直接的または間接的に支配下に置く経営者、法人、自然人、国家および国際機関に関する情報

2) 申請者が採鉱のための利用を希望する地下資源鉱区を構成するブロック（単数または複数）の記述。

申請書に示された採鉱対象エリアに所在するブロックの一部が本法典の186条の第2項に該当する場合には、ライセンス交付の条件を確定するため、当該のブロックの全体を念頭に置いた上で申請の審査が実施される。

4. 申請書には以下の文書を添付する必要がある。

1) 本条の第3項第1号で示された情報の正確性を証明する文書の写し

2) 申請書提出にあたり申請者の代理人の役割を果たす者の全権を証明する文書（申請者が代理人を指名した場合）

3) 申請者が希望する地下資源鉱区において実施することを計画している、採鉱関連作業の種類、手順、方法、期間（年単位で示す）、および、仕事量についての文書での説明

4) 希望する鉱区またはその鉱区の一部で地下資源利用契約に基づき炭化水素資源の採掘作業を実施している者が存在する場合には、固形有用鉱物の採鉱ライセンスの交付に関する同人の承諾

5) 申請者が固形有用鉱物の採鉱にする作業を実施するための資金能力と専門的能力を有していることを証明する文書

6) 申請者が希望する地下資源鉱区のエリアが完全または部分的に居住地域、および居住地域から1,000m以内の隣接エリアと重なる場合には、申請者は本法典の第25条第3項第1号の規定にしたがい地元住民への社会・経済的支援に関する協定

7) 共和国予算法により会計年度ごとに決められる月間算定指標の6倍を超える税金未納額が存在しないことを証明する税務機関の文書（申請書提出日の10暦日前以内に交付されたものでなければならない）。

5. 申請者が探鉱作業を実施するに十分な資金能力を有していることを証明するために、以下に示す文書のうちいずれか1つを提出する必要がある。

1) カザフスタン共和国の第2層銀行のいずれかにおいて申請者が開設した銀行口座の残金とマネーフローを示す文書の写し。当該の写しにより、ライセンス交付申請日に先立つ1カ月の間、申請対象のライセンスで規定された初年度の探鉱作業に必要な必要最低限の規模の資金（残金）が常に申請者の口座に存在することが証明されなければならない

2) 申請者が固形有用鉱物の探鉱に関連する作業を実施するために必要な資金の調達が目的となっていること、さらには、借り入れる資金（調達する資金）の規模が交付予定のライセンスに基づく初年度の探鉱作業に必要な最低限の投資水準を満たすに十分なものであることを証明する、資金借り入れ契約書（資金借り入れの事前合意書）、または、資金調達契約書の写し

3) カザフスタン共和国の監査関連法に基づき作成された、申請者の監査報告書付きの財務報告書。当該の財務報告書は、ライセンス交付申請書提出日の1年前以内に作成されたものでなければならない、さらに、申請者の資産額から負債額を指し引いた数字が、ライセンスで規定された初年度の探鉱作業に必要な最低限の支出水準を上回っていることを証明するものでなければならない

4) 申請者が、ライセンス交付申請書提出日前の1年以内に、統轄機関が定める最低位よりも上の格付けを獲得していることを証明する、カザフスタン共和国の金融市場で認められている格付け機関からのレター。

申請者が相応の資金能力を保有することを証明する文書として、資金借り入れ契約書（資金借り入れの事前合意書）、または、資金調達契約書の写しが提出され、さらに、それらの契約における貸し手が金融機関でない場合には、本項の第1号、第3号または第4号の規定にしたがい当該の貸し手が十分な資金能力を有することを証明する文書を1つ追加で提出する必要がある。

6. 申請者が探鉱作業を実施するに十分な専門的能力を有していることを証明するために、以下に示す文書のうちいずれかを提出する必要がある。

1) 地質学または地球物理学分野の専門家が勤めていることを証明する文書、または、当該分野の専門家との間で締結したサービス提供契約の写し

2) 本項の第1号で示された専門家のうちのいずれか1人が勤務している申請者に探鉱ライセンスを交付する場合には、その申請者が請負業者との間で締結したサービス提供契約の写しまたは本法典の第6章の規定にしたがい申請者が指名するオペレータとの間で取り交わした契約書の写し。

申請者に専門的能力が存在することを証明する文書として、請負業者との間のサービス提供契約の写し、または、本法典の第6部の規定にしたがい申請者が指名するオペレータとの契約の写しを提出する際には、契約相手である請負業者（オペレータ）において本項の第1号で示された専門家のうちのいずれか1人が勤務していることを証明する文書、または、当該の専門家との間で締結されたサービス提供契約書の写しを申請書に追加で添付することが必要となる。

7. 申請書に添付される文書の写しは、公証人により証明されたものでなければならない。

8. 申請書は、カザフ語のものとロシア語のものが提出されなければならない。申請書に添付される文書も、カザフ語のものとロシア語のものが必要となる。申請書に添付された文書が外国語で書かれたものである場合には、カザフ語とロシア語に翻訳する必要がある、その翻訳の正確性が公証人により証明されていなければならない。

9. 申請書が統轄機関に提出された日時が申請書提出時と認識され、登録される。

10. 提出された申請書に関する情報は、提出後2日以内に統轄機関のインターネット・サイトで公開されるが、そこには以下に示すデータが必ず含まれていなければならない。

- 1) 申請者の姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、または、申請者の名称
- 2) 申請者が利用を希望する鉱区を特定するブロック（単数または複数）コード
- 3) 申請書の提出日時。

第188条 固形有用鉱物探鉱ライセンス交付申請書の審査

1. 統轄機関は申請書が届いてから10営業日以内にその審査を実施し、ライセンスを交付するか、あるいは、その交付を拒否する。

(第2項は2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号により改定)

2. 申請書に示されたエリアに本法典の第186条第2項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号および第7号に示されたブロック、または申請対象エリアの他のブロックと共通の辺を持たないブロックが含まれる場合、そのブロックはライセンスの対象外となり、統轄機関はその事実を申請者に通知しなければならない。申請者は、当該の通知受領後5営業日以内に、申請対象となっているブロックの一部またはすべてにつき辞退する権利を有している。この期限が過ぎた時点で申請者がすべてのブロックまたは一部のブロックから辞退の意向を示していなかった場合には、本項の規定を考慮した上で審査が実施される。

申請書に記載された1つないし複数の不完全な(部分的)ブロックで、本法典第186条第3項第1号、第2号および第3号が定める要件を満たさないものに関しても、本条第1段落の規定にしたがい、当該のブロック（単数または複数）をライセンスに加えないこととする。

3. 本条の第2項で示されているケースでは、申請書に示されたブロックのうち、ライセンスに含めることができないブロック、ならびに、申請者が辞退したブロックを除いた部分につき審査が実施される。

4. 本条の第2項と第3項の規定を適用した結果、複数のブロックが、本法典の第19条第2項の条件を満たす2つまたはそれ以上の数の別々のライセンス供与対象鉱区を形成することになった場合には、統轄機関はそれらの鉱区に関し別々のライセンスを交付する。その際、申請者からライセンス交付手数料が追加で徴収されることはない。

本項の第1段落で示されたどのブロックとも接することのないブロックは、統轄機関がライセンス交付申請書を審査する際に考慮の対象外とされる。

5. ライセンス交付申請書に示されたブロックが不完全なものである場合、そのようなブロックは、本章の規定と矛盾しない場合にのみ交付されるライセンスの対象となる。

交付された探鉱ライセンスに不完全なブロックが含まれている場合には、本章の目的に沿い、当該のブロックは完全なものとみなされる。

6. 固形有用鉱物探鉱ライセンス交付申請書の提出と審査の手順は、統轄機関により決定される。

第189条 同一のブロックを対象とする複数の固形有用鉱物探鉱ライセンス交付申請書の審査の際の優先順位

1. 同一のブロックを対象とする複数の固形有用鉱物探鉱ライセンス交付申請書の審査は、統轄機関により提出順にしたがい実施される。

2. 先に提出された申請書を却下することが決定した場合にのみ、次の順番の申請書の審査が行われる。

統轄機関は、先行する順番の申請者に対し申請却下の通知を行ってから10営業日が経過した後に、次の申請書の審査に着手する。

申請却下の決定に関し裁判所に異議が申し立てられた場合、統轄機関は、当該の異議に関する裁判所の決定が発効した後に、次の申請書の審査に関する決定を採択する。

3. 先行する申請書に対するライセンスの交付が決定した後に提出された固形有用鉱物探鉱ライセンス交付申請書は却下される。

参照：2018年5月11日付カザフスタン共和国投資・発展大臣指令第316号「優先順位が同一である申請者間での競売の実施規則の承認について」

第190条 固形有用鉱物探鉱ライセンスの交付の拒否

1. 統轄機関は、以下に示す複数の根拠のうちのいずれか1つが存在すればライセンスの交付を拒否する。

1) 申請書またはその添付書類が、本法典の要求を満たしていない

2) 本法典が要求する書類が添付されていない

3) 申請書提出前の1暦年の間に、申請者、申請者を間接的あるいは直接的に支配下に置いている者、または、申請者の支配下にある者が保有する、申請対象となっている地下資源鉱区と部分的または完全に重なるエリアを対象とする固形有用鉱物探鉱ライセンスあるいは採掘ライセンスを本法典が示す根拠に基づき統轄機関がはく奪したことがある

4) 申請対象のエリアが、本法典の第186条第2項で示されているエリアおよび（または）ブロックに完全に相当する

5) 申請書提出前の1暦年の間に申請者、または、申請者を直接的あるいは間接的に支配下に置く者か申請者の支配下にある者のいずれかが、申請対象となっているエリアまたはその一部の取得を辞退したことがある

6) ライセンスの交付が、国の安全保障に対する脅威、または、地下資源利用権の一極集中につながると判断される

7) 申請対象となっている鉱区のエリアの面積が上限値を上回る、あるいは、当該のエリアが本法典に定める要求を満たしていない

8) 申請書提出前の5年の間に、申請者、または、申請者を直接的あるいは間接的に支配下に置く者か申請者の支配下にある者のいずれかが、自らが利用権を保有していた地下資源鉱区での地下資源利用作業後の撤収処置を行っていない、または、定められた通りに撤収処置を実施していない。

2. ライセンス交付拒否の通知は書面で行われ、そこには拒否の根拠が示されなければならない。

本条の第1項第6号にしたがいライセンスの交付を拒否する場合には、通知の際に拒否の根拠は示されない。

3. 申請者は、ライセンス交付拒否の通知受領後10暦日以内に、カザフスタン共和国法に則り、当該の決定に対する異議を申し立てることができる。

4. ライセンス交付の拒否が、当該の申請者から再度申請を行う権利を奪うことはない。

第191条 固形有用鉱物探鉱ライセンスの内容

固形有用鉱物探鉱ライセンスには、本法典第31条で示された情報と条件の他に、以下に示す地下資源利用の条件が示されていなければならない。

1) カザフスタン共和国の税法で定められた手順と金額でサインボーナスと土地区画利用料（賃貸

料)を支払う義務

2) 固形有用鉱物の探鉱作業に毎年必要最低限の支出を行う義務

3) 義務の不履行を受けライセンスをはく奪する際の根拠。

第192条 固形有用鉱物の毎年の探鉱作業に必要となる最低限の支出

1. 固形有用鉱物の探鉱ライセンスを保有する地下資源利用者は、本条で定められる毎年の探鉱作業に必要となる最低限の支出に関する要求を遵守する義務を負う。

2. 毎年の探鉱作業に必要となる最低限の支出額は、以下のように定められる。

1) 探鉱の初年度から3年目までの3年間の各年につき

探鉱ライセンスに基づき1つのブロックで作業を行う場合は月間算定指標の1,200倍

探鉱ライセンスに基づき2～5のブロックで作業を行う場合は月間算定指標の1,800倍

探鉱ライセンスに基づき6～10のブロックで作業を行う場合は月間算定指標の2,300倍

探鉱ライセンスに基づき10を超える数のブロックで作業を行う場合は、超過する1ブロックにつき月間算定指標の120倍に相当する額を追加で納付する必要がある

2) 探鉱の4年目から6年目の3年間の各年につき

探鉱ライセンスに基づき1つのブロックで作業を行う場合は月間算定指標の1,200倍

探鉱ライセンスに基づき2～5のブロックで作業を行う場合は月間算定指標の2,300倍

探鉱ライセンスに基づき6～10のブロックで作業を行う場合は月間算定指標の3,500倍

探鉱ライセンスに基づき10を超える数のブロックで作業を行う場合は、超過する1ブロックにつき月間算定指標の180倍に相当する額を追加で納付する必要がある

3) 探鉱の7年目から8年目の2年間の各年につき：

探鉱ライセンスに基づき1つのブロックで作業を行う場合は月間算定指標の1,800倍

探鉱ライセンスに基づき2～5のブロックで作業を行う場合は月間算定指標の3,500倍

探鉱ライセンスに基づき6～10のブロックで作業を行う場合は月間算定指標の5,800倍

探鉱ライセンスに基づき10を超える数のブロックで作業を行う場合は、超過する1ブロックにつき月間算定指標の230倍に相当する額を追加で納付する必要がある

4) 探鉱の9年目から10年目の2年間の各年につき：

探鉱ライセンスに基づき1つのブロックで作業を行う場合は月間算定指標の2,300倍

探鉱ライセンスに基づき2～5のブロックで作業を行う場合は月間算定指標の5,800倍

探鉱ライセンスに基づき6～10のブロックで作業を行う場合は月間算定指標の8,000倍

探鉱ライセンスに基づき10を超える数のブロックで作業を行う場合は、超過する1ブロックにつき月間算定指標の350倍に相当する額を追加で納付する必要がある。

5) 探鉱開始後11年目以降の各年につき：

探鉱ライセンスに基づき1つのブロックで作業を行う場合は月間算定指標の3,500倍

探鉱ライセンスに基づき2～5のブロックで作業を行う場合は月間算定指標の8,000倍

探鉱ライセンスに基づき6～10のブロックで作業を行う場合は月間算定指標の1万1,500倍

探鉱ライセンスに基づき10を超える数のブロックで作業を行う場合は、超過する1ブロックにつき月間算定指標の460倍に相当する額を追加で納付する必要がある

3. 最終の探鉱期間が1年未満の場合、最低限の支出額は当該年の探鉱が行われた総月数に応じて

算定される。

4. 探鉱期間中の任意の年の途中で探鉱エリアおよび当該の地下資源鉱区を返却する場合、最低限の支出額はその年に行われた探鉱の総月数に応じて算定される。

5. 断片的ブロック（単数または複数）が構成に含まれる地下資源鉱区の探鉱ライセンスを供与する場合、探鉱作業に必要な最低限の支出額は、断片的ブロック（単数または複数）が構成に含まれる地下資源鉱区に全体が含まれるブロック（単数または複数）に合わせて算定される。

6. 探鉱作業に必要な最低限の支出額は、共和国予算法により当該会計年度を対象に定められた月間算定指標の1月1日時点での数値に基づき算定される。探鉱作業に必要な最低限の支出額に含まれるのは、探鉱鉱区で発生した支出だけである。

7. 探鉱鉱区で地下資源利用者が行う以下に示す種類の作業のための支出はいずれも、ライセンスに基づく固形有用鉱物の探査作業のための支出とみなされる。

1) 地質調査作業：地質図の作成、地質試料採取、掘削、ボーリングコアの文書での説明、ノンコアボーリングで得られた地質試料の文書での説明、地質データの統合と処理、岩石学、地質調査プログラムのプランニング、地質調査作業に関連する報告書の作成

2) 地球化学関連作業：地球化学関連試料の採取、および地球化学関連データの分析、処理、統合

3) 地表地質調査と航空測量を含む地球物理学関連作業：地球物理学的調査、地球物理学関連のフィールドワーク、地球物理学関連データの処理とその統合

4) リモートセンシング：航空写真の撮影、衛星写真の撮影、リモートセンシング技術による再現、画像の解析、写真の処理とその統合

5) 工学測量作業：測量関連作業と土地整備作業、測地網の構築、座標線、それらの交差点、鉱区の境界線等の明確化

6) コアボーリング：ダイヤモンドビットを使用した掘削、アクセス路と掘削用サイトの整備

7) ノンコアボーリング：掘削のための費用、アクセス路と掘削用サイトの整備のための作業

8) 溝、トレンチ、ピットおよびその他の探鉱作業用の坑道の建設設備機器のレンタル料を含めた坑道建設のための費用

9) 現場作業グループ用資機材：探鉱作業に必要な装具、作業グループ用の消耗品と食料、設備・機器レンタル料、燃料・潤滑油、直接探鉱用設備・機器の減価償却、非正規スタッフへの給料の支払い

10) 計画・設計作業および図面作成作業：図面作成および計画・設計作業用の設備機器、消耗品、図面作成および計画・設計作業に従事するスタッフの労賃

11) 輸送：探鉱鉱区で実施される固形有用鉱物の地質調査作業に直接的に関係する輸送関連費用

12) 野営地の設営に関連する作業：地質調査用の野営地の設営とその維持、食料と生活必需品の調達、輸送、ヘリコプター輸送サービスの料金

13) 環境の状況に関する調査

14) 探鉱の継続または発見された固形有用鉱物鉱床の開発に関するFSの実施

15) 探鉱作業後の撤収処置、損傷した土地の再生

16) 当該のライセンスに基づき探鉱を実施するためのプロジェクト文書の作成

17) 固形有用鉱物の加工（精製）技術の選定を目的とする調査。

8. 管理・運営、帳簿作成、研究・調査、人材育成等に係る費用もライセンスに基づく探鉱作業関連の支出に含めることが可能となる。

ただし、探鉱に関わる費用の算定にあたり、列挙した上記作業に関連する支出額の合計が、地下資源

利用者が申告する定期報告書に示された総支出額の20%を超えることがあってはならない。

9. 以下に示す作業に関連する支出は、探鉱に関わる費用に含めることができない。

- 1) 現地での探鉱鉱区の境界線を示す標識および測量標識の設置（土地整備作業も含む）
- 2) 地下資源利用権の取得（取得に関わる諸経費も含む）
- 3) ライセンスを保有する探鉱鉱区と直接的な関係を有さない研究・調査作業
- 4) 土地区画の所有者および利用者に対する損失補填。

10. 本条で規定された探鉱に拠出されるべき最低支出額に関連する義務が履行されなかった場合、当該報告年度終了後4カ月以内に、地下資源利用者は不足分の資金を拠出しその旨を統轄機関に報告しなければならない。

本項の規定に基づき地下資源利用者が行った拠出は、現行の報告年度の支出には含まれない。

参照：2019年11月21日付質問に対する2019年11月29日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第581775号「土地区画利用の賃借料を固形有用鉱物に関する作業の費用に分類することについて」

第193条 固形有用鉱物探鉱ライセンスの有効期間

1. 交付される固形有用鉱物探鉱ライセンスの有効期間は、連続する6年間となる。

2. 地下資源利用者からの申請にしたがい、固形有用鉱物探鉱ライセンスの有効期間は1度のみ、最大で連続する5年間延長することが可能となる。

3. 当該の探鉱ライセンスが10またはそれ以上の数のブロックを対象としている場合、ライセンス交付の鉱区エリアに含まれる対象となっているブロックの総数の40%以上に相当する鉱区エリア部分に対する権利を地下資源利用者が放棄した場合においてのみ有効期間の延長が認められる。ただし、地下資源利用者が固形有用鉱物探掘ライセンスの取得を申請しているエリアに含まれるブロックは、当該の総数には含まれない。

4. 有効期間延長申請書は、ライセンス発効後6年目の1年間に所定の様式にしたがい作成され統轄機関に提出される。申請書の審査は、統轄機関にそれが提出された日から15営業日以内に実施されなければならない。申請書の審査中に探鉱ライセンスの有効期間が切れる場合、審査終了まで当該ライセンスは有効とみなされる。探鉱ライセンスの延長期間は、当該ライセンス発効後6年を経過した日の翌日から起算される。

5. 以下に示すケースでは探鉱ライセンスの延長は認められない。

- 1) 延長希望期間が、本条の2項に適合していない場合
- 2) 本条第4項で示された延長申請書の提出期限が守られていない場合
- 3) 延長申請日に先立つ報告期間において地下資源利用者が土地区画利用料（賃貸料）の支払い、および探鉱への最低支出額に関する探鉱ライセンスの条件に違反しそれが是正されていない場合
- 4) 本条第3項で示された条件が守られていない場合。

第194条 固形有用鉱物の探鉱に関連する作業の実施手順

1. 地下資源利用者は、環境・産業安全性に関する要求を遵守した上で、固形有用鉱物の探鉱に関連するあらゆる種類の作業を探鉱計画にしたがい探鉱鉱区内において実施する権利を有する。

2. 固形有用鉱物に関する作業はすべて文書化する必要がある。当該の文書には、地下資源の正確な調査に必要となる作業に関する情報すべてが反映されなければならない。

3. 探鉱に関連する作業の実施にあたり地下資源利用者は以下を保障する義務を負う。

1) 探鉱の過程で得られたすべての地質学関連一次情報（そこには、ラボでの調査・分析データも含まれる）の正確性と保全

2) 地質調査関連書類（試料採取計画、地質図およびそこに添付される断面図、鉱体およびゾーンの輪郭を示す図、坑道図を含む）の適時作成とその質の高さ

4. 探鉱の際には必ず水文地質学的調査を実施する必要がある。地下資源利用者は、発見された鉱化作用源を評価し、その水文地質学上の性格を特定する義務を負う。その際、地下資源利用者は地下水の物理的・化学的特性を明示しなければならない。

5. 探鉱鉱区での試掘を目的とする剝土作業の実施は、固形有用鉱物の鉱化作用が発見された場合にのみ認められる。鉱化作用を発見し、その発見場所で試掘のための剝土作業を実施することを計画している地下資源利用者は、地下資源調査管轄機関に対し当該作業の開始に関する報告を行わねばならない。

当該の報告には以下の情報が含まれねばならない。

1) 発見された固形有用鉱物に関する情報（固形有用鉱物の種類、発見された鉱化作用の外形およびその他の特性）

2) 計画されている剝土作業の対象となるエリア、作業の規模、作業の実施時期。

6. 地下資源利用者は、探鉱鉱区において固定資産となる建造物を建設する権利を持たない。同様に、鉱物の加工（精製）に伴う人為生成鉱物を集積する権利も持たない。

7. 探鉱鉱区内での1,000m³を超える量の岩盤の採掘および（あるいは）土壌の移動は、地下資源利用者が申請を行い固形有用鉱物部門管轄機関の許可を得た上で実施されなければならない。

申請書には超過量が明記されなければならない。

申請書には、固形有用鉱物資源量評価のための岩盤の採掘および（あるいは）土壌移動量の超過量の根拠を示す有資格者の説明書が添付されなければならない。

固形有用鉱物部門管轄機関は申請書受理後10日以内に、作業許可証を交付するか否かについての決定を下さなければならない。申請書およびその添付書類が本項の要求を満たしていない場合には、許可証は交付されない。

固形有用鉱物部門管轄機関に追加の岩盤の採取および（あるいは）土壌の移動に関連する作業後の撤収処置のための担保金を納付するという条件を守った場合にのみ、地下資源利用者は1,000m³を超える量の岩盤の採掘および（あるいは）土壌の移動に着手することができる。

固形有用鉱物の探鉱の際に地下資源利用者により採掘された有用鉱物およびその他の鉱石は、地下資源利用者の所有物とみなされる。

8. 本法典においては、地質探鉱作業結果・鉱物資源量および鉱物埋蔵量の公開報告義務に関するカザフスタン法典（KAZRC法典）に示されている専門機関のメンバーである自然人が、同機関の規則にしたがい、有資格者とされる。

同様に、KAZRC法典の枠内では、本項の第1段落で示されたカザフスタンの専門機関により認定されている外国の専門機関のメンバーである自然人を有資格者とすることもできる。

第195条 固形有用鉱物の探鉱に関連する作業実施に伴う地下資源利用者の報告

1. 固形有用鉱物探鉱ライセンスの規定にしたがい地下資源利用者は以下に示す報告を定期的に行う義務を負う。

1) ライセンスで課せられた義務の履行状況に関する報告

2) 取得した商品、役務、サービスとそれらにおけるローカルコンテンツ率に関する報告

3) 地下資源利用者を直接的または間接的に支配下に置く者および(または)組織の構成に関する報告

4) 地質学的報告。

2. 毎年4月30日までに、前年度の年次報告書を提出しなければならない。

活動年が1暦年に達しない場合には、実際に地下資源利用が実施された期間についての報告が行われる。

ライセンスの有効期間の最終年が1暦年に満たない場合、その最終年の年次報告は当該期間終了日から2カ月以内に提出されなければならない。

参照:2019年11月25日付質問に対する2019年12月9日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第582292号「固形有用鉱物探鉱ライセンス有効期間の算定について」

3. 本条の第1項第1号で示された報告は、統轄機関が定める手順にしたがい同機関に提出される。

ライセンスで規定された義務の履行状況に関する報告に示された、探鉱鉱区関連の支出に関する情報に関しては、カザフスタン共和国法「監査業務について」にしたがい監査を受けることが必要となる。

当該の情報が別途監査済みの財務報告書に示されている場合は、監査を受けたものとみなされる。

本条の第1項の第2号、第3号で示されている報告は、固形有用鉱物部門管轄機関が定める手順にしたがい当該機関に提出される。

本条の第1項の第4号に示されている地質学的報告は、地下資源調査管轄機関が定める手順にしたがい当該機関に提出される。

ライセンス失効の際、その保有者は失効日から3カ月以内に地下資源利用管轄機関に、鉱区での地質調査作業結果に関する最終報告書を提出しなければならない。

地質学的報告は、一次地質情報に立脚したもので、地質の状態や、地質に関する研究、試験および調査や掘削、土壌、鉱石、地下水、鉱物の試料採集と試験の結果に関するデータを含むものとする。

第196条 探鉱計画

1. 固形有用鉱物の探鉱に関する作業を実施するにあたってのプロジェクト文書の役割を果たすが、探鉱計画である。

2. 探鉱計画は地下資源利用者により作成、承認される。

探鉱計画承認後、地下資源利用者はその写しを固形有用鉱物部門管轄機関に提出する。

参照:2019年11月27日付質問に対する2019年11月29日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第582649号「地下資源利用者は2つ以上のライセンスについて単一の固形有効鉱物探査計画を作成する権利を有するか」

カザフスタン共和国の環境関連法にしたがい探鉱計画が環境鑑定を受ける必要がある場合、地下資源利用者は国家環境鑑定で肯定的結論を得た後に探鉱計画の写しを固形有用鉱物部門管轄機関に提出する。

探鉱計画の写しを固形有用鉱物部門管轄機関に提出した後はじめて、地下資源利用者は固形有用鉱物の探鉱に関連する作業に着手できる。

固形有用鉱物部門管轄機関に提出された探鉱計画に示されていない探鉱関連の作業を実施することは禁じられている。

3. 探鉱計画では、固形有用鉱物探鉱作業の種類、実施方法、実施手順に関する説明と、計画が承認された日を起点とする連続する3年間、または、固形有用鉱物探鉱作業の種類、実施方法、実施手順に

関わる変更が為された日を起点とする連続する3年間に行われることになっている作業の大体の量とタイムスケジュールの説明が為されていなければならない。

計画に示される固形有用鉱物の探鉱に関連する作業の構成、種類、実施方法、実施手順、作業の大体の量とタイムスケジュールは、承認された探鉱計画作成マニュアルにしたがい地下資源利用者が独自に決定する。

探鉱計画作成マニュアルは、固形有用鉱物部門管轄機関が環境保護部門管轄機関と共同で作成し承認する。

探鉱計画作成マニュアルでその必要性が定められている場合には、探鉱計画に環境への影響の評価という項目を含めねばならない。

4. 計画されている探鉱関連作業の種類、実施方法および（または）実施手順、さらには、作業量と作業のタイムスケジュールに変更が加えられた場合、地下資源利用者は探鉱計画に相応の変更を加え、変更済みの計画を固形有用鉱物部門管轄機関に提出する義務を負う。

カザフスタン共和国の環境関連法にしたがい上記変更に関し国家環境鑑定を必要とする場合、地下資源利用者は国家環境鑑定で肯定的結論を得た後に、固形有用鉱物部門管轄機関に変更済みの探鉱計画を提出しなければならない。

第197条 固形有用鉱物の探鉱関連作業後の撤収処置

固形有用鉱物の探鉱関連作業後の撤収処置は、カザフスタン共和国土地法典にしたがい損傷した土地を再生するという形で実施される。

ライセンスにより供与された排他的探鉱権に基づく固形有用鉱物の採掘を目的として供与された地下資源鉱区における固形有用鉱物の探鉱関連作業後の撤収処置に関わる義務は、採掘関連作業後の撤収処置義務の範疇に含まれる。

2. 当該の探鉱鉱区での地下資源利用権が解除された者は、固形有用鉱物の探鉱ライセンスの失効日から6カ月以内に当該の探鉱鉱区において探鉱関連作業後の撤収処置を完遂させる義務を負う。

天候および（または）自然・気象条件の影響で撤収処置の実施が不可能または極めて困難な場合、上記の者からの申請があれば、固形有用鉱物部門管轄機関は本項の第1段落で示された探鉱関連作業後の撤収処置の完遂期限を最大で6カ月延長する。

3. 本法典の第199条にしたがい地下資源利用者が鉱区の一部の利用権を放棄した場合、当該の鉱区部分での固形有用鉱物の探鉱関連作業後の撤収処置は権利を放棄する前に完遂されなければならない。

4. 自らが権利を放棄した鉱区または鉱区の一部において地下資源利用者が固形有用鉱物探鉱作業を実施していなかった場合、または、作業が地表面（水域の底）にダメージを与えない形で実施されていた場合、当該の探鉱鉱区または当該の探鉱鉱区の一部において撤収処置作業を実施する必要はない。

上記ケースでは、当該の鉱区（鉱区の一部）での撤収処置作業が不必要であることを証明する調査証書が作成され、本条の5項で示される者がその調書に署名する。

5. 当該の探鉱鉱区を利用する権利が解除された地下資源利用者、固形有用鉱物部門管轄機関の代表者、および、州、共和国直轄都市、首都、州直轄都市、地区の執行機関の代表者が撤収処置完了書に署名をした日を、探鉱関連作業後の撤収処置の完了日とみなす。探鉱後の撤収処置作業が私有地または恒常的もしくは一時的に有償貸与されている土地で実施された場合、土地所有者または土地利用者も撤収処置完了書に署名する必要がある。

6. 探鉱関連作業後の撤収処置完了書への署名は、地下資源利用権を今後別の人々に供与することを目的として地下資源国家基金の統一台帳へ然るべき情報を記入する根拠となる。

参照:2019年10月11日付質問に対する2019年10月16日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第574735号「固形有用鉱物の探鉱および採掘作業が実施されていた契約エリアの一部返還について」

第198条 固形有用鉱物探鉱関連作業後の撤収処置に関する義務履行の担保

1. 固形有用鉱物部門管轄機関に対し探鉱作業後の撤収処置に関する義務の履行を担保した場合にのみ、地下資源利用者は当該鉱区において固形有用鉱物の探鉱を開始することができる。

2. 探鉱作業後の撤収処置に関する義務履行の担保は、預金を担保とする、保証金を納付する、ならびに（あるいは）、保険契約を結ぶ、という形で提供される。

3. 保証金の総額は、固形有用鉱物の探鉱の実施エリアを構成するブロックの数と、当該会計年度を対象に共和国予算法で定められる月間算定指標をベースとして決定される。1つのブロックの保証金の額は、固形有用鉱物部門管轄機関が自ら承認する手順に基づき決定する。

地下資源利用者が探鉱鉱区の一部の権利を放棄しそこにおいて探鉱関連作業後の撤収処置を完了させている場合、申請者の要請があれば、本項で示されている保証金の額をその分だけ減らす必要がある。固形有用鉱物部門管轄機関は、地下資源利用者からの申請受理後5営業日以内に、保証を行う者に対し保証金の減額に関する通知を行う。

4. 本法典の第194条第7項で規定されている状況が生じた場合、地下資源利用者は、探鉱関連作業後の撤収処置に関連する保証金を追加で納付する義務を負う。追加の保証金の額は、本法典の第219条の規定にしたがい決定される。

第199条 固形有用鉱物探鉱鉱区に対する権利の放棄

1. 固形有用鉱物探鉱ライセンスの有効期間中、地下資源利用者は書簡でその旨を統轄機関に伝えることにより随時、固形有用鉱物探鉱鉱区のすべて、または、その一部につき利用権を放棄することができる。

本項で規定される探鉱鉱区の一部の利用権の放棄は、探鉱鉱区のエリアに関する要求を遵守した上で、ブロック単位で行われる。

2. 探鉱鉱区の一部の利用権の放棄に関する申請書には、探鉱ライセンスの対象エリアから外れることになるブロック（単数または複数）が明示されなければならない。

申請書には、鉱区中のライセンス対象から外される部分についての探鉱関連作業撤収処置完了証書、あるいは鉱区中のライセンスの対象から外される部分についての、本法典の第197条第4項で規定されている調査証書が添付されなければならない。

3. 鉱区の一部につき権利を放棄する場合には、探鉱ライセンスは再交付される。

第200条 固形有用鉱物探鉱ライセンスのはく奪とその手順

1. 以下に示す根拠のうちの1つが存在する場合、当該の固形有用鉱物探鉱ライセンスは統轄機関によってはく奪される。

1) 本法典第44条第1項で規定された、国家安全保障に脅威をもたらす違反を犯した場合

2) 本法典第191条で規定された固形有用鉱物探査ライセンスの条件に違反した場合

2. 違反が発覚した場合、統轄機関はその旨を書簡にて地下資源利用者に通知する。

3. 本条第1項第1号で示された状況が生じた場合、1年以内に違反前の原状を回復するという形で違反を是正する必要がある。原状回復が困難な場合は、統轄機関の許可を得て地下資源利用権関連資産の移転に関するその他の作業を完遂するという形で違反の是正を実施しなければならない。

本条第1項第2号で示された違反を犯した場合、地下資源利用者は統轄機関から通知を受け取った日から3カ月以内に違反を是正する義務を負う。

地下資源利用者は本項で示された期限内に、違反是正を証明する書類を添付した上で、違反是正作業完了報告を書面で統轄機関に対し行わねばならない。

定められた期限内に違反が是正されなかった場合、統轄機関は本条の第4項の規定にしたがいライセンスをはく奪する。

4. 統轄機関によるライセンスのはく奪は、地下資源利用者に対しライセンスをはく奪の通知を書面にて行うという形で実施される。

地下資源利用者がライセンスをはく奪の通知受領後3カ月後にライセンスは失効する。

5. 地下資源利用者には、ライセンスをはく奪の通知受領後15日以内にカザフスタン共和国の法律が定める手順にしたがい異議を申し立てる権利が与えられている。異議申し立てが行われた場合、本条第4項で示された期限は、当該の異議申し立てに対して下された決定が発効するまで延長される。

6. ライセンスをはく奪の根拠となる義務の未履行または不完全な履行が不可抗力により生じたものである場合、すなわち、その原因が現行の条件下では回避不可能な非常事態（自然災害、軍事行動等）にある場合、ライセンスのはく奪は認められない。地下資源利用者における必要な技術および（または）資金の欠如、市場における必要な商品、役務、サービスの欠如、さらには、行政からの懲罰金の賦課は、不可抗力とはみなされない。

7. 本条の規定によりライセンスを喪失した者は、即座に地下資源利用関連作業を停止し、本法典で定められた期限内に探鉱作業後の撤収処置に着手しなければならない。

8. 固形有用鉱物探鉱ライセンスのはく奪は、地下資源国家基金統一台帳に当該の鉱区の情報を記載する根拠となる。

第201条 固形有用鉱物の探掘ライセンスと地下空間利用ライセンスの排他的取得権

1. 境界を接する複数の地下資源鉱区（隣接鉱区）に関する固形有用鉱物探鉱のライセンスを1つまたは複数保有する者は、以下の排他的権利を有する。

1) 固形有用鉱物資源量および埋蔵量評価報告書によって固形有用鉱物の資源量および埋蔵量が確認されている固形有用鉱物鉱床が発見された場合、探鉱区（隣接探鉱鉱区）内に位置する地下資源鉱区における固形有用鉱物探掘ライセンス（単数または複数）の取得

2) 遍在有用鉱物資源量および埋蔵量評価報告書によって遍在有用鉱物の資源量および埋蔵量が確認されている遍在有用鉱物鉱床が発見された場合、探鉱区（隣接探鉱鉱区）内に位置する地下資源鉱区における遍在有用鉱物探掘ライセンス（単数または複数）の取得

3) 有用鉱物鉱床が存在しないか、地質探鉱作業報告書によって確認される有用鉱物資源量が微小である場合、地下空間利用ライセンスの取得。

2. 上記排他的権利は探鉱ライセンス（単数または複数）の有効期間内であればいつでも行使できる。

3. 探鉱ライセンス（単数または複数）が失効した時点で地下資源利用者は上記排他的権利を喪失する。

4. 統轄機関、地下資源調査管轄機関、または、州、共和国直轄都市、首都の執行機関に、固形有用鉱物探掘ライセンス、地下空間利用ライセンス、または、遍在有用鉱物探掘ライセンスそれぞれの優先的交付に関する申請を行うことにより、地下資源利用者は排他的権利を行使することが可能となる。

申請書の審査と当該のライセンスの交付は、本法典の規定にしたがい実施される。

5. 探鉱ライセンスの対象エリア内の地下資源鉱区での採掘ライセンス交付申請後に探鉱ライセンスの有効期間が切れた場合でも、本条第4項で示されたライセンスが交付されるまで、またはそのライセンスの交付の拒否が決定するまでは、当該の探鉱ライセンスのうち申請対象となっている地下資源鉱区部分については探鉱ライセンスの効力は維持される。

探鉱ライセンスが有効である間、固形有用鉱物採掘ライセンス交付申請、地下空間利用ライセンス交付申請、または、遍在有用鉱物採掘ライセンス交付申請の対象となっている地下資源鉱区に関する本項の規定にしたがい、地下資源利用者は、

- 1) 探鉱への最低支出額に関する義務を負わない
 - 2) 定められた額の土地区画使用料（賃貸料）を支払う義務を負う
 - 3) 当該の鉱区で探鉱を実施する権利を有する。
6. 本条で規定された排他的権利の譲渡は認められない。

第28章 固形有用鉱物の採掘

第202条 固形有用鉱物の採掘ライセンス

固形有用鉱物採掘ライセンスに基づきその保有者は、以下の作業の実施を目的として地下資源鉱区を排他的に利用する権利を保有する。

- 1) 固形有用鉱物の採掘（抽出）
- 2) 採掘、採掘用設備および（または）採掘場・選鉱設備の設置、人為生成鉱物の集積を目的とする地下空間の利用
- 3) 採掘対象鉱区での探鉱（開発段階での探鉱）。

固形有用鉱物の採掘とは、地下へのガス充填、精練、溶出、化学・バクテリアリーチングによる溶出、蒸発濃縮法・沈降法・濃縮法を用いた砂鉱床の浚渫式・水力利用式開発、採掘鉱区エリア内での抽出された有用鉱物の採集、一時保管、粉碎、選別などの固形有用鉱物の賦存層からの分離および（または）それらの鉱物の地表への回収を目的としており、かつ、その目的に直接的に関係している一連の作業の集合体のことを意味する。

参照:2020年4月10日付カザフスタン共和国エネルギー大臣命令第139号「国家サービスの提供規則「探鉱（炭化水素）業、石油化学工業の（技術的）設計および（または）操業、幹線ガスパイプライン、石油パイプライン、炭化水素部門の石油製品パイプラインの操業ライセンス」の承認について」

第203条 固形有用鉱物の採掘ライセンスの交付対象となるエリア

1. 固形有用鉱物の採掘ライセンスの対象となるのは、地下資源国家基金管理プログラムにより定められたエリアである。

2. 以下に示すケースでは固形有用鉱物の採掘ライセンスの交付は認められない。

（第203条第2項第1号の効力は2023年1月まで停止される）

- 1) 本法典第25条第2項で示されている場合
- 2) 他者が当該の地下資源鉱区エリアを炭化水素資源の採掘のために利用しており、同人から合意を得られない場合
- 3) その地下資源鉱区エリアが、固形有用鉱物の探鉱および（または）採掘に関連する作業、およ

び、地下空間利用関連作業の実施のためすでに供与されている場合

4) その地下資源鉱区エリアで、固形有用鉱物の採鉱または採掘後の撤収処置が現に実施されている場合

5) その地下資源利用鉱区エリアに、ウラン鉱床または希土類金属・ウラン鉱床が存在する場合。

第204条 固形有用鉱物の採掘ライセンスの交付申請

1. 固形有用鉱物の採掘ライセンスの取得を望む者は、統轄機関が定める様式に基づいた申請書を当該機関に提出する。

2. 申請書には以下の情報が含まれねばならない。

1) 自然人の場合－申請者の姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、居住地、国籍、申請書の本人確認書類に関する情報

法人の場合－申請者の名称、所在地、法人としての国家登記に関する情報（商業登記簿抄本、または申請者が外国の法令に則った法人であることを証明するその他の法的文書）、申請者を直接的または間接的に支配下に置く経営者、法人、自然人、国家および国際機関に関する情報

2) 申請者がライセンスの取得を希望する地下資源鉱区の記述、その際、鉱区の面積の算定結果（規模）と頂点の地理座標が明示されなければならない

3) 地下資源鉱区の利用希望期間。ただし、本章で示された期間を超えてはならない。

3. 申請書には以下の文書を添付する必要がある。

1) 申請者に関する情報の正確性を証明する文書の写し

2) 申請対象の地下資源鉱区のエリアに関する情報が記載された文書：見やすい縮尺にて作成された鉱区配置の統計図、概観図（地勢図）、地表の地形図

3) 申請書提出にあたり申請者の代理人となる者の全権を証明する文書（申請者が代理人を指名した場合）

4) 本法典第216条にしたがって作成された鉱業計画案

5) 本法典第217条にしたがって作成された採掘作業撤収処置計画案

6) 申請対象となる地下資源鉱区の固形有用鉱物の資源量と埋蔵量の評価に関する報告書

7) 採鉱ライセンスの保有者が排他的権利を行使して採掘ライセンスの取得を申請する場合で、申請書提出時点で申請日の直前の報告期間における採鉱鉱区に関連する義務の履行状況についての報告書が提出されていない場合、そのような報告書

8) 採鉱ライセンスの保有者が排他的権利を行使して採掘ライセンスの取得を申請する場合には、現行の採鉱ライセンス報告期間中に土地区画利用料（賃貸料）を納付したことを証明する文書

9) 申請者が固形有用鉱物の採掘に関する作業を実施するための資金能力と専門的能力を有していることを証明する文書

10) 申請対象となる鉱区（または、その一部）で炭化水素資源の採掘作業に従事している地下資源利用者の合意

11) 申請者が希望する地下資源鉱区のエリアが完全または部分的に居住地域および居住地域から1,000m以内の隣接エリアと重なる場合、申請者は本法典の第25条第3項第1号の規定にしたがい地元住民への社会・経済的支援に関する協定

12) 共和国予算法により当該会計年度を対象に決められる月間算定指標の6倍を超える税金未納額が存在しないことを証明する税務機関の文書（申請書提出日の10暦日前以内に交付されたものでな

なければならない)。

4. 申請者が採掘作業を実施するに十分な資金能力を有していることを証明するために、以下に示す文書のうちいずれかを提出する必要がある。

1) 第2層銀行のいずれかにおいて申請者が開設した銀行口座の残金とマネーフローを示す文書の抄本。当該抄本により、ライセンス交付申請日に先立つ6カ月の間、申請対象のライセンスで規定された最初の3年間の採掘作業に必要な最低限の規模の資金(残金)が常に申請者の口座に存在したことが証明されなければならない

2) 申請者が固形有用鉱物の採掘に関連する作業を実施するための資金の調達が目途となっており、さらには、借り入れる資金(調達する資金)の規模が申請対象のライセンスで規定された最初の3年間の採掘作業に必要な最低限の金額を満たすに十分なものであることを証明する、資金借り入れ契約書(資金借り入れの事前合意書)、または、資金調達契約書の写し

3) カザフスタン共和国の監査関連法に基づき作成された、申請者の監査報告書付きの財務報告書。当該の財務報告書は、ライセンス交付申請書提出日前の1年以内に作成したものでなければならず、さらに、申請者の資産額から負債額を差し引いた数字が、ライセンスで規定された最初の3年間の採掘作業に必要な最低限の金額を上回っていることを証明するものでなければならない

4) 申請者が、ライセンス交付申請書提出日前の1年以内に、統轄機関が定める最低位よりも上の格付けを獲得していることを証明する、カザフスタン共和国の金融市場で認められている格付け機関からのレター。

申請者が相応の資金能力を保有することを証明する文書として、資金借り入れ契約書(資金借り入れの事前合意書)、または、資金調達契約書の写しが提出され、さらに、それらの契約における貸し手が金融機関でない場合には、本項の第1段落の第1号、第3号または第4号の規定にしたがい当該の貸し手が十分な資金能力を有することを証明する文書を1つ追加で提出する必要がある。

5. 申請者が採掘作業を実施するに十分な専門的能力を有していることを証明するために、以下に示す文書のうちいずれか1つを提出する必要がある。

1) 以下の分野の専門家が勤めていることを証明する文書、または、当該分野の専門家との間で締結したサービス提供契約の写し

地質学または地球物理学分野、鉱山技術分野、測地学または鉱山測量分野

2) 本項の第1段落第1号で列挙された専門家たちが勤務している申請者へ採掘ライセンスを交付する場合には、その申請者が請負業者との間で締結したサービス提供契約書の写しまたは本法典の第6章の規定にしたがい申請者が指名するオペレータとの契約書の写し。

申請者に専門的能力が存在することを証明する文書として、請負業者との間のサービス提供契約書の写し、または、本法典の第6章の規定にしたがい申請者が指名するオペレータとの契約書の写しを提出する際には、契約相手である請負業者(オペレータ)において本項の第1段落第1号で列挙された専門家たちが勤務していることを証明する文書、または、当該の専門家たちとの間で締結されたサービス提供契約書の写しを申請書に添付することが必要となる。

6. 申請者が採掘作業を実施するに十分な技術的能力を有していることを証明するために、以下に示す文書のうちいずれかを提出する必要がある。

1) カザフスタン共和国法「許可と通知について」に基づき申請者に交付された、採掘施設と化学生産設備の操業に関連する作業の実施ライセンスの写し

2) 本項の第1段落第1号で示されたライセンスの保有者である申請者に採掘ライセンスを交付する場合には、その申請者が請負業者との間で締結したサービス提供に関する趣意書、事前契約書または本契約書の写しと、本法典の第6章の規定にしたがい申請者が指名するオペレータとの間のサー

ビス提供に関する事前契約書または本契約書の写し。

申請者に技術的能力が存在することを証明する文書として、請負業者との間のサービス提供に関する趣意書、事前契約書または本契約書の写し、あるいは、本法典の第6章の規定にしたがい申請者が指名するオペレータとの事前契約書または本契約書の写しを提出する際には、申請書に、本項の第1段落の第1号で示されたライセンスの写しを追加で添付する必要がある。

7. 本条で規定されている固形有用鉱物の資源量と埋蔵量の評価に関する報告書は、地質探鉱作業結果・鉱物資源量および鉱物埋蔵量の公開報告義務に関するカザフスタン法典（KAZRC法典）に基づき、有資格者が作成しなければならない。

参照:2018年10月11日付の質問に対するカザフスタン共和国投資・発展大臣の2018年10月22日付の返答第518491号 (dialog.egov.kz) 「固形有用鉱物の資源量および埋蔵量評価に関する報告書の遍在有用鉱物への適用について」

8. 申請書に添付される文書の写しは、公証人により証明されたものでなければならない。

9. 申請書は、カザフ語のものとロシア語のものが提出されなければならない。申請書に添付される文書も、カザフ語のものとロシア語のものが必要となる。申請書に添付された文書が外国語で書かれている場合には、カザフ語とロシア語に翻訳する必要がある、その翻訳の正確性が公証人により証明されていなければならない。

10. 申請書が統轄機関に提出された日時が申請書提出日と認識され、登録される。

11. 提出された申請書に関する情報は、提出後2日以内に統轄機関のインターネット・サイトで公開されるが、そこには以下に示すデータが必ず含まれていなければならない。

- 1) 申請者の名称（姓、名、父称：本人確認書類に父称が記載されている場合）
- 2) 申請者が固形有用鉱物の採掘のためにその利用を希望する地下資源鉱区のエリアの座標
- 3) 申請書の提出日時。

第205条 固形有用鉱物採掘ライセンス交付申請書の審査

1. 統轄機関は申請書が届いてから10営業日以内にその審査を実施し、本法典第207条第1項第1～6号に示されたライセンス交付拒否の根拠が存在しない場合には、申請書、申請書に添付されている固形有用鉱物の資源量と埋蔵量の評価に関する報告書、ならびに、申請対象となっている地下資源鉱区に関する情報を記載した文書を地下資源調査管轄機関に送付する。

2. 地下資源調査管轄機関は固形有用鉱物の資源量と埋蔵量の評価に関する報告書に記された情報を地下資源国家基金の統一台帳に反映させ、10営業日以内に本法典第207条第1項第7、8号に示されているライセンス交付拒否の根拠が存在するか否かにつき、申請書と添付書類の審査を実施する。

申請書に示された地下資源鉱区の一部が、地下空間利用ライセンス、固形有用鉱物探鉱または採掘ライセンスに基づき他者が利用している地下資源鉱区と重なる場合、地下資源調査管轄機関はその旨を申請者と統轄機関に通知する。その通知では、重複するエリアの座標と面積が明記され、申請対象鉱区からの当該エリアの除外方法が勧告される。申請者は、通知受領後20営業日以内に申請書を撤回する権利、または、地下資源調査管轄機関の指摘を考慮し申請対象となる鉱区に関する情報を変更する権利を有する。

申請者により示された申請対象となる地下資源鉱区の境界線が本法典第209条で示された要求を満たしていない場合、地下資源調査管轄機関はその旨を申請者と統轄機関に通知する。その通知書では、発覚した不適合が指摘され、当該の不適合の是正が勧告される。申請者は当該の通知の受領後20営業日以内に発覚した不適合を是正しその完了を証明する文書を添付した上でその旨を地下資源調査管轄

機関に報告するか、あるいは、同管轄機関に書面で不服を申し立てる必要がある。地下資源調査管轄機関は、申請者からの報告受領後10営業日以内に、申請対象の地下資源鉱区の境界線が本法典第209条の要求を満たしているか否かについての審査を新たに実施する。

申請対象の地下資源鉱区の境界線の正当性に関する審査の結果を踏まえ、地下資源調査管轄機関は当該の境界線に合意するか、あるいは、合意を拒否するかについての結論を出し、それを統轄機関と申請者に報告する。申請者が本項で示された地下資源鉱区の境界線に関する情報の変更に関する義務を期限内に履行しなかった場合、地下資源調査管轄機関は申請対象の鉱区の境界線に関する合意を拒否できる。

申請対象の地下資源鉱区の境界線に関し地下資源調査管轄機関の合意を得られなかった場合、統轄機関は本法典第207条第1項第7、8号にしたがい申請者に対するライセンスの交付を拒否する。

3. 申請対象の地下資源鉱区の境界線に関し地下資源調査管轄機関の合意を得られた場合、統轄機関は3営業日以内に、本法典の第216条と217条でそれぞれ規定されている鉱業計画への合意と撤収処置計画の鑑定実施の必要があることを申請者に通知する。その通知の内容は、それを送付した日から2営業日以内に統轄機関のインターネット・サイトに掲載されなければならない。

申請者は、本項の第1段落で示されている通知の受領後1年以内に、合意済みの鉱業計画と撤収処置計画を、後者については国家鑑定で肯定的結論を得たことを示す文書を添えて、統轄機関に提出しなければならない。

申請者は、その必要性の根拠を示した上で当該期間の延長を統轄機関に要請する権利を有する。延長の必要性が申請者が左右できない状況によりもたらされたものであると認定された場合、統轄機関は本項の第2段落で示された期間終了後最大で1年当該の期間を延長する。

4. 統轄機関は、国家鑑定で肯定的結論を得てから5営業日以内に固形有用鉱物のライセンスを申請者に交付する。

5. 他者に帰属する土地区画、あるいは、他者により利用中となっている土地区画内に所在する地下資源鉱区を申請者に供与するケースでは、地下資源利用者は当該他者の合意がなければ、当該の土地区画の地表部の最も海拔の低い地点から30mの範囲内での作業を実施することができない。

6. 本条の第3項で規定されている通知は、州、共和国直轄都市、首都の行政府がカザフスタン共和国土地法典で規定された手順に則り地下資源利用の目的で土地を留保する根拠となる。

7. 固形有用鉱物採掘ライセンスの交付は、州、共和国直轄都市、首都の行政府がカザフスタン共和国土地法典にしたがい地下資源利用者に土地区画の利用権を供与する上での根拠となる。

8. 固形有用鉱物採掘ライセンス交付申請書の提出と審査の手順は、統轄機関により決定される。

第206条 固形有用鉱物採掘ライセンスの交付の際の優先順位

1. 同一のエリアを対象とする固形有用鉱物採掘ライセンス交付申請書が複数通統轄機関に提出された場合、その審査は提出順にしたがい実施される。

2. 先に提出された申請書を却下することが決定した場合にのみ、次の順番の申請書の審査が行われる。

統轄機関は、先行する順番の申請者に対し申請却下の通知を行ってから10営業日が経過した後に、次の申請書の審査に着手する。

申請却下の決定に関し裁判所に異議が申し立てられた場合、統轄機関は、当該の異議に関する裁判所の決定が発効した後に、次の申請書の審査に関する決定を下す。

3. 提出された申請書のうちで、最初に本法典の要求を満たしていた申請書を提出した申請者に採

掘ライセンスが交付される。

4. 先行する申請書に対するライセンスの交付が決定した後に提出された固形有用鉱物採掘ライセンス交付申請書は、却下される。

第207条 固形有用鉱物採掘ライセンスの交付の拒否

1. 統轄機関は、以下に示す複数の根拠のうちの1つが存在すればライセンスの交付を拒否する。

1) 申請書またはその添付書類が、本法典の要求を満たしていない

2) 本法典が要求する書類が添付されていない

3) 申請書提出前の1年の間に、申請者、申請者を間接的あるいは直接的に支配下に置いている者、または、申請者の支配下にある者が保有する申請対象の地下資源利用ライセンスを本法典が示す根拠に基づき統轄機関がはく奪したことがある

4) 申請書提出に先立つ5年間に、申請者、または、申請者を直接的あるいは間接的に支配下に置く者か申請者の支配下にある者のいずれかが、自らが利用権を保有していた地下資源鉱区での地下資源利用作業後の撤収処置を行っていない、または、定められた通りに撤収処置を実施していない

5) 申請書提出に先立つ1年間に、申請者、または、申請者を直接的あるいは間接的に支配下に置く者か申請者の支配下にある者のいずれかが以前保有していた申請対象鉱区（またはその一部）の地下資源利用権が解除されていた

6) ライセンスの交付が国家の安全保障に脅威をもたらす

7) 申請対象鉱区またはその一部が、他の者が地下空間利用ライセンスまたは固形有用鉱物採掘あるいは採掘ライセンスを有する地下資源鉱区と重複する

8) 申請対象鉱区の境界線が本法典の要求を満たしていない

9) 申請者が、本法典の要求にしたがい合意された鉱業計画草案の統轄機関への提出期限を遵守していない。

2. ライセンス交付を拒否する場合、その根拠が示されなければならない。

本条の第1項第6号にしたがいライセンスの交付を拒否する場合には、通知の際に拒否の根拠は示されない。

3. 申請者は、ライセンス交付拒否の通知受領後10暦日以内に、カザフスタン共和国法に則り、当該の決定に対する異議を申し立てることができる。

4. ライセンス交付の拒否が、当該の申請者から再度申請を行う権利を奪うことはない。

5. 固形有用鉱物の採掘ライセンスによる排他的権利を根拠に提出された、地下資源利用者の申請による固形有用鉱物採掘ライセンスの取得申請の却下は、採掘ライセンスに対する違反が是正されていない場合、または、本条第1項第9号で示された根拠が存在する場合にのみ可能となる。

排他的権利に基づく採掘ライセンス交付申請の際に本条の第1項第1号および第2号で示された状況が生じた場合、統轄機関は申請書を受領した上で申請者に対し指摘事項の是正が必要な旨の通知を行う。この際、申請者が指摘事項を是正し統轄機関に申請書を再提出できるようにするために、申請書の審査期間が30暦日延長される。

指摘事項の是正が行われなかった場合、または、定められた期限内に申請書が再提出されなかった場合、統轄機関は固形有用鉱物の採掘ライセンスの交付を拒否する。

第208条 固形有用鉱物採掘ライセンスの内容

固形有用鉱物採掘ライセンスには、本法典第31条で示された情報と条件の他に、以下に示す地下資

源利用の条件が示されていないなければならない。

- 1) カザフスタン共和国の税法で定められた手順にしたがい定められた額のサインボーナスと土地区画利用料（賃貸料）を支払う義務
- 2) 固形有用鉱物の採掘作業へ毎年の義務的最低支出額
- 3) 採掘作業実施の際に利用される役務とサービスの総量におけるミニмумローカルコンテンツ率の割合
- 4) カザフスタン人材の教育のために地下資源利用者が負担する義務的支出額
- 5) 科学技術・研究および（または）開発業務のために地下資源利用者が負担する義務的支出額
- 6) 義務の不履行を受けライセンスをなく奪する際の根拠。

(第209条は2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号により改定)

第209条 固形有用鉱物採掘鉱区

1. 固形有用鉱物採掘鉱区エリアの外部境界線は本法典第19条第3項の要求を満たすものでなければならない、生産エリアの効率的利用が可能となるように定められる。上記要求にしたがって固形有用鉱物採掘鉱区エリアの外部境界線を定めることが不可能である場合、同境界線は角の数を可能な限り少なくした多角形を成してもよい。

固形有用物採掘鉱区境界線決定の際には以下に示す諸要素が考慮される：本法典第204条第3項第6号で規定されている報告書に示されている固形有用鉱物資源の概要、地下水観測用の井戸、採掘場の位置とその境界線の拡大の可能性、採掘場の補助的施設とインフラ関連施設、剥土作業により除去された土壌の集積施設（貯蔵用地層）、貧鉱（規格外の鉱石）。

選鉱・精製業で発生する人為生成鉱物の集積施設も配置することが可能であるが、それらの施設も採掘鉱区の境界線を決定する際に考慮されなければならない。選鉱・精製過程で生じた人為生成鉱物の集積施設に関しては、地下空間利用ライセンスに基づき個別の地下資源利用区画に配置することができる。

2. 固形有用鉱物の採鉱または採掘、炭化水素の採掘に関連する作業の実施を目的とした他の地下資源鉱区の境界線の影響で、外部境界線に基づくだけではエリアの形成が不可能となる場合、固形有用鉱物採掘鉱区エリアには内部境界線を設けてもよい。この場合、採掘鉱区エリアの内部境界線は、上記の他の地下資源鉱区エリアの外部境界線をもって定めるものとする。

第210条 固形有用鉱物の毎年の採掘作業に必要となる最低限の支出

1. 採掘ライセンスを保有する地下資源利用者は、本条で定められる毎年の採掘作業に必要となる最低限の支出に関する要求を遵守する義務を負う。

(第2項は2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号により改定)

2. 毎年の採掘作業に必要となる最低限の支出額は、各採掘ライセンスにつき以下のように定められる。

面積が5 ha以下のエリアで採掘を行う場合は、月間算定指標の530倍

面積が5 ha超100ha以下のエリアで採掘を行う場合は、月間算定指標の1,063倍

採掘を行うエリアの面積が100ha超1万ha以下の場合には、超過分1 haにつき月間算定指標の10倍

採掘を行うエリアの面積が1万haを超える場合には、超過分1 haにつき月間算定指標の120倍の支出を追加で行う必要がある。

参照：2019年1月11日付質問に対する2019年1月16日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の

回答第529935号 (dialog.egov.kz) 「有用鉱物の種類ごとの年間の最低限の支出の計算について」、2019年4月18日付質問に対する2019年4月25日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第546095号 (dialog.egov.kz) 「固形有用鉱物採掘作業の年間の最低限の支出の計算について」、2020年1月16日付質問に対する2020年1月21日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第590020号 (dialog.egov.kz) 「固形有用鉱物採掘作業の最低限の支出の計算について」
(第3項は2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号により改定)

3. 採掘ライセンスおよび鉱業計画において鉄鉱石の採掘が定められている場合、当該ライセンスによる毎年の採掘作業に必要となる最低限の支出額は以下のように定められる。

面積が5 ha以下のエリアで採掘を行う場合は、月間算定指標の3,170倍

面積が5 ha超100ha以下のエリアで採掘を行う場合は、月間算定指標の6,350倍

採掘を行うエリアの面積が100ha超、1万ha以下の場合には、超過分1 haにつき月間算定指標の60倍

採掘を行うエリアの面積が1万ha超の場合には、超過分1 haにつき月間算定指標の720倍。

4. 採掘の最終年が1年未満の場合、最低限の支出額は当該年の採鉱が行われた総月数に応じて決定される。

5. ライセンス有効期間の任意の年の途中で採掘鉱区を放棄する場合、最低限の支出額はその年に行われた採鉱の総月数に応じて決定される。

6. 採掘作業に必要となる最低限の支出額の算定は、共和国予算法によって当該会計年度について定められ、1月1日時点で効力を有する月間算定指標の数字に基づき実施される。

7. 本状においては、採掘鉱区での地下資源利用者により為される以下に示す種類の作業のための支出はいずれも、ライセンスに基づく固形有用鉱物の採掘作業のための支出とみなされる。

1) 開削作業および剥土作業

2) 換気の確保

3) 発破作業

4) 坑道の強化または維持

5) 地層圧の管理

6) 鉱石または岩石の輸送

7) 捨石の集積山および（または）鉱石の貯蔵

8) 鉱石、岩石の粉砕

9) リーチング（ヒープリーチングおよび（または）インシチュリーチング）

10) 採掘鉱区における採掘場、選鉱工場、生産用インフラの補助生産施設建設に関連するすべての作業。

8. 本条においては、管理・運営、帳簿作成、研究・調査、人材育成等に係る費用もライセンスに基づく採掘作業関連の支出に含めることが可能となる。

ただし、採鉱に関わる費用の算定にあたり、列挙した上記作業に関連する支出額の合計値が、地下資源利用者が申告する定期報告書に示された総支出額の20%を超えることがあってはならない。

9. 以下に示す作業に関連する支出は、採掘に関わる費用に含めることができない。

1) 現地での採掘鉱区の境界線を示す標識および測量標識の設置（土地整備作業も含む）

2) 地下資源利用権、土地利用権および土地区画所有権の取得（取得に関わる諸経費も含む）

3) 採掘鉱区と直接的な関係を有さない研究・調査作業

4) 土地区画取得、土地区画の所有者および利用者に対する損失補填、ならびに、目的に沿った利

用を可能とするための土地の整備に関連する費用の埋め合わせ。

10. 本条で規定された採掘に投下されるべき最低支出額に関連する義務が履行されなかった場合、当該報告年度終了後 3 カ月以内に、地下資源利用者は不足分の資金を拠出しその旨を統轄機関に報告しなければならない。

本項の規定に基づき地下資源利用者が行った資金拠出は、現行の報告年度の支出に含まれない。

第211条 固形有用鉱物採掘ライセンスの有効期間

1. 交付される固形有用鉱物採掘ライセンスの有効期間は、連続する25年を超えてはならない。

2. 地下資源利用者からの申請により、固形有用鉱物採掘ライセンスの有効期間を最初に設定された年数を超えない範囲で延長することができる。

有効期間の延長回数に関する制限はない。

3. 有効期間延長申請書は、ライセンスの失効日の 4 年以上前に、統轄機関が承認した様式にしたがい作成され同機関に提出される。

申請書の審査中に採掘ライセンスの有効期間が切れた場合、審査終了まで当該ライセンスは有効とみなされる。採掘ライセンスの延長期間は、ライセンスの失効日の翌日から起算される。

4. 以下に示すケースでは採掘ライセンスの延長は認められない。

1) 延長希望期間が、本条の 2 項に適合しない場合

2) 本条第 3 項で示された延長申請書の提出時期が守られていない場合

3) 延長申請日に先立つ報告期間において地下資源利用者が土地地区画利用料（賃貸料）の支払いおよび採掘のための最低支出額に関する採掘ライセンスの条件に違反しそれが是正されていない場合。

第212条 固形有用鉱物の採掘に伴う地下資源利用者の教育と科学研究に関する義務

1. 採掘ライセンス発効後 2 年目より地下資源利用者は毎年、以下を行う義務を負う。

1) 教育部門管轄機関と統轄機関が共同で定めた手順に則り、前年に地下資源利用者が採掘のために投じた総支出額の 1 % に相当する額をカザフスタン人スタッフの教育のために支出すること

2) 科学部門管轄機関と統轄機関が共同で定めた手順に則り、前年に地下資源利用者が採掘のために投じた総支出額の 1 % に相当する額を科学技術・研究および（または）開発業務のために支出すること。

2. 本条第 1 項にしたがい行われた資金提供のうち所定の最小金額を超える額については、地下資源利用者の当該の義務の翌年履行分に繰り越される。

参照：2019年3月29日付質問に対する2019年4月3日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第542598号（dialog.egov.kz）「法典「地下資源および地下資源の利用について」では、1種類または複数種類の科学研究業務に対する地下資源利用者による資金提供についての必須要求は定められていない」

第213条 固形有用鉱物の採掘作業のための商品、役務およびサービスの取得

（2022年1月1日までは第213条第1項の第3、第4段落部分については、第277条の規定が適用される）

1. 固形有用鉱物の採掘作業のための商品、役務およびサービスの取得（請負業者によるそれらの取得も含む）は、以下に示す手順のうちの1つを採用した上で為される。

- 1) 公開入札
- 2) 1つの供給元からの調達
- 3) 競り下げ方式による公開入札（電子入札）
- 4) 本項の規則を採用しない商品、役務、サービスの調達
- 5) 商品取引所での調達。

採掘作業を実施する際に利用される商品、役務およびサービスが、本項の第1段落の第1号、第2号、第3号の手順を採用し取得される場合には、地下資源利用に関連する作業実施の際に利用される商品、役務、サービス、それらの生産者の登録簿を必ず参照しなければならないが、カザフスタン共和国のインターネット空間に所在する当該の登録簿と連動して機能する電子買付システムを利用して地下資源利用者がそれらを取得することも可能となる。

役務およびサービスの取得に係る入札の主催者は、落札者を決定するにあたり、カザフスタンの役務およびサービス生産者の応札価格を20%減額する。カザフスタンの役務およびサービス生産者として認められるのは、カザフスタン共和国の法令にしたがい設立された個人事業主および（または）法人であって、カザフスタン共和国領内に所在地を有し、カザフスタン共和国の住民の就労および人口移動に関する法令にしたがい社内人事異動の一環としてカザフスタン共和国領内で労働業務を行っている経営者、役員、および専門職員を除く総従業員の95%以上をカザフスタン共和国の国民から採用している個人事業主および（または）法人である。

この際、カザフスタン共和国の住民の就労および人口移動に関する法令にしたがい社内人事異動の一環としてカザフスタン共和国領内で労働業務を行っている外国人の経営者、役員、および専門職員の数は、然るべき各々のカテゴリーにおける経営者、役員、および専門職員の総数の50%を超えていてはならない。

固形有用鉱物の採掘作業の実施の際に利用される商品、役務およびサービスの地下資源利用者およびその請負業者による取得手順は、固形有用鉱物部門管轄機関により決定される。

固形有用鉱物の採掘作業の実施の際に利用される商品役務およびサービスがカザフスタン共和国外で実施された入札を通して、あるいは、定められた手順に違反して取得された場合、統轄機関はその取得費用を、ライセンス上の義務を遂行するために地下資源利用者が行った支出と認定しない。

2. 固形有用鉱物に関連する電子買付けシステムの機能と、地下資源利用に関連する作業実施の際に利用される商品、役務、サービス、それらの生産者の登録簿に基づく作業との間の連動の手順は、固形有用鉱物部門管轄機関により承認される。

3. 本条においては以下の規定が適用される。

1) 地下資源利用に関連する作業実施の際に利用される商品、役務、サービス、それらの生産者の登録簿とは、地下資源利用に関連する作業実施の際に利用される商品、役務、サービスの買付けプロセスとそれらの生産者についての監督とモニタリング、ならびに、地下資源利用に関連する作業実施の際に利用される商品、役務、サービスの電子買付けの実施およびその登録簿の策定を目的とする国家情報システムのことを指す

2) 電子買付けシステムとは、買付けを組織する者（地下資源利用者、または、地下資源利用者から全権を供与された者）が、固形有用鉱物部門管轄機関により承認される地下資源利用に関連する作業実施の際に利用される商品、役務、サービスの取得手順に基づいて、商品、役務、サービスを取得する際に利用する電子情報システムのことを指す。

4. 地下資源利用者は、固形有用鉱物部門管轄機関が定める手順に則り、商品、役務、サービスの年次（1会計年度）買付けプログラムと中期（5会計年度）買付けプログラムを当該機関に提出しなければならない。また、地下資源利用者が本法典の第6部にしたがってオペレータを誘致する場合には、オペ

レータからの有償サービス取得計画に関する情報も当該機関に提出する必要がある。

商品、役務、サービスの年次買付けプログラムとは、1 暦年の間に取得が計画されている商品、役務、サービスの内容と量、それらの取得手順と時期を明記した、地下資源利用者により作成される文書のことを指す。

商品、役務、サービスの中期（5 会計年）買付けプログラムとは、最大 5 暦年の間に取得が計画されている商品、役務、サービスの内容と量、それらの取得手順と時期を明記した、地下資源利用者により作成される文書のことを指す。

オペレータからの有償サービス取得計画に関する情報とは、有償ベースでオペレータにより提供されるサービスの量と期間を明記した、地下資源利用者により作成される文書のことを指す。

5. 本条の第 1 項で規定されている要求は以下のケースには適用されない。

1) カザフスタン共和国の国家買付けに関する法律にしたがい商品、役務、サービスを取得する地下資源利用者

2) 地下資源利用権を保有するのが、国営管理持株会者が保有する議決権付き株式の割合（参加持分）が 50% およびそれ以上に達する法人である場合。

参照：2019 年 4 月 15 日付質問に対する 2019 年 4 月 19 日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第 545359 号 (dialog.egov.kz) 「本法典第 213 条の条項（要件）は、固形有用鉱物採掘・採掘一貫契約による採掘作業実施に際しての地下資源利用者による商品、役務、サービスの購入手続き実施には適用されない」

第 214 条 固形有用鉱物の採掘に関連する作業の実施手順

1. 地下資源利用者は固形有用鉱物採掘ライセンスに基づき、地下資源鉱区において、あらゆる種類の固形有用鉱物の採掘と採掘を実施する権利を有する。

(2024 年 1 月 1 日までは第 214 条の第 2 項には、現行版の第 277 条の規定が適用される)

2. 固形有用鉱物の採掘は、地下資源利用者に商業的利益をもたらす量の固形有用鉱物資源が発見された地下資源鉱区において実施される。

3. 固形有用鉱物の採掘に関する作業はすべて文書化する必要がある。当該の文書には、地下資源の正確な調査とその後の開発に必要な作業に関する情報すべてが反映されなければならない。

4. 固形有用鉱物の採掘に関連する作業の実施にあたり地下資源利用者は以下を保障する義務を負う。

1) 適用される採掘手段の最適性と安全性

2) 鉱床の開発をより困難にし、鉱床の資源の質を低下させるような、技術面の問題を原因とする危険なプロセスが固形有用鉱物鉱床において出現することを防止すること

3) 固形有用鉱物の採掘量と採掘の際に生じる生産廃棄物の量の正確な算定

4) 採掘の過程で得られたすべての地質学関連一次情報と二次情報（そこには、ラボでの調査・分析データも含まれる）の正確性と保全。

5. それが環境安全性および産業安全性の要求に反していなければ、破碎される岩盤の量および（または）移動される土壌の量が制限されることはない。

採掘過程で回収される固形有用鉱物（または有効成分）は、地下資源利用者の所有物となる。

6. 固形有用鉱物の採掘に関連する作業を実施するにあたり地下資源利用者は水資源保護措置を講じる義務を負う。同様に地下資源利用者は、坑道に流入する地下水に関し、カザフスタン共和国の水資源および環境関連法で定められた水資源保護についての要求を遵守する義務を負う。

固形有用鉱物の採掘作業の際に生じる坑道への技術的に不可避な地下水の流入に関しては、特別な許可またはライセンスを取得する必要はない。

坑道に流入する地下水の利用は、カザフスタン共和国の水および環境関連法に基づき実施される。

第215条 固形有用鉱物の採掘に関連する作業実施に伴う地下資源利用者の報告

1. 固形有用鉱物採掘ライセンスの規定にしたがい地下資源利用者は以下に示す報告を定期的に行う義務を負う。

- 1) ライセンスで課せられた義務の遂行状況に関する報告
- 2) 取得した商品、役務、サービスとそれらにおけるローカルコンテンツ比率に関する報告
- 3) 地下資源利用者を直接的または間接的に支配下に置く者および（または）組織の構成に関する報告

4) 地質学的報告

5) 採掘された固形有用鉱物についての報告。

2. 毎年4月30日までに、前年度の年次報告書を提出しなければならない。

1暦年に達しない期間については、実際に地下資源利用が実施された期間分の報告が行われる。

ライセンスの有効期間の最終年が1暦年に満たない場合、その最終年の年次報告は当該期間終了日から2カ月以内に提出されなければならない。

3. 本条の第1項第1号で示された報告は、統轄機関が定める手順にしたがい同機関に提出される。

ライセンスで規定された義務の遂行状況に関する報告に示された、採掘鉱区関連の支出に関する情報については、カザフスタン共和国法「監査業務について」にしたがい監査を受けることが必要となる。

当該の情報が別途監査を受けた財務報告書に示されている（公開されている）場合は、監査を受けたものとみなされる。

本条の第1項の第2号、第3号で示されている報告は、固形有用鉱物部門管轄機関が定める手順にしたがい同機関に提出される。

本条の第1項の第4号と第5号に示されている報告は、地下資源調査管轄機関が定める手順にしたがい同機関に提出される。

参照: 2019年11月15日付質問に対する2019年11月25日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第580722号 (dialog.egov.kz) 「固形有用鉱物および遍在有用鉱物採掘に関するライセンス上の義務履行報告書の提出について」

第216条 鉱業計画

1. 固形有用鉱物の採掘に関する作業を実施するにあたってのプロジェクト文書の役割を果たすのは、鉱業計画である。

2. 鉱業計画は地下資源利用者により作成、承認される。

3. 鉱業計画では、固形有用鉱物採掘作業の種類、実施方法、実施手順、概算の作業量と作業実施期間、ならびに、採用される技術的方策についての説明がなされる。

鉱業計画作成マニュアルは、固形有用鉱物部門管轄機関が作成し承認する。

鉱業計画の内容は地下資源利用者が、環境安全性と産業安全性に関する要求を考慮した上で独自に決定する。

参照：2019年9月17日付質問に対する2019年9月20日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第569296号（dialog.egov.kz）「地下資源利用者の固形有用鉱物採掘に際しての鉱業計画作成義務について」

4. 鉱業計画に関しては、環境保護部門管轄機関と産業安全性部門管轄機関の合意を得る必要がある。

鉱業計画で示されている固形有用鉱物の採掘関連作業が地表水域の水資源保護ゾーン内で実施される場合には、鉱業計画は水資源利用・保護、水供給、水資源割当部門管轄機関の出先機関の合意を得る必要がある。

地下資源利用者は、本条の規定にしたがい鉱業計画に関する合意が得られた場合に限り、固形有用鉱物の採掘を実施する権利を取得する。

参照：2018年9月26日付の質問に対する2018年10月5日付のカザフスタン共和国エネルギー省の回答第516695号（dialog.egov.kz）「国家環境鑑定を実施せずに商業的に策定される鉱業計画案の合意作業について」

5. 計画されている採掘関連作業の種類、実施方法および（または）実施手順、作業量と作業のタイムスケジュール、作業の際に採用される技術、生産施設の構成、ならびに、インフラ関連施設の構成に変更が生じた場合、地下資源利用者は鉱業計画に相応の変更を加え、変更済みの計画を固形有用鉱物部門管轄機関に提出する義務を負う。以下に示すケースでは、鉱業計画の変更に関し、環境保護部門管轄機関と産業安全性部門管轄機関の合意を得ることも必要となる。

1) 鉱業計画で規定された採掘関連作業の実施に伴うリスクが増大した場合

2) 採掘作業で計画されている、さらなるリスクをもたらすような変更が、環境保護部門管轄機関と産業安全性部門管轄機関が事前に合意した鉱業計画で規定されていない場合

3) 計画されている採掘関連作業の変更が行われると、鉱業計画に示された環境保護関連の指標が達成できなくなることが見込まれる場合

4) 計画されている採掘関連作業の変更が、地表面のさらなる損傷を伴う場合

5) 採掘場の主要施設の主要指標の変更が計画されている場合

6) 採掘場の主要施設の数の変更が計画されている場合。

6. 変更済みの採掘作業計画を固形有用鉱物部門管轄機関に提出するまで、変更済みの採掘作業計画に基づく作業を実施することは許されない。

第217条 撤収処置計画

1. 撤収処置計画とは、採掘鉱区に所在する採掘場およびその他の生産施設とインフラ関連施設の操業停止に関連する諸措置、採掘関連作業の結果損傷された土地の再生に関連する諸措置、撤収処置、土地の再生およびその他の撤収処置関連作業の段階的实施に関連する諸措置、ならびに、それらの撤収処置関連措置の概算費用の計算についての説明を行う文書のことを指す。

地下空間利用ライセンス（または複数の当該ライセンス）に基づき供与された他の鉱区（単数または複数）に位置する採掘または選鉱により生じた人為生成鉱物の集積施設が、採掘鉱区に所在する採掘場の操業と直接的関係を有している場合には、地下資源利用者はそれらの鉱区において地下資源利用作業後の撤収処置に関するすべての作業を実現することを目的として、それらの鉱区の統一撤収処置計画を策定する権利を有する。

撤収処置計画は地下資源利用者により策定され、固形有用鉱物部門管轄機関が実施する総合的鑑定を受ける必要がある。

2. 採掘作業の撤収処置に関する作業の概算費用の変更をはじめとする何らかの変更があった場合、地下資源利用者は以下に示す規則にしたがいその変更を撤収処置計画に反映させなければならない。

1) 総合鑑定を最終的で肯定的結論を得た日から3年以内

2) 本法典第216条第5項にしたがい鉱業計画を変更した場合。

3. 総合的鑑定の最後の肯定的結論を得た撤収処置計画において撤収処置の対象になることが明記されていない固形有用鉱物の採掘に関連する作業を実施することは許されない。

4. 撤収処置計画の策定に関するマニュアルと固形有用鉱物の採掘作業の撤収処置に必要となる費用の概算手順は、環境保護部門管轄機関との合意に基づき固形有用鉱物部門管轄機関が作成し承認する。

第218条 固形有用鉱物採掘作業後の撤収処置

1. 固形有用鉱物採掘作業後の撤収処置は、撤収処置計画に基づき策定された撤収処置プロジェクト文書にしたがい実施される。

2. 地下資源利用者は、カザフスタン共和国国内での建築、都市建設および建設作業に関するカザフスタン共和国法に基づき、ライセンスの期限満了日の2年以上前に固形有用鉱物採掘作業後の撤収処置プロジェクト文書を策定し承認する義務を負う。

期限満了以外の根拠に基づき固形有用鉱物採掘ライセンスが失効した場合、地下資源利用権を解除された者は、ライセンス失効日から8カ月以内に固形有用鉱物採掘作業後の撤収処置プロジェクト文書を策定し承認しなければならない。

本法典の第220条にしたがい地下資源利用者が鉱区の一部の権利を放棄する場合、当該の鉱区の一部では放棄の前の段階で固形有用鉱物採掘作業後の撤収処置が実施されていないなければならない。放棄対象となる鉱区の一部での撤収処置完了から当該の鉱区の一部のライセンスからの除外作業が完了するまでの期間に当該の鉱区の一部において、採掘作業またはその他の土地利用作業を実施することは認められない。

参照：2020年4月15日付質問に対する2019年4月24日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第606892号 (dialog.egov.kz) 「固形有用鉱物鉱床における固形有用鉱物採掘作業後の撤収処置プロジェクトでは管轄外の審査は行われぬ」

3. 当該の採掘鉱区での地下資源利用権を解除された者は、固形有用鉱物の採掘ライセンスの失効日から8カ月以内に当該の採掘鉱区において採掘作業後の撤収処置に着手する義務を負う。地下資源利用者は当該の期間内に、採掘された固形有用鉱物を地下資源利用鉱区から搬出する権利を有する。ライセンス失効日から8カ月が経過した時点で、採掘鉱区から搬出されていない固形有用鉱物は地下資源の構成要素とみなされ本条に基づく撤収処置の対象となる。

4. 当該の採掘鉱区を利用する権利を解除された地下資源利用者と、固形有用鉱物部門管轄機関により設立される環境保護部門管轄機関、産業安全性部門管轄機関、国民の衛生・疫病管理部門管轄機関の各代表者、ならびに、州、共和国直轄都市、首都、州直轄都市、地区の執行機関の代表者、さらには、採掘後の撤収処置作業が私有地か恒常的または一時的に有償貸与されている土地で実施された場合には土地所有者または土地利用者をメンバーとする委員会とが撤収調書完了証書に署名をした事実をもって、採掘鉱区（あるいはその一部）で後の撤収処置作業が完了したものとみなされる。

5. 採掘作業後の撤収処置完了証書への署名は、地下資源利用権を今後別の人々に供与することを目的として地下資源国家基金の統一台帳へ然るべき情報をもたらす根拠となる行為である。

6. 撤収処置を必要とする採掘作業の開始前の段階で地下資源利用鉱区またはその一部に対する権

利が失効した場合、それらの鉱区またはその一部には本条の規定は適用されない。当該の鉱区で探鉱作業が実施されている場合には、その後の撤収処置は本法典の第197条にしたがい実施される。

第219条 固形有用鉱物採掘関連作業後の撤収処置に関する義務履行の担保

1. 固形有用鉱物部門管轄機関に対し採掘作業後の撤収処置に関する義務の履行を担保した場合にのみ、地下資源利用者は鉱区において固形有用鉱物の採掘を開始することができる。

参照：2019年8月26日付質問に対する2019年8月29日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第564848号（dialog.egov.kz）「固形有用鉱物採掘の撤収処置に関する義務履行の担保を保険の形で提供することについて」

2. 採掘作業後の撤収処置に関する義務履行の担保は、以下に示す条件を遵守した上で、本法典で規定されている保証の種類いくつかの組合せによって提供することができる。銀行保証の取得または預金を担保とする場合、採掘ライセンスの全有効期間の最初の3分の1の期間についてはその額は保証総額の40%以上でなければならない、中間の3分の1の期間についてはその額は保証総額の60%以上でなければならない、最後の3分の1の期間についてはその額は保証総額の100%でなければならない。

撤収処置が、本法典第217条第1項の第2段落の規定にしたがい2つまたはそれ以上の鉱区を対象とする撤収処置計画に基づき実施される場合、地下資源利用者はそれらの鉱区における地下資源利用後の撤収処置に関する義務遂行に関わる保証を一括して行う権利を有する。

3. 保証金の額は、撤収処置計画に関する総合国家鑑定最後の肯定的結論を得た日から起算される3年の間に計画されている採掘作業とオペレーションに関する後処理作業の総見積額に相当するものでなければならない。

保証金の総額に関しては、撤収処置プロジェクトに示された見積額に基づき最終的に見直される。

撤収処置費用には、運営・管理費の他に以下の作業の費用が含まれねばならない。

鉱区（単数または複数）エリア内の生産設備、建物、建造物の解体と撤去

採掘場（鉱坑、坑道、採取場等）と人為生成鉱物の集積施設（それが存在する場合）の閉鎖

有害物質と資材の埋設（それらが存在する場合）

損傷した土壌の再生

河床、小河床および水流復元費（それらが存在する場合）

表面水と地下水と空気の質、ならびに、土壌と植生の状態に関するモニタリング。

4. 固形有用鉱物部門管轄機関の合意が得られれば、採掘ライセンス失効の時点で、地下資源鉱区で遂行済みで本条の第3項の規定にしたがい検収された撤収処置作業部分の費用を保証金の総額から減額することが可能となる。固形有用鉱物部門管轄機関は、地下資源利用者から申請書受領後5営業日以内に、保証金を提供した者に対し、保証金を減額する旨を通知する。

減額の結果、残された保証金の額では撤収処置プロジェクトで規定された作業のうち未遂行な作業に必要な支出をカバーしきれなくなると判断される場合には、固形有用鉱物の採掘ライセンスの失効後に保証金の減額は禁じられる。

5. 本法典の要求にしたがい撤収処置作業が担保されていない場合、固形有用鉱物の採掘を実施することは許されない。

第220条 固形有用鉱物採掘鉱区に対する権利の放棄

1. 固形有用鉱物採掘ライセンスの有効期間中、地下資源利用者は書簡でその旨を統轄機関に伝えることにより随時、固形有用鉱物採掘鉱区のすべて、または、その一部につき利用権を放棄することが

できる。

採掘鉱区の一部の権利を放棄する場合、当該鉱区の残りの採掘エリアに関し本法典第19条の規定を満たしていることが要求される。

2. 採掘鉱区のすべて、または、その一部に対する権利の期限前放棄に関する申請書では、放棄の対象となる地下資源鉱区のエリアが明示されなければならない。

申請書には以下に示す文書が添付される。

1) 地下資源利用者が権利を放棄する鉱区全域または鉱区の一部における採掘後撤収処置完了証書

2) 地下資源利用者が権利を放棄する地下資源鉱区エリアの記述。そこでは、当該エリアに関する算定数字（面積）と頂点の地理座標が示されなければならない

3) 鉱区の一部に対する権利放棄後に作成された鉱区エリアの記述。そこでは、当該エリアに関する算定数字（面積）と頂点の地理座標が示されなければならない、見やすい縮尺にて作成された鉱区配置の統計図、概観図（地勢図）、地表面の地形図が添付されなければならない。

3. 鉱区の一部につき権利を放棄する場合には、採掘ライセンス取得に関する手続きを再度行う必要がある。

4. 採掘鉱区の一部、または、そのすべてに対する権利の放棄は、当該の地下資源鉱区（または、その一部）に関する情報を、地下資源国家基金の固形有用鉱物の採掘作業実施のために供与可能な鉱区（または、その一部）の統一台帳に記載する根拠となる。

第221条 固形有用鉱物採掘ライセンスに関連する義務違反に対する責任と当該ライセンスのはく奪

1. 固形有用鉱物の採掘ライセンスで規定された義務に対する違反があった場合、地下資源利用者には違約金またはライセンスはく奪の形での責任が課せられる。

2. 採掘作業実施の際に利用される役務とサービスにおけるミニмумローカルコンテンツ義務に違反した場合、カザフスタン人スタッフの教育のための資金提供義務に違反した場合、および（あるいは）、科学技術・研究および（または）開発業務に対する資金提供義務に違反した場合、違約金が徴収される。

義務違反に対する違約金を支払うことにより、当該の暦年にその遂行が予定されていた主要な義務が免除される。

採掘作業実施の際に利用される役務とサービスにおけるローカルコンテンツ義務に対する違反があった場合、義務の未遂行分とみなされる役務とサービスの総額の30%に相当する金額が違約金として徴収される。

カザフスタン人スタッフの教育のための資金提供義務と、科学技術・研究および（または）開発業務に対する資金提供義務に対する違反があった場合は、未遂行の義務に相当する違約金が徴収される。

3. 以下に示す根拠のうちの1つが存在する場合、固形有用鉱物採掘ライセンスは統轄機関によりはく奪される。

1) 国家安全保障に脅威をもたらす、本法典第44条第1項の要求に対する違反

2) サインボーナス、鉱区利用料（賃貸料）の支払い義務および（または）固形有用鉱物の採掘作業のための毎年の最低支出額に関する義務に対する違反。

4. 違反が発覚した場合、統轄機関はその旨を書簡にて地下資源利用者に通知する。

5. 本条第3項第1号で示された違反があった場合、1年以内に違反前の原状を回復するという形で当該の違反を是正する必要がある。原状回復が困難な場合は、統轄機関の許可を得て地下資源利用権関連資産の移転と関連するその他の作業を完遂するという形で違反の是正を実施しなければならない

い。

本条第3項第2号で示された違反を犯した場合、地下資源利用者は統轄機関から通知を受け取った日から3カ月以内に違反を是正する義務を負う。

地下資源利用者は本項で示された期限内に、違反是正を証明する書類を添付した上で、違反是正作業完了の通知を書面で統轄機関に対し行わねばならない。

定められた期限内に違反が是正されなかった場合、統轄機関は本条の第6項の規定にしたがいライセンスをはく奪する。

6. 統轄機関によるライセンスのはく奪は、地下資源利用者に対しライセンスをはく奪の通知を書面にて行うという形で実施される。

地下資源利用者がライセンスをはく奪の通知受領後3カ月後にライセンスは失効する。

7. カザフスタン共和国の法律が定める手順にしたがい、地下資源利用者には、ライセンスをはく奪の通知受領後15営業日以内に異議を申し立てる権利が与えられている。異議申し立てが行われた場合、本条第6項で示された期限は、当該の異議申し立てに関して下された決定が発効するまで延期される。

8. ライセンスをはく奪の根拠となる義務の未遂行または不完全な遂行が不可抗力により生じたものである場合、すなわち、その原因が現行の条件下では回避不可能な非常事態（自然災害、軍事行動等）にある場合、ライセンスのはく奪は認められない。地下資源利用者における必要な技術および（または）資金の欠如、市場における必要な商品、役務、サービスの欠如、さらには、行政からの懲罰金の賦課は、不可抗力とはみなされない。

9. 本条の規定にしたがいライセンスを喪失した者は、即座に地下資源利用関連作業を停止し、撤収処置計画にしたがって鉱区を安全な状態に維持する作業に着手しなければならない。

10. 固形有用鉱物採掘ライセンスのはく奪は、地下資源国家基金統一台帳に当該の鉱区の情報を記載する根拠となる。

第29章 固形有用鉱物採掘鉱区の保留ステータス

第222条 保留ステータスの概念およびその認定の根拠

1. 保留ステータスとは、固形有用鉱物の採掘ライセンス対象鉱区（またはその一部）において本法典が定める条件と手順にしたがい固形有用鉱物の採掘を開始しない、または、中断する地下資源利用者の権利を認めるという、地下資源鉱区の特別な法的状況のことを指す。

本章の規定は固形有用鉱物採掘ライセンスの有効期間中であれば随時適用されうる。

2. 保留ステータスを認定された地下資源鉱区では、地下資源利用者は保留の有効期間中、本法典第210条で規定されている義務の遂行および関連する報告書の提出義務を免除される。

採掘ライセンス対象地下資源鉱区の一部に対し保留ステータスが認定された場合、本法典第208条第2号で規定された地下資源利用者の義務の規模は比例して減少する。

3. 保留ステータスが認められるのは最大5年間であるが、連続する5年間の延長が可能である。固形有用鉱物の採掘ライセンス対象鉱区について認められる保留ステータスの期間は、延長期間を含め最大で10年となる。

4. 保留措置の対象となる鉱区の範囲と保留期間が示された採掘ライセンスを地下資源利用者に再交付することにより、保留ステータスが認定されたとみなされる。

5. 以下に示す根拠のうちどれか1つが存在する場合に保留ステータスが認定される。

1) 市況が悪いため地下資源利用者が発見された鉱物資源の採掘の採算性を確保できない場合、ただし、その際に5年後には当該の採掘の採算性が取れるようになる可能性があることを示す客観的根拠が提示されなければならない

2) 環境保護に関連する要求を遵守した上で固形有用鉱物の採掘を行うことを可能にする技術が存在しない場合

3) 不可抗力、すなわち、非常事態や所与の条件下では回避することができない事態（自然災害や軍事行動など）が存在する場合

4) 地下資源利用者への更生措置の適用に関する裁判所の決定が発効した場合。

第223条 保留ステータスの認定手順

1. 保留ステータスは地下資源利用者または更生管財人の申請に基づき認定される。

2. 申請書では、地下資源利用者による保留ステータスの認定の要請の根拠となる状況が示され、それに関する説明がなされる。

3. 申請書に添付されるのは、

1) 本法典の第222条第5項第1～4号に規定された状況が存在することを証明する書類

2) 地下資源利用者により承認された作業プログラム。

4. 統轄機関は、申請書の審査を実施し本法典第224条第1項第1号、第2号、第4号で規定された保留ステータスの認定を拒否する根拠がない場合には、作業プログラムに対する合意を得た後、申請が提出された日から10営業日以内に申請者に対して休止保存プロジェクト文書の提出の必要性について通知する。

休止保存プロジェクト文書は通知から4カ月以内に申請者によって統轄機関に提出されなければならない。申請者は、然るべき根拠を示した上で統轄機関に対して当該の期間の延長を要請する権利を有する。

申請者に依拠しない状況が原因で提出期限の延長の必要性が生じた場合、統轄機関は本項第2段落で指摘されている期限を最大で4カ月延長する。

5. 統轄機関は採掘鉱区（その一部）の保留ステータスを認定し、本法典第226条に規定された手順で策定された休止保存プロジェクト文書提出から5営業日以内に地下資源利用者に対してライセンスを再発行する。採掘鉱区（その一部）の保留ステータスの認定に関連して再発行されたライセンスには、保留状態に置かれることが認定された鉱区（その一部）の範囲が明示される。

第224条 保留ステータスの認定の拒否

1. 統轄機関は、以下に示す複数の根拠のうち1つでも該当する場合には、固形有用鉱物の採掘ライセンスに基づく採掘鉱区（その一部）の保留ステータスの認定を拒否する。

1) 申請書またはその添付書類が本法典に定める要求を満たしていない場合

2) 本法典が要求する書類が添付されていない場合

3) 申請者が、本法典第223条で規定された手順にしたがい策定した休止保存プロジェクト文書を期限内に統轄機関に提出しなかった場合

4) 地下資源利用者によって提示された根拠および提出された書類が、採掘鉱区（その一部）の保留ステータスの認定の根拠となる状況の存在を確認するのに不十分である場合。

2. 採掘鉱区（その一部）の保留ステータスの認定の拒否の決定は文書化され、保留ステータス認定規則で定められた期間内に拒否の根拠を示した上でその旨が申請者に伝えられなければならない。

3. 統轄機関は、拒否の決定から2営業日以内に採掘鉱区（その一部）保留ステータスの認定の拒否を申請者に通知する。

4. カザフスタン共和国の法律にしたがい、申請者は、拒否の通知から10営業日以内に採掘鉱区（その一部）の保留ステータスの認定の拒否に対し不服を申し立てることができる。

5. 採掘鉱区（その一部）の保留ステータスの認定の拒否は、申請者が申請書を再提出する権利を奪うものではない。

第225条 保留ステータスに関する作業プログラム

1. 作業プログラムとは、採掘鉱区（その一部）の保留ステータスを解除し、そこで採掘に関わる作業を再開することを目的として地下資源利用者によって策定される文書である。

2. 作業プログラムには以下の説明と期限が示されている。

1) 保留ステータスが認定された採掘鉱区（その一部）での休止保存に関する諸措置

2) 採掘鉱区（その一部）の保留ステータスを解除し、そこで採掘に関わる作業を再開するために地下資源利用者によって行われる諸措置

3) 保留ステータスが認定された採掘鉱区（その一部）で作業に従事していた労働者に対して地下資源利用者が講じるべき社会的・経済的支援措置（別の作業場への異動、新しい専門的技能習得のための再教育、技能向上など）。

3. 保留ステータスに関連する作業プログラムの策定マニュアルは統轄機関によって承認される。

第226条 地下資源鉱区の休止保存

1. 固形有用鉱物の採掘鉱区の休止保存とは、有用鉱物資源採掘に関する作業を将来再開する時に備え生産施設およびその他の施設を利用可能な状態で維持すること、危険な生産ファクターの悪影響を低減させること、さらには、非常事態の発生を予防することを目的として、有用鉱物採掘に関わる作業を一時的に停止する際に地下資源鉱区で実施される総合的措置のことを意味する。

2. 地下資源鉱区の休止保存は、地下資源利用者と統轄機関との間で合意された作業プログラムに基づいて策定される休止保存プロジェクト文書に沿って実施される。

3. 休止保存プロジェクト文書については、環境保護および産業安全性部門管轄機関の合意を得る必要がある。

4. 休止保存は、地下資源利用者の資金負担で計画され実現される。

5. 休止保存に関わる作業は、地下資源利用者と、統轄機関によって設置された環境保護および産業安全性部門管轄機関の代表から成る委員会、さらには、休止保存作業が恒常的または長期の一時的な有償の土地利用に供されている土地区画で行われる場合には、その土地の所有者または土地利用者などが、休止保存証書に署名した後に、完了したとみなされる。

第227条 保留ステータスの条件

1. 採掘鉱区（その一部）で保留ステータスが認定された場合、当該地下資源鉱区（その一部）の採掘期間は、保留ステータスの有効期間の分だけ延長される。

2. 地下資源利用者は、作業プログラムにしたがい保留ステータスが認定された地下資源鉱区を利用する義務を負う。

3. 作業プログラムにおいて保留ステータスが認定された地下資源鉱区での固形有用鉱物採掘が規定されている場合、地下資源利用者は当該の採掘を実施する権利を有する。

4. 地下資源利用者は、四半期ごとに作業プログラムの実施状況に関する報告を各四半期終了後の翌月の20日までに統轄機関に提出されなければならない。

第228条 保留ステータスの延長

1. 保留ステータスの延長は、最初に設定された保留ステータスの期間が終了するまでに提出される地下資源利用者の申請に基づいて実施される。

2. 保留ステータスの延長は、地下資源鉱区の保留ステータス認定手順に沿って実施される。保留ステータスの延長の際には、地下資源鉱区の休止保存プロジェクト文書は作成されない。

3. 地下資源利用者によって保留ステータスの延長について申請が出された場合、地下資源利用者に対して保留ステータスの延長期間が明記されたライセンスが再交付されるまでは、従来の保留ステータスが有効となる。

保留ステータスの延長期間は、最初に設定された保留ステータスの期間の最終日の翌日から起算される。

第229条 保留ステータスの解除

1. 保留ステータスは認定された所与の期間が終了した場合に解除される。あるいは、地下資源利用者からの申請があれば、定められた期限の前に解除される。

2. 保留ステータス認定の根拠となっていた状況が消滅した場合、地下資源利用者は保留ステータスの期限前解除に関する申請書を統轄機関に提出する。

3. 保留ステータスの解除は、採掘ライセンスの変更および地下資源利用者に対する本法典第208条第2号の完全な要求の適用の根拠となる。

第230条 統轄機関の要請に基づく保留ステータスの解除

1. 地下資源鉱区の保留ステータス認定の日から6カ月が経過すれば、統轄機関は随時、地下資源利用者に対して保留ステータス認定の根拠となった状況が継続していることを証明する書類の提出を求める権利を有する。

地下資源利用者は統轄機関の要請を受けてから40営業日以内に当該書類を提出する義務がある。地下資源利用者は統轄機関に対して、然るべき根拠を示した上で当該書類の提出期限の延長を要請する権利を有する。期限延長の必要性が地下資源利用者に依拠しない状況によって生じたとみなされる場合、統轄機関は最大で20営業日、当該期間を延長することができる。

2. 提出された書類の審査の結果、統轄機関が保留ステータス認定の根拠となった状況が消失したと判断した場合、あるいは、必要書類が定められた期限内に提出されなかった場合、統轄機関は地下資源利用者に対し、保留ステータスの解除および保留ステータスを有していた地下資源鉱区における固形有用鉱物の採掘再開を申請する必要がある旨を通知する。

この場合、地下資源利用者は、当該の通知受領後20営業日以内に保留ステータス解除の申請書を統轄機関に提出しなければならない。

地下資源利用者が期限内に保留ステータス解除の申請書を提出しなかった場合、統轄機関は本法典第221条第6項で規定されている手順にしたがい採掘ライセンスをはく奪する。

第30章 遍在有用鉱物の採掘

第231条 遍在有用鉱物採掘の際に生じる諸関係

1. 本章の規定は遍在有用鉱物の採掘に際してのみ適用される。

2. 遍在有用鉱物だけを対象とする採掘作業の実施に際し生じる諸関係に関しては、本法典の第204条第3項第9号、第212条、第213条を例外として、第28章の諸規定のうち本章の規定と矛盾しない部分が適用される。これに際して、遍在有用鉱物だけを対象とする採掘作業に対する国家管理および遍在有用鉱物の採掘ライセンスの条件の遵守状況に関する管理は、州、共和国直轄都市および首都の然るべき執行機関によって実施される。

遍在有用鉱物の採掘鉱区のエリアが、カザフスタン共和国の2つ以上の州にまたがる場合、遍在有用鉱物の採掘に関わる作業に対する国家管理および遍在有用鉱物の採掘ライセンスの条件の遵守状況に関する管理は、当該の採掘鉱区のエリアのより大きな部分が存在する方の州の執行機関によって実施される。

第232条 事業目的での遍在有用鉱物の採掘

1. 専ら遍在有用鉱物資源だけを対象とする事業目的の採掘は、遍在有用鉱物資源の採掘ライセンスに基づいて実施される。

2. 遍在有用鉱物資源の採掘ライセンスに基づき、そのライセンス保有者は以下に示す作業を実施する目的で地下資源鉱区を排他的に利用する権利を有する。

1) 遍在有用鉱物資源の採掘

2) 採掘、採掘用設備および（または）鉱物加工設備、人為生成鉱物の集積設備の設置を目的とする地下空間の利用

3) 採掘対象鉱区での探鉱（開発段階での探鉱）。

遍在有用鉱物資源の採掘とは、それらの埋蔵区画からの遍在有用鉱物資源の分離および抽出に直接的または間接的に係る一連の作業を意味する。

3. 遍在有用鉱物資源の採掘ライセンスの交付申請書は、州の執行機関に提出される。申請の審査およびライセンスの交付は、州、共和国直轄都市、および首都の執行機関によって、本法典第28章の規定に基づき実施される。その際、本条第4項の要件遵守を目的として、申請対象となる鉱区において遍在有用鉱物資源ではない固形有用鉱物資源が存在せず、今後もそれらが発見される可能性がないことを証明する国家鑑定地の地質探査結果報告書が添付されなければならない。当該の国家鑑定は、地下資源調査部門管轄機関の地域支部により実施される。

申請者が利用許可証申請を行った地下資源鉱区のエリアが2つ以上の州、共和国直轄都市および首都にまたがる場合、遍在有用鉱物資源の採掘ライセンスの交付に関する申請は、当該の地下資源鉱区のエリアのより大きな部分が存在する方の州、共和国直轄都市または首都の執行機関に提出される。

参照：2018年10月11日付の質問に対する2018年10月22日付カザフスタン共和国投資・発展大臣の回答第518491号「固形有用鉱物の資源および埋蔵量評価報告書の普遍有用鉱物への適用について」

4. 遍在有用鉱物資源の採掘ライセンスの交付は、本法典第203条第2項によって規定されている場合には認められない。それに加え、それが遍在有用鉱物資源以外の固形有用鉱物資源が存在する、または存在する可能性がある地域である場合にも認められない。

第233条 遍在有用鉱物の採掘ライセンスの内容

1. 遍在有用鉱物資源の採掘ライセンスには、本法典第31条で示された情報と条件の他に、以下に示す地下資源利用の条件が示されていなければならない。

1) カザフスタン共和国の税関連法で定められた額と手順でのサインボーナスと土地区画料（賃貸料）を支払う義務

2) 遍在有用鉱物資源の採掘作業のための毎年の必要最低支出額

3) 義務不履行を受けライセンスをはく奪する際の根拠。

2. 遍在有用鉱物資源の採掘ライセンスの有効期間は連続した10年を超えてはならない。

第234条 遍在有用鉱物の採掘鉱区

1. 遍在有用鉱物資源の採掘鉱区のエリアは採鉱結果に基づき決定される。

2. 遍在有用鉱物資源の採掘鉱区の下方の境界線は、地下資源鉱区の地表の最低地点から30m以内の深さに引かれる。

第235条 遍在有用鉱物の採掘鉱区における年間最低支出

1. 遍在有用鉱物資源の採掘ライセンスを保有する地下資源利用者は、本条で定められる採掘に対する年間最低支出についての要求を遵守する義務を負う。

2. 遍在有用鉱物資源の採掘に対する年間最低支出額は、個々のライセンスごとに以下のように定められる

面積が5 ha未満のエリアで採掘を行う場合は、月間算定指標の1,160倍

面積が5 ha以上8 ha以下のエリアで採掘を行う場合は、月間算定指標の2,300倍

採掘を行うエリアの面積が8 haを超える場合には、超過分1 haにつき月間算定指標の120倍の資金を拠出。

3. 本条では、地下資源利用者が行う以下に示す種類の作業のための支出はいずれも、当該ライセンスに基づく遍在有用鉱物の採掘のための支出とみなされる。

1) 遍在有用鉱物の採取に関する剥土作業、発破作業、その他の作業

2) 採掘鉱区内における採掘済み遍在有用鉱物、岩石、岩盤、土壌、表土の移動

3) 捨石の集積および（または）採掘済み遍在有用鉱物の貯蔵

4) 採掘鉱区における採鉱場建設およびインフラ整備に関するあらゆる作業。

第236条 遍在有用鉱物の採掘に関連する作業実施に伴う地下資源利用者の報告

1. 遍在有用鉱物資源の採掘ライセンスに基づき、地下資源利用者は以下に示す報告を定期的に行う義務を負う

1) ライセンスで課せられた義務の遂行状況に関する報告

2) 地質学的報告

3) 採掘された遍在有用鉱物資源についての報告。

2. 本条第1項第1号で規定された報告は、固形有用鉱物部門管轄機関によって定められた手順にしたがい、州、共和国直轄都市および首都の執行機関に提出される。

本条第1項第2号および第3号で規定された報告は、地下資源調査管轄機関によって定められた手順にしたがい、地下資源調査管轄機関の地域支部に提出される。

第237条 企業活動に無関係な目的のための遍在有用鉱物の採掘の個別規定

1. 土地区画の所有者および土地利用者は、企業活動に無関係な個人的、日常のおよびその他の経済的ニーズを満たすために、自身の持つ土地区画の中で遍在有用鉱物を採取する権利を有する。

2. 遍在有用鉱物の採掘は、本条にしたがい、爆発物、化学試薬、有毒物質を使わずに行われなければならない。

3. 土地区画の所有者または土地利用者によって、商用活動に無関係な個人的、日常のおよびその他の経済的ニーズを満たすことを目的として当該区画内で採掘された遍在有用鉱物は、他人に譲渡してはならない。

4. 本条に即した土地区画の所有者および土地利用者による地下資源の利用は、地下資源利用に関する作業とはみなされず、対価は要求されない。

5. 本条に即した土地区画の所有者および土地利用者による地下資源の利用の権利は、当該土地区画の所有権または土地利用の権利の取得と同時に発生し、それらの解除と同時に失効する。

6. 本条にしたがって発生した地下資源利用の権利は、土地区画に対する権利と不可分である。

7. 本条に基づいた地下資源利用には、地下資源利用に関するライセンスや契約に基づいて地下資源を利用する者に義務付けられた許認可の取得、報告書やその他の書類の提出の義務を伴わない。

第31章 固形有用鉱物の探鉱および採掘のための地下資源鉱区の再編

第238条 再編の定義と種類

1. 固形有用鉱物の探鉱および採掘のために供与される地下資源鉱区の再編とは、1つのライセンスに基づく1つの地下資源鉱区を別のライセンスに基づく別の地下資源鉱区（主要鉱区）に統合させる、または1つのライセンスに基づく1つの地下資源鉱区を分割する（分割鉱区）という方法によって生じたエリアの境界線の変更のことである。

2. 地下資源鉱区の再編は、変更対象となる地下資源鉱区の利用者（単数または複数）が同一の者（単数または複数）である場合に認められる、

3. 地下資源鉱区の再編は、申請者の要請にしたがい、申請書の提出から1カ月以内に統轄機関によって実施される。

第239条 地下資源鉱区の統合

1. 地下資源鉱区の統合は、ある固形有用鉱物採掘鉱区を別の採掘鉱区に統合させるという形で実施される。

2. ある採掘鉱区の別の採掘鉱区への統合は、以下に示す条件が存在する場合に実施される。

1) 統合される採掘鉱区が主要採掘鉱区と隣接した境界線を持つ

2) 主要採掘鉱区および統合される採掘鉱区のすべてまたは一部が保留ステータス下に置かれていない

3) 統合される採掘鉱区のライセンスが主要鉱区の採掘ライセンスよりも後に交付されている

4) 主要採掘鉱区または統合される採掘鉱区のライセンスに基づく土地利用の権利が負債の担保になっている場合は、担保権者が統合に事前に合意している

5) 主要採掘鉱区および統合される採掘鉱区のライセンスに基づく義務に未履行のものが無い。

3. 統合の事実を踏まえ、統合された採掘鉱区には主要採掘鉱区のライセンスが適用され、統合された採掘鉱区のライセンスはその効力を失う。ある採掘鉱区の主要採掘鉱区への統合は、主要鉱区の採掘ライセンスの内容を変更することにより正式に完了する。

第240条 地下資源鉱区の分割

1. 地下資源鉱区の分割には以下に示すケースが存在する。
 - 1) 探鉱ライセンスに基づく地下資源鉱区の分割
 - 2) 採掘ライセンスに基づく地下資源鉱区の分割
2. 地下資源鉱区の分割は、以下に示す条件を遵守した上で実施される。
 - 1) 分割される地下資源鉱区が保留ステータス下でないこと
 - 2) 分割される地下資源鉱区のライセンスに基づく地下資源利用権に担保権が設定されている場合、分割に関して担保権者の事前の合意が必要となる
 - 3) 分割される地下資源鉱区のライセンスに基づく義務に未履行のものが無い
 - 4) 切り離された各鉱区における地下資源利用関連作業の種類が、分割対象となった地下資源鉱区における地下資源利用関連作業の種類と一致している。
3. 地下資源鉱区の分割は、分割対象となる地下資源鉱区におけるライセンスの変更および分割され切り離された地下資源鉱区への個別のライセンスの交付によって、完了したものとみなされる。
4. 切り離された地下資源鉱区の探鉱のライセンスの有効期間は、分割対象となった地下資源鉱区の探鉱ライセンスの残存有効期間と同一となる。
5. 切り離された地下資源鉱区の採掘ライセンスの有効期間は、分割対象となった地下資源鉱区の採掘ライセンスの残存有効期間の長さに基づき決定される。
6. 鉱区の分割による地下資源鉱区の再編は、本法典の第191条および第208条で規定されている義務の修正を伴い、その規模は分割後に生じた各地下資源鉱区の規模に比例して再計算される。

第241条 地下資源鉱区の再編に関する申請

1. 地下資源鉱区の再編に関する申請は、統轄機関が定めた様式に基づき実施される。
2. 申請は以下に示す情報を含まなければならない。
 - 1) 再編方法の記述
 - 2) 再編対象の鉱区を利用する土地利用者についての情報：
自然人の場合－申請者の姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、居住地、国籍、申請者の本人確認書類に関する情報、申請者の納税者としての登録に関する情報
法人の場合－申請者の名称、所在地、法人としての国家登記および税務機関での登録についての情報、経営陣についての情報
 - 3) 再編対象となるライセンスおよび土地区画の記述。
3. 申請はカザフ語とロシア語で提出される。
4. 申請に際して申請者の代理人が申請者によって指定される場合、申請には同人の権限を証明する書類が添付される。
申請書に添付される書類はカザフ語およびロシア語で作成されなければならない。申請書に添付される外国語で書かれた書類の写しは公証人役場でその正確性が証明されたカザフ語およびロシア語への翻訳とともに提出される。

5. 統轄機関は、申請書が提出された日から30暦日以内に、個別のケースごとにライセンス鉱区の再編の問題についての検討を行う。

6. 統轄機関が地下資源鉱区の再編を拒否した場合、申請者はカザフスタン共和国法で規定された手順にしたがい、拒否通知受領後15日営業日以内に異議を申し立てることができる。

参照：国家サービス規格「地下資源鉱区の再編に関する申請」（2020年5月30日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣令第323号付属文書4）

第32章 固形有用鉱物の加工協定

第242条 固形有用鉱物の加工協定の概念

1. 固形有用鉱物の加工協定とは、カザフスタン共和国側には固形有用鉱物の採掘権の保有者に特典を供与する義務をもたらし、地下資源利用者側には自らのリスクで固形有用鉱物加工プロジェクトへの投資を行う義務をもたらす契約のことを指す（加工協定）。

固形有用鉱物の加工プロジェクトとは、固形有用鉱物加工設備の新規建設、既存の固形有用鉱物加工設備の拡張または近代化を目的とする一連の措置のことを意味する。

2. カザフスタン共和国側からは、投資管轄機関が加工協定を締結する。

地下資源利用者による投資の規模が、共和国予算法によって当該会計年度を対象に定められ、加工協定締結の時点で効力を有する月間算定指標の700万倍以上となる固形有用鉱物加工プロジェクトが、加工協定の締結対象となる。

3. 加工協定の締結は、固形有用鉱物の採掘ライセンス交付の必須条件ではない。

4. 単一の固形有用鉱物加工プロジェクトまたは生産施設に対して、締結できる加工協定は1つのみである。

参照：国家サービス規格「固形有用鉱物加工協定の締結」（2020年5月30日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣令第323号付属文書3）

第243条 固形有用鉱物加工協定の締結手順

1. 加工協定を締結する意思を有する地下資源利用者は、投資管轄機関によって定められた様式に基づいた申請書を当該機関に提出しなければならない。

2. 申請には以下が添付される。

- 1) 地下資源利用者の法人国家登記（再登記）についての証明書
- 2) 経営者のサインおよび法人の印鑑が押された法人の定款の写し（ある場合）
- 3) 加工プロジェクトの財務・経済モデル
- 4) 投資管轄機関が定めた条件にしたがって作成された、加工プロジェクトのビジネスプラン
- 5) 固形有用鉱物加工協定書草案。

3. 投資管轄機関は申請書を登録した後に交渉開始日を申請者に通知する。交渉開始日は申請書受理日から1カ月以内でなければならない。

4. 交渉に際して投資管轄機関側を代表するのは作業部会となる。作業部会の規程およびその構成は投資管轄機関によって決定される。

5. 交渉期間は6カ月以内で、交渉結果は議事録の形でまとめられる。

6. 地下資源利用者は書面で投資管轄機関にその旨を通知することにより、交渉や加工協定締結を随時拒否する権利を有する。

7. 交渉を経て合意された加工協定案は法務および経済鑑定のために投資管轄機関に提出される。

鑑定の肯定的な結論が得られた場合、投資管轄機関は加工協定をカザフスタン共和国政府に提出しその承認を受ける。

否定的な審査結果が出た場合、地下資源利用者は審査の際の指摘事項の是正を念頭に置いた加工協定案の見直しを実施する。

審査の際の指摘事項を是正した後、再審査が実施される。

8. 法務鑑定は、カザフスタン共和国司法省が行い、加工協定案がカザフスタン共和国の法律の要件に即しているかが問題となる。

加工協定案の法務鑑定実施のために、投資管轄機関はカザフスタン共和国司法省に対して以下の書類を提出する。

- 1) 交渉の結果合意されたカザフ語およびロシア語の加工協定書草案
- 2) 本条第2項第1号および第2号で示された書類
- 3) 加工協定の条件に関する交渉の結果を記した議事録の写し。

9. 経済鑑定は、国家計画立案部門管轄機関が行い、経済効率性の評価および加工協定締結の合理性、加工プロジェクトの実現のために地下資源利用者が投下する予定の投資額と支出額の妥当性、プロジェクト実現の社会的意義といった点が問題となる。

加工協定案の経済的合理性審査の実施のために、投資管轄機関は国家計画立案部門管轄機関に対して以下の書類を提出する。

- 1) 交渉の結果合意されたカザフ語およびロシア語の加工協定案
- 2) 本条第2項第3号および第4号で示された書類
- 3) 加工協定の条件に関する交渉の結果を記した議事録の写し。

10. 本条で規定されている鑑定は、鑑定に必要な書類を受領してから30暦日以内に行われる。

11. 鑑定の肯定的結論が得られた場合、当該の加工協定書草案は審査終了から5営業日以内にカザフスタン共和国政府に提出され承認を受ける。

12. 加工協定は、カザフスタン共和国政府による当該案の承認から5営業日以内に投資管轄機関によって調印される。

13. 加工協定は、全当事者の調印後、締結されたとみなされる。

14. 加工協定は、投資管轄機関により、調印済み加工協定リストに記載される。

第244条 固形有用鉱物の加工協定の内容

1. 加工協定には以下の内容が含まれる。

- 1) 協定の主題
- 2) 地下資源利用者が持つ固形有用鉱物の採掘に関する権利の根拠となる書類の記述
- 3) 地下資源利用者の投資上の義務および社会的義務
- 4) カザフスタン共和国税法および企業活動分野のカザフスタン共和国法にしたがって付与される投資上の特典（単数または複数）の種類
- 5) 付与される投資上の特典の適用期間
- 6) 協定に基づき新設、拡張または近代化された生産施設の閉鎖、解体、廃棄、ならびに、損傷し

た土地の再生に関する義務

7) 加工協定の条件違反に対する責任。

2. 加工協定には、カザフスタン共和国の法律が適用される。

3. 加工協定には、本法典および固形有用鉱物のライセンスで規定されている採掘のための最低支出ならびにカザフスタン共和国における教育、研究開発業務への資金提供に関する地下資源利用者の義務に関する条件とは異なる条件を定めることができる。

このような条件の変更および撤廃には、加工協定締結日付での然るべきライセンス再交付を伴う。

4. 加工協定には、全当事者が定めるその他の規定を含めてもよい。

5. 加工協定には、地下資源利用権の供与および同権の解除についての規定を含めることはできない。

6. 加工協定の有効期間は、当該の協定の根拠となっている採掘ライセンスの有効期間を超えてはならない。協定が2つ以上の固形有用鉱物採掘ライセンスを根拠とするものである場合は、協定の有効期間はそのうち完了期間がよりあとに終了するライセンスに準じる。

加工協定に定められている固形有用鉱物採掘ライセンス(すべてのライセンス)の効力終了により、当該加工協定の効力も終了する。

7. 加工協定はカザフ語およびロシア語で作成されなければならない。当事者間の合意に基づき、加工協定の文面はその他の言語に翻訳してもよい。

8. 加工協定の締結、履行、停止に関し本章の規定で調整できない場合には、カザフスタン共和国の民法が適用される。

第245条 固形有用鉱物の加工協定に基づく投資上の特典

1. 投資上の特典は、固形有用鉱物の採掘に従事するカザフスタンで設立された法人格である地下資源利用者が、カザフスタン共和国域内において、カザフスタン共和国の企業活動分野の法律によって優先的投資プロジェクトと認定された固形有用鉱物加工プロジェクトに取り組む場合に供与される。

2. 投資上の特典は地下資源利用者の社会的義務および投資上の義務を前提とした互惠的原則に基づいたものであるが、具体的には以下に示す義務が念頭に置かれている。

1) 採掘および(または)加工の生産現場におけるカザフスタン人の雇用の創出および維持に関する義務

2) 加工設備の建設、拡張および(または)近代化に関する義務

3) 固形有用鉱物の加工の規模および深度に関する義務

4) カザフスタン共和国の法律に則り企業活動主体である者に対して国内市場で原料として販売する製品の量に関する義務

5) 科学技術分野、環境保護分野、応用科学分野の専門家育成に関するカザフスタンの教育機関のプログラムへの資金提供の義務

6) 社会的および(または)文化的施設の建設および(または)改修のための資金提供義務。

第246条 固形有用鉱物の加工協定の解消がもたらす結果

固形有用鉱物の採掘にかかる最低支出に関する地下資源利用者の義務および(または)採掘ライセンスに基づく教育、研究開発業務への資金提供に関する義務の変更または撤廃を前提とした加工協定が解消された場合、当該の協定の締結前に効力を有していたライセンスの諸条件が適用される。

加工協定が解消された場合、供与されていた投資上の特典も失効する。

第247条 固形有用鉱物の加工協定に基づく権利と義務の譲渡

1. 加工協定の締結の根拠となったライセンスの権利を譲渡しなければ、地下資源利用者は当該加工協定に基づいた権利と義務の譲渡を行うことができない。
2. 加工協定締結の根拠となったライセンスに基づく地下資源利用権の譲渡は、当該協定に関する権利と義務の譲渡を伴う。

第248条 固形有用鉱物の加工協定に基づく権利の担保設定

1. 加工協定の締結の根拠となったライセンスに基づく地下資源利用権を担保に入れることなく、当該加工協定に基づく権利を単独で担保に入れることはできない。
2. 加工協定の締結の根拠となったライセンスに基づく地下資源利用権が担保に入った場合、当該加工協定に基づく権利も必然的に担保に入る。

第X部 地下空間利用、貴金属・貴石採集、最終規定および経過規定

第33章 地下空間利用業務

第249条 地下空間利用ライセンス

地下空間利用ライセンスに基づいてライセンス保有者は次の業務種類のうちの1つを実施する目的で地下区画を利用する排他的権利を有する。

- 1) 石油およびガス、ガス・石油製品地下貯蔵施設の設置および使用。ただし、地表から5m未満の深さに設置された貯蔵施設は除く
- 2) 固形・液状および放射性廃棄物、有害・有毒物質を地下に保管または埋設するための、ならびに汚水、原料用水および工業用水を地下に排水（注入）するための地下スペース（建造物）の設置および（または）使用
- 3) 地下水埋蔵量に人工的に水を補充するための補充水地下注入。この目的をもった地下建造物の建設および（または）使用を含む
- 4) 採掘および（または）採掘・選鉱生産施設によって発生した人為生成鉱物集積施設の設置および（または）使用。

第250条 地下空間利用のためのエリア

1. 地下空間利用ライセンスは、有用鉱物の鉱床を含んでいないか、または、遍在有用鉱物ではない有用鉱物資源を含むがその量がわずかな地下資源鉱区（地下区画）の利用に対して交付される。
2. 次の場合、地下空間利用ライセンスの交付は禁じられる。
 - 1) 本法典第25条第2項によって規定されている場合
 - 2) 他者が有用鉱物探鉱または採掘業務あるいは地下空間利用業務を実施するために利用している鉱区（地下区画）のエリアに対して
 - 3) 有用鉱物の探鉱または採掘後の撤収処置が行われつつある鉱区（地下区画）のエリアに対して
 - 4) 確認済みのあるいは有望な有用鉱物資源（ただし、遍在有用鉱物を除く）がある鉱区に対して
 - 5) 飲用地下水鉱区のエリアに対して

第251条 地下空間利用ライセンス交付申請

1. 地下空間利用ライセンス取得を望む者は、地下資源調査管轄機関に同機関が定めた書式にしたがって申請書を提出する。

2. 申請書は次の情報を含んでいなければならない。

1) 自然人の場合－申請者の姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、居住地、国籍、申請者の本人確認書類に関する情報

法人の場合－申請者の名称、所在地、法人としての国家登記に関する情報（商業登記簿抄本、または申請者が外国の法令に則った法人であることを証明するその他の法的文書）

2) 申請者が使用許可を願い出ている地下区画を画定するエリアの記述

3) 申請対象地下区画の利用期間

4) 本法典第249条にしたがった地下空間利用目的。

3. 申請書には次の文書が添付される。

1) 本条第2項第1号で定められた情報を証明する文書の写し

2) 申請書提出の際に申請者の代理人が申請者によって指名された場合には、同人の権限を証明する文書

3) 地下資源調査管轄機関によって定められた書式に基づく地質学的報告書。報告書は以下を含む：地下建造施設の特性、その隔離特性、鉱物タイプ、埋蔵の深さと貯留層の有効な厚さ、貯留層の面積、孔隙率、下層および上層の難透水層の特性、地下水の自然流速、質的・量的指標、埋設・貯蔵・排水の鉱物工学的、特殊地質工学的、水文地質学および生態学的条件

4) 有害・有毒物質、固形・液状廃棄物、汚水・原料用水の特性に関するデータ。ただし、以下を付記したもの：生成物の名称、生成物が形成される技術的生産活動または技術的工程、生成物の物理的特性、全化学組成、有毒成分の含有率、火災危険性、爆発危険性、溶解度、保管時の他の物質との並存可能性、汚染を引き起こす基本的な放射性核種とその放射活性、ならびに輸送システムの特性。

4. 申請書に添付される文書の写しは公証人により証明されたものでなければならない。

5. 申請書とこれに添付される文書はカザフスタン語およびロシア語で作成しなければならない。申請書が外国人または外国法人によって提出される場合は、申請書に添付される文書はほかの言語で作成してもよいが、各文書に必ずカザフスタン語とロシア語の翻訳を添付し、翻訳の正確性を公証によって認証すること。

6. 申請書提出時点は、地下資源調査管轄機関に申請書が届けられた日時と定められ、記帳に付される。

7. 提出された申請書に関する情報は、以下を含み、申請書提出日から2営業日以内に地下資源調査管轄機関のウェブサイトに掲載される。

1) 申請者の名称（姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合））

2) 申請者が使用許可を願い出ている地下資源鉱区を画定する区画の座標

3) 申請書が届けられた日時。

参照：国家サービス規格「地下空間利用ライセンスの交付」（2020年5月22日付カザフスタン共和国環境・地質・天然資源大臣令第117号付属文書4）

第252条 地下空間利用ライセンス交付申請書の審査

1. 地下資源調査管轄機関は、申請書とこれに添付される文書が届けられた日から3営業日以内にこれらの審査に着手する。

地下資源調査管轄機関は、申請書審査の過程で申請書に添付される地質学的報告書の国家鑑定実施に取り組む。地質学的報告書の国家鑑定は、地下資源調査管轄機関によって定められた手順で、地下資源鑑定国家委員会によって2カ月以内に実施される。地下資源鑑定委員会は、この期間を、追加的調査、必要な資料の提出と委員による事前の意見と提案に対する対応のために必要な期間延長することができるが、延長は6カ月を超えない。地質学的報告書に対する国家鑑定の否定的な結論は地下空間利用ライセンス交付を拒否する根拠となる。

国家鑑定の結論が肯定的で、本法典第254条第1項第1～7号で規定された、地下空間利用ライセンス交付を拒否する根拠がない場合、地下資源調査管轄機関は、地下資源鑑定国家委員会が肯定的な結論を採択した日から3営業日以内に、申請者に、地下空間利用プロジェクト文書および撤収処置計画を用意し、さらにこれらのプロジェクト文書と計画について、本章で規定された鑑定に付し、合意を得る必要があるとの通知を送る。

申請者は、本項第3段落によって規定された通知の日から遅くとも1年以内に地下資源調査管轄機関宛に、地下空間利用プロジェクト文書および撤収処置計画に対する鑑定の肯定的な結論および合意書を送る。

申請者は、上記の期間延長が必要であるとの根拠を挙げて、地下資源調査管轄機関に期間延長を申し出る権利を有する。地下資源調査管轄機関は、申請者が制御できない状況によってこのような延長の必要性が引き起こされた場合には、本項第4段落で示された期間の満了日から6カ月を超えない範囲で、この期間を延長する。

2. 地下資源調査管轄機関は、本条第1項によって規定された期間が遵守されていれば、地下空間利用プロジェクト文書および撤収処置計画に対する鑑定の肯定的結論が提出された日から5営業日以内に申請者に地下空間利用ライセンスを交付する。

3. 地下空間利用ライセンスの交付は、州の地方執行機関がカザフスタン共和国の土地法令にしたがって地下資源利用者に用地に対する土地利用権を供与する根拠となる。

4. 本条の目的で、撤収処置計画の作成、提出および鑑定は、本法典第260条によって規定された場合に要求される。

第253条 地下空間利用ライセンス交付の優先順位

1. 同一のエリアを含む複数通の地下空間利用ライセンス交付申請書が地下資源調査管轄機関に提出された場合、これらが届けられた順番で審査される。

2. 次の順番の申請書は、先行して審査されている申請書についてライセンス交付拒否の決定が下された後にはじめて審査される。

次の順番の申請書の審査は、先行して審査されている申請書について、ライセンス交付拒否の決定が下された日から10営業日が経過次第始まる。

拒否の決定について申請者が裁判所へ不服を申し立てた場合、次の順番の申請書の審査を行うか否かは、この件についての裁判所の判決が発効した後、地下資源調査管轄機関によって判断される。

3. 提出された申請書のうちで、最初に本法典の要求を満たしていた申請書を提出した申請者に地下空間利用ライセンスが交付される。

4. 先行する申請書に対してライセンス交付の決定が下された後に提出された申請書に関してはライセンス交付拒否の決定が下される。

第254条 地下空間利用ライセンス交付の拒否

1. 地下資源調査管轄機関は、次の事由のうちの1つでも該当する場合、地下空間利用ライセンスの交付を拒否する。

- 1) 申請書またはこれに添付された文書が本法典によって規定された要件を満たしていない
- 2) 申請書に、本法典によって要求されている文書が添付されていない
- 3) 申請対象の地下資源鉱区またはその一部が、地下空間利用ライセンスに基づいて他者が使用している鉱区（地下区画）である
- 4) 申請対象の地下区画が本法典第250条第1項の要件を満たしていない
- 5) 申請対象の地下区画が完全にまたは部分的に本法典第250条第2項に挙げられたエリア内に位置している
- 6) ライセンス交付が国家の安全に対する脅威を引き起こす
- 7) 申請書に添付される地質学的報告書に対する鑑定の結論により、申請対象の地下区画は、その地質学のおよび（または）地質工学的特性に照らして、申請書に示された目的で地下空間利用業務を実施するのに適さないことが確認された
- 8) 申請者が、鑑定の肯定的結論および合意を必要とする地下空間利用プロジェクト文書および撤収処置計画を、地下資源調査管轄機関に提出する期限を守らなかったとき。

2. ライセンス交付拒否は、書面で行われ、根拠が示され、ライセンスの審査と交付のために定められている期限内に申請者に渡されなければならない。

本条第1項第6号に基づくライセンス交付拒否は、このような拒否の根拠となった理由を明示することなく行われる。

申請者は、カザフスタン共和国の法令にしたがって、拒否の決定を受け取った日から10営業日以内であれば、ライセンス交付拒否に対する不服を申し立てることができる。

3. ライセンス交付拒否は、申請者が申請書を再提出する権利を奪うものではない。

第255条 地下空間利用ライセンスの内容

地下空間利用ライセンスは、本法典第31条に示された情報と条件のほか、次の地下資源利用条件を含んでいなければならない。

- 1) カザフスタン共和国の税法によって定められた額と手順による、サインボーナス支払いおよび土地区画利用料金（リース料金）支払い義務
- 2) 本法典第249条に基づく、地下空間利用目的
- 3) 義務違反によるライセンスはく奪の根拠。

第256条 地下空間利用ライセンスの期間

1. 地下空間利用ライセンス期間は、連続25年を超えることができない。

ライセンス期間は、地下資源利用者の申請によって、最初のライセンス期間を超えない期間で延長することができる。ライセンス期間延長回数には制限がない。

2. 延長申請書は、ライセンス期間満了に先立つ1年以内に、地下資源調査管轄機関によって定められた書式で同機関に提出される。

ライセンス期間延長申請書の審査期間中にライセンス期間が満了した場合、ライセンスはこのような審査の期間中効力をもち続ける。ライセンス延長期間の算定は、先行する期間が終了した日の翌日

から始まる。

3. 地下空間利用ライセンス期間は、次の場合延長に付されない。

- 1) 申請された延長期間が本条第1項の規定に適合しない
- 2) 本条第2項で規定された、ライセンス効力延長申請書提出期間に対する違反がある
- 3) 解消されずに残っているライセンス条件違反がある。

第257条 地下空間利用プロジェクト文書

1. 地下空間を利用する際のプロジェクト文書は地下空間利用プロジェクト文書であり、地下空間利用プロジェクト文書が地下空間利用条件を確定する。

2. 地下空間利用プロジェクト文書ならびにその一部変更は、環境および保健衛生・伝染病予防国家鑑定に、さらに労働安全部門管轄機関との合意に付される。地下資源利用者は、地下空間利用プロジェクト文書またはその一部変更に関してそれぞれ環境および保健衛生・伝染病予防国家鑑定の肯定的な結論が得られた場合にのみ、地下空間利用業務を実施する権利を有する。

3. 地下空間利用プロジェクト文書作成マニュアルは、環境保護部門管轄機関との合意に基づいて、地下資源調査管轄機関によって策定され、承認される。

第258条 地下空間利用業務実施手順

1. 地下空間利用ライセンスを保有する地下資源利用者は、本法典で規定された手順と期間で、地下資源調査管轄機関に、地下建造物使用報告書を提出する義務がある。

2. 地下空間の利用に関わる全ての作業は、文書化される。文書は、地下区画の正確な調査とそれに続く開発に不可欠な作業内容を含んでいなければならない。

3. 地下空間利用業務実施の際、地下資源利用者は以下を保障する義務がある。

- 1) 使用される技術的手段の最適性および安全性
- 2) 危険な人為的プロセスからの地下資源保護

3) 固形・液状および放射性廃棄物、有害・有毒物質を地下に保管または埋設する際、汚水、原料用水および工業用水を排水（注入）する際の正確な記帳

4) ラボで行われた調査と分析の情報を含む、地下空間を利用する際に得られたすべての一次的および二次的地質学情報の正確性と保全。

第259条 地下空間利用後の撤収処置

1. 地下空間利用後の撤収処置は、本法典第260条で規定された処置を除いて、カザフスタン共和国土地法典にしたがって、損傷した土地を再生することによって行われる。

2. 自らが関わる鉱区（地下区画）の地下資源利用権が消滅した者は、このような消滅の日から遅くとも8カ月以内に撤収処置に着手する義務がある。採掘または採掘・選鉱生産活動の結果、鉱区（地下区画）のエリアに集積された人為生成鉱物は、ライセンスが終了した日から資源として地下資源の組成に含まれるものとみなされ、本条にしたがって撤収処置に付される。

3. 地下資源利用者が、本法典第261条の規定にしたがって放棄した地下空間区画の一部における撤収処置は、このような放棄に先立って行われる。このような地下区画の一部の利用は、撤収処置が完了してから地下空間利用ライセンスからのこのような地下区画の一部が除外されるまでの期間、許されない。

4. 撤収処置は、地下資源利用者と、環境保護、産業安全部門、住民保健衛生・伝染病予防国民福祉部門管轄機関および州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関の代表者とを委員として地下資源調査管轄機関によって設置される委員会と、ならびに、撤収処置が私的所有のもとにある用地または長期にわたる土地利用下にある用地で行われる場合は、用地の所有者または土地利用者によって、撤収処置証書が署名された後に、完了したものとみなされる。

5. 地下空間利用後の撤収処置の完了は、地下資源国家基金統一台帳に当該情報を記帳する根拠となる。

第260条 個々の地下空間利用後の撤収処置作業の計画立案と担保についての個別規定

1. 採掘または採掘・選鉱生産活動により発生する人為生成鉱物の集積施設の設置および（または）使用を目的とした地下空間利用後の撤収処置は、本条第3項で規定された、撤収処置計画に基づいて策定された撤収処置作業プロジェクト文書にしたがって行われる。

2. 地下資源利用者は、ライセンス期間が満了する2年前までに、カザフスタン共和国における建築事業、都市建設事業および建設事業に関するカザフスタン共和国の法令にしたがって、採掘または採掘・選鉱生産活動により発生する人為生成鉱物の施設の設置および使用後の撤収処置作業プロジェクト文書を策定し、承認することを保障する義務がある。

地下空間利用ライセンスの効力が期限満了以外の事由によって消滅した場合、自らの地下資源利用権が解除された者は、遅くともライセンスの効力が消滅した日から8カ月以内に撤収処置作業プロジェクト文書を策定し、承認する義務がある。

3. 本条においては、地下空間利用後の撤収処置計画とは、ライセンスはく奪の際に、地下空間利用鉱区を安全な状態に維持する措置、採掘または採掘・選鉱生産活動により発生する人為生成鉱物の集積施設撤収処置の内容、さらにこのような撤収処置作業の費用概算見積もりを含む文書をいう。

4. 撤収処置計画は総合的鑑定に付される。

5. 地下資源利用者は、直近の肯定的な総合的鑑定報告書を受け取った日から遅くとも3年以内に撤収処置作業の費用の概算見積もり変更を含め、撤収処置計画に変更を加える義務がある。

6. 総合的鑑定の肯定的結論を得ずに、採掘または採掘・選鉱生産活動により発生する人為生成鉱物の施設を設置および（または）使用することは許されない。

7. 採掘または採掘・選鉱生産活動により発生する人為生成鉱物の保管・埋設施設設置のための地下空間利用業務の撤収処置計画および撤収処置作業の費用概算見積もりは、本法典第217条第4項によって規定された手順で作成される。

8. 地下資源利用者は、採掘または採掘・選鉱生産活動により発生する人為生成鉱物施設の設置および（または）使用のための地下空間利用業務の撤収処置義務履行の担保を提供することを条件として、このような業務に着手する権利を有する。

9. 地下資源利用者の撤収処置義務履行担保は、次の条件を遵守した上で、本法典で規定されたいずれの形でも与えられうる：第2層銀行保証の取得または預金を担保とする場合、地下空間利用ライセンスの全有効期間の最初の3分の1の期間についてはその額は保証総額の40%以上でなければならない、中間の3分の1の期間についてはその額は保証総額の60%以上でなければならない、最後の3分の1の期間についてはその額は保証総額の100%でなければならない

10. 担保総額は、すでに行われた業務および撤収処置計画総合国家鑑定の直近の肯定的結論が出た日から向こう3年の間に予定されている業務後の撤収処置作業の総費用を賄うものでなければならない。

上記の作業の費用には一般管理費、管理費ならびに次の支出が含まれなければならない。

技術的設備、建物、建造物の解体と廃棄の経費

人為生成鉱物集積施設（保管所、鉱さいダムおよびその他の集積場所）閉鎖費

危険材料埋設費

損傷した土地の再生費

河床、小河床および水流復元費

地表水および地下水の品質、空気、土壌状態および植生のモニタリング費。

11. 採掘または採掘・選鉱生産活動により発生する人為生成鉱物集積施設の設置および（または）使用を、本法典の要件にしたがって撤収処置を担保することなく行うことは禁じられる。

第261条 地下空間利用の目的で供与された地下区画の放棄

1. 地下資源利用者は、地下空間利用ライセンス期間が満了前のどの時点でも全地下区画を放棄する権利を有する。ただし、このような放棄について地下資源調査管轄機関に書面で申請しなければならない。

2. 地下空間区画の一部を放棄する場合、引き続き利用される地下空間区画は、本法典第19条の規定を満たさなければならない。

3. 地下空間区画の一部放棄申請書は、地下空間利用ライセンスからの除外に付される地下区画のエリアの表記を含んでいなければならない。

申請書には以下が添付される。

1) 地下資源利用者がその一部を放棄する地下区画における地下空間利用業務の撤収処置証書

2) 地下資源利用者がその一部を放棄する地下区画エリアの記述。ただし、面積の計算（大きさ）と頂点の地理学的座標を含む。

3) 地下区画を放棄した後の状態に対応する地下空間区画のエリアの記述。ただし、面積の計算（大きさ）と頂点の地理学的座標を含み、見やすい縮尺で作成された鉱区配置の統計図、概観図（地勢図）ならびに地表の地形図を添付する。

4. 地下空間鉱区の一部の放棄には、地下空間利用ライセンス再交付を伴う。

5. 地下空間利用の目的で供与された地下区画の放棄は、当該地下区画に関する情報を地下資源国家基金統一台帳に記帳する根拠となる。

第262条 地下空間利用ライセンスはく奪

1. 地下空間利用ライセンスは、本法典第255条に規定されたライセンス条件に違反した場合、またカザフスタン共和国の環境法令に規定された活動禁止に該当する場合、地下資源調査管轄機関によってはく奪される。

2. ライセンス条件違反が判明した場合、地下資源調査管轄機関は、これについて書面で地下資源利用者に通知する。

地下資源利用者は、違反に関する通知を受け取った日から3カ月以内に、違反を解消し、違反の解消を証明する文書を添付して、地下資源調査管轄機関に書面で違反の解消について通知する義務がある。

定められた期間に違反が解消されなかった場合、地下資源調査管轄機関は本条第3項にしたがってライセンスを取り消す。

3. ライセンスはく奪は、地下資源調査管轄機関が地下資源利用者にライセンスはく奪に関する書

面の通知を送付することによって行う。

ライセンスは、地下資源利用者がライセンスはく奪に関する通知受領後3カ月後に失効する。

4. 地下資源利用者は、ライセンスはく奪に関する通知を受け取った日から15営業日以内に、カザフスタン共和国の法令によって規定された手順で、異議を申し立てる権利を有する。このような異議申し立ての期間中、本条第3項に示された期間は、異議申し立ての結果に基づいて下される決定が発効するまで延長される。

5. ライセンスはく奪は、ライセンスはく奪の事由となった義務の不履行または不適切な不履行が、不可抗力、すなわち当該条件のもとでは前もって避けることのできない非常事態（自然現象、軍事行動など）が作用したことが原因で起こった場合、許されない。地下資源利用者のもとに技術的手段および（または）財源がないこと、あるいは市場に必要な商品、役務またはサービスがないことは、このような事態に該当しない。

6. 本条にしたがってライセンスを取り消された者は、速やかに地下利用業務を取り止め、地下区画を安全な状態に維持する作業に着手する義務がある。

7. 地下空間利用ライセンスのはく奪は、当該地下区画に関する情報を地下資源国家基金統一台帳に記帳する事由となる。

第34章 貴金属・貴石採集

第263条 貴金属・貴石採集ライセンス

1. 貴金属・貴石採集ライセンス保有者は、このライセンスに基づいて、砂鉱床および人為的に形成された鉱床（鉱さいダムおよび採鉱生産活動と冶金の廃棄物の集積）において、剥土作業、砂・土壌洗浄作業ならびにその他の関係作業をはじめとして、手作業で、または小出力の機械化手段およびその他の設備を使用して行われる貴金属および貴石の採取作業を実施するために、地下資源鉱区を利用する排他的権利を有する。

上述の貴金属および貴石のリストは、カザフスタン共和国法律「貴金属および貴石について」によって定められる。

2. 貴金属・貴石採集ライセンス保有者になることができるのは、カザフスタン共和国の国民だけである。

3. 1人の者は、1つの貴金属・貴石採集ライセンスしか保有できない

4. 貴金属・貴石採集ライセンスに基づく地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の移転または抵当化は禁止される。

第264条 貴金属・貴石採集のための区画

1. 貴金属・貴石採集ライセンスは、州の地方執行機関が、環境保護部門管轄機関の出先機関、地下資源調査管轄機関の地方支部との合意にしたがって画定するエリアを対象に交付される。

2. 貴金属・貴石採集ライセンスは以下に対しては交付されない。

- 1) 法人格を有する特別自然保護区域とその保護ゾーン
- 2) 健康増進の用途、レクリエーションの用途および歴史・文化的用途をもつエリア
- 3) 宇宙事業、防衛および国家安全のために必要なエリア
- 4) 居住地およびこれに隣接する距離1,000mにおよぶエリア

5) 墓、墓所および墓地の用途をもつ土地区画、有用鉱物の探鉱・採掘と関係のない地下建造物がその範囲内にあるエリア

6) 地質学および鉱物学的国定自然利用規制区のエリア。

3. 私的所有者または土地利用者に属している用地、ならびに他者が利用している地下資源鉱区の区画における貴金属・貴石採集は、これらの者の同意を得た場合にのみ行われる。

第265条 貴金属・貴石採集ライセンスの交付

1. 貴金属・貴石採集ライセンス取得を望む者は、固形有用鉱物部門管轄機関によって承認された書式で、州の地方執行機関に書面で申請書を提出する。

2. 申請書は次の情報を含んでいなければならない。

1) 申請者の姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、居住地、申請者の本人確認書類に関する情報

2) 申請者が使用許可を願い出ている貴金属・貴石採集鉱区を画定する頂点の地理学的座標および総面積の表記を含むエリアの記述。

3. 申請書には次の文書が添付される。

1) 本条第2項第1号で規定された情報を証明する文書の写し

2) 本章に基づく貴金属・貴石採集の撤収処置義務履行担保の差し入れを証明する文書の写し

3) 申請書提出の際に申請者の代理人が申請者によって指名された場合は、このような者の権限を証明する文書

4) 貴金属・貴石採集で使用する予定の、申請者によって承認された技術的手段および設備のリスト、また貴金属・貴石採集鉱区で行われる予定の貴金属・貴石採集作業の種類と方法の記述を含む文書

5) 本項にしたがって申請書が提出されているエリアにおける土地利用者または用地の私的所有者、さらに地下資源鉱区利用者の同意

6) 貴金属・貴石採集計画。

4. 申請書に添付される文書の写しは公証を受けたものでなければならない。

5. 申請書とこれに添付される文書はカザフスタン語およびロシア語で作成しなければならない。

6. 申請書提出時点は、州の地方執行機関に申請書が届けられた日時と定められ、記帳に付される。

7. 提出された申請書に関する情報は、以下を含み、申請書提出日から2営業日以内に州の地方執行機関のウェブサイトに掲載される。

1) 申請者の姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）

2) 申請者が使用許可を願い出ている貴金属・貴石採集鉱区エリアの座標

3) 申請書が届けられた日時。

8. 州の地方執行機関は、申請書が届けられた日から7営業日以内に申請書を審査し、ライセンスを交付するかまたはライセンスの交付を拒否する。

9. 貴金属・貴石採集ライセンスを受け取った者は、カザフスタン共和国税法によって規定された額、手順および期間でサインボーナスを支払う義務がある。

10. 貴金属・貴石採集ライセンス交付申請書の提出および審査手順は、固形有用鉱物部門管轄機関が定める。

第266条 貴金属・貴石採集ライセンス交付の優先順位

1. 同一の区画を含む複数通の貴金属・貴石採集ライセンス交付申請書が州の地方執行機関に提出された場合、これらの申請書は届けられた順番で審査される。

2. 州の地方執行機関は、先行して審査されている申請書についてライセンス交付拒否の決定が下された後にはじめて次の順番の申請書の審査に着手する。

次の順番の申請書の審査は、先行して審査されている申請書について、ライセンス交付拒否の決定が下された日から10営業日が経過次第始まる。

拒否の決定について申請者が裁判所へ不服を申し立てた場合、次の順番の申請書の審査問題は、裁判所の判決が発効した後、州の地方執行機関によって解決される。

3. 提出された申請書のうちで、最初に本法典の要求を満たしていた申請書を提出した申請者に貴金属・貴石採集ライセンスが交付される。

4. 先行する申請書に対するライセンス交付の決定が下された後に提出された申請書に関してはライセンス交付拒否の決定が下される。

第267条 貴金属・貴石採集ライセンス交付の拒否

1. 州の地方執行機関は、次の事由のうちの1つでも該当すればライセンスの交付を拒否する。

1) 申請書またはこれに添付された文書が本法典によって規定された要件を満たしていない

2) 申請書に、本法典によって要求されている文書が添付されていない。

3) 申請書提出に先立つ2年間の間に、本法典によって規定された事由により申請者の貴金属・貴石採集ライセンスがはく奪されたことがある

4) 申請対象のエリアまたはその一部が、他者に交付された貴金属・貴石採集ライセンスに関わる鉱区である、または本法典にしたがって貴金属・貴石採集ライセンスの交付が禁止されているエリアである

5) 申請書提出に先立つ1年間の間に、申請対象の地下資源鉱区（その一部）に関して以前に申請者に交付された貴金属・貴石採集ライセンスが終了している

6) 申請対象の貴金属・貴石採集鉱区のエリアが本法典第269条の要件を満たしていない。

2. ライセンス交付拒否は、書面で行われ、根拠が示され、貴金属・貴石採集ライセンスの審査と交付のために見込まれている期間中に申請者に渡されなければならない。

3. 申請者は、拒否の決定を受け取った日から10営業日以内に、カザフスタン共和国の法令にしたがって、ライセンス交付拒否に対して不服を申し立てることができる。

4. ライセンス交付拒否は、再び申請書を提出する権利を申請者から奪うものではない。

第268条 貴金属・貴石採集ライセンスの期間

1. 貴金属・貴石採集ライセンスは3年の期間で交付される。この期間はライセンス保有者の申請によって3年に一度延長に付される。

2. 貴金属・貴石採集ライセンスを交付した地方執行機関は、申請書審査日現在、貴金属・貴石採集鉱区区画の境界が、地下資源利用契約または統轄機関によって交付された地下資源利用ライセンスに基づいて他者の使用に供与されている地下資源鉱区のエリアの範囲内に完全に入っている場合、ライセンス有効期間の延長を拒否する。

本項の規定は、貴金属・貴石採集者が貴金属・貴石採集の継続に対して上述の他者の同意を得た場合、適用されない。

第269条 貴金属・貴石採集鉱区

1. 貴金属・貴石採集鉱区の境界は、本法典第19第3項の要件を満たさなければならない。
2. 貴金属・貴石採集鉱区区画の面積は、500m²以上、5 ha以下でなくてはならない。

第270条 貴金属・貴石採集ライセンスの内容

貴金属・貴石採集ライセンスは、本法典第31条に示された情報と条件のほか、次の地下資源利用条件を含んでいなければならない。

- 1) カザフスタン共和国の税法によって定められた額と手順による、サインボーナス支払い義務
- 2) 地下資源利用者の以下に対する権利：

地下資源利用者の所有権のもとにある、積載能力が10 t 以下のトラック 1 台、ボーリング設備、さらにバケット容量が合わせて0.5m³以下の掘削機および（または）ブルドーザーの形での機械化手段の使用

貴金属・貴石採集鉱区エリアの地表面の最も低い地点から 3 mを超えない深さでのボーリングおよびその他の掘削作業の実施

3) 砂金の採集を行う際、地下資源利用者には 1 暦年当たり 50 キログラム以下の金を採取することが許される

- 4) 貴金属・貴石採集鉱区において地下資源利用者は以下を行う権利をもたない。

貴金属・貴石採集鉱区に位置する水域および水資源地で掘削機やブルドーザーを使うこと

化学剤や爆発物を用いること

常設建造物を構築、建設すること

土壌および採取された廃石を貴金属・貴石採集鉱区の範囲外に持ち出すこと。

第271条 貴金属・貴石採集実施手順

1. 貴金属・貴石採集ライセンスを保有する地下資源利用者は、本法典第263条第1項第2段落に示されたリストに基づくいずれの種類の貴金属および貴石の貴金属・貴石採集も行う権利を有する。

2. 貴金属・貴石採集を行う際、地下資源利用者は次の義務を負う。

1) 貴金属・貴石採集の目的で水資源を利用する川と貯水池の岸と底の自然地形を破壊する可能性を排除すること

2) 貴金属・貴石採集の過程で損傷した土地を再生すること

3) ライセンス条件によって定められた機械化手段使用制限を守ること。

3. 本章の、環境または労働安全の要件から導き出される特段の制限がなければ、貴金属・貴石採集の過程で供与された地下資源鉱区の範囲内で移される土壌と岩石の容積には制限がない。

4. 貴金属・貴石採集を行う際、地下資源利用者は、特別の許可またはライセンスを取得する必要性なしに、自由に水資源を利用する権利を有する。

水資源を利用する際、地下資源利用者は、水資源保護措置を実行し、さらに、カザフスタン共和国の水法令および環境法令によって定められた、水域保護に関するその他の要件を遵守する義務がある。

水ファンド地および水域では、貴金属・貴石採集は手作業でのみ行われる。

第272条 貴金属・貴石採集を行う際の地下資源利用者の報告

1. 地下資源利用者は、貴金属・貴石採集ライセンスに基づいて、地下資源調査管轄機関によって決

められた手順で、貴金属・貴石採集ライセンスを交付した州の地方執行機関に、採掘された貴金属と貴石に関する報告書を定期的に提出する義務がある。

2. 前の暦年の報告書は、遅くとも毎年1月30日までに提出される。

1年に満たない暦年の報告書は、実際の地下資源利用期間を対象にしたものが提出される。

地下資源鉱区利用期間の最終年が1暦年に満たない場合、その最終年の報告は当該期間終了日から2カ月以内に提出されなければならない。

第273条 貴金属・貴石採集計画

1. 機械化手段を使用する地下資源利用者は、貴金属・貴石採集計画がある場合にのみ貴金属・貴石採集業務を実施する権利を有する。

2. 貴金属・貴石採集計画は、地下資源利用者によって策定され、承認される。

貴金属・貴石採集計画には貴金属・貴石採集作業の種類、手順および方法、作業実施の規模と期間が記載される。

貴金属・貴石採集計画作成マニュアルは固形有用鉱物部門管轄機関によって承認される。

貴金属・貴石採集計画の内容は、環境安全要件を考慮して、地下資源利用者が独自に決める。

3. 貴金属・貴石採集計画は環境国家鑑定に付される。地下資源利用者は、貴金属・貴石採集計画の環境国家鑑定で肯定的な結論が得られた場合にのみ、機械化手段を使用して貴金属・貴石採集業務を実施する権利を有する。

第274条 貴金属・貴石採集の撤収処置の担保

貴金属・貴石採集の撤収処置去に関する地下資源利用者の義務履行の担保は、銀行預金担保または第2層銀行が与える保証の形で差し入れられる。

担保総額は、貴金属・貴石採集鉱区の区画を構成するヘクタール数と、当該会計年度について共和国予算法によって定められ、貴金属・貴石採集ライセンス交付申請書提出の年に有効な月次計算指標に基づいて計算される。1 ha当たりの担保額は州の地方執行機関が定める。

担保額は、貴金属・貴石採集鉱区エリアの国家に返還された部分に相当するヘクタール数に応じて、地下資源利用者によって減額されうる。

第275条 貴金属・貴石採集鉱区の放棄

地下資源利用者は、貴金属・貴石採集ライセンスの有効期間が満了以前の任意の時点で、貴金属・貴石採集鉱区のいずれの部分であっても放棄する権利を有する。

期限前の貴金属・貴石採集鉱区全体のまたはその一部の放棄にはそれぞれ、貴金属・貴石採集ライセンスの効力消滅または再交付を伴う。

第276条 貴金属・貴石採集ライセンスに関わる義務違反の責任とライセンスのはく奪

1. 地下資源利用者は、貴金属・貴石採集ライセンス条件に違反すると違約金またはライセンスのはく奪の形で責任を問われる。

2. 違約金は、金採取制限に関する貴金属・貴石採集ライセンス条件に違反したことにより徴収される。

違約金は、決められた制限を超えて採掘された金の市場価値の100%の額が徴収される。

3. 貴金属・貴石採集ライセンスは、以下の事由のいずれかがあった場合に、州の地方執行機関によってはく奪に付される。

1) 環境安全および労働安全の要件違反の理由による、裁判所の地下資源利用活動禁止の判決が発効

2) サインボーナスが、カザフスタン共和国税法によって定められた期間に支払われなかった場合

3) 貴金属・貴石採集の撤収処置に関する義務履行担保の差し入れがない貴金属・貴石採集作業の実施

4) 貴金属・貴石採集作業実施制限、機械化手段の使用制限、化学剤・爆発物使用禁止、常設構造物建設禁止、土壌・廃石の貴金属・貴石採集鉱区外持ち出し禁止に関するライセンス条件違反

5) 本章の規定にしたがって貴金属・貴石採集計画を立てることが求められている状況における、貴金属・貴石採集計画なしの貴金属・貴石採集作業実施。

4. 本条第3項第3号および第4号によって規定されたケースでは、州の地方執行機関が為された違反について地下資源利用者に通知する。

地下資源利用者は、違反に関する通知を受け取った日から1カ月以内に違反を是正し、違反の是正を証明する文書を添付して、州の地方執行機関に違反解消について通知する義務がある。

上記の期間に違反が解消されなかった場合、州の地方執行機関は本条第3項にしたがって貴金属・貴石採集ライセンスを取り消す。

5. 貴金属・貴石採集ライセンスのはく奪は、州の地方執行機関が、地下資源利用者に貴金属・貴石採集ライセンスはく奪に関する通知を書面で送付することによって行う。

ライセンスは、地下資源利用者が通知を受領した日から1カ月後となる日までに有効期間が満了にならない場合、地下資源利用者が通知を受領した日から1カ月後に失効する。

6. 地下資源利用者は、ライセンスはく奪に関する通知を受領した日から15営業日が経過次第、取り消されるライセンスに関わる作業を取りやめ、本章で規定された手順で撤収処置作業に着手する義務がある。

7. 地下資源利用者は、通知を受領した日から2カ月以内であれば、裁判所でライセンスはく奪の正当性について異議を申し立てる権利を有する。地下資源利用者が裁判所に提訴した場合、本条第5項に示された期間は裁判所の判決が発効するまで停止される。

8. ライセンスはく奪は、ライセンスはく奪の事由となった義務の不履行または不適切な不履行が、不可抗力、すなわち当該条件のもとでは前もって避けることのできない非常事態（自然現象、戦争行為など）が作用したことが原因で起こった場合、許されない。地下資源利用者のもとに技術的手段および（または）財源がないこと、あるいは市場に必要な商品、役務またはサービスがないことは、このような事態に該当しない。

第35章 最終規定および経過規定

第277条 本法典の施行手順

1. 本法典は、最初に正式に公布された日から6カ月経過次第施行される。ただし、以下を除く。

1) 第278条第4項第3段落については、本法典が最初に正式に公布された日から10暦日が経過した時点で施行される

2) 第144条第5項および第6項は2020年1月1日から施行される

(第1項には2019年12月30日付カザフスタン共和国法第297-VI号にしたがって第2-1号が追加された)

2-1) 目次中の第98条の表題、第94条第3項、第95条第5、6項、第98条の表題および第1、2、5、6項、第99条の表題は2020年9月1日より有効となる

3) 第153条第2項は2021年1月1日から施行される。

2. 本章で規定された場合を除き、本法典は本法典の施行後に発生した地下資源利用に対して適用されるものと定める。

3. 本法典が施行された日から、本法典の施行前に交付され、または締結された地下資源利用許可証、ライセンスおよび契約に対しては、以下によって定められ、それぞれの関係を調整する本法典の規定が適用されるものと定める。

第1章

第2章。ただし、2024年1月1日まで、本法典が施行される前に締結された固形有用鉱物採掘契約に関わる鉱床を大規模鉱床のカテゴリーに分類する際には国家有用鉱物埋蔵量バランスシートに含まれる埋蔵量が考慮される、ということを勘案する。

第3章。ただし、第17条第3項、第19条第2および3項、第20条第1項、第22条、第24条、第25条、第28条第2項第1段落を除く。

第38条

第5章。ただし、州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関との間で締結された地下資源利用契約に関わる地下資源利用権の譲渡に対する許可証の交付、地下資源利用権の譲渡に伴う地下資源利用契約の一部変更、さらに地下資源利用権の抵当の登録は、上記の地方執行機関によって行われることを、考慮に入れる。

第6章

第7章

第54条、第55条第1、2、3、5および6項（本法典が施行される前に締結（交付）された炭化水素地下資源利用許可証、ライセンスおよび契約に関して）

第9章

第10章

第11章。ただし、第77条を除く。

第12章。ただし、第80条第1項の効力は、本法典が施行される前に締結されたウランを除く固形有用鉱物および遍在有用鉱物に関わる契約には及ばないことを、考慮に入れる。

第13章

第15章第3節。ただし、カザフスタン共和国政府によって承認された生産物分与協定（契約）およびカザフスタン共和国大統領によって承認された地下資源利用契約に関しては第106条第2項を除く。

第113および114条

第120条。ただし、カザフスタン共和国政府によって承認された生産物分与協定（契約）、およびカザフスタン共和国大統領によって承認された地下資源利用契約に関わる関係を除く。上記の協定（契約）および地下資源利用契約の有効期間の追加的延長は双方の事前の合意によって可能である。

第121～125条

第126条。ただし、以下を除く。

第6項、本項は、本法典が施行される前に交付され締結された、炭化水素地下資源利用許可証およびライセンス、ならびに炭化水素地下資源利用契約に対しては、本法典が施行された日から36カ月が経

過次第次の文面で適用される。

「6. 炭化水素地下資源利用後の撤収処置義務の履行は、定められた手順で地下資源利用者によって形成され、統轄機関の許可を得て地下資源利用者が費消する撤収処置基金によって担保される。

撤収処置基金が設けられていない場合、または炭化水素探鉱および（または）採掘後の撤収処置作業の市場価格総額が実際に設けられた撤収処置基金の資金総額を超える場合、不足部分における炭化水素地下資源利用後の撤収処置義務の履行は、本条第7または8項にしたがって差し入れられた銀行預金担保および（または）本法典の要求にしたがって地下資源利用後の撤収処置が完了するまでの期間に対して、以下の者によって提供される全額、無条件そして取り消し不能の保証によって確保される。

1) 議決権株式（定款資本における持分）の50%以上が直接または間接的に国営管理持株会社に属する地下資源利用者については、国営管理持株会社、炭化水素部門の国営会社、炭化水素部門の国営会社の子会社および（または）炭化水素部門の国営会社の、地下資源利用者の持株（定款資本における持分）を保有する、パートナーまたはその子会社。

本号第1段落に示された保証人は、国営管理持株会社、炭化水素部門の国営会社を除いて、最低でもStandard and Poor'sの尺度で「BB-」レベル、または格付け会社Moody's、FitchRatingsの尺度で同様のレベル以上の、毎年確認される外貨建て長期信用格付けが付けられていなければならない。

2) 本項第1号に示されていない地下資源利用者については、最低でもStandard and Poor'sの尺度で「BB-」レベル、または格付け会社Moody's、FitchRatingsの尺度で同様のレベル以上の、毎年確認される外貨建て長期信用格付けをもつその他の事業者。

保証人の信用格付けが本項によって要求されるレベルと期間で確認されなかった場合、保証人の信用格付けが本項によって許容される最低限のレベル以下に低下した場合、また保証人が本項に示された信用格付けを喪失した場合は、当該保証人によって保証を提供された地下資源利用者は、本条にしたがってこのような担保（保障）を1暦年以内に差し替えるか、あるいは本項で定められた担保（保障）が復活されるまで地下資源利用業務を停止する義務がある。

本項にしたがって提供される保証の範囲と条件、さらにこのような保証に伴って発生する諸関係に適用される法は、カザフスタン共和国の法令である。本段落の規定は、カザフスタン共和国政府によって承認された生産物分与協定（契約）、あるいはカザフスタン共和国大統領によって承認された地下資源利用契約にしたがって、本法典が施行される前に与えられた保証の諸関係には適用されない。」

第7および8項、これらは、本法典が施行される前に交付され締結された、炭化水素地下資源利用許可証、ライセンスおよび契約に対しては、本法典が施行された日から36カ月が経過次第適用される。

第127、128条

第130条（ただし、譲渡可能な液化石油ガスおよび（または）NGLの購入に対する国家の優先権についての規定が定められている、カザフスタン共和国政府によって承認された生産物分与協定（契約）、およびカザフスタン共和国大統領によって承認された地下資源利用契約については第2および3項を除く）、131条（本法典第278条第30項で定められたケースを除く）、132条、133条。

第143条を除く第19章。ただし、承認されたプロジェクト文書に変更や追加が加えられた場合。

第144～152条

第21章。ただし、第153条を除く。

第178～181条

第194条第2、3および6項、第195条。ただし、第3項第2および第3段落を除く。そして第197条第213条。第214条。ただし、第1項を除く。第215条。ただし、第3項第2および第3段落を除く。そして第218条。

第236条

第258、259条、第260条第1～6項

(本条には2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号にしたがって3-1号が追加された(2018年6月29日より施行)。)

3-1. 本法典第25条第2項の固形有用鉱物および遍在有用鉱物の探鉱または採掘に係る地下資源利用権の供与に関する部分、第186条第2項第1号、第203条第2項第1号の効力は2023年1月1日まで停止される。

(第4項は2019年12月30日付カザフスタン共和国法第297-VI号により改定)

4. 2020年9月1日まで本法典 第99条は次の文面で効力をもつものとする。

「第99条 競売の実施

1. 本法典第95号に記載の期限内に競売参加申請書が一通も提出されなかった場合、および（または）申請書審査の結果、申請者（競売実施申請書の提出者を除く）のうち一名も競売への参加を認められなかった場合、競売実施委員会は競売参加申請書提出期限の満了日または競売参加申請書審査終了日より3営業日以内に、競売中止の決定を採択する。この場合、競売落札者との契約締結のために本法典第100条が定める手順に則り、競売実施申請書の提出者との間で地下資源利用契約を締結するが、これは、競売実施申請書の提出者がサインボーナスの開始価格を納付した場合に限る。

競売中止に関する情報は、委員会が当該の決定を採択した日より3営業日以内に、カザフ語とロシア語をもって、統轄機関のインターネットリソース上に掲載するほか、カザフスタン共和国全土で流通する定期刊行物上に公示する。

2. 競売には、競売への参加が認められ、競売参加者として登録された申請者が参加する。

3. 競売は、競売実施に関する通知に記載されている日程にしたがった日に実施する。

4. 統轄機関は競売実施日の遅くとも10営業日前までに、競売への参加を認められた申請者に対し、競売実施日時に関する情報を提供する。

5. 競売に参加することを許された各申請者の代表者の登録は、競売実施が始まる1時間前に始まり、5分前に終了する。

6. 登録された参加者は、実施される競売の録音、録画を行うことができる。

7. 競売は、参加者が、競売実施通知に示されたサインボーナスの開始額から始まって、競売の刻み金額で、サインボーナスの額の大きさに関する自己のオファーを表明することにより、公開で行われる。

競売の刻み金額の大きさは、サインボーナス開始額の5%から50%となる。

8. 競売の直接の実施は、委員会によって招聘される、あるいは委員会構成員の中から選任される競売人に委任することができる。

9. 参加者には付与された登録番号が記されたプレートが交付される。参加者はサインボーナス額の大きさが読み上げられるたびに、この金額を表明する用意があれば、プレートを上げる。

10. 競売は、参加者の数、地下資源鉱区に関する情報、その基本的な特性、さらに地下資源利用権の供与条件、競売実施手順、サインボーナスの開始額および競売の刻み金額を告知することから始まる。

11. 競売実施の際、参加者は、競売の刻み金額の大きさの分、いま現在の最低のサインボーナス額入札を引き上げることを見込んだサインボーナス額を入札する。

12. 競売人は、競売の刻み金額の大きさの分増やされたサインボーナス開始額に等しい、サインボ

ーナス額の最初の値を告知する。

13. サインボーナス額の最初の値が告知されてこの値を3回繰り返しても参加者の誰一人自己の登録番号プレートを上げなかった場合、競売は打ち切られ、不成立とみなされる。

14. いま現在の最低入札がないという状況であれば、参加者は、競売の刻み金額の大きさを問わず、サインボーナス開始額を上回るサインボーナス額で入札する権利を有する。

15. 一枚のプレートが上がった場合、競売人はプレートを上げた参加者の登録番号を名指す。何枚かのプレートが上がった場合は、競売人は、最初にプレートを上げた参加者の登録番号を名指す。

16. 競売刻み金額経過公報には競売人に名指された参加者番号だけが掲載される。

17. 競売人は毎回、競売刻み金額の分をいま現在の値に上乗せして、その次に続くサインボーナス額の値を指定する。」

5. 2020年1月1日までは本法典第140条第5および6項は次の文面で効力をもつものと定める。

「5. 中央委員会は、基本プロジェクト文書または開発分析を受け取った日から10営業日以内に、独立した鑑定を実施するために、これらを自らが決める鑑定人（鑑定人ら）に送付する。」

6. 2024年1月1日までは以下のように定める。

本法典第141条第3、4および5項は次の文面で効力をもつ。

「3. 資源埋蔵量試算（速報試算）報告書は、地下資源調査部門管轄機関によって承認される技術規格文書にしたがって作成される。

4. 地下資源国家鑑定は、カザフスタン共和国炭化水素資源埋蔵量国家委員会（国家埋蔵量委員会）が、地質学および地下資源利用部門における専門知識をもち、鑑定結果に利害関係をもたない独立した鑑定人を招聘して行う。

5. 国家埋蔵量委員会の活動、構成、業務規則および文書取扱管理は、地下資源調査管轄機関によって承認された、カザフスタン共和国有用鉱物埋蔵量国家委員会規程によって決められる。」

本法典第214条第2項は次の文面で効力をもつ。

「2. 固形有用鉱物の採掘は、地下資源利用者に商業的利益をもたらす固形有用鉱物の資源量と埋蔵量が確認済みの地下資源鉱区で行われる。

その際、地下資源からの固形有用鉱物の採取は、国家有用鉱物埋蔵量バランスシートに含まれる埋蔵量からのみ許される。」

（第7項は2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号により改定）

7. 本法典第186条第2項、第203条第2項、第250条第2項の規定を適用するうえで、該当する地下資源利用ライセンスの交付に際しては、以下を定める。

1) 炭化水素に係る地下資源利用契約の鉱区割当によって定められた契約エリア、ならびに本法典の施行前に成立した直接交渉または地下資源利用権の供与を目的とした入札の結果に基づいた炭化水素採掘契約締結に関する議事録が効力を有するエリアは、他の者が炭化水素の採掘に関連する作業の実施を目的として利用している地下資源鉱区のエリアと同等とする。

2) 固形有用鉱物または遍在有用鉱物に関する契約に係る地質学的割当によって定められた契約エリア、ならびに本法典の施行前に成立した直接交渉または地下資源利用権の供与を目的とした入札の結果に基づいた固形有用鉱物または遍在有用鉱物の探鉱契約締結に関する議事録が効力を有するエリアは、固形有用鉱物の探鉱に関する作業の実施を目的として供与された地下資源鉱区のエリア（探鉱鉱区エリア）と同等とする。

3) 固形有用鉱物または遍在有用鉱物に関する契約に係る鉱区割当によって定められた契約エリア、または探鉱および（または）採掘とは関連しない地下営造物の建設および（または）操業に関する契約

に係る同様のエリア、ならびに本法典の施行前に成立した直接交渉または地下資源利用権の供与を目的とした入札の結果に基づいた固形有用鉱物または遍在有用鉱物の採掘契約、または探鉱および（または）採掘とは関連しない地下営造物の建設および（または）操業に係る契約締結に関する議事録が効力を有するエリアは、固形有用鉱物もしくは遍在有用鉱物の採掘に関する作業の実施を目的として供与された地下資源鉱区のエリア（採掘鉱区エリア）、または地下資源空間の利用を目的として供与された地下資源鉱区のエリアと同等とみなす。

8. 2019年7月1日から、本法典第249条に示された目的のために本法典の施行前に締結された、地下空間利用に関わる地下資源利用契約に対しては、本法典第258条の規定が適用されるものと定める。

9. 本法典施行日現在の時点で使用中の集積施設に保管され、利用中の地下資源鉱区の範囲外にある、採掘・選鉱および冶金生産施設の活動の結果発生した人為生成鉱物は上記の生産施設の所有物である。このような人為生成鉱物の所有権は、カザフスタン共和国環境法令にしたがって、この人為生成鉱物の集積場（集積場の一部）が閉鎖される日まで、生産施設の所有者が保有する。

10. エリア境界の変更を伴う改修を行った場合を含め、本法典が施行される前に設けられた、採掘および（または）採掘・選鉱生産施設で発生する人為生成鉱物の集積および（または）利用施設に対しては、本法典第249条に示された目的のための地下空間利用ライセンス取得についての要求、さらに本法典第25条第1項第2号によって定められた制限は適用されないものと定める。

11. カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」にしたがって締結された固形有用鉱物探鉱契約に基づく地下資源利用権保有者は、本法典第201条第1、4および6項、ならびに第3項第7号を除く第204条にしたがって申請書を提出することにより契約区画の範囲内で固形有用鉱物採掘ライセンスを取得する排他的権利を有する。

本項にしたがって提出された申請書に基づく固形有用鉱物採掘ライセンスの交付拒否は、本法典第207条第1項第9号および第5項第2段落によって定められた事由に基づいて、許される。

統轄機関が固形有用鉱物採掘ライセンスの交付を拒否した場合、申請者は、有用鉱物探鉱後の撤収処置のために本法典によって定められた手順で、地下資源利用後の撤収処置を行う義務がある。

カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」にしたがって締結された、遍在有用鉱物探鉱契約に基づく地下資源利用権保有者は、本項によって定められた個別規定を考慮に入れて、本法典第30章の規定にしたがって申請書を提出することにより、契約区画の範囲内で遍在有用鉱物採掘ライセンスを取得する排他的権利を有する。

12. 2024年1月1日までは、以下のように定める。

1) 本法典第118条第4項および第7項第2号、第119条第10項第2号、第139条第4項、第140条第10項第6号および第7号および第141条において「地質学的埋蔵量」という言葉は、「埋蔵量」という言葉に差し替えられる。

2) 本法典第141条において「中央委員会」という言葉は、「国家委員会」という言葉に差し替えられる。

3) 本法典第143条は次の文面で効力をもつ。

「第143条 プロジェクト文書に記載され契約上地下資源利用者がその達成を義務付けられる炭化水素の探鉱および採掘に関する指標値

炭化水素に係る地下資源利用契約では、地下資源利用者の義務としてプロジェクト文書の下記の指標値の履行が定められる。

1) 生産井の密度

2) 各々の生産対象における生産井および圧入井の比率

- 3) 鉱層ごとの補正係数
- 4) 飽和圧力または露点圧力に対する層圧および坑底圧の比率
- 5) 坑底圧に対する層圧の比率
- 6) 坑井ごとのガス比の最大許容値
- 7) 炭化水素採掘量
- 8) 油層圧引き上げ用作業媒体の再圧入量
- 9) 開発井新規稼働指標。

この際、本条に記載されている指標の値は契約には含めず、プロジェクト文書に基づいて算出する。」

13. 2022年1月1日までは、第131条第1項第4および第5段落、第179条第1項第3および第4段落ならびに第213条第1項第3および第4段落は次の文面で効力をもつものと定める。

「役務およびサービスの取得に係る入札の主催者は、落札者を決定するにあたり、カザフスタンの役務およびサービス生産者の応札価格を20%減額する。カザフスタンの役務およびサービス生産者として認められるのは、カザフスタン共和国の法令にしたがい設立された個人事業主および（または）法人であって、カザフスタン共和国領内に所在地を有し、カザフスタン共和国の住民の就労および人口移動に関する法令にしたがい社内人事異動の一環としてカザフスタン共和国領内で労働業務を行っている経営者、役員、および専門職員を除く総従業員の95%以上をカザフスタン共和国の国民から採用している個人事業主および（または）法人である。

この際、カザフスタン共和国の住民の就労および人口移動に関する法令にしたがい社内人事異動の一環としてカザフスタン共和国領内で労働業務を行っている外国人の経営者、役員、および専門職員の数は、然るべき各々のカテゴリーにおける経営者、役員、および専門職員の総数の25%を超えていてはならない。」

14. 本法典が施行された日から、2010年6月24日付カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」は効力を失ったものと認める（カザフスタン共和国議会公報、2010年、No.12、掲載番号60；2011年、No.1、掲載番号2；No.11、掲載番号102；No.12、掲載番号111；2012年、No.2、掲載番号11、14；No.3、掲載番号21；No.4、掲載番号30；No.6、掲載番号46；No.8、掲載番号64；No.11、掲載番号80；No.15、掲載番号97；No.23～24、掲載番号125；2013年、No.9、掲載番号51；No.14、掲載番号75；No.15、掲載番号81；2014年、No.4～5、掲載番号24；No.7、掲載番号37；No.10、掲載番号52；No.19-I、19-II、掲載番号96；No.21、掲載番号122；No.23、掲載番号143；No.24、掲載番号145；2015年、No.8、掲載番号45；No.11、掲載番号52、57；No.19-II、掲載番号102；No.20-IV、掲載番号113；2016年、No.2、掲載番号9；No.6、掲載番号45；No.7-II、掲載番号56；No.8-II、掲載番号71、72；No.22、掲載番号116；2017年、No.4、掲載番号7；No.14、掲載番号51、54）。ただし、本法典が施行される前に締結された地下資源利用契約、交付されたライセンスに基づいて生じた、地下資源利用分野におけるそれぞれの関係に適用される次の条項を除く。

- 1) 第1条第29号、これは2024年1月1日までは効力をもつ。
- 2) 第1条第25号、第90号
- 3) 第10条第7項
- 4) 第20条第8号、第15号、第32-2号

参照：2019年7月1日付質問に対する2019年7月4日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第556857号（dialog.egov.kz）「有用鉱物探鉱および採掘のための地質学的割当または鉱区割当の手順について」、2019年2月18日付質問に対する2019年3月27日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第541159号（dialog.egov.kz）「地質学的割当または鉱区割当の手順を定める規則について」

て」、2019年7月9日付質問に対する2019年7月23日付カザフスタン共和国エコロジー、地質学および天然資源大臣の回答第557845/1号 (dialog.egov.kz)「地質学的割当または鉱区割当用地の計画マニュアルに替えて準拠する必要のある文書について」

- 5) 第24条
- 6) 第30条
- 7) 第61条第2項第3、第4および第6段落、第6項
- 8) 第61条第2-1項および第69条第4項、これらは2021年1月1日まで効力をもつ。
- 9) 第68条第1項第2および第3段落、第6項
- 10) 第69条第3項第2段落および第4項
- 11) 第70条第2項
- 12) 第72条第2、3、3-1、6、7、7-1、8、9および11項
- 13) 第76条第1項第12号、第12-1号

参照：2019年5月18日付質問に対する2019年6月3日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第550503号 (dialog.egov.kz)「研究開発上の義務履行としての地下資源利用者によるベンチャー基金への資金提供について」、2019年6月5日付質問に対する2019年6月11日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第553467号 (dialog.egov.kz)「地下資源利用契約の要求にしたがった科学研究活動への1%以上の資金提供について」、2020年4月22日付質問に対する2020年4月25日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第609288号 (dialog.egov.kz)「複数の地下資源利用契約を持つ地下資源利用者は、研究開発向け資金を契約ごとに、契約と不可分の作業計画にしたがって提供する義務がある。」

- 14) 第77条第6項、ただし炭化水素およびウラン採掘地下資源利用契約を除く。

- 15) 次の文面で効力をもつ第111条第2項、さらに第6および7項：

「6. 施設の撤収処置または休止保全に伴う作業の資金調達、撤収処置基金の資金を使って行われる。撤収処置基金への積立金は、地下資源利用者によって、カザフスタン共和国域内のいずれかの第2層銀行の特別預金口座に積み立てられる。

2009年1月1日までに締結され、効力が終了していなかった地下資源利用契約に基づいて地下資源利用者が撤収処置基金への積み立てを始め、2009年1月1日までの税務年度にカザフスタン共和国税法にしたがって積立金が控除された場合、これらの契約に基づいて、上記積立金の総額はカザフスタン共和国域内のいずれかの第2層銀行の特別預金口座に置かなければならない。特別預金口座に置くものとされるこの積立金総額は、このような撤収処置基金の資金を原資にして地下資源利用者によって鉱床開発後の撤収処置に費消された金額の分、削減される。

この場合、撤収処置基金の使用は、地下資源利用者によって統轄機関の許可を受けて、州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関との間で締結された契約については、これらの機関の許可を受けて、それぞれ行われる。撤収処置基金創出手順に関する条件、撤収処置基金への積立金の額、積立金払い込みの周期は契約で定められる。

参照：国家サービス提供規則「撤収処置基金の利用許可の交付」(2020年5月30日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣令第323号付属文書5)

7. 地下資源利用施設の撤収処置の実際の経費が撤収処置基金の額を上回る場合、地下資源利用者は地下資源利用施設撤収処置の資金調達を追加的に行う義務がある。撤収処置の実際の経費が撤収処置基金の額を下回る場合、残金は地下資源利用者のもとに残る。」

- 16) 第121および122条、これらは2024年1月1日までは効力をもつ。

この場合、本法典の施行前に交付された炭化水素地下資源利用許可証およびライセンス、また締結された炭化水素地下資源利用契約に関しては、第111条第6および7項が、本法典が施行された日から36カ月の間効力をもつ。

第278条 経過規定

1. 本法典の施行前に交付され締結された地下資源利用許可証、ライセンスおよび契約、ならびにこれらに関係するカザフスタン共和国の執行機関のすべての公文書は、本章で規定されたケースを除き、その効力を維持するものと定める。

以前に交付された地下資源利用ライセンスに関しては、ライセンス交付機関であったカザフスタン共和国政府の役割は、統轄機関に委ねられる。

統轄機関、さらに州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関は、自らとの間で締結された契約の条件が遵守されているかについて監視を行う。

2. 地下水採取契約に基づく地下資源利用権保有者は、本法典が施行された日から3年以内に、カザフスタン共和国水関連法令にしたがって、契約によって決められた地下資源鉱区エリアの境界内における特別水利用許可証を取得する義務があるものと定める。

地下水採取契約の効力は、特別水利用許可証が交付された日から、あるいは、特別水利用許可証が取得されなかった場合には、上述の期間が経過次第効力を失う。

(第3項は2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号により改定(2018年6月29日より施行))

3. 本法典の施行日より以前に成立した、固形有用鉱物または遍在有用鉱物に係る地下資源利用権の供与を目的とした入札の落札者となった者、ならびに統轄機関、もしくは州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関が、直接交渉または不成立とみなされた地下資源利用権の供与に係る入札の結果に基づき固形有用鉱物もしくは遍在有用鉱物に係る地下資源利用契約を締結するとの決定を下した者に対する地下資源利用権の供与は、統轄機関、もしくは州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関との間で、本法典の施行日に効力を有していたカザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」が定める手順および条件に則り、下記の点を考慮したうえで契約を締結することによって行われるものと定める。

1) 地下資源利用契約は、統轄機関が承認した雛型契約の規定に基づいて締結する。

2) 本法典第196条にしたがい立案され、国家環境鑑定の肯定的な結論を得た承認済みの探鉱計画が添付された固形有用鉱物または遍在有用鉱物の探鉱契約の草案は、地下資源利用権の供与を目的とした入札の総計が公示された日（入札が不成立とみなされた日）、または直接交渉の議事録に署名がなされた日より10カ月以内に、統轄機関、もしくは州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関に提出されなければならない。上記の期限は、地下資源利用権の供与を受ける者の申請に基づき、統轄機関、もしくは州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関が延長する場合がある。

3) 本法典第216条にしたがい立案され、本法典が定める合意を得た承認済みの採掘計画が添えられた固形有用鉱物または遍在有用鉱物の採掘契約の草案は、地下資源利用権の供与を目的とした入札の結果が公示された日（入札が不成立とみなされた日）、または直接交渉の議事録に署名がなされた日より21カ月以内に、統轄機関、もしくは州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関に提出しなければならない。上記の期限は、地下資源利用権の供与を受ける者の申請に基づき、統轄機関、もしくは州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関が延長する場合がある。

地下資源利用契約の条件は、統轄機関、もしくは州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関において本条第12項第6段落にしたがい設置される作業部会が決定する。両当事者の合意を見た地下資源利用契約の草案は、法務鑑定の対象となる。固形有用鉱物採掘契約の草案も、国家計画立案部門管轄機関に

よる経済鑑定の対象となる。遍在有用鉱物採掘契約の草案は、州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関による環境鑑定の対象となる。地下資源利用契約は、本項第1段落にしたがい契約草案が提出された日より6カ月以内に締結しなければならない。上記の期限は、地下資源利用権の供与を受ける者の申請に基づき、統轄機関、もしくは州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関が延長する場合がある。

本項にしたがい締結された採掘契約に基づき、地下資源利用者は採掘契約の締結日より1年以内に、固形有用鉱物管轄機関の総合鑑定の肯定的結論を得た撤収処置計画を確保する義務を負う。撤収処置計画のその後の変更、同計画の総合鑑定の実施は、本法典第217条第2項が定める手順に則り実施する。

本章の規定の適用を目的として、本項にしたがい締結された地下資源利用契約は、本法典の施行前に締結された地下資源利用契約と同等とする。

(本条には2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号にしたがって第3-1号が追加された)

3-1. 国有の一般自動車道、鉄道の建設(改修)および補修、ならびに水利・治水施設の再建および補修に用いられる遍在有用鉱物の探鉱または採掘に係る権利は、申請者からの書面による要請に基づき、2026年1月1日までは、地下資源調査管轄機関および環境保護部門管轄機関の地方機関との調整合意のもとに、固形有用鉱物部門管轄機関が定める手順に則り、州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関の書面による許可の交付をもってこれを供与することを定める。当該の許可の有効期限は、地下資源利用権供与の目的となった、国有の一般自動車道、鉄道、水利・治水施設の建設(改修)および補修に係る然るべき契約の有効期限を上回ってはならない。国有施設の建設(改修)および補修の発注者である国家機関は、建設(改修)および補修を目的として遍在有用鉱物の探鉱または採掘を行う権利を有する請負業者(孫請業者)のリストを承認する。本項にしたがい交付された許可を根拠として遍在有用鉱物の採掘を行う地下資源利用者は、当該の鉱物を第三者に譲渡する権利を有さない。

遍在有用鉱物の探鉱または採掘に係る許可は、然るべき国家機関が発注者となっている再建もしくは設計済みの一般自動車道、鉄道、ならびに水利・治水施設から10km以内に位置するエリアの範囲内に対して交付する。この場合、当該の許可の交付対象エリアは本法典第70条第3項第2号に記載のないエリアとする。

本項に基づき交付された遍在有用鉱物の探鉱または採掘に係る許可の存在は、本法典にしたがい他の者に地下資源利用権を供与することの妨げとはならない。この際、複数の地下資源利用者による地下資源利用に関する作業の実施は、本法典第24条をもってこれを調整する。

遍在有用鉱物の探鉱または採掘に係る許可は、他の地下資源利用者が利用しているエリアに対しても交付される場合があるが、これは、当該の利用者の書面による事前の合意が得られ、かつ、本法典第24条第2項が定める協定を締結するための条件が満たされた場合とする。

遍在有用鉱物の探鉱または採掘に係る許可は、カザフスタン共和国の許可・通知関連法令によって規制される許可には含まれない。

参照：2020年4月7日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣命令第188号「国有の一般自動車道、鉄道の建設(改修)および補修ならびに水利・治水施設の再建および修理に使用される遍在有用鉱物の探鉱および採掘に対する地下資源利用権供与規則の承認について」

(第4項には2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号にしたがって変更が加えられた)

4. 地下資源国家基金管理プログラムは、本法典第70条第3項に示された情報のほか、以下の情報を追加的に含むことができるものと定める。

1) 本法典が施行される日までに国家有用鉱物埋蔵量バランスシートに含まれていた固形有用鉱物(遍在有用鉱物およびウランを除く)の産業カテゴリー埋蔵量を含む地下資源鉱区の、地理的座標。

2) カザフスタン共和国の法令にしたがって都市形成法人に分類される法人である地下資源利用者によって2017年12月31日までに締結された固形有用鉱物採掘または探鉱・採掘一貫契約の鉱区割当

(採掘鉱区) 境界の外周から30kmを超えない距離に引かれた線で表されたエリアの地理的座標。

本項第1段落にしたがって地下資源国家基金管理プログラムに含まれる地下資源鉱区区画は200ブロックを超えてはならない。

(第278条第4項第3段落は、本法典が最初に正式に公布された日から10暦日が経過次第施行された)

本項第1段落第2号に示されたエリアは、それぞれの地下資源利用者の申請書に基づいて、地下資源国家基金管理プログラムに含まれる。申請書は、エリアの地理学的座標を示し、このエリアが含まれる必要があるという根拠を挙げて、本法典が最初に正式に公布された日から遅くとも3カ月以内に、書面で統轄機関に提出されなければならない。

本項第1段落で規定されたエリアの範囲内で固形有用鉱物採掘または採掘業務を実施するための地下資源鉱区は競売に基づいて利用に供される。競売の実施およびその結果としての固形有用生産物の採掘または採掘ライセンス交付の手順は統轄機関によって定められる。競売は統轄機関の決定によって実施される。本項第1段落第2号で規定されたエリアについては、当該エリアを地下資源国家基金管理プログラムに含めることを求める申請書を提出した地下資源利用者の提案に基づいて統轄機関が競売実施を認める決定を下す。

競売は、統轄機関によってその構成が承認される入札委員会によって実施される。入札委員会は、それぞれの地下資源利用ライセンスについて、本法典によって定められた年次最低支出額より高い要件を競売条件に加える権利を有する。交付された地下資源利用ライセンスは、本法典第191および208条によって定められた義務のほか、追加的な地下資源利用者の義務および上記の義務違反による追加的なライセンスはく奪または違約金支払い事由を含むことができる。

競売への参加が認められるのは、競売実施規則が定める他の要件に加え、以下を有する申請者である。

採掘関連作業の実施を目的とした場合—初年度1年間にわたり10カ所以上のブロックにおいて採掘関連作業を実施するための専門能力およびそのための最小限の費用をまかなうに足る経済能力。

採掘関連作業の実施を目的とした場合—初年度1年間にわたり100ha以上において採掘関連作業を実施するための専門能力、技術能力、およびそのための最小限の費用をまかなうに足る経済能力。
申請者が上記の要件に適合しない場合、そのことは競売への参加を拒否する事由となる。

競売の告知は、競売実施期日の3カ月前以降に公告されなければならない。競売の実施、その条件と結果の通知は、カザフスタン語およびロシア語で、カザフスタン共和国全土で流通する定期刊行物で公告される。競売の条件では、サインボーナス開始額を定めておかなくてはならない。最大のサインボーナス額を提示した参加者が落札者となる。参加者は、カザフスタン共和国の法令が定める手順で競売の結果に不服を申し立てることができる。

次のケースでは競売は実施されない。

- 1) 入札書がない。
- 2) 入札書の届け出が2通に達しない。
- 3) 参加を許された参加者が2名に達しない。

競売が、本項第9段落第3号で定められた事由で実施されなかった場合、地下資源利用ライセンスは、競売への参加が許された唯一の者に交付される。

競売は、つぎのケースで不成立とみなされる。

- 1) 競売実施期日現在、登録された参加者が2名に達しない。
- 2) 競売実施期日現在、参加者が1人も登録されなかった。

競売が、本項第11段落第1号で定められた事由により不成立とみなされた場合、地下資源利用ライセンスは登録された参加者に交付される。

本項第1段落第1号で示されたエリアの範囲内で固形有用鉱物探鉱または採掘業務を実施するための地下資源利用権が競売に基づいて供与されることになっていて、この競売が本項第9段落第1号および第2号で規定されたケースに当たり実施されなかったか、あるいは本項第11段落第2号で示されたケースに当たり不成立とみなされた場合、当該エリアは、本項の目的のために、地下資源国家基金管理プログラムからの除外に付される。この場合、このようなエリアの範囲内において固形有用鉱物探鉱または採掘業務を実施するための地下資源利用権は、本条第5項の規定を考慮して、本法典第9章で規定された手順で供与される。

本項第1段落第1号および第2号にしたがって地下資源国家基金管理プログラムに含まれたエリアの範囲内における、地下資源鉱区に関わる地下資源利用権の供与の特別手順は、2023年1月1日まで適用される。

(第5項には2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号にしたがって変更が加えられた)

5. 本法典が施行される前に締結された固形有用鉱物採掘契約（採掘業務を実施する根拠となった探鉱・採掘一貫契約）が統轄機関の決定によって期限前に解除された場合、解除された契約の契約エリアに係る鉱区は、本項で定められた個別規定を考慮に入れ、本条第4項で規定された手順で実施された競売の結果に基づいて、固形有用鉱物探鉱または採掘作業実施のための利用に供される。

競売実施の公告は、地下資源利用権が消滅した日より3カ月以内、もしくは地下資源利用権の消滅に関する統轄機関の決定に対する異議が申し立てられた場合には、判決の発効日より3カ月以内に公示しなければならない。競売実施の公告日と実施日との間は、1カ月以上離れていなければならない。

固形有用鉱物採掘ライセンスが交付されなかった場合、失効した契約に関わる地下資源利用権の保有者である者は、本法典が定める手続きで地下資源利用後の撤収処置を行う義務がある。

競売にかけられた地下資源鉱区における固形有用鉱物採掘ライセンスが交付された場合、失効した契約に基づく地下資源利用権の保有者である者は、地下資源利用後の撤収処置義務を免除される。このような地下資源鉱区における地下資源利用後の撤収処置義務は、本法典第219条にしたがって採掘後の撤収処置担保が差し入れられた後、競売の結果交付された固形有用鉱物採掘ライセンス保有者に完全に移行する。

契約が解除された日から固形有用鉱物採掘ライセンスが交付される日あるいは撤収処置作業が始まる日までの期間、失効した契約に基づいて地下資源利用権保有者であった者は、地下資源鉱区エリアを環境および住民の安全を保障する状態に維持する措置を講じる義務がある。

6. 地下資源国家基金管理プログラムでは、はじめて地下資源国家基金管理プログラムに含まれ、本条第4および5項に示されたエリアに該当しないエリアの範囲内における固形有用鉱物探鉱ライセンス交付申請書の、統轄機関による受理開始の期日を定めなければならないものとする。この期日は、地下資源国家基金管理プログラムが承認された日または同プログラムに然るべき変更が加えられた日から2カ月後以降に定められる。

はじめて地下資源国家基金管理プログラムに含まれるエリアの範囲内における固形有用鉱物探鉱ライセンスの審査と交付の個別規定を次のように定める。

1) 受理を開始した日から1カ月以内に届けられた申請書は、本法典第188条第1、2および3項によって定められた規定を考慮せずに審査され、同一の優先度をもつとみなされる。

2) 本段落第1号によって定められた期間以内に届けられた申請書が審査された結果、同じブロック（単数または複数）がライセンス交付拒否の決定が下されなかったいくつかの申請書に含まれていることが明らかになれば、ブロック（単数または複数）については、申請者らの間で、統轄機関によって決められる手順および期間で競売が行われる。申請者による競売への参加拒否あるいは欠席は、当該のブロックの申請書を拒否する根拠となる。

3) 競売の結果、競売が行われたブロック（単数または複数）については落札者と認められた者の申請書が優先されることを考慮に入れて、本法典第188条、および第189条の優先性に関する規定により、本段落第2号に示された申請書に関するライセンス交付が行われる。本段落第1号によって定められた期間が経過してから提出された探鉱ライセンス交付申請書は、本法典第27章によって規定された、固形有用鉱物探鉱ライセンスの申請書審査と交付に関する規定にしたがって審査される。

(第7項には2020年6月25日付カザフスタン共和国法第347-VI号にしたがって変更が加えられた)

7. カザフスタン共和国企業法典にしたがって工業化マップまたは地域企業活動支援マップに含まれる産業・イノベーション計画を実施し、地下資源利用に関係がある活動（技術工程）を行う産業・イノベーション活動主体は、本項による個別規定を考慮に入れて、本法典第70条第3項第2号に示されていない区域の範囲内に位置する地下資源鉱区に対して提出された申請書に基づいて固形有用鉱物探鉱または採掘ライセンスを取得する権利を有するものと定める。産業・イノベーション活動主体は、本法典が施行された日から5年間にわたりこの権利を行使することができる。

本項にしたがって提出された固形有用鉱物探鉱または採掘ライセンス交付申請書には、本法典第187または第204条にそれぞれ規定された文書のほか、申請者の生産活動（技術工程）が地下資源利用と関係があるということを証明する、産業活動国家支援部門管轄機関の意見書が添付されなければならない。

産業・イノベーション活動主体の生産活動（技術工程）を地下資源利用と関係がある活動（技術工程）であると認知する手順は、企業活動分野における産業活動国家支援部門管轄機関が定める。

本項にしたがって交付された固形有用鉱物探鉱または採掘ライセンスの条件として、それぞれ本法典第191または第208条によって規定された条件のほかに以下を盛り込まなければいけない。

1) 産業・イノベーション活動主体の産業・イノベーションプロジェクト実施義務

2) 採掘された固形有用鉱物を、産業・イノベーション活動主体の生産活動（技術工程）用に優先的に供給する義務。

本項の規定にしたがって供与された地下資源鉱区における地下資源利用者は、然るべき産業・イノベーション計画に関わる生産施設が稼働を開始するまで有用鉱物の採掘を開始する権利がない。

本項にしたがって交付された探鉱または採掘ライセンスは、それぞれ本法典第200条または第221条で規定された事由のほか、本項第4段落で規定された義務の不履行によりはく奪されることがある。

8. 地下資源利用分野の国営会社は、本法典第25条にしたがって地下資源利用業務の実施が許されないエリアを除いて、本法典第70条第3項第2号に示されていないエリアの範囲内に位置する地下資源鉱区に関して、申請書を提出することにより、固形有用鉱物探鉱または採掘ライセンスを取得する権利を有するものとする。地下資源利用分野の国営会社は、カザフスタン共和国政府によって承認された地下資源利用分野の国営会社の活動の境界画定を考慮に入れた上で、本法典が施行された日から2年間、この権利を行使できる。

9. 2023年1月1日までは、本法典第72条のためには、固形有用鉱物採掘損失量の記帳は、地下資源調査管轄機関が定めた手順で地下資源利用者が同機関に提出した標準的損失量データに基づいて行うものと定める。標準的損失量データにはこれを裏付ける文書を添付しなければならない。地下資源調査管轄機関は、標準的損失量データが提出された日から15営業日以内に、根拠を挙げて標準的損失量の額に関する反対意見書を地下資源利用者に送付する権利を有する。このような反対意見書が上記の期間に送付された場合、標準的損失量は、地下資源調査管轄機関が、類似のプロジェクト文書の標準的損失量データに基づいて、あるいは以前に提出された情報に基づいて、独自に決める。

10. 2024年1月1日までは以下の文言とする。

地下資源利用者は、カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」第121条によっ

て定められた手順で、固形有用鉱物の埋蔵量評価を行う権利を有する。

本法典第204条にしたがって固形有用鉱物採掘ライセンス取得申請書を提出する際、申請者は、カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」第121条で定められた手順で作成された埋蔵量評価報告書を、統轄機関に提出する権利を有する。

2024年1月1日までに、地質探鉱作業結果・鉱物資源量および鉱物埋蔵量の公開報告義務に関するカザフスタン法典（KAZRC法典）にしたがった有資格者によって用意され、本項第1段落にしたがって地下資源調査管轄機関に提出された、固形有用鉱物資源量評価報告書に含まれる、資源量および埋蔵量データは、次の手順で国家有用鉱物埋蔵量バランスシートへの記入に付されるものと定める。

1) 管轄機関に届けられた固形有用鉱物資源量評価報告書は30暦日以内に審査される。

2) 管轄機関は、本項第2段落第1号に示された期間内に報告書を承諾して国家有用鉱物埋蔵量バランスシートに記入するかまたは根拠を挙げた反対意見書を添えて報告書を申請者に返却する決定をしなければならない。

3) 本項第2段落第1号に示された期間内に、管轄機関が根拠を挙げた反対意見書を添えて報告書を返却した場合、固形有用鉱物（遍在有用鉱物）採掘ライセンス交付申請者または地下資源利用者は、報告書を修正する、またはカザフスタン共和国の法令によって定められた手順で管轄機関の反対意見書に不服を申し立てる権利を有する。

4) 固形有用鉱物資源量評価報告書で資源量が、カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」第121条にしたがって以前に承認された開発可能埋蔵量の25%を超えて減少した場合、地下資源調査管轄機関はこのような変更の妥当性を確認しなければならない。

反対意見で指摘された問題を解決している、または反対意見に異議を申し立てている期間中、固形有用鉱物（遍在有用鉱物）採掘ライセンス交付申請書の審査期間は停止される。この場合、地下資源調査管轄機関の反対意見書で指摘された問題を解決する期間は6カ月を超えてはならない。

参照：2018年10月11日付質問に対する2018年10月22日付カザフスタン共和国投資・発展大臣の回答第518491号（dialog.egov.kz）「固形有用鉱物資源量および埋蔵量評価報告書の遍在有用鉱物への分類について」

11. 本法典第277条第14項第16号については、有用鉱物埋蔵量国家バランスシートは地下資源調査管轄機関が運用、管理するものと定める。

12. 本法典が施行される前に締結された地下資源利用契約には、双方の合意により、またはカザフスタン共和国の法律あるいは契約によって規定されている場合、変更を加えることができる。

本項第1段落に示された地下資源利用契約の変更合意書は、本条第13、14、16項の個別規定を考慮に入れて、本項によって定められた手順で締結される。

参照：2018年9月11日付質問に対する2018年9月24日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第514816号（dialog.egov.kz）「カザフスタン共和国新法典『地下資源および地下資源利用について』に基づく地下資源利用契約の変更について」

地下資源利用契約の変更および追加についての合意書を締結する意思をもつ地下資源利用者は、統轄機関（契約の一方の当事者である国家機関）に申請書を送付する。申請書には提案されている契約の変更の内容、その根拠および当該申請書について決定を下すのに必要なその他の情報が記載されていなければならない。申請書には地下資源利用契約に加えられる補遺の草案が添付される。

統轄機関（契約の一方の当事者である国家機関）は、届けられた申請書を遅くとも5営業日以内に、本法典第45条にしたがって設けられた地下資源利用問題鑑定委員会の審査にかける。鑑定委員会は申請書が届けられた日から20営業日以内に申請書を審査し、自らの勧告書を統轄機関（契約の一方の当事者である国家機関）に送付する。

鑑定委員会の勧告に基づいて、統轄機関（契約の一方の当事者である国家機関）は、鑑定委員会の勧告書が届けられた日から5営業日以内に地下資源利用契約書に変更および補遺を加えることを拒否するか、または、鑑定委員会の勧告を考慮に入れて、地下資源利用契約書に変更および補遺を加えることに関する交渉を開始する決定を下す。

地下資源利用契約に変更および追加を加えることに関する交渉は、統轄機関（契約の一方の当事者である国家機関）の作業部会によって行われる。作業部会とその構成に関する規程は、統轄機関（契約の一方の当事者である国家機関）によって承認される。

交渉は、地下資源利用者によって統轄機関（契約の一方の当事者である国家機関）に、補遺およびその他の必要な文書の草案が、作業部会による審査のために提出された日から2カ月以内に行われる。この期間は双方の合意により延長することができる。

交渉の結果は議事録にまとめられる。作業部会によって承諾された地下資源利用契約書の変更および補遺草案には統轄機関（契約の一方の当事者である国家機関）が署名する。地下資源利用契約書補遺の草案が地下資源利用契約の重要な財務経済指標に触れている場合、統轄機関（契約の一方の当事者である国家機関）の作業部会の決定に基づいて、この草案は、署名の前に、経済鑑定に回される。経済鑑定実施手順は、予算計画立案部門管轄機関が統轄機関との合意にしたがって決める。

変更後の契約条件は、カザフスタン共和国にとって、地下資源利用権が供与された条件よりも不利なものであってはならない。

本項に基づく炭化水素地下資源利用契約書の変更において、契約有効期間の延長を定めてはならない。

（第13項には2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号にしたがって変更が加えられた）

13. 本法典が施行される前に締結された地下資源利用契約の作業プログラムに変更および追加を加える必要がある場合、本条第12項にしたがって送付される申請書に以下が添付される。

1) 統轄機関によって承認された書式で作成された作業プログラム草案およびこれに対する説明書

2) 書面で作成された、提案されている変更および補遺が必要であることの根拠

統轄機関（契約の一方の当事者である国家機関）が契約書の変更および補遺について交渉を実施する決定を下した場合、地下資源利用者は、必要とされる国家鑑定報告書を添付して、本項第1段落に示された文書のほか、本法典にしたがって策定されたプロジェクト文書および撤収処置計画（プロジェクト文書）を統轄機関に提出し、作業部会による審査に供さなければならない。ウラン、また遍在有用鉱物を除く固形有用鉱物探鉱および（または）採掘契約については、作業部会によって承諾された作業プログラム草案に地下資源調査管轄機関（遍在有用鉱物探鉱および（または）採掘契約については地下資源調査管轄機関地方支部）との合意を得なければならない。

地下資源利用契約作業プログラムで定められている遍在有用鉱物、またはウランを除く固形有用鉱物の採掘量の実際の変更が物理的数量において20%を下回る場合には、作業プログラムに変更を加える必要はない。採掘規模のこうした変更は、契約条件に合うものとみなす。地下資源利用契約の作業プログラムの内容とその様式は統轄機関がこれを定める。

本項の規定は、本法典が施行される前に標準書式で締結された固形有用鉱物探鉱契約には適用されない。

参照：2018年9月14日付質問に対する2018年9月19日付カザフスタン共和国投資・発展大臣の回答第515200号（dialog.egov.kz）「地下資源利用契約の作業プログラムの書式による有用鉱物採掘量の最小および最大指標の表記について」、2018年10月30日付質問に対する2018年11月2日付カザフスタン共和国投資・発展大臣の回答第520954号（dialog.egov.kz）「法典『地下資源および地下資源利用について』が

施行される前に締結された地下資源利用契約の作業プログラムへの変更および追加について」、2018年11月16日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第2278号 (dialog.egov.kz) 「当事者の1人が統轄機関である複数の地下資源利用者間で締結された契約に対する変更および追加について」

14. 契約有効期間（探鉱・採掘一貫契約の探鉱期間）延長を目的とした、本法典が施行される前に締結された、ウランを除く固形有用鉱物探鉱または探鉱・採掘一貫契約の変更は、探鉱を行うことが契約によって定められている固形有用鉱物の鉱床が発見された場合、このような発見を評価するために、許される。

契約有効期間（探鉱・採掘一貫契約の採掘期間）延長を目的とした、本法典が施行される前に締結された、ウランを除く固形有用鉱物採掘または探鉱・採掘一貫契約の変更は、このような延長が契約によって定められている場合、許される。

ウランを除く固形有用鉱物地下資源利用契約の期間延長申請書には、本条第12および13項で示された情報のほか、延長期間の作業実施とそのための支出の根拠が書面で添付される。

ウランを除く固形有用鉱物地下資源利用契約の探鉱期間延長申請書には、発見された固形有用鉱物の鉱床の評価をするために、本項第3段落に示された文書のほか、契約条件によって探鉱が定められていた固形有用鉱物の鉱床発見を証明する情報（評価を必要とする鉱床の発見に関する地下資源調査管轄機関の意見書）、および発見された鉱床の評価を行うことが予想される地下資源鉱区の地理的座標が添付される。

ウランを除く固形有用鉱物採掘契約（探鉱・採掘一貫契約の採掘期間）は、契約エリアの範囲内にいる人為生成鉱物から有用鉱物を抽出することが可能かどうかを確定するために、5年を超えない期間延長することができる。

本項第5段落にしたがって契約期間を延長した場合、地下資源利用者は、このような延長期間が満了となる前に、統轄機関に、人為生成鉱物から有用鉱物を採掘するのに必要な期間、人為生成鉱物からさらに有用成分を抽出する目的で、契約を延長する申請をする権利を有する。この場合、地下資源利用者は、上記の目的では使用されない、契約エリアの一部（地下資源鉱区の一部）を放棄する義務がある。

ウランを除く固形有用鉱物探鉱（探鉱・採掘一貫）契約は、発見された鉱床を評価する目的で、作業プログラムで定められた新規発見鉱床の評価作業実施のために必要な、交渉の結果双方が決めた期間、延長することができる。

ウランを除く固形有用鉱物採掘（探鉱・採掘一貫）契約は、採掘契約の当初の期間（探鉱・採掘一貫契約の当初の期間）を超えない期間、しかし本法典によって定められた採掘ライセンスの最大期間を上回る期間、延長することができる。ウランを除く固形有用鉱物採掘（探鉱・採掘一貫）契約の延長期間は、上記の制限を考慮に入れて、作業プログラムによって定められた、予定されている探鉱作業に基づいて決められる。

大規模鉱床を含む地下資源鉱区における、本法典が施行される前に締結された、ウランを除く固形有用鉱物採掘（探鉱・採掘一貫）契約を10年を上回る期間延長する場合、統轄機関はこのような延長の条件に次のような地下資源利用者の義務を加えることを要求する権利を有する。

- 1) 地下資源利用者またはその子会社、または合併企業による加工生産施設建設義務
- 2) 地下資源利用者の稼働中の採掘生産施設の近代化あるいは改修義務
- 3) 地下資源利用者の稼働中の加工生産施設の近代化あるいは改修義務
- 4) 採掘される有用鉱物を加工のためにザフスタン共和国域内にある加工企業（生産施設）へ供給する義務
- 5) カザフスタン共和国企業法典にしたがって策定された投資プロジェクトまたは地域の社会・

経済発展に向けられたプロジェクトの（地下資源利用者またはその子会社、または合併企業による）実施保障義務。

地下資源利用者が本項第7段落に示された条件で契約を延長することを拒否した場合、契約有効期限が満了となり次第、当該地下資源鉱区は、本条第5項によって定められた手順で競売に付される。

本法典が施行される前に締結された、ウランを除く固形有用鉱物採掘（探鉱・採掘一貫）契約の条件として、地下資源利用者がこのような契約の期間（探鉱・採掘一貫契約の採掘期間）を延長する権利が定められていなかった場合、地下資源利用者は、本法典施行日現在、本法典第201条にしたがって固形有用鉱物採掘ライセンスを取得する排他的権利を有する。採掘ライセンス取得申請書は、契約有効期限満了前の3年以内に提出することができる。申請書の審査期間中、契約期限が満了となった場合、契約はこのような審査を行う期間延長されたものとみなされる。

本法典が施行される前に締結された、予算外資金を使って資金調達される国家地質学的地下資源調査契約（合意）の期間延長は、このような契約の条件によって特段の定めがないかぎり、許されない。このような契約の条件によってこの期間を延長できると定められている場合、このような延長は1年を超えない期間で許される。このような延長の期間中、本法典第89条によって定められた作業制限規定が適用される。

15. 本法典が施行される前に締結され、予算外資金を使って資金調達される国家地質学的地下資源調査契約（合意）に基づいてある者に供与された地下資源鉱区に対する権利には、本法典第84条第2項で定められた地下資源利用権規定が適用されるものと定める。

このような者は、本法典にしたがって地下資源利用権を保有する他者がこの地下資源鉱区を利用することを妨げる権利を有さない。

16. 本法典が施行される前に締結された地下資源利用契約については、地下資源鉱区の境界の変更は、契約に然るべき変更を加えることによって行われる。

この場合、地下資源鉱区の空間的範囲は、測地系における頂点を結んで形成されるエリアと、このようなエリアから深さ方向に広がる仮想平面とによって決められる。

本法典が施行される前に締結されたウランを除く固形有用鉱物採掘契約については、地下資源鉱区の区画拡張は、本法典の施行日現在で確定していた地下資源鉱区の半分以上を超えない大きさで許される。

参照：2019年1月18日付質問に対する2019年2月1日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第530945号（dialog.egov.kz）「法典『地下資源および地下資源の利用について』が施行される以前に締結された契約による地下資源鉱区の拡大について」、2020年2月11日付質問に対する2020年2月19日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第594631号（dialog.egov.kz）「遍在有用鉱物探鉱鉱区境界線の変更について」

17. 地下資源利用業務実施時における地下資源利用者の活動がカザフスタン共和国の経済的利益について、国家安全保障に対する脅威を招きうる変動を招くものである場合、カザフスタン共和国政府の決定に基づき、統轄機関は、本法典が施行される前に締結された、固形有用鉱物の大規模鉱床を含む地下資源鉱区における地下資源利用契約を、一方的に解除する権利を有する。上記の事由で契約が一方的に解除される場合、統轄機関は遅くとも2カ月前までにこれについて地下資源利用者に予告する義務がある。

18. 国の安全に対する脅威を引き起こすような、本法典第44条第1項によって定められた要件に対する違反があった場合、統轄機関は、本法典が施行される前に締結された、大規模鉱床または戦略的鉱床を含む地下資源鉱区における固形有用鉱物地下資源利用契約を、本法典にしたがって統轄機関の許可を得ることが必要とされていない場合を除き、一方的に解除する。

上記の要件に対する違反があった場合、この違反は、違反まで存在した状態を回復することによ

て、回復が不可能な場合は、統轄機関の許可を得て、戦略的地下資源鉱区の関係施設を移転するなどの行動を行うことによって、1年を超えない期間中に解消されるものとする。本段落によって定められた期間に違反が解消された場合、地下資源利用者は解消を証明する文書を添付して、これについて書面で統轄機関に通知する。

定められた期間に違反が解消されなかった場合、統轄機関は、地下資源利用者に書面の通知を送付することにより契約の履行を一方的に拒否する。契約は、地下資源利用者が契約履行の一時的な拒否の通知を受け取った日から3カ月後に失効する。

(第19項は2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号により改定)

19. 本法典が施行される前に締結された契約の失効に際しては、地下資源利用後の撤収処置義務は、以下を考慮したうえで、本法典が定める手順で履行される。

ウランを除く固形有用鉱物採掘契約、もしくは遍在有用鉱物採掘契約の有効期限満了の2年前、またはこれらの契約の期日前解除の時点で撤収処置計画が存在していなかった場合、撤収処置プロジェクトの立案にあたっては、撤収処置計画の策定に関するマニュアルが定める撤収処置の然るべき技術特性を考慮に入れる。

国有の一般自動車道、鉄道、ならびに水利・治水施設の建設（改修）および補修に用いられる遍在有用鉱物の採鉱または採掘に係る許可が失効した場合には、地下資源利用の撤収処置に係る義務の履行はカザフスタン共和国の土地関連法令にしたがった土壌の再肥沃化をもってこれを実施する。

本法典が施行される前に有用鉱物採掘作業の撤収処置に着手していた者は、本法典に定める手順と期限でそれを完了させなければならない。

20. 2004年1月1日までに締結された炭化水素部門関連のある1つの地下資源利用契約の枠内で、カザフスタン共和国政府によって承認された高粘性、帯水性鉱床、利益がほとんど出ないかまたは採掘し尽くされた鉱床リストに含まれるものを含む複数の炭化水素鉱床で採掘を行っている地下資源利用者は、カザフスタン共和国税法にしたがって、そのような鉱床について別個の採掘契約を締結することを統轄機関に申請する権利を有する。このような契約は、当初の契約の残存期間を対象に締結することができる。

2004年1月1日から本法典が施行される前までの期間に締結された炭化水素部門関連のある1つの地下資源利用契約の枠内で、カザフスタン共和国の法令によって高粘性、帯水性鉱床、利益がほとんど出ないかまたは採掘し尽くされた鉱床リストに含まれたものを含む複数の炭化水素鉱床で採掘を行っている地下資源利用者は、このような鉱床（単数または複数）について別個の採掘契約を締結することを統轄機関に申請する権利を有する。このような契約は、当初の契約の残存期間を対象に締結することができる。

21. 確認埋蔵量の有用鉱物の採算性に関する意見書を得る目的で地下資源利用者が国家機関に提出した探鉱活動実施最終報告書は、本法典第277条第11項の規定を考慮に入れて、カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」第121条の規定により審査に付される。

(第22項は2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号により改定)

22. 本法典が施行される前に締結された契約に基づく地下資源利用権保有者は、本法典が施行される前に有効であったカザフスタン共和国の法令によって定められた手順で承認されたプロジェクト文書にしたがって、地下資源鉱区で活動を行う権利を有する。

本項第3段落の規定を考慮したうえでの上記のプロジェクト文書の変更は、本法典によって規定されたプロジェクト文書変更規定にしたがって行われる。この場合、プロジェクト文書の各指標は、契約の作業プログラムによって定められた同様の指標と一致しなければならない。

本法典の施行前に締結された地下資源利用契約に基づく遍在有用鉱物、またはウランを除く固形有

用鉱物に係る、承認済みのプロジェクト文書で定められた採掘量の変更が物理的数量において承認済みのプロジェクト指標の20%を下回る場合、当該の変更は上記のプロジェクト文書への変更（本法典に則ったプロジェクト文書の立案）を義務付ける根拠とはならない。

参照：2018年9月6日付質問に対する2018年9月10日付カザフスタン共和国投資・発展大臣の回答第514229番（dialog.egov.kz）「固形有用鉱物採掘契約作業プログラムに対する変更と追加について」

23. 本法典が施行される前に締結された固形有用鉱物採掘契約に関しては、本法典で示された業務のほかに、当該契約によって決められた作業リストにしたがって、採掘された固形有用鉱物の一次加工（選鉱）活動が、地下資源利用業務に分類される。

本項の目的のために、（有用鉱物の鉱物形態、集合・相状態、結晶化学的構造が質的に変化しない）生産現場における収集、破碎または粉碎、分類（選別）、ブリケット化、焼結および物理化学的方法による選鉱を含み、さらに、有用鉱物採掘に関連する特別な種類の作業（地下ガス化および精錬、化学的リーチングおよびバクテリアリーチング、砂鉱床の浚渫採鉱および水力採鉱）である加工技術を含む鉱業活動の種類が、地下から抽出された固形有用鉱物の一次加工（選鉱）に分類される。この場合、採掘済みの原料からの有用成分の抽出に関連する作業、さらに（一次加工が行われている場合）一次加工の後に続く作業が加工とみなされる。

（第24項には2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号にしたがって変更が加えられた）

24. 非国有人为生成鉱物とは別に様々な集積施設（鉱さいダム、尾鉱、スラッジダム、収容場など）に集積された国有人为生成鉱物は：

1）本法典が施行される前に、地下資源利用者との間で締結された固形有用鉱物採掘契約の契約エリア（採鉱・採掘一貫契約の採掘期間）の範囲内で、あるいは

2）本法典施行日現在、活動していて、私的所有権に基づいて非国有法人に属する採掘・加工企業の土地区画において、本法典が施行された日から2年以内に統轄機関に提出される上記法人の申請書に基づいて、同人の所有に無償譲渡されるものとする。

本項第1段落第1号および第2号で示された契約エリアおよび土地区画の範囲外に位置し、1992年5月30日の前に形成された国有人为生成鉱物は、関係法人によって統轄機関に提出される申請書に基づいて、無償ベースでの私的所有への移転に付される。このような申請書は、次の条件を遵守した上で、本法典が施行された日から2年以内に提出しなければならない。

申請者は、本法典施行日現在、活動中の採掘、採掘・加工、冶金企業の所有者である。

このような人为生成鉱物は、それぞれの採掘、採掘・加工、冶金企業が置かれている契約エリアまたは土地区画に隣接するエリアに集積されている。

本項第2段落に示された国有人为生成鉱物の申請者の私的所有への移転は、申請者が地下資源利用者であるならば、契約エリアをこのような人为生成鉱物の集積エリアに拡張することによって、あるいはその範囲内にこの人为生成鉱物が集積されている土地区画に対する権利の供与によって行われる。

本項第1および第2段落にしたがって所有権が移転されず、本項第1段落第1号および第2号に示された、契約エリアおよび土地区画の範囲外に位置している国有人为生成鉱物は地下資源の一部を構成するものとされる。国有人为生成鉱物取得申請を提出しなかった地下資源利用者は、本法典が施行された日から4年が経過次第、契約エリアのこのような国有人为生成鉱物が集積されている部分を返還する義務がある。

私的所有権に基づいて非国有法人に属する、活動中の企業の人为生成鉱物と一緒に1つの集積施設に集積されているか、あるいは地下資源利用者の活動の結果発生した人为生成鉱物と一緒に1つの集積施設に集積されている国有人为生成鉱物は、地下資源調査管轄機関に提出された上記の法人の申請書に基づいて上記の法人に所有権が無償で移転されるものと定める。このような申請書は、本法典が

施行された日から2年以内に提出されなければならない。

本項第5段落に示された人為生成鉱物がその物理的特性のゆえに分割できる場合（固体状態の人為生成鉱物）、本項第5段落に挙げられた法人の申請により、申請者と地下資源調査管轄機関の間で分割バランスシートがつくられる。このような申請書は、本法典が施行された日から2年以内に提出することができる。この場合、人為生成鉱物の譲渡は分割バランスシートに基づいて行われる。バランスシート作成後、国有に区分され、申請者のバランスシートに受け入れられなかった人為生成鉱物には、本項第4段落の規定が適用される。

国有人為生成鉱物の私的所有への移転申請書が提出されなかったか、あるいは分割バランスシートが定められた期間に作成されなかった場合、非国有および国有の人為生成鉱物の集積施設はこのような法人の負担で撤収処置に付される。撤収処置は、カザフスタン共和国の法令によって定められた手順で行われ、撤収された施設があったエリアは国に返還される。

本項に基づいて所有権が移転された人為生成鉱物に対する権利の行使は本法典第13条にしたがって行われる。

本項にしたがって私的所有に移転された国有人為生成鉱物は、有用鉱物埋蔵量国家バランスシートから除外される。

本項が定める国有人為生成鉱物の譲渡の手順は、固形有用鉱物部門管轄機関がこれを定める。

参照：2019年3月4日付質問に対する2019年3月12日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第538655号 (dialog.egov.kz) 「地下資源利用者による人為生成鉱物の貯蔵に際しての書式『O』パスポートの作成と交付について」

(第25項には2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号にしたがって変更が加えられた)

25. 本法典が施行される前に締結された、固形有用鉱物地下資源利用契約、ならびに遍在有用鉱物探掘契約に基づく地下資源利用権保有者は、それぞれ統轄機関または州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関によって設立される委員会の決定に基づいて、当該地下資源利用契約の代わりに固形有用鉱物探鉱または探掘ライセンス、遍在有用鉱物探掘ライセンスを取得することにより、本法典で定められた地下資源利用ライセンス方式に移行する（地下資源利用権を再手続きする）権利を有する。この際、固形有用鉱物の探鉱鉱区または探掘鉱区の境界内に位置する契約エリアを持つ、固形有用鉱物探鉱契約と遍在有用鉱物探鉱契約双方に、または固形有用鉱物探掘契約と遍在有用鉱物探掘契約双方に基づく地下資源利用権の保有者がそれぞれ同一の者である場合には、地下資源利用ライセンス方式への移行（地下資源利用権の再手続き）は、固形有用鉱物探鉱契約と遍在有用鉱物探鉱契約双方について、または固形有用鉱物探掘契約と遍在有用鉱物探掘契約の双方について、それぞれ同時に実施し、固形有用鉱物の探鉱と固形有用鉱物の探掘に係るライセンスが1つずつ交付される。

固形有用鉱物地下資源利用契約については、統轄機関によって委員会が設立される。委員会の規程および構成は統轄機関が定める。委員会の構成には中央予算計画立案管轄機関、中央予算執行管轄機関、環境保護部門管轄機関およびカザフスタン共和国法務省代表らが含まれる。

遍在有用鉱物探掘契約については、それぞれの州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関によって委員会が設立される。委員会の規程および構成は地方執行機関が定める。委員会の構成には地方予算執行管轄機関、環境保護部門管轄機関の出先機関およびカザフスタン共和国法務省出先機関の代表らが含まれる。

本項にしたがって行われる地下資源利用ライセンス方式への移行の手順は、委員会の活動手順を含め、統轄機関が定める。

ライセンスは本法典にしたがって定められた有効期間をもって交付する。この期間は、当該のライセンスの元になった地下資源利用契約の期間を上回ってはならないが、固形有用鉱物と遍在有用鉱物

に係る両契約に関して地下資源利用権が同時に再手続きされる場合には、固形有用鉱物に係る契約の期間を当該の期間とする。この場合、本法典第211条第2項第1段落を目的として、地下資源利用契約（単数または複数）を元として交付された固形有用鉱物採掘ライセンスの期限は、その後の連続した25年間を上限として延長することができる。

本法典第191、208および233条によって規定された義務のほか、交付された地下資源利用ライセンスには、地下資源利用者の付加的義務およびライセンスはく奪の根拠または上記付加的義務に対する違反による違約金支払いの事由を含めることができる。

然るべき地下資源利用ライセンスが交付された日をもって地下資源利用契約の効力は消滅する。

本項にしたがって地下資源利用ライセンスが交付された場合、そのライセンスには本法典第25条第1項第2号、第4号および第40条第2項第1号の規定は適用されない。

本項にしたがって行われる地下資源利用権の再手続きは、契約に基づいて発生する地下資源利用権を消滅させるものではなく、また再手続きの時点で存在する地下資源利用権の抵当を消滅させるものでもない。

26. 本法典が施行される前に締結された地下資源利用契約については、カザフスタン共和国国民である従業員の教育、技能向上および再教育に向けられる支出の契約義務、さらに科学技術・研究および（または）開発業務への資金提供義務の履行報告書が、それぞれの種類の義務につき本法典によって定められた手順と期間で提出される。

27. 固形有用鉱物採掘ライセンスに基づいて、1つの金属（いくつかの金属）の含有率が30%を超える固形有用鉱物採掘を行っている地下資源利用者は、本法典が施行された日から5年の間、カザフスタン共和国域内で1暦年にこれらの鉱物の総採掘量の半分以上の量の加工を行う義務があるものと定める。

技術的要因、生産能力の欠如、不足、または経済的非合理性のゆえに上記の固形有用鉱物採掘の定められた量の加工をすることが不可能な場合、地下資源利用者は固形有用鉱物をカザフスタン共和国域外に持ち出す権利を有する。

28. 本法典が施行される前に締結された（交付された）炭化水素探鉱および（または）採掘契約（ライセンス）については、そうした契約に別段の定めがないかぎり、ブロックから成る地下資源鉱区に、1995年11月16日付カザフスタン共和国政府決定第1552号「地質調査および開発に向けて用意された炭化水素ブロックおよび鉱床マップの承認について」、ならびに1996年12月10日付カザフスタン共和国政府決定第1514号「カスピ海カザフスタンセクターにおける炭化水素の地質調査と開発のためのブロックマップの承認について」にしたがって定められた、ブロック座標・識別指標が適用される。

29. 2015年1月1日までに締結された地下資源利用契約に基づいて、本法典にしたがって定められた、地下資源利用業務を実施する際に用いられる商品、役務およびサービス購入手順にしたがって商品購入を行う場合、入札主催者は、落札者を確定する過程で入札参加者、すなわちカザフスタンの商品生産者の入札価格を20%減額する。

本項の規定は、上記契約の有効期間満了時と2021年1月1日とのいずれか先に到来する期日まで適用される。本法典が施行される前に締結された炭化水素地下資源利用契約については、カザフスタン共和国国民の教育に関わる地下資源利用者の契約義務となる金額の算定は炭化水素部門管轄機関によって承認された方法にしたがって行われる。

30. カザフスタン共和国政府によって承認された生産物分与協定（契約）の枠内で、あるいはカザフスタン共和国大統領によって承認された地下資源利用契約の枠内で自らの活動を行っている、地下資源利用者およびその請負業者による商品、役務およびサービス購入の手順は、このような協定（契約）にしたがって定められた手順で決められる。この場合、このような手順は以下を保障しなければなら

らない。

1) 承認済みの商品、役務およびサービス供給地元業者振興プログラムの実行

2) 商品、役務およびサービス供給志望者全員に対する商品、役務およびサービス購入入札への完全かつ公平な参加機会の提供

3) 商品、役務およびサービス供給志望者の予備選抜のための客観的判断基準の適用。

31. 本法典が施行される前に締結された炭化水素およびウラン採掘地下資源利用契約については、カザフスタン共和国域外で開催された入札の結果に基づいて、あるいは炭化水素の探鉱および（または）採掘およびウランの採掘業務実施の際に使用される商品、役務およびサービス購入の定められた手順に違反して、またはカザフスタン共和国政府によって承認された生産物分与協定（契約）の枠内、あるいはカザフスタン共和国大統領によって承認された地下資源利用契約の枠内で承認された手順に違反して購入された、炭化水素の探鉱および（または）採掘およびウランの採掘業務実施の際に使用される商品、役務およびサービス購入に関わる地下資源利用者とその請負業者の支出は、統轄機関によってそれぞれの地下資源利用者による契約義務の履行として考慮される支出から除外される。本項によって定められた規定はまた、カザフスタン共和国政府によって承認された生産物分与協定（契約）の枠内で、あるいはカザフスタン共和国大統領によって承認された地下資源利用契約の枠内で自らの活動を行う地下資源利用者とその請負業者にも適用される。

32. 本法典が施行される前に締結された地下資源利用契約の枠内で炭化水素探鉱活動を行っている地下資源利用者は、統轄機関によって承認された、炭化水素探鉱・採掘標準契約書にしたがって策定された新しい文面で炭化水素探鉱・採掘契約を締結し、下記条件がすべて遵守される場合に、本法典によって規定された地下資源利用条件に移行する権利を有する。

1) 地下資源利用者に、本法典が施行される前に締結された現行の地下資源利用契約に関わる、統轄機関の通知で挙げられた違反で未是正のものがない

2) カザフスタン共和国税法の要件にしたがって、本法典が施行される前に締結された現行の地下資源利用契約に関わるサインボーナスが地下資源利用者によって全額支払われている

3) 本法典およびカザフスタン共和国のほかの法律によって規定された鑑定の肯定的結論を得た探鉱活動プロジェクト文書が、本法典の要件にしたがって、地下資源利用者によって承認されている

4) 統轄機関によって承認された、炭化水素探鉱・採掘標準契約書に準拠した新しい文面の炭化水素探鉱・採掘契約の締結申請書が、下記条件をすべて遵守して地下資源利用者によって提出された。

本法典が施行される前に締結され、地下資源利用者が行っている炭化水素探鉱活動の枠を定めている地下資源利用契約の有効期限が満了となる前に提出された。

本法典が施行された日から18カ月以内に提出された。

統轄機関によって承認された炭化水素探鉱・採掘標準契約書に準拠した新しい文面による炭化水素探鉱・採掘契約の締結申請書は、以下を含まなければならない。

1) 地下資源利用者の姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、地下資源利用者の名称

2) 地下資源利用者が行っている炭化水素探鉱活動の枠を定めている現行の地下資源利用契約の登録番号と登録日

3) 地下資源利用者が行っている炭化水素探鉱活動の枠を定めている現行の地下資源利用契約の鉱区に、地質学的割当において一致していなければならない探鉱区。

申請書には以下が追加して添付される。

1) 統轄機関によって承認された炭化水素探鉱・採掘標準契約書に準拠した、地下資源利用者が署

名した炭化水素探鉱・採掘契約

2) 探鉱期間中の作業の量、内容および期間を含み、地下資源利用者が行っている炭化水素探鉱活動の枠を定めている現行の地下資源利用契約に基づく作業プログラムで定められている作業の量と種類に関する要件を満たす、炭化水素探鉱・採掘契約書にその不可分の一部として添付されている作業プログラム

3) 地下資源利用者によって承認され、本法典およびカザフスタン共和国のほかの法律によって定められた鑑定の肯定的結論を得た探鉱活動プロジェクト文書。

この場合、このような契約では、統轄機関によって承認された標準契約書にしたがって作成された新しい文面の探鉱・採掘契約締結に関する申請書が提出された日現在の、地下資源利用者が行っている炭化水素探鉱活動の枠を定めている現行の地下資源利用契約の実際の期間分短縮された探鉱期間が、本法典第116条第1項第1段落で定められた規定にしたがって定められる。

地下資源利用者が行っている炭化水素探鉱活動の枠を定めている現行の地下資源利用契約によって規定されている投資上の義務は（もしあれば）、地域の教育、科学、社会・経済的發展部門における義務を除き、統轄機関によって承認された炭化水素探鉱・採掘標準契約に準拠した炭化水素探鉱・採掘契約にその全量が含まれる。

申請書は、これが統轄機関に届けられた日から20営業日以内に審査に付される。

申請書の審査結果に基づいて統轄機関は炭化水素探鉱・採掘契約を締結するかまたはその締結を拒否するかの決定を下す。

統轄機関は次の場合炭化水素探鉱・採掘契約の締結を拒否する。

- 1) 申請書が本項によって定められた要件を満たしていない場合
- 2) 地下資源利用者による本項によって定められた要件の不遵守。

統轄機関の拒否は、地下資源利用者が、現行の地下資源利用契約の有効期間以内に、本項によって定められた要件を遵守した上で、再度申請書を提出する権利を奪うものではない。

統轄機関によって承認された炭化水素探鉱・採掘標準契約に準拠した炭化水素探鉱・採掘契約の締結は、地下資源利用者が行う炭化水素探鉱活動の枠を定めていた地下資源利用契約の有効期間中に為されたカザフスタン共和国法令違反に対する地下資源利用者の責任を免除する根拠とはならない。

探鉱期間の延長および本項にしたがって締結された炭化水素探鉱・採掘契約に基づく活動の実施についての今後の条件は、本法典の規定にしたがって確定される

33. 本法典が施行される前に締結された地下資源利用契約の枠内で炭化水素の探鉱活動を行っている地下資源利用者は、下記条件がすべて遵守される場合に、然るべき根拠に基づき、そして本法典第117条第2および3項によって規定された探鉱期間の全体の長さに関わる要件を遵守せずに、1回だけ探鉱期間を延長する権利を有する。

- 1) 探鉱期間延長申請書が、本法典が施行された日から18カ月以内に提出された
- 2) 地下資源利用者に、本法典が施行される前に締結された現行の地下資源利用契約に関わる、統轄機関の通知で示された違反で未解消のものがない
- 3) 申請書が提出され、本法典第117条第4～11項によって定められた手順で審査される
- 4) 本法典が施行される前に締結された地下資源利用契約の枠内で、試験操業が行われている場合は、その期間が申請書提出時点で3年を超えない
- 5) 申請書に、統轄機関によって承認される炭化水素探鉱・採掘標準契約書に準拠している、地下資源利用者側によって署名された新しい文面の炭化水素探鉱・採掘契約書が追加的に添付されている。

この際、この契約に定める探鉱期間は、申請された延長期間と一致するが、3年を超えないものとす

る。

本法典第117条第2項によって定められた根拠に基づき締結された契約に関わる探鉱期間の、本項第1段落によるこれに続く延長は、本法典第117条第3項によって定められた根拠によってのみ許される。

本法典第117条第3項によって定められた根拠で締結された契約に関わる探鉱期間の、本項第1段落によるこれに続く延長は、禁止される。

統轄機関によって承認された炭化水素探鉱・採掘標準契約に準拠した炭化水素探鉱・採掘契約の締結は、地下資源利用者が行っている炭化水素探鉱活動の枠を定めていた地下資源利用契約の有効期間中に為されたカザフスタン共和国法令違反に対する地下資源利用者の責任を免除する事由とはならない。

参照：2018年9月11日付質問に対する2018年9月24日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第514816号 (dialog.egov.kz) 「カザフスタン共和国新法典『地下資源および地下資源利用について』に基づく地下資源利用契約の変更について」

34. 本法典が施行される前に締結された地下資源利用契約（当初契約）に基づいて炭化水素探鉱活動を行っている、あるいは行っていた地下資源利用者は、申請に基づき、下記条件がすべて遵守される場合に、統轄機関によって承認された炭化水素採掘標準契約に準拠した炭化水素採掘契約を締結する権利を有する

1) 地下資源利用者は、本条第32および33項の規定に基づく新しい文面による炭化水素探鉱・採掘契約を締結することにより、本法典で定められた地下資源利用条件に移行していない

2) 当初契約の枠内で本法典の要件にしたがって地下資源利用者によって鉱床埋蔵量評価報告書が作成されて承認され、地下資源国家鑑定の肯定的結論を得た

3) 地下資源利用者に、当初契約に関わる、統轄機関の通知で挙げられた義務違反で未是正のものがない。

当初契約に基づいて地下資源利用者によって2つまたはそれ以上の炭化水素鉱床が発見された場合、地下資源利用者は1つの炭化水素採掘契約あるいは鉱床ごとに別個の契約を締結する権利を有する。

本項第1段落で挙げられたケースでは、炭化水素採掘契約は準備期間に対して締結され、この期間の長さは申請書の中で地下資源利用者が決めるが、3年を超えることはできない。

炭化水素の地質学的原始埋蔵量が、その評価報告書に本法典で定められている地下資源国家鑑定の肯定的結論を得ていて、石油1億tまたは天然ガス500億m³を超える場合には、採掘契約のこのような鉱床に関する条項は、本法典第119条第7項に挙げられた義務のうちの1つを含んでいなければならない。

炭化水素採掘契約締結申請書は、地下資源利用者によって、当初契約の有効期間中に、またはその失効後12カ月以内に統轄機関に提出される。

統轄機関は、本項第5段落に示された期間の間、また申請書審査期間中および本項第9～16段落によって定められた活動を行っている間、このような地下資源鉱区の地下資源利用権を他者に供与する権利がない。

炭化水素採掘契約締結申請書は以下を含んでいなければならない。

- 1) 申請者の姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、地下資源利用者の名称
- 2) 当初契約の登録番号および登録日
- 3) 採掘鉱区
- 4) 準備期間の長さ。ただし、3年を超えないこと。

申請書には以下が追加して添付される。

1) 統轄機関によって承認される炭化水素採掘標準契約書に準拠した、地下資源利用者が署名した炭化水素採掘契約。ただし、本項第4段落によって定められているケースを除く。

2) 地下資源利用者によって承認され、地下資源国家鑑定の肯定的結論を得た埋蔵量評価報告書申請書は、これが統轄機関に届けられた日から20営業日以内に審査に付される。申請書の審査結果に基づいて統轄機関は次のうちの1つの決定を下す。

1) 炭化水素採掘契約の締結。ただし、本項第4段落で定められているケースを除く

2) 本項第4段落によって定められているケースにおいて、本項で定められた期間と手順による地下資源利用者との交渉の実施

3) 炭化水素採掘契約締結拒否。

統轄機関は、申請書が本項によって定められた要件を満たしていない場合、炭化水素採掘契約の締結を拒否する。

統轄機関の拒否は、地下資源利用者が、本項第5段落で示された期間中に、再度申請書を提出する権利を奪うものではない。

本項第9段落第1号によって規定されたケースでは、統轄機関はこのような決定を採択した日から20営業日以内に、本項第3段落にしたがって決められた期間で申請者と炭化水素採掘契約を締結し、申請者に契約書の署名済みの1通を送付する。

本項第9段落第2号によって規定されたケースでは、統轄機関はこのような決定を採択した日から24カ月以内に、本法典第119条第7項で規定された義務の遂行の条件と手順の確定に関わる地下資源利用者との交渉を行う。

上記交渉の結果に基づいて統轄機関は5営業日以内に次の決定のうちの1つを採択し、地下資源利用者に通知する。

1) 炭化水素採掘契約の締結

2) 炭化水素採掘条約締結の拒否。

本項第14段落第1号によって規定されたケースでは、地下資源利用者は、通知を受け取った日から20営業日以内に統轄機関に、本法典第119条第7項によって規定された義務の遂行の条件と手順を確定する、自らの側によって署名された炭化水素採掘契約書を送付する。

統轄機関は、炭化水素採掘契約書を受け取った日から20営業日以内にこのような契約を締結し、その署名済みの1通を地下資源利用者に送付する。

本項第14段落第2号によって規定されたケースでは、旧地下資源利用者は鉱床の発見と評価の経費の補償を求める権利を有する。

このような補償は、国家統計部門管轄機関の公式統計情報に基づいて算定されるインフレを考慮に入れて、当該経費の全額を一括して支払う形で、新しい地下資源利用者によって行われる。

このような経費の補償金支払期間は統轄機関によって定められ、新地下資源利用者と契約を締結した日から12カ月を超えてはならない。

新地下資源利用者は、自らが補償する経費の監査を行う権利を有する。新しい地下資源利用者と旧地下資源利用者の間に経費補償額を巡って係争が起こった場合には、このような係争は司法手続きによる解決に付される。

35. 本法典が施行される前に締結された地下資源利用契約（現行契約）に基づいて炭化水素採掘活動を行っている地下資源利用者は、申請に基づき、下記条件がすべて遵守される場合に、統轄機関によって承認された炭化水素採掘標準契約書に準拠した新しい文面の炭化水素採掘契約を締結することにより、本法典によって規定された地下資源利用条件に移行する権利を有する。

1) 本法典およびカザフスタン共和国のほかの法律によって規定された鑑定の肯定的結論を得た鉱床開発プロジェクトが、本法典の要件にしたがって、地下資源利用者によって承認された。

2) 炭化水素採掘契約による採掘期間が鉱床開発プロジェクトに基づいて決められているが、その期間が申請書提出時点における現行地下資源利用契約の残存期間を超えない

3) 現行の契約によって規定されている投資義務が（もしあれば）、全量炭化水素採掘契約に含まれている

4) 地下資源利用者に、申請書が提出された時点で、現行の地下資源利用契約に関わる、統轄機関の通知で示された違反で未是正のものがない。

現行の地下資源利用契約で2つまたはまたはそれ以上の炭化水素鉱床が定められている場合、地下資源利用者は1つの炭化水素採掘契約を締結する権利を有する。

炭化水素採掘契約締結申請書は以下を含まなければならない。

1) 申請者の姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、地下資源利用者の名称

2) 地下資源利用契約の登録番号および登録日。

申請書には以下が追加して添付される。

1) 統轄機関によって承認される炭化水素採掘標準契約書に準拠しており、本項第1段落によって定められた規定を考慮に入れた、地下資源利用者が署名した炭化水素採掘契約

2) 地下資源利用者によって承認され、本法典およびカザフスタン共和国のほかの法律によって規定された鑑定の肯定的結論を得た鉱床開発プロジェクト。

申請書は、これが統轄機関に届けられた日から20営業日以内に審査に付される。

申請書の審査結果に基づいて統轄機関は炭化水素採掘契約を締結するかまたはその締結を拒否するかを決定を下す。

統轄機関は次の場合炭化水素採掘契約の締結を拒否する。

1) 申請書が本項によって定められた要件を満たしていない場合

2) 本項第1段落によって定められた要件の不遵守。

統轄機関の拒否は、地下資源利用者が、現行の地下資源利用契約の契約期間中に、再度申請書を提出する権利を奪うものではない。

炭化水素採掘契約を締結する決定を下した場合、統轄機関は20営業日以内にこのような契約を締結し、申請者に契約書の署名済みの1通を送付する。

統轄機関によって承認された炭化水素採掘標準契約に準拠した炭化水素採掘契約の締結は、地下資源利用者が行っていた炭化水素採掘活動の枠を定めていた地下資源利用契約の有効期間中に為されたカザフスタン共和国法令違反に対する地下資源利用者の責任を免除する事由とはならない。

本項にしたがって新しい文面で炭化水素採掘契約を締結した地下資源利用者は、このような契約に関わる地下資源鉱区（単数または複数）を分離する権利がない。

36. カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」の要件にしたがって実施された炭化水素探鉱または採掘地下資源利用権供与入札の勝者（落札者）となった者は、この入札の結果がカザフスタン共和国の法令によって定められた手順で、本法典が施行される前に出されたものである場合、下記条件がすべて遵守される場合に、統轄機関によって承認された標準契約書にしたがって策定された炭化水素探鉱・採掘または採掘契約を締結する権利を有する。

1) 落札者と、カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」によって規定された手順および条件で地下資源利用契約が締結されていない。

2) カザフスタン共和国の税法の要件にしたがって、落札者によってサインボーナスが全額支払

われている。

3) 炭化水素探鉱・採掘または採掘契約締結申請書が、本法典が施行された日から12カ月以内に提出されている。

本項にしたがって落札者によって統轄機関に送付される炭化水素探鉱・採掘または採掘契約締結申請書は、以下を含んでいなければならない。

- 1) 炭化水素探鉱または採掘地下資源利用権供与入札の落札者となった者の名称
- 2) 本項によって規定された条件の遵守を証明する情報と文書
- 3) 本法典第96条第2～4項によって規定された情報と文書。

申請書には以下が添付されなければならない。

1) 統轄機関によって承認された標準契約書に準拠して策定され、本項によって規定された要件を考慮に入れた、落札者によって署名された炭化水素探鉱・採掘または採掘契約。

2) 探鉱期間中の作業実行の量、内容および期間を含み、カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」の要件にしたがって策定され、合意が取り付けられた探鉱活動プロジェクト文書に基づいて、または入札参加のための入札オファーまたは競売参加申請書で定められた探鉱期間中の作業実行の量、内容および期間に関する条件に基づいて作成された作業プログラム。

本項においては、

1) 統轄機関によって承認された標準契約書に準拠した炭化水素探鉱・採掘契約を締結する際、探鉱鉱区は、本法典の要件にしたがって確定され、カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」にしたがって実施された、炭化水素探鉱のための地下資源利用権供与入札の条件に挙げられた、地下資源鉱区の大きさを超えてはならない。

本項にしたがって締結された炭化水素探鉱・採掘契約に基づく探鉱活動プロジェクトの策定と鑑定は、本法典にしたがって行われる。

2) 統轄機関によって承認される標準契約書に準拠した炭化水素採掘契約の締結の際、

採掘鉱区は、本法典の要件にしたがって確定され、カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」にしたがって実施された炭化水素採掘のための地下資源利用権供与入札の条件に挙げられた、地下資源鉱区の大きさを超えてはならない、

炭化水素採掘契約の中で落札者は、本項の個別規定を考慮に入れて、本法典によって定められた規定にしたがって準備期間あるいは採掘期間の確定（プロジェクト文書の策定と鑑定に関するもの、さらに投資義務およびその他の問題に関するものを含む）を提起する権利を有する。

3) 本項にしたがって締結された炭化水素探鉱・採掘契約の中では、入札参加のための入札オファーまたは競売参加申請書によって落札者が受け入れた義務に相応する、契約に関わる作業の実行のために不可欠な人材、役務、サービスにおけるローカルコンテンツに関わる義務が規定されていなければならない。

4) 本項にしたがって締結された炭化水素採掘契約の中では、入札参加のための入札オファーまたは競売参加申請書によって落札者が受け入れた義務に相応する、地域の社会・経済的發展およびインフラ整備向け支出の額；契約に関わる作業の実行のために不可欠な人材、役務、サービスにおけるローカルコンテンツ；契約に関わる作業の実行のために不可欠なカザフスタン共和国域内におけるカザフスタン人人材の教育、科学技術・研究開発事業に対する支出の額に関わる義務が規定されていなければならない。

申請書は、炭水化物探鉱・採掘または採掘契約締結申請書の審査のために本法典によって定められた期間中に審査に付される。

統轄機関は次の場合、炭化水素探鉱・採掘契約締結拒否の決定を下す。

- 1) 申請書が本項によって定められた要件を満たさないとき
- 2) 落札者による本項によって規定された要件の不遵守
- 3) 本法典第97条第3項第2～6号、第8号および第9号によって規定されたケース。

統轄機関の拒否は、落札者が、本項で定められた期間中に、本項で定められたその他の要件を遵守した上で再度申請書を提出する権利を奪うものではない。

37. カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」の要件にしたがって実施された炭化水素探鉱のための地下資源利用権供与入札の勝者との、統轄機関によって承認された標準契約書に準拠した炭化水素探鉱・採掘または採掘契約の締結の手順と条件に関して本条第36項によって定められた規定は(本条第36項第2段落第3号および第6段落第3号を除き)、カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」の規定にしたがって直接交渉議事録が署名された場合の炭化水素部門の国营会社との炭化水素探鉱・採掘または採掘契約の締結にも適用される。

この場合、地下資源利用業務実施条件は直接交渉議事録に基づいて決定される。

38. 本法典が施行される前に締結された国際条約にしたがい、統轄機関は、このような国際条約に挙げられた者に、直接交渉に基づいて炭化水素探鉱契約に基づく地下資源利用権を供与することができるものとする。

本項にしたがって直接交渉に基づいて炭化水素探鉱のために地下資源鉱区を取得し、利用する意思をもつ者は、統轄機関に以下を表記した申請書を送付する。

- 1) 申請者の名称、その所在地、法人としての国家登記に関する情報(商業登記簿抄本、または申請者が外国の法令に則った法人であることを証明するその他の法的文書)、申請者を直接的または間接的に支配している経営者、自然人、法人、国家および国際組織に関する情報
- 2) 申請者が直近の3年間に活動していた国家のリストをはじめとして、申請者のこれまでの活動に関する情報
- 3) 申請者が求めている地下資源鉱区エリア。

申請書とこれに添付されるすべての文書はカザフスタン語およびロシア語で作成しなければならない。申請書が外国人または外国法人によって提出される場合は、申請書に添付される文書はほかの言語で作成してもよいが、各文書に必ずカザフスタン語とロシア語の翻訳を添付し、翻訳の正確性を公証によって認証すること。

炭化水素探鉱契約に基づく地下資源利用権の供与をめぐる直接交渉は、権限を委任された申請者代表と統轄機関の作業部会の間で行われる。

直接交渉は、申請書が統轄機関に届けられた日から2カ月以内に行われる。直接交渉実施期間は統轄機関の決定により延長されうる。

統轄機関は、直接交渉の結果に基づいて炭化水素探鉱契約を締結するかまたはその締結を拒否するかの決定を下す。

探鉱契約締結の決定が下された場合、申請者は決定が下された日から20営業日以内に直接交渉の結果に基づいて額が決まったサインボーナスを支払い、統轄機関に以下を送付する。

- 1) サインボーナス支払い証明書
- 2) 炭化水素探鉱契約草案
- 3) 直接交渉の結果決まった探鉱期間中の作業実行の量、内容および期間を含む炭化水素探鉱契約書にその不可分の一部として添付される作業プログラム。

炭化水素探鉱契約草案は次の条件を含んでいなければならない。

- 1) 地下資源利用業務の種類
 - 2) 契約有効期間
 - 3) 地下資源鉱区（単数または複数）の境界
 - 4) 作業プログラムによって規定されている地下資源鉱区における作業の量と種類に関わる地下資源利用者の義務
 - 5) 人材におけるミニмумローカルコンテンツ比率に関わる地下資源利用者の義務
 - 6) 炭化水素部門管轄機関によって承認された優先役務およびサービスリストに含まれている役務およびサービスの種類に関わるものを含む、本法典の要件を満たす、役務およびサービスのローカルコンテンツ比率に関わる地下資源利用者の義務
 - 7) 地下資源利用後の撤収処置に関わる地下資源利用者の義務
 - 8) 本法典によってその達成が契約上の義務とされる炭化水素探鉱基本プロジェクト文書記載指標についての違反を含め、契約義務違反に対する地下資源利用者の責任
 - 9) 地下資源が探鉱業務実施のための利用に供与される根拠となったその他の条件。
- 探鉱契約草案は統轄機関による鑑定および法務鑑定に付される。統轄機関による契約草案の鑑定は、それが受理された日から20営業日以内に行われる。
- 炭化水素探鉱契約草案は、それが受理された日から3営業日以内に、契約条項のカザフスタン共和国の法令の要件への適合確認のために実施される必須の法務鑑定を遂行するために統轄機関によって送付される。法務鑑定は20営業日以内に行われる。鑑定の結果は否定的あるいは肯定的、いずれかの結論にまとめられる。
- 申請者は、鑑定結論で指摘された問題を解消するために契約草案を推敲する。指摘された問題が是正された場合、国家機関は10営業日以内に再鑑定を行う。
- 申請者は、本項に定める鑑定の肯定的結論を受領した日から10営業日以内に、統轄機関に自らが署名した炭化水素探鉱契約書を送付する。
- 統轄機関は、契約書を受領した日から20営業日以内に炭化水素探鉱契約を締結し、その署名済みの1通を地下資源利用者に送付する。
- 炭化水素探鉱契約に対して、作業プログラムの中で当初定められていた義務を縮小または撤廃するような追加協定を締結することは禁止される。

カザフスタン共和国

大統領

N.ナザルバエフ

アスタナ、大統領宮殿、2017年12月27日

No. 125-VI ZRK